

平成 11 年度環境庁委託
持続可能な開発支援基盤整備事業

自然環境保全技術移転研修マニュアル

平成 12 年 3 月

社団法人 海外環境協力センター

目次

序	1
第1章 日本の概要	3
1-1) 国土・社会	3
1-2) 政治・経済	5
第2章 日本の自然	8
2-1) トポグラフィ	8
2-2) 哺乳類相	12
2-3) 鳥類相	15
2-4) 両生・爬虫類	18
2-5) 昆虫	21
2-6) 植物	24
2-7) 植生	27
第3章 日本の法制度	30
3-1) 環境法制度の理念・概要	30
3-2) 自然保護行政一般に関わる法制度	33
3-3) 環境基本法	36
3-4) 自然環境保全法	39
3-5) 自然公園法	42
3-6) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	45
3-7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	48
3-8) 環境影響評価法	51
3-9) 文化財保護法、温泉法、森林法	59
3-10) 生物多様性国家戦略	62
3-11) 関連国際条約	65
第4章 日本の保護区	86
4-1) 日本の保護区制度の概要	86
4-2) 日本の保護区設立の歴史	89
4-3) 自然公園	95
4-4) 自然環境保全地域	117
4-5) 鳥獣保護区	120
4-6) 森林保護区	121

4-7) 国立公園等自然保護区の現状と課題	128
第5章 日本の野生生物保護管理	131
5-1) 野生生物保護への基本的取組・考え方	131
5-2) 狩猟制度	133
5-3) 希少野生動植物の保護	136
5-4) その他の制度による野生動植物保護管理	139
5-5) 野生生物保護に関わる調査・モニタリング	141
5-6) 保護増殖事業	148
5-7) 植生の変化とその復元	151
5-8) 野生動物による被害と野生動物との共生	154
5-9) 地方自治体の試み・道東地域エゾシカ保護管理計画	157
第6章 環境教育	161
6-1) 日本における環境教育・自然保護教育	161
6-2) 様々な取組	163
第7章 NGOの活動状況	168
7-1) 日本の自然環境保全分野のNGO	168
7-2) 日本のNGO支援プログラム	174
7-3) 日本のNGO支援プログラムによるNGOの自然保護分野における海外プロジェクト	180
7-4) 国際NGOの活動状況	184
第8章 自然環境保全分野の国際協力	187
8-1) 日本の途上国支援の概要	187
8-2) 日本のODAの仕組み	198
8-3) ODAによる環境保全への取り組み	201
8-4) 生物多様性保全の協力	204
8-5) 環境庁などの取り組み	209

序

アジアを始め、アフリカ、中南米さらに近年では、東欧諸国などにおいて、わが国の対外援助が、相手国の発展に大きく寄与してきたことは、明白であるように思われる。とりわけ社会的な基盤整備、医療、農業、教育といった各分野における貢献には目覚ましいものがある。

こうした諸分野に比べ、環境分野、とりわけ自然環境保全の分野におけるわが国の取組は、比較的に新しい試みであったという事ができる。1992年にリオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議以降、例えば「生物多様性の保護」と「持続可能な開発」など、新たな、かつ当面の重要な行動目的となる、自然環境保全と密接に関連した概念も、広く世界的に受け入れられており、自然環境保全に関連した分野へのわが国の貢献も、大いなる期待を持って開発途上国から求められてくるものと思われる。

自然はもとより多様であり、こうした分野に貢献すべく派遣される専門家が対応することとなる自然は、派遣国により千差万別である。加えて各国様々な自然の保護管理策が実施され、行政の立場として関わる機会の多い専門家にとっては、戸惑うことも多いのが現実である。

途上国のなかには、強力な「野生生物保護法」を擁し、公園保護区についても「営造物」的性格を与え、国策の主要な柱として野生生物保護を捉え、積極的にこれを推し進めようとしている国も少なくない。こうした国々においては、比較的に穏やかな野生生物保護管理策を踏襲してきたわが国の感覚からは、時として戸惑うことも多い。それぞれの国の野生生物保護管理には、自然そのものの違いのみならず、背景となるその国の歴史、人々の価値観も色濃く反映されている。途上国において技術指導を行い、彼等と生活を共にしつつ、彼我の違いに思いを及ばせ、その国の考え、体制に合った技術指導方を見出していくことは、重要な専門家の役目といえる。

今回の技術移転マニュアルでは、こうした点を考慮し、わが国から派遣された専門家が、その原点であるわが国の自然環境保全システムを改めて見直し、その上で派遣各国の実情に合わせた技術移転方を生み出していく、そのための基礎となりうることを目指した。

わが国の自然環境保全システムが、世界で最も進んだものというつもりはないが、少なくともこのように人口の過密な狭い国土で、多くの自然公園や保護区を維持し、野生生物と共存してきたことは事実である。異なった自然、異なった保護管理システムの国で、わが国の自然環境保全システムを省みることは、必ずや専門家自身にとっても、たぐいまれな示唆に富む機会であると信ずる。

他方、技術指導を通じ派遣国になじめばなじむほど、逆に彼等に対し日本のシステム、自然環境について、説明を行わねばならない機会も多くなるものと思われる。そうした機会において、このマニュアルが有効に利用されることを、大いに願っている。こうした機会を通じ、派遣国のシステムの優れた面、わが国のシステムの長じている点を理解していくことは、専門家の業務の進展に大いに寄与するものと考えている。

(1) 日本の概要

1-1) 国土・社会

a) 日本の位置

アジア大陸の東岸から海をへだてて、弧状に散在する島国。大小7000あまりの島々が北東から南西へつらなり、その長さは3000kmにおよぶ。陸地面積は(北方領土を含め)37万7837km²であり、イギリスのほぼ1.5倍にあたる。

b) 土地利用

地形別面積は：山地：230,331(61,0%)、丘陵地：44,337(11,8%)、台地：41,471(10,0%)、低地：51,963(13,8%)、
内水域等：9,232(2,4%)

地目別面積は：田、畑、果樹その他樹木林：69,294(18,6%)、森林及び荒地：268,531(72,1%)、建物用地：17,702(4,7%)、
幹線交通用地他：6,659(1,8%)、湖沼及び河川地：9,597(2,6%)、海浜及び分類不明：761(0,2%)

(単位km²)

c) 人口

1997年10月1日現在：総人口126,166、男性61,805、女性64,361(単位1000人)

高齢化が急ピッチで続いている。1997年には、前年に比べて65歳以上人口が74万
1000人増となる一方、0-14歳のそれは28万人減り、前者が後者を初めて上回った。

d) 都市圏への人口集中

1960年頃から、東京・大阪・名古屋の3大都市圏へ人口が流入し、地方の過疎化が問題となった。現在全人口に占める3大都市圏の人口は43%を超えている。

e) 宗教

宗教の自由が憲法に規定されているので、政府は宗教に関わる統計調査を行っていない。文化庁の「宗教年鑑」には各宗教団体が自発的に提出する数字が収められているが、それによると全宗教団体の信者総数は約2億300万人となり、総人口の2倍近い数字となっている。

f) 住宅の総数と広さ/住宅事情の国際比較

外国人から「うさぎ小屋」とからかわれる日本の住宅だが、5年ごとの住宅統計調査を見ると改善の様子が分かる。この25年間で1人あたりの畳数は5.6畳から10.4畳へと1.9倍になり、1住宅あたりの居住室数も26%ほど増加している。

住宅事情を欧米と比較すると日本はまだ遅れている。住宅価格の年収倍率は、東京の12.9倍、大阪の9.5倍に対して、ニューヨークは2.9倍である。

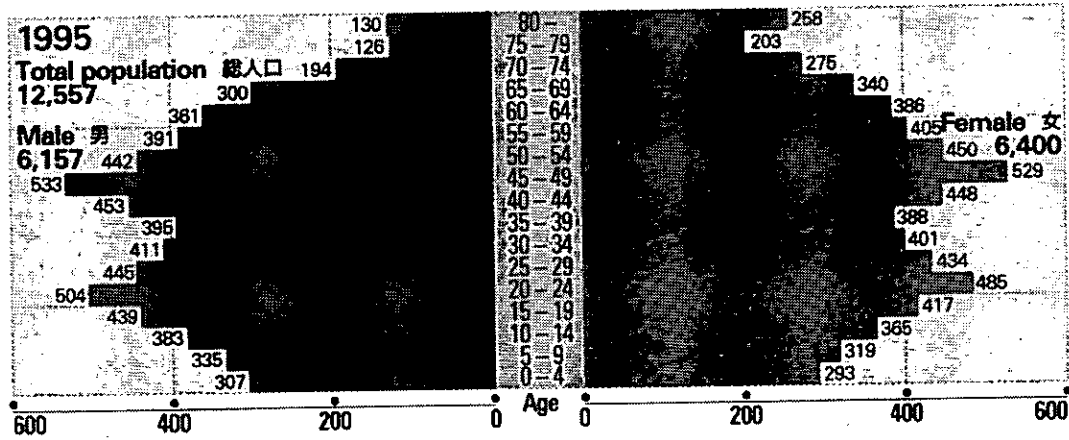
国土庁 監修(1993):平成5年版 国土統計要覧、大成出版社

朝日新聞社(1999):朝日新聞ジャパン・アルマナック

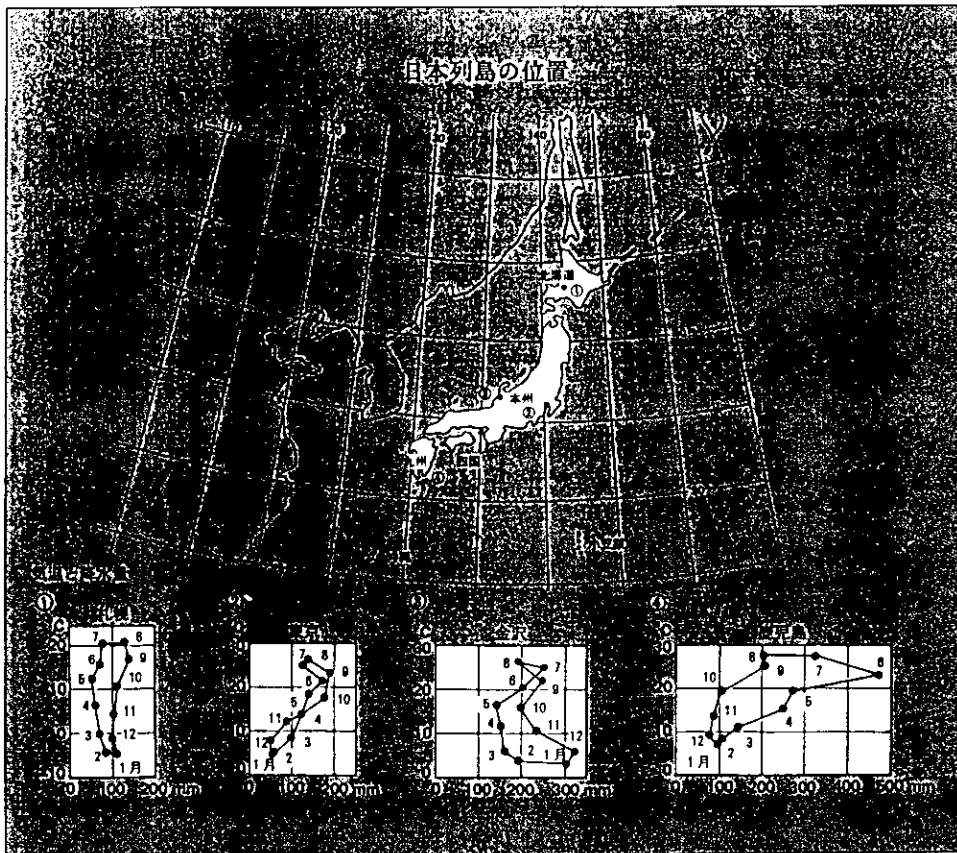
(1) 日本の概要

1-1) 国土・社会

人口



日本列島の位置



朝日新聞(1998):朝日新聞ジャパン・アルマナック

環境庁自然保護局(1997):人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 —その役割と仕事—

(1) 日本の概要

1 - 2) 政治・経済

a) 首都 : 東京

b) 主要民族・言語 : 日本人・日本語

c) 政治体制 : 立憲君主制 (元首 : 天皇 / 象徴)

d) 統治機構

国会は日本で唯一の立法機関、内閣は政治を行う行政機関、裁判所は法に基づいて裁判を行う司法機関であり、三者はそれぞれ独立している。日本国憲法はすべての法律の根本の法であり、立法、行政、司法のいずれもそのために反してはならない。

e) 国の予算

98年度の一般会計予算は総額で776,692(億円)であった。

f) 国内総生産

国内総生産(GDP)は、外資系企業や外国人労働者もふくめ、国内に住む生産者が生み出した財とサービスの付加価値の総額。GNPは海外在住者も含めた一国国民全員の経済活動が対象だが、GDPは一国内で生じる経済活動の規模、景気を示す。欧米はGDP統計が主流。日本も海外投資の増加に伴い、1993年に統計をGNPからGDP中心に改めた。GDPの増加率が経済成長率である。なお1997年の世界のGNP/GDP(名目)は;日本41,951(14.2%)、米国78,240(26.5%)、EU80,801(27.4%)、独20,899(7.1%)、仏13,941(4.7%)、英12,825(4.3%)、伊11,454(3.9%)、アジア31,567(10.7%)、ラテンアメリカ20,031(8.8%)、中東13,544(4.6%)、オセアニア4,661(1.6%)、東欧3,796(1.3%)、アフリカ4,061(1.4%)などとなっている(単位は億ドル)

g) 内外価格差

日本の物価水準の高さは定評がある。経済企画庁は生計費全体について東京と欧米4都市を比較した。それによると、東京の生計費はニューヨークの1.33倍、ロンドンの1.28倍、パリの1.19倍、ベルリンの1.24倍とされる。

g) 教育制度 / 成人識字率

教育制度 : 6・3・3・4制、義務教育年限9年

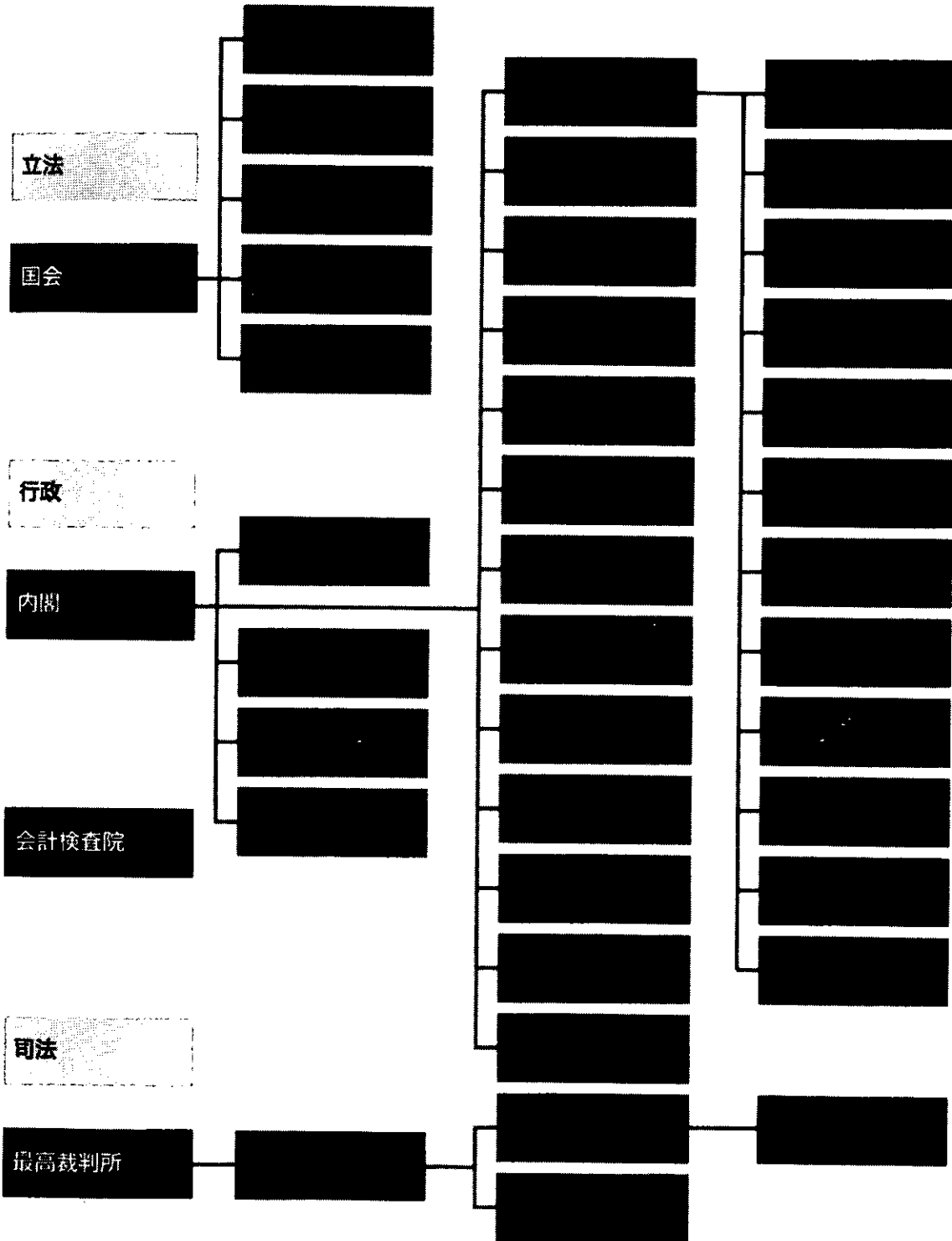
成人識字率(89年) : 99% (男99%、女99%)

東京書籍(1991): 世界各国要覧6 訂版

朝日新聞社(1999): 朝日新聞ジャパン・アルマナック

(1) 日本の概要
 1-2) 政治・経済

日本の統治機構



朝日新聞(1998): 朝日新聞ジャパン・アルマナック

朝日新聞(1999): 朝日新聞ジャパン・アルマナック

(2) 日本の自然

2-1) トポグラフィー

2-1-1) 日本の地形・地史

a) 地形

日本列島の地形は起伏が激しく、国土の4分の3は山岳地形に覆われている。河川の数も大変に多く、その浸食により、おしなべて急峻な地形の山岳地帯を形成している。

火山の数も多く、約200の火山が有るとされ、それらは千島、鳥海、那須、富士、乗鞍、大山、霧島と呼ばれる火山帯を形成する。また地震も頻発する国である。

b) 地史

古第三紀まで大陸の一部であった日本列島は、新第三紀初期になり、大陸より分離、太平洋側へ移動し、後の日本海が形成された。大小の島々からなる多島海(中新世)の時代を経て、洪積世に入り、次第に現在の日本列島に近い形となっていくと考えられる。その後の地盤の隆起や沈降による大陸とのつながりや分断、洪積世に繰り返された氷期と間氷期の到来は、日本列島の多様なフローラやファウナの形成に大きく影響した。

c) 気候

南北に長い(北緯20度25分/沖ノ鳥島、北緯45度33分/択捉島)日本列島は平面的には亜寒帯から、冷温帯、暖温帯、亜熱帯まで、多様な気候帯にまたがり、さらに高標高の山岳地帯を有するため、変化に富んだ気候風土を持つ。年間降雨量も多い。もっとも広範を占める温帯域(本州・四国・九州)では、気温の変化に従い春・夏・秋・冬の季節変化が明瞭で、降雨量に着目すれば夏の前半と秋の前半の雨季(長雨)、冬の日本海側における豪雪が顕著である。

環境庁(1989): Aspect of Nature

湊 正雄 監修(1977): 日本の自然, 平凡社

中村一明 他(1987): 日本の自然1 火山と地震の国、岩波書店

市川浩一郎 他 編(1970): 日本列島地質構造発達史、築地書館

安田喜憲 他(1998): 図説 日本植生史、朝倉書店

中村和郎 他(1986): 日本の自然5 日本の気候、岩波書店

(2) 日本の自然 2-1) トポグラフィ

2-1)-1) 地形・地史・気候

1) 古第三紀・漸新世—約3000万年前—



2) 中新世末期—約1400万年前—



3) 洪積世中期末—約38万年前—



4) 洪積世後期(氷期)—約2万年前—



5) 沖積世初期—約6000年前—



市川浩一郎 他 編(1970): 日本列島の地史、日本列島地質構造発達史、築地書館

(2) 日本の自然

2-1) トポグラフィ

2-1-2) 生物地理区と日本

a) 世界の生物地理区と日本

動物地理区や植物区系は、世界各地に分布する動物や植物を比較して、それぞれの特徴を持った地域に区分したものである。

生物の分布には、大きく分けて、生態的分布と地理的分布の2つの要因がある。前者は、その生物自身のもつ環境への適応力によって分布域の定まるものであり、後者は、移動をはばむ地理上の障害によって分布が制限されるものである。従って、生物の分布を考える場合は、本来は種ごとにその由来を分析しなければならない。

しかし、より大きな分類単位で生物を取り上げてみると、その中のそれぞれの種に共通する分布域があらわれ、幾つかに区分できる。これは、種ごとの生活型の類似や、地史と深く関係した系統上の近縁性によるものである。

動物全体についてみると、図のような6区にまとめるのが一般的である。注目する動物群によって、いくつかの区分けができるが、図の区分けは比較的多くの動物群に適用できるものである。同様に、植物全体についてみると、世界は6つの植物界に区分できる。その区分は、動物よりも強く緯度に関係しているのが分かる。

日本列島は、その大部分が旧北区(動物)または北帯植物界(植物)に含まれるが、南西諸島は東洋区(動物)または東南アジア区(植物)の一部と考えられる。残りの列島部分の内、本土地域(本州、四国、九州)は、旧北区と東洋区の移行帯的(動物)性質を有する。たとえば哺乳類のカモシカ属、マカク属、ムササビ属は東洋区の動物であるが、ニホンカモシカ、ニホンザル、ムササビは本州の北端にまで生息する。

b) 日本列島の生物地理

日本列島に生息する多くの種は、海峡が分布の境界になる。特に津軽海峡(ブラキストン線)と、奄美諸島と屋久島間のトカラ海峡(渡瀬線、東洋区と旧北区の境界)が境界線として重要である。

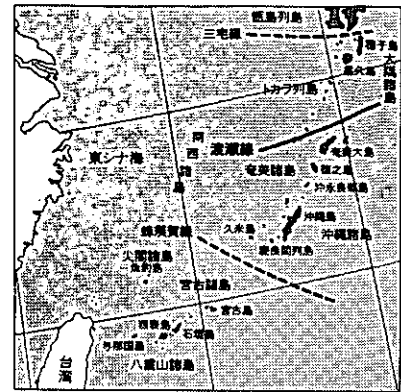
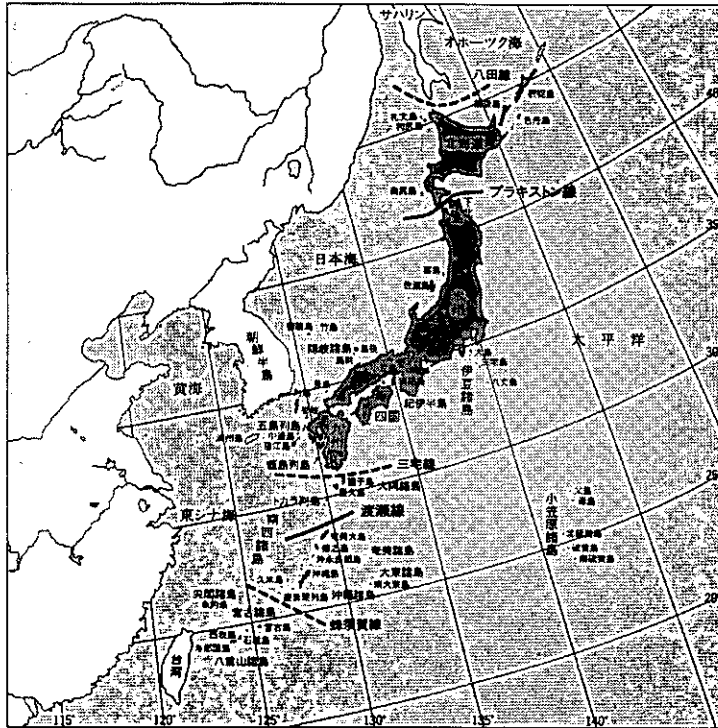
- ・ブラキストン線：津軽海峡線ともいう。プレーキストンとプライアーが1880年に「日本鳥類目録」で提唱した。哺乳類の分布境界がこの線と合致するものが多い。
- ・渡瀬線：1912年に渡瀬庄三郎が確認、この線より北を旧北区、南を東洋区とする。哺乳類・両生類・爬虫類・クモ類などの分布境界と合致するものが多い。
- ・八田線：宗谷線ともいう。両生類・爬虫類・淡水無脊椎動物の境界線と合致するものが多い。
- ・蜂須賀線：鳥類の分布境界と合致するものが多い。
- ・三宅線：これより北は日本特産の昆虫、南は熱帯型の昆虫が多い。

環境庁(1982): 日本の自然環境

日高敏隆 監修(1996): 日本動物大百科、平凡社

(2) 日本の自然 2-1)トポグラフィー

2-1-2)生物地理区と日本



◀◀日本の動物地理区
 ブラキストン線 津軽海峡線ともいう。プレーキストンと
 プライアーが1880年に『日本鳥類目録』で提唱した。
 この線より北をシベリア亜区、南を満州亜区とする。
 哺乳類の分布境界がこの線と合致するものが多い。
 渡瀬線 1912年に渡瀬庄三郎が提議。この線より北を
 旧北区、南を東洋亜区とする。哺乳類・両生類・
 爬虫類・クモ類などの分布境界と合致するものが多い。
 八田線 察谷線ともいう。この線より北をシベリア亜区、
 南を満州亜区とする。両生類・爬虫類・淡水無脊椎動物の
 分布境界と合致するものが多い。
 須賀線 この線より北を全北区、南を旧熱帯区とする。
 鳥類の分布境界と合致するものが多い。
 三宅線 これより北は日本特産の昆虫、
 南は熱帯型の昆虫が多い。

(2) 日本の自然

2-2) 哺乳類相

a) 日本の哺乳類相の特徴1 / 多様性・固有性

日本列島の、緯度的には亜熱帯から亜寒帯までを含み、さらに高い山を持つ島嶼が多いため、同緯度であっても標高により温帯から亜寒帯または寒帯までを含む、という多様な生態環境と、しばしば大陸との接続と分離を繰り返してきた複雑な成立過程から、日本の哺乳類の種数は大変豊富である。現在日本に生息する土着の哺乳類は23科60属109種(比較的近い過去に絶滅したオオカミなどを含め、クジラ類を除く)、陸生種(アザラシ、トドなどを除く)20科53属99種に達し、これは現在世界で知られている哺乳類全体の2.4~2.6%になる。

これを広大な面積、多様な環境を持つ隣国の中国(414種)と比べると、日本の陸生種は中国のものの23.9%にすぎない。しかし、日本の国土面積は中国のわずか4%にすぎないので、単位面積で示すと6倍の種数となり、日本列島には相対的に多様な哺乳類が生息していることになる。さらに、同じ島であるイギリス本土と、面積が類似している本州の陸生哺乳類の種数を比較すると、48:58でイギリスの方が17.4%も少ない。

日本の哺乳類は比較的種数が多いばかりでなく、固有種が多いことも大きな特徴である。陸生種だけについてみると、39種、39.4%が固有種ということになる。前述のイギリス本土で固有種がまったくいないのとは対照的に、日本列島において高い固有種率がみられるのは島の成立や構造の違いによるものと思われる。イギリスの場合、更新世(洪積世)に氷河によって植生や生息環境が大きく破壊され、動物が長期にわたって生存できる条件がなかったことから、動物はそこで特有の大きな進化を遂げることができなかったものと思われる。一方、日本列島は南北に長いので、寒冷な氷河期には動物は南方へ移動し、温暖期においては寒地性の動物は高山や北方へ移動することによって絶滅を免れ、時間をかけて進化を遂げた結果、多くの固有種が生まれたものと思われる。

b) 日本の哺乳類相の特徴2 / 哺乳類相の質

ここで日本の哺乳類相を、同じ緯度のアジア大陸のものと比較すると、次のような特徴が有る。

- 1) 草原・砂漠性の種がない。その理由は降雨量に恵まれた日本では、乾燥生態系は発達せず、森林が優占するためである。
- 2) 大型肉食獣(トラ、ヒョウ、オオヤマネコ)がない。
- 3) ジャコウネコ科がない。帰化したと思われるハクビシンはいるが、マンゲース類は自然分布しない。

c) 日本の哺乳類の分布 日本の哺乳類地理区

動物地理区の上からは、日本は二つの地理区にまたがった位置にある。一つは旧北区で、トカラ列島以北の本土域がこれに含まれ、温帯から寒帯に起源を持つ種が主体になっている。もう一つは渡瀬線以南の奄美諸島・南西諸島で、東洋区に位置し、亜熱帯から熱帯に起源を持つ種が主体である。

本土域のうち北海道には、北海道独自の固有種はほとんど存在せず、生息種の61%(他は本土との共通種)は日本では北海道とその属島だけに分布する種であるが、それらはまたサハリンやシベリアなど北方域に同類が見られるものである。

本州・四国・九州およびその属島(対馬を除く)の哺乳類の基本的な種構成は同じである。少なくとも現在土着種

の42%余が固有種であり、本土域の哺乳類相の根幹を成すものと思われ、いずれも起源は非常に古い。本土域の哺乳類は大陸の哺乳類との類縁関係から大別して、朝鮮や中国東北部或いはその北方に類縁をもつグループと、中国南部やヒマラヤなど、より南方に起源を持つグループとからなる。

本土域のうち対馬の哺乳類は朝鮮方面の影響を受け、日本の他の地域では見られない数種の朝鮮系の種を含んでいる。

日本の中では南西諸島だけが東洋区に属し、これらの島嶼の大部分は少なくとも更新世初期に大陸と接続して以来、長い孤立の歴史を保ってきた。またそれぞれの島は非常に小さいため、そこで生き残った哺乳類は特殊化が進み、土着種のうち56%が固有種であり、いくつかの種は属レベルでも固有である。

附表：

日本固有の哺乳類

本土域

食虫目 アズミガリスミ、ホシウタガリスミ、ジリスミ、ヒメリスミ、ヒリスミ、ミズメグサ、アズメグサ、サドメグサ

翼手目 コキガシロコウリ、カシバシロコウリ、カシバコウリ、カシバコウリ、カシバコウリ

霊長目 ニホンザル

兔目 ノネ

齧歯目 リス、ホドモウガ、ムサビ、ヤマネ、ヤネリスミ、スミスリスミ、ハリスミ、ヒメリスミ、アカリスミ

食肉目 ホドイサ

偶蹄目 カシ

南西諸島

食虫目 リリスミ、セウメグサ

翼手目 ナカコウリ、ヤエマコキガシロコウリ、ナカコキガシロコウリ、カシコウリ、リュウキュウカシコウリ

兔目 アミノカウリ

齧歯目 アミリスミ、ツガリスミ

食肉目 リリスミ

小笠原

翼手目 カシコウリ、カシコウリ

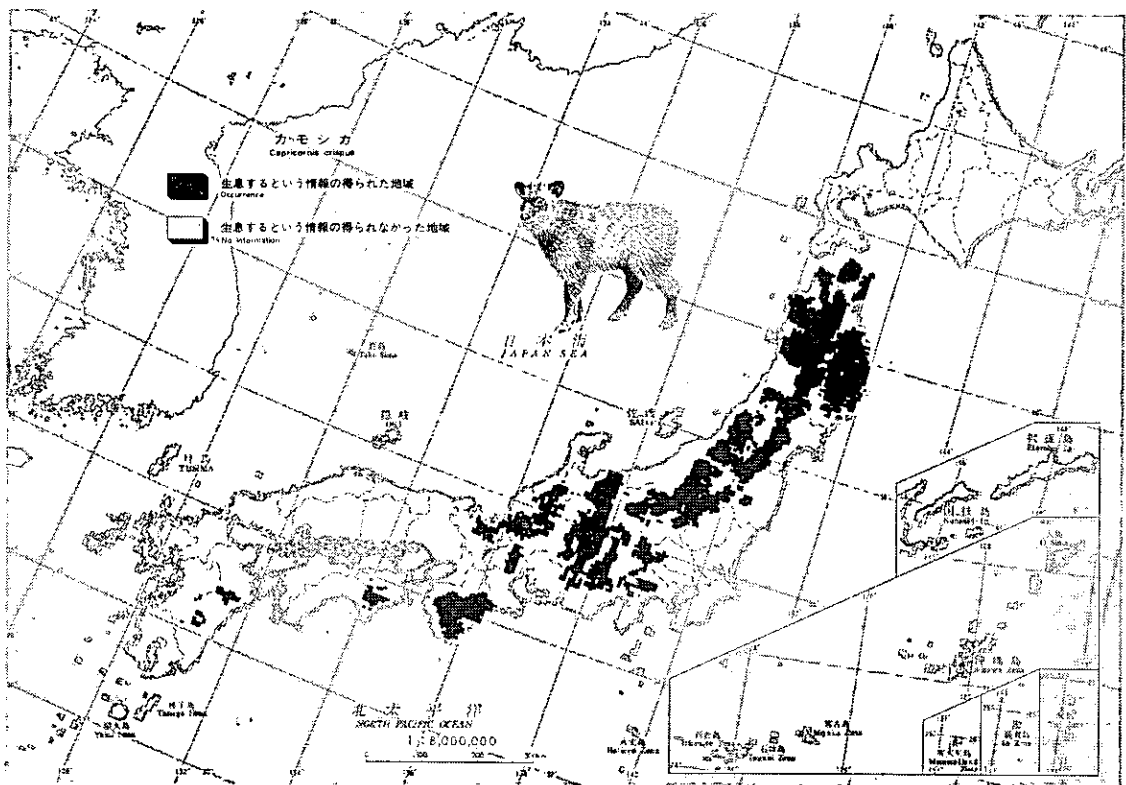
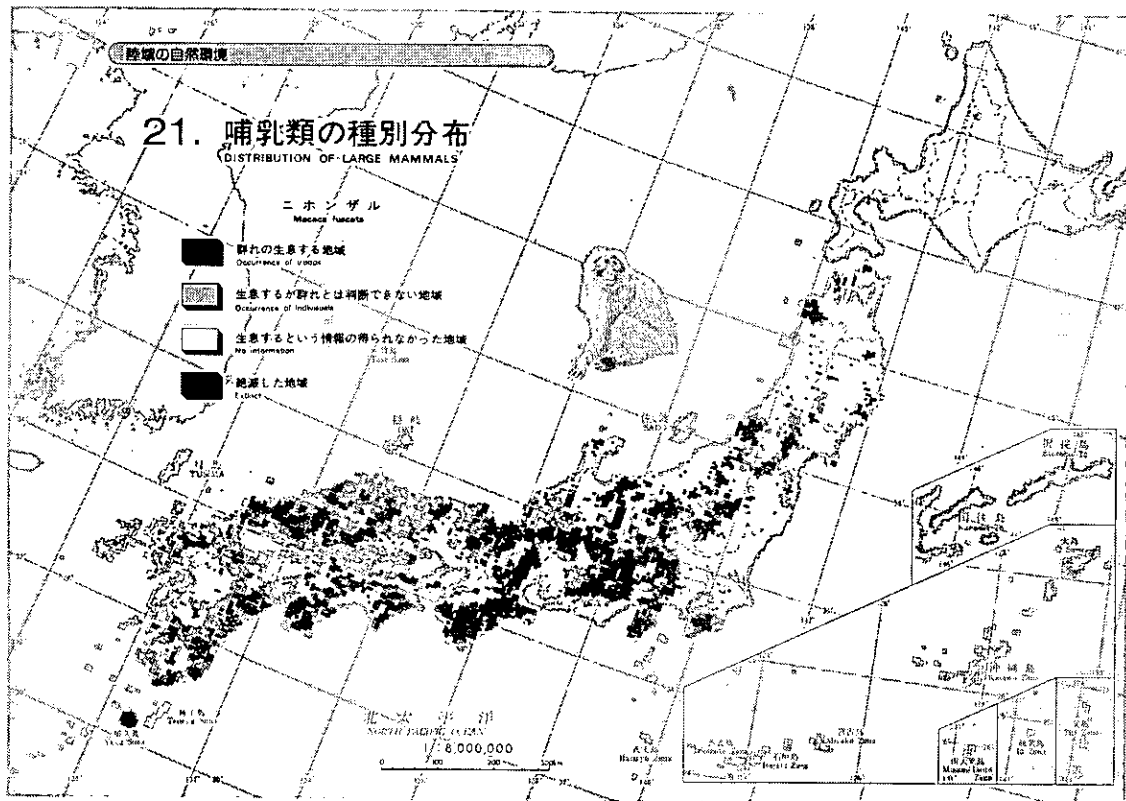
阿部 永 “日本の哺乳類の多様性とその保護” 「モグラたち、そして野生動物たちの今は - 野生動物の保護をめざす「もぐらサミット」報告書」 比和町立自然科学博物館・比婆科学教育振興会、1998年

阿部 永 (1998): 日本の哺乳類の多様性とその保護、モグラたち、そして野生動物たちの今は - 野生動物の保護をめざす「もぐらサミット」報告書、比和町立自然科学博物館・比婆科学教育振興会、

日高 敏隆 監修 (1996): 日本動物大百科、1 哺乳類、平凡社

阿部 永 監修 (1994): 日本の哺乳類、東海大学出版会

金子之史 (1998): 哺乳類の生物学 1 分類、東京大学出版会 (参照資料)



「日本の自然環境」環境庁 1982年

(2) 日本の自然

2-3) 鳥類相

a) 移動形態による鳥類の種類

日本列島には、北極圏、アラスカ、カムチャッカ半島、シベリア大陸、中国大陸、朝鮮半島、マレーシア、フィリッピン、オーストラリアなど多くの国々から越冬、繁殖、中継などさまざまな要求をもった鳥達がやって来る。これまでにわが国で記録された鳥類は併せて約500種、亜種まで含めると600を数える。

わが国では、これら鳥類の移動形態に合わせて次のような便宜的なわけ方をしている。すなわち、周年を通して同一地方に住みついているスズメ、キジ、カラスなどを留鳥、一地方内で越冬地と繁殖地を異にし、小規模な季節移動をするウグイス、カケス、ミソサザイなどを漂鳥、夏季に越冬地からわが国に渡来して繁殖し、秋季ふたたび温暖な越冬地へ帰っていくツバメ、ホトトギス、オオルリなどを夏鳥、秋季北方から渡来し越冬ののち、春ふたたび北方に去り繁殖するツグミ、マガン、オオハクチョウなどを冬鳥、日本列島を渡りの途次、中継地としてのみ利用するトウネン、キョウジョシギ、ソリハシシギ、ムナグロなどを旅鳥、気象の激変により、または他種の群れにまぎれ込んで本来の分布域を外れて飛来したヒメノガン、ミヤマシトドなどを迷鳥と各々よんでいる。

b) 鳥類相の特徴

わが国で記録された鳥類のうち迷鳥といった特異なものをのぞいて、留鳥と渡り鳥の種類数の比率を見ると、本州、四国、九州地方では留鳥が40%に対し、渡り鳥が60%となっている。北海道と琉球列島ではその比率は実に留鳥20%対渡り鳥80%となる。この比率を見ても日本列島が渡り鳥にとって如何に重要であるかが知られよう。そしてこの渡り鳥の多さが日本の鳥相の一つの特徴ともなっている。

わが国の鳥相の今一つの特徴は、周囲を海洋に囲まれている関係で海洋性の鳥類が多いことである。これらの中にはウミガラス、コシジロウミツバメなど列島周辺に散在する島嶼を繁殖の場を選んでやってくるもの、ハシボソミズナギドリ、ピロードキンクロなど大陸棚にえさ場を求めて渡来するものなどさまざまである。この他の特徴として、国土の約70%を森林が占める日本では、森林を主な住み場所とする鳥達が多数生息している事があげられる。日本で繁殖する陸鳥約150種のうち約100種(67%)は、何らかのタイプの林にすんでいる。草原や湿地を本拠地にする鳥は約25種(17%)、岩が裸出しているような環境にすむ鳥はイソヒヨドリとイワヒバリの2種ぐらいしかいない。

しばしば2000~3000mに達する山地が国土の大部分を占める日本では、いろいろな鳥がすんでおり、標高の違いに応じて低山帯、亜高山帯、高山帯それぞれの鳥の世界がある。類縁の近い近縁種はセンダイムシクイ、エゾムシクイ、メボソムシクイなどのように、しばしば標高を違えて繁殖している。また南北に長い国日本には、温帯から亜寒帯、寒帯域に分布の中心を持つ北方系の鳥と、温帯南部から亜熱帯、熱帯域に分布の中心を持つ南方系の鳥の両方が生息、繁殖している。前者の代表としては、エゾライチョウ、クマガラ、シマフクロウ、シマアオジ、ギンザンマシコなどがあげられる。後者の代表としては、カンムリワシ、アカショウビン、ブッポウソウ、ヤイロチョウ、シロガシラ、メジロなどがあげられる。

c) 動物地理区

哺乳類を中心とした動物地理区では、わが国の大部分は旧北区に、琉球列島の一部は東洋区に属すと考えられてい

る。鳥相についても琉球列島には東洋区系のもので、北海道にはシベリア系のものでそれ以外ではアジア大陸系のもので各々見られる。すなわち、北海道と本州では鳥類の分布が大きくことなり、ミユビゲラ、ヤマゲラ、シマフクロウ、ギンザンマシコなどは北海道に生息するが本州には分布せず、逆にライチョウ、ヤマドリ、アオゲラなどは本州にのみ分布するといった相違が見られ、この分布の境界線上にブラキストン線が設定されている。また南の方では屋久島・種子島と奄美諸島との間で動物相が異なり、渡瀬線が設定されている。ルリカケス、アマミヤマシギ、ノグチゲラなどは渡瀬線以南にのみ分布するといった相違が見られる。

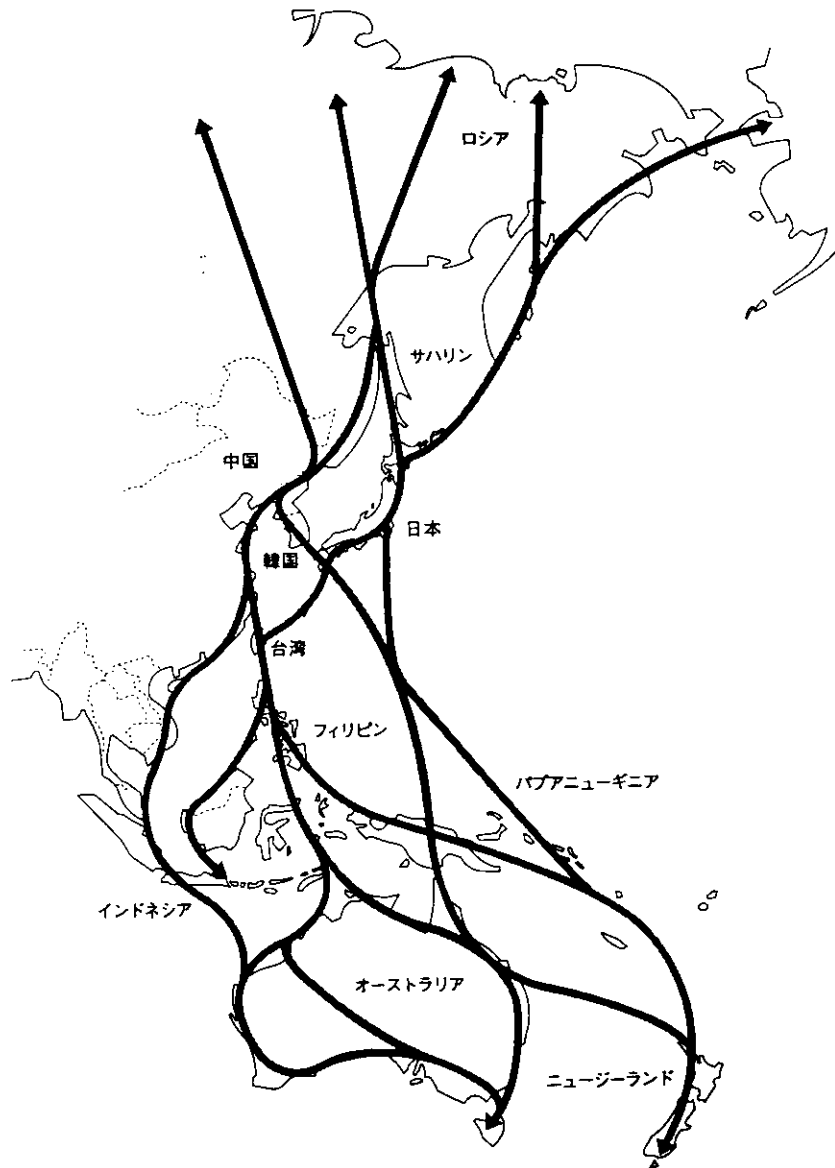
日本列島は地史的な隔離が長かったこともあって、固有種も少なくない。ヤマドリ、キジ、アオゲラ、アカヒゲ、コマドリ、カヤクグリ、アカコッコ、ヤマガラ、ノジコ、ルリカケス、ノグチゲラ、オオセッカ、ヤンバルクイナなどがこれに該当する。

日本の固有種の多くは起源の古い鳥であり、他地域にいたものが絶滅したために、今日日本のそれぞれの地域で固有種として認められるにいたったものと考えられる。日本の固有種の多くが遺残固有であるという指摘は、哺乳類や両生類、爬虫類でもなされている。少し大げさにいえば、日本列島は「生きた化石の博物館」ということになるだろう。

阿部 學 (1982): 日本の鳥類、日本の自然環境、環境庁

樋口 広芳 (1996): 日本の鳥類相、日本動物大百科 第3巻 鳥類 2 (日高 敏隆 監修)、平凡社

(2) 日本の自然 2-3) 鳥類相



東アジア・オーストラレシアにおけるシギ・チドリの渡りルート

世界自然保護基金日本委員会(1995): '95東アジア渡り鳥ルートツアー報告書

(2) 日本の自然

2-4) 両生・爬虫類

日本には有尾目(イモリ・サンショウウオの仲間)19種類・無尾目(カエルの仲間)39種類の両生類と、カメ目10種(海性種5種を含む)・有鱗目トカゲ亜目32種類・ヘビ亜目42種類(海性種9種)の爬虫類がいる。

もっとも特徴的なことはサンショウウオ類の多いことで、世界最大の現生両生類といわれるオオサンショウウオをはじめとし、各地で固有なものの分化が著しい。有尾類の中でもっとも原始的なこのグループは温帯に起源するが、移動能力の乏しさと、山系が発達し水系が数多く分断される日本の地形のために、著しい発展をとげたものと思われる。また、より進んだタイプの進入を許さぬ島国であることも、よくこのグループを温存させた要因であろう。発生の地と考えられるユーラシア大陸の東部でも、その広大な地域を合わせてすら種類数が日本に及ばない。分類群ごとの比較で大陸よりも日本の方が種類数が多いのは、このサンショウウオ類だけである。日本へは朝鮮半島ないし東シナ海を経て進入してきたものと思われ、各地で小進化しつつ北上し、北海道のエゾサンショウウオがその分化の終点に位置するとみなされる。

無尾類のなかでは、奄美・沖縄諸島に固有の属であるトゲユビガエル類が特筆に値する。この地域は地質が相当に古く、原始的な種が多く残存している。その他の両生類・爬虫類でも、イボイモリ・リュウキュウヤマガメ等、極めて遺存的なものがこの地域の固有の種類としてあげられる。ハブ属・スジトカゲ属等もここで独自の進化をとげている。

本土の無尾類では、ダルマガエルとトノサマガエルの交雑によってトウキョウダルマガエルが分化したことが進化のメカニズムを探る上で興味深い。中部地方・近畿地方の山塊で流水性のナガレヒキガエルが進化したことも日本の地史と関係があろう。また、アオガエル類は一般的には樹上産卵をするのだが、このなかで、シュレーゲルアオガエルが地中産卵するようになったことは、北方適応の一形態と考えられ、寒い地方の環境と闘いながら進化した例とみなせる。

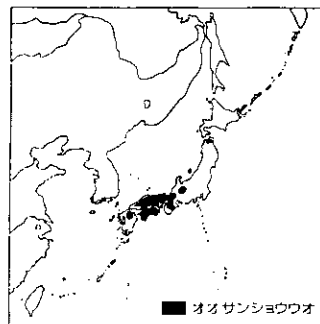
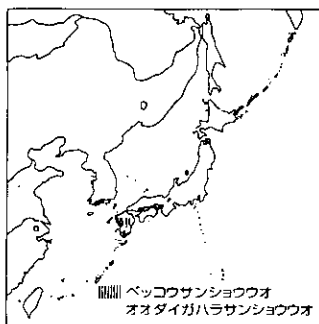
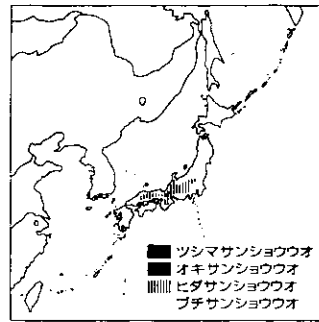
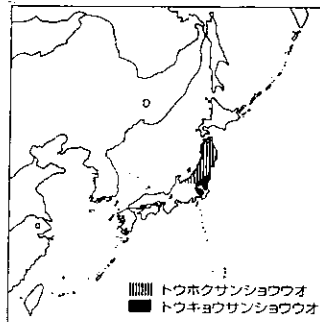
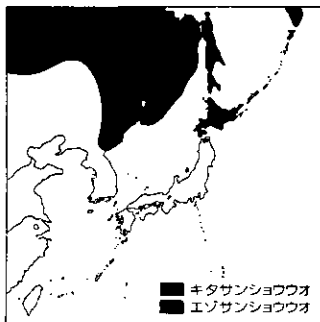
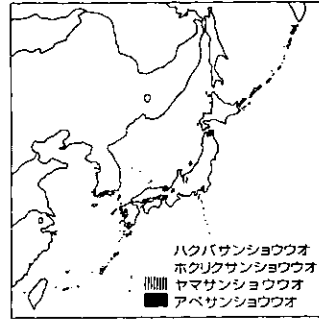
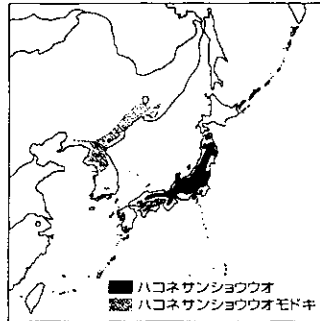
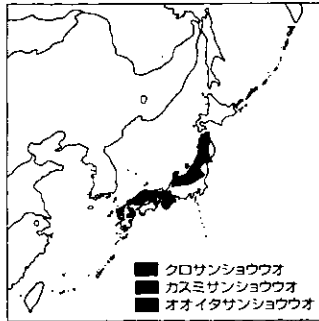
種を単位としてみると、北海道を含む日本本土にいるトカゲとヘビ類の多くは、日本の固有種であり、朝鮮半島を経て日本に進入したのち、独自の進化をしたとみなせよう。なお、南千島はその時代に北海道と地続きだったとみなせ、分布が共通する。その時代にはたぶん津軽海峡はなかったようで、宗谷海峡は成立していたと思われる。朝鮮半島が祖先型のストックであったことは、カナヘビ属・マムシ属等の現生種がここに多いことから推定される。本州・四国・九州において北海道に分布しない種類の多くは、アジア大陸にも同一種が分布する。北海道にいないのが気候的な要因でないことは、大陸ではより高緯度地方にも分布していることからうかがえる。

大陸から台湾を経て琉球列島弧を北上していった両生類・爬虫類は、リュウキュウカジカ・ヒメアマガエル・キノボリトカゲ・アオカナヘビ・アオヘビ類等がある。この経路では当然の事であるが、先島諸島の両生類・爬虫類は台湾・南中国のものと比較的強い共通性があり、固有化が沖縄諸島ほど著しくない。

千石 正一 (1982): 日本の両生類・爬虫類、日本の自然環境、環境庁

* 日本産両生類の固有種に関しては、その78%が日本固有の種ないし亜種であるとの数値もある。(松井 正文 (1996): 両生類総論、日本動物大百科 第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類(日高 敏隆 監修)、平凡社)

(2) 日本の自然 2-4) 両生・爬虫類



松井 正文(1996): 両生類総論、日本動物大百科 第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類(日高 敏隆 監修)、平凡社

(2) 日本の自然

2-5) 昆虫

日本の昆虫相は豊富だといわれているが、果たしてどのくらいの種類数があると考えたら良いのだろうか、今までにはっきりと答えた人はいないだろう。リンネが生物に学名をつけることをはじめてから200年以上経ち、日本で近代的な生物分類学が開始されてから約100年経った。当然ヨーロッパや北アメリカの生物分類学のレベルよりおこなわれているのはやむを得ない。その点をひとまず置いて、あえてここでは、欧州と日本の昆虫の種類数の差を考えてみよう。

1945年に英国全体の昆虫の種類数のチェックリストが出版され、それには2万種類強があげられていた。これにはその後の追加や訂正があるが、もっともよくわかっている昆虫類の代表として蝶が58種、トンボが43種となっている。わが国でも蝶とトンボはもっともよくわかっており、その種類数はそれぞれ、230と200である。すなわち、わが国には英国のおよそ4～5倍の蝶やトンボが産し、全昆虫では10万種と考えられる。

さて、約10万種の昆虫が日本に産するとして、そのなかでいわゆる図鑑などにあげられている名称のつけやすい1万種について、それらの質的な組成を考えてみる。日本には系統分類学上、興味ある重要種がはなはだ多い。分布様式で分ければ大まかにわけて、1. 日本特産種、2. 東北アジア広汎分布種、3. 移動性種とされている。

日本の特産種のなかには、例えばヒマラヤと日本にしか残っていないムカシトンボ科、太平洋をまわる大陸奥地のところどころにしか残っていないムカシヤンマ科(世界で10種)、そして地中という特別な環境にもぐり込んで、北米と南部ウスリー、朝鮮半島と日本の4大島にしかいないガロアムシ類のごときものがある。これらは、地質学的に過去に発展した生物の遺存種というべき扱いを受けている。

東北アジアの広汎分布種の例としては、誰でも知っているアゲハやモンシロチョウのような人為の影響をうけて広汎に分布しているものではなく、ここではハルゼミ、ゲンジボタルなどとともに、オオムラサキ、ギフチョウ類、タガメのごときものを考える。これらは、日本とアジア大陸本土の共通種か、またはきわめて類縁の近いものである。ハッチョウトンボは東南アジアから本州北部にまで広く分布する南方種であるが、移動種ではない。

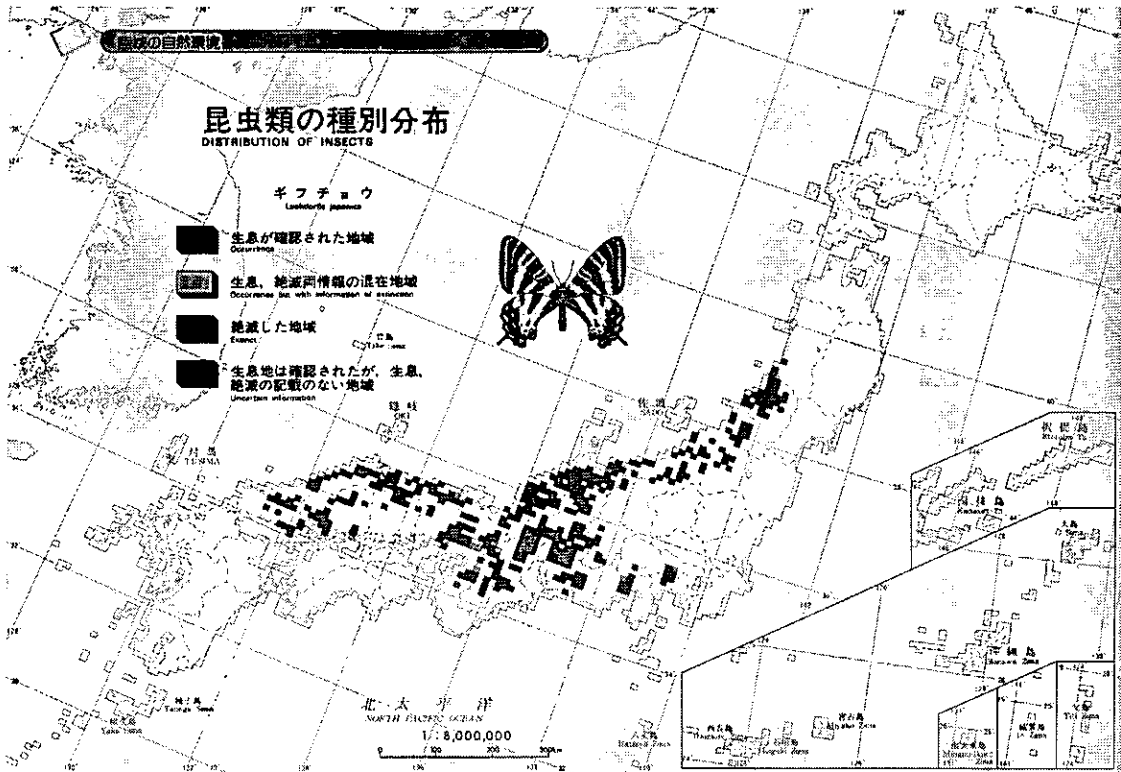
最後の移動性種については、むしろ普通種の昆虫を含むことが多く、しかも重要な農業害虫となっているものが少なくない。

つぎに、日本の昆虫類の生息環境として、高山地、低山地、平地、地中、水中などについて考えると、高山蝶などを含む少なからぬ高山性昆虫は、高緯度の寒冷地だけに分布する北方の特定種である。低山地の代表としてはギフチョウなど、平地種としてはハルゼミ、オオムラサキなど、その他おびただしいものがある。水域についてみると、急流にはムカシトンボ、渓谷にはムカシヤンマ、清流にはゲンジボタル、低地池沼にはタガメ、水ごけ湿地にはハッチョウトンボという具合に生育しており、これらの昆虫が特定の環境の指標になるといえよう。

これらの昆虫は、それぞれの環境に対して、例えばギフチョウ・オオムラサキ・ハルゼミなどがその幼虫期及び成虫期に生育できるための特定の植物の種類(1種と限らない)と、それらの植物の形成する環境の中に生存する。水性

のムカシトンボ・ムカシヤンマ・ハッチョウトンボ・ホタル・タガメなども、陸水環境の中の特定の条件のところ
しか生存できない。地中性のガロアムシについては、いうまでもなくどこの中にもみつかるというのではなく、
土壤環境が破壊されれば亡びてしまう。

(2) 日本の自然 2-5) 昆虫



日本の昆虫類、日本の自然環境、環境庁

(2) 日本の自然

2-6) 植物

a) 日本の森林

わが国は四季を通じて降水量に恵まれているため、その植生はほとんどが森林である。温度的にも中緯度に位置しており、低温のために植物が育たないところは本州中部・北海道の高山山頂近くに限られている。国土は狭いが南北に長く、それに伴う温度差も大きい。広く使われている年平均気温で表せば約2 から 22 の幅をもつことになる。また国土が狭いわりに高い山が多く、温度の垂直的な変化にも富んでいる。その上、広大なアジア大陸と広大な太平洋の間に位置しているため、季節風の影響を強く受け、夏と冬の温度較差は大きい。このような温度条件の下で成立する森林も多様で、相観でわけても照葉樹林(常緑広葉樹林)、夏緑広葉樹林、常緑針葉樹林が見られる。さらに、地形・地質が複雑なうえ火山の影響を受けて、土壌の局地的な変化も大きいので、数多くの植物群落がそれぞれの立地に対応して生育している。

b) 日本の植物相

これらの多様な群落をつくっている植物の種類数もきわめて多い。北海道・本州・四国・九州には約 900 属 4000 種の種子植物と約 400 種のシダ植物が見られ、琉球諸島からは約 1500 種の種子植物と 250 種のシダ植物が記録されている。小笠原諸島では 180 種の種子植物と 80 種のシダ植物が知られており、そのうちそれぞれ約 107 種と 20 種が固有種であるといわれている。世界の植物区系から見ると種の組成から琉球諸島と小笠原諸島は東南アジア区に、四つの大きな島は中国 日本区にいれられ、さらに北海道・日本海・中央山地・太平洋の地区に分けられている。

c) 他地域との比較

日本の植物相を他地域と比べると、例えば、日本より高緯度にあるイギリス諸島に産する高等植物は約 1500 種、アイルランドは約 1000 種にすぎない。また、日本とほぼ同緯度にある北アメリカ東北部およびニュージーランドの植物相と比べても(図版 A) いかに日本の植物相が多様さに富むものかが明らかであろう。

このような顕著な多様性の理由として良く指摘されるのは、1. 日本が南北に長いことで生じる温度差、2. 狭いながらも、海拔 3000m を超す急峻な山岳の存在、であるが、3. 日本と周辺地域の地史、もまた重要な要素と考えられる。ひとつには南日本に、ヨーロッパアルプスのように高い山がなく、そのうえ、島づたいにアジアの熱帯につながっているため、氷期に生物が南方に移動することが出来たこと、日本の地理的位置が温帯と熱帯の接点にあり、気候変動の際に、その境が日本列島の上を南北に移動したこと、海に囲まれた日本は、一度も乾燥気候に見舞われずすんだこと(ただしそのため日本の生物相が乾燥に適応した多様さを欠く原因となった)。

一方北ヨーロッパや北アメリカ北部では氷河によって、生物の過去の歴史がほぼ完全に消し去られ、そこでの現在の生物相は現在の気候と土地条件だけに規制されて成立しており、日本の生物相と比較すると単調である。

佐藤 大七郎 (1982): 日本の植物、日本の自然環境、環境庁

堀越 増興 他 編 (1996): 日本の自然 6 日本の生物、岩波書店

図: 日本の典型的な森林を示す。十分に発達した森林では、ふつう階層構造が見られる。
日本に多いアカマツ林の大部分は人間の影響の下で成立しており、その影響を取り除くとだんだん遷移して、ついにはその土地の極相群落に行き着く。

(2) 日本の自然 2-6) 植物

日本の植物相 -他地域との比較-

日本と北アメリカ東北部、ニュージーランドの植物相の比較

植物の 属/種数	シダ植物	裸子植物	双子葉類	単子葉類	合計	緯 度
日 本	81/401	17/39	737/2353	275/1064	1110/3857	(北緯) 30-45.5°
北アメリ カ東北部	32/108	10/26	438/1727	178/974	658/2835	(北緯) 36.5-48°
ニュージー ランド	47/164	5/20	233/1249	115/438	400/1871	(南緯) 34-47.5°

典型的な日本の森林



アカマツ林の構造

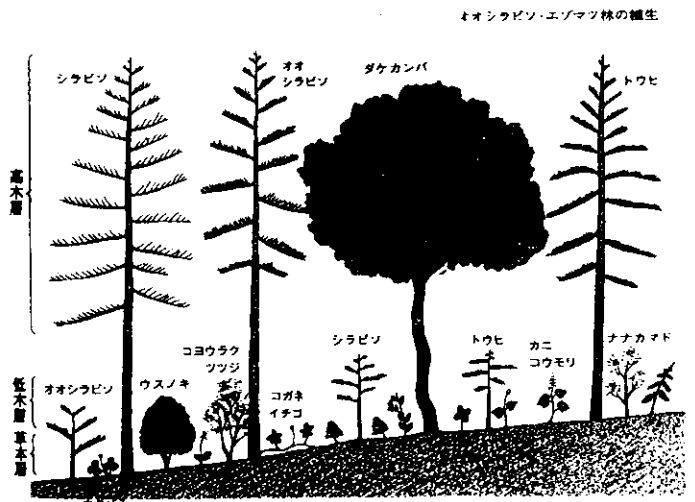


ユズリハ

ブナ林の構造



シイ林の構造



シラビソ-オオシラビソ林の構造

前川 文夫(1977): 日本の植物区系、玉川大学出版局

中西 哲 他(1983): 日本の植生図鑑 (1) 森林、保育社

(2) 日本の自然

2-7) 植生

a) 日本の植生

日本の自然条件の下に成立する植生は、本来大部分が森林である。ほとんどの場合何らかの原因で裸地が出来ても遷移の進行を経て最終的には森林となる。日本の森林は、水平的には南から北へ向かって温度の変化にともない常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、常緑針葉樹林と変化する。垂直的にも標高が増すにつれてより低温になるためほぼ水平的な森林の変化と一致する。これらの森林の配置は帯状なので古くから森林帯と呼ばれており、明治以来多くの人によってさまざまな区分が提唱されている。現在広く使われている区分の一つによれば、常緑広葉樹林は暖帯林(カシ帯)、落葉広葉樹林は温帯林(ブナ帯)、常緑針葉樹林は寒帯林(トドマツ・シラベ帯)とされている。このような相観とともに、主に群落の種組成から出発して、それをつみあげる植物社会学的な区分もいろいろと行われている。一般的な区分に従えばヤブツバキクラス域は常緑広葉樹林に、ブナクラス域は落葉広葉樹林に、亜寒帯・亜高山帯自然植生は常緑針葉樹林にほぼ相当する。

また、その内容についてクラス域ごとにみても、ヤブツバキクラス域では、タブやシイ類などが海岸近くの森林を構成し、カシ類が内陸部の森林の主な構成種となる。急斜面や尾根すじでは、モミ、ツガがみられる。太平洋岸の土壌の浅い海岸ではウバメガシが育ち、やせた尾根筋をアカマツが占める。古くから人為的影響を受けており、自然植生の残っているところは少ない。またブナクラス域においては、ブナを代表種として、尾根すじや乾いた斜面にはミズナラの多い林、谷すじにはヤチダモ、シオジ、カツラ、トチノキなどがみられる。林床にササの多いことは世界の他の地域では見られない。雪の多い日本海側と雪の少ない太平洋側では、ブナ林でもササの種類がことなる。この地域も人為による植生の改変がすすんでいる。つぎに亜寒帯・亜高山帯自然植生は、本州の山地ではシラベ、アオモリトドマツ、コメツガなどがおもな構成樹種であり、北海道ではエゾマツ、トドマツで代表されるが落葉広葉樹が混交することが多い。本州の山地では伐採と植林が進んでおり、北海道でも植林地、伐採の影響を受けた天然林が多くなっている。

b) 人為と植生

人為の影響をまったくうけずに生育する植生を自然植生というが、前述の区分は、この自然植生によっておこなったものである。人間が影響を与える以前の自然植生を原植生、或いは原始植生と呼ぶ。

現実に存在する植生は人間のさまざまな活動によって自然植生とはちがったものとなっている。例えば、農業、林業、畜産などの人間の営みによって、水田、畑地、植林地、草地などのまったく人工的な群落に変わっているし、山火事や絶えざる伐採によって遷移の途中段階まで戻った森林も多い。このような人為の影響を強くうけて変わった植生を代償植生と呼び、自然植生と代償植生が混じっている現状の植生を現存植生と呼んでいる。もしこの現存植生から人為の影響がまったくなくなったとしても、土地条件がすでに変わっているため、必ずしも原植生にはもどらない。

その時点における土地条件のもとで支え得る終局の植物群落を推定して潜在自然植生と呼んでいる。

佐藤 大七郎 (1982): 日本の植生、日本の自然環境、環境庁

図には現存植生図、潜在自然植生図を示した。

これらは植物社会学的な「群集」を基とした植生区分による。

参考までに日本における「群系」のリストとして植物群落レッドデータ・ブックに記載された群系リストを示す。日本の群系の多くを網羅しているものと思われる。

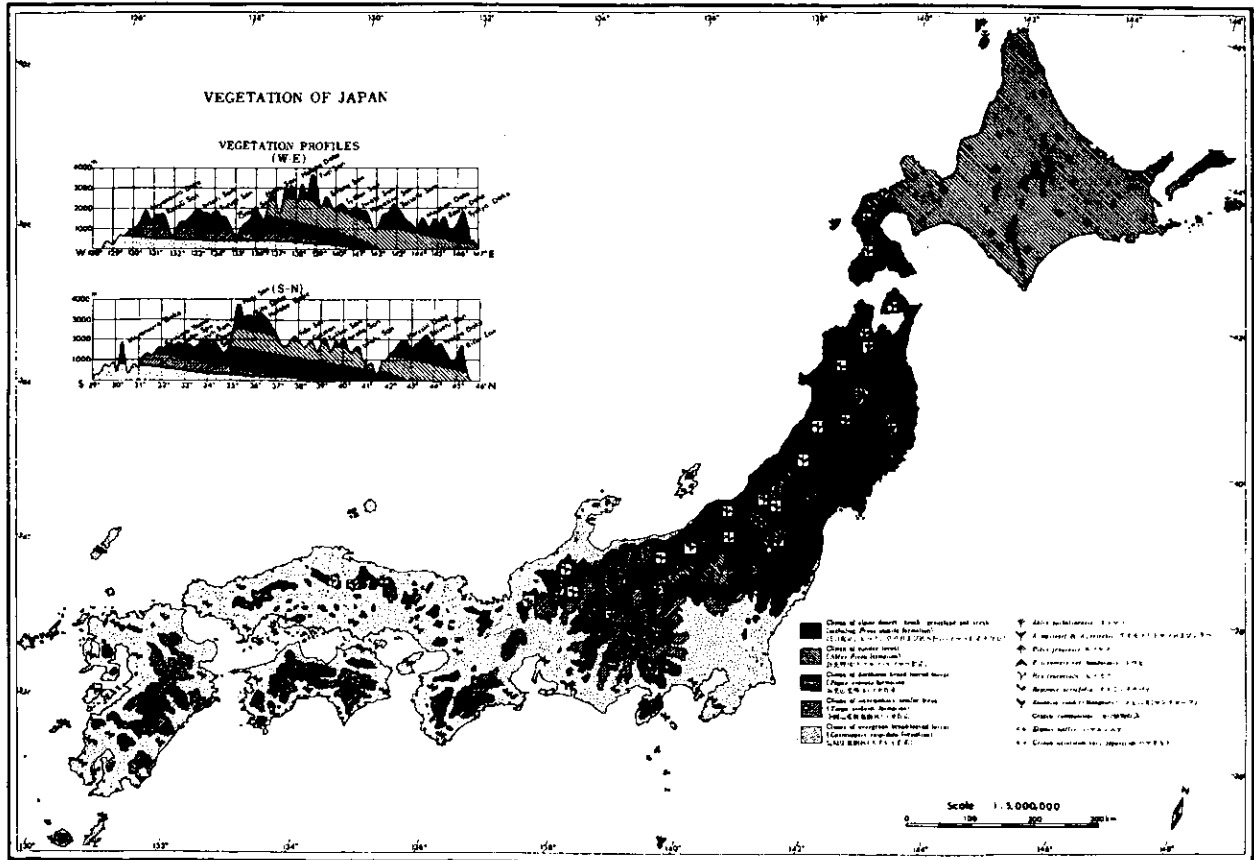
＜単一群落＞群系リスト

①データベース件数 イプ数	②チェックシート件数	③群落タイプ数	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
			27	高層湿原 (ハンモック)	53	0	19	
			28	高層湿原 (ホロー)	75	0	8	
			29	湿原踏跡草本群落	2	0	1	
			30	中間湿原	109	3	11	
			31	貧栄養湿原	104	9	27	
			32	低層湿原・挺水植物群落	382	41	94	
			33	浮葉植物群落	95	24	17	
			34	沈水植物群落	31	10	20	
			35	浮水植物群落	4	1	4	
			36	塩生湿地植物群落	80	14	23	
			37	海草群落	7	2	2	
			38	海浜草本群落	151	17	28	
			39	海岸崖地草本群落	39	7	24	
			40	隆起サンゴ礁草本群落	13	0	6	
			41	硫気孔・火山荒原	13	0	5	
			42	岩上・岩隙草本群落	172	34	105	
			43	溪流辺草本群落	34	14	14	
			44	流水岩上着生植物群落	9	4	8	
			45	河川礫原草本群落	7	0	4	
			46	路傍・林縁草本群落	33	5	24	
			47	ススキ・シバ草原	87	19	16	
			48	シダ草原	11	0	10	
			49	水辺短命草本群落	12	3	6	
			50	踏跡草本群落	1	0	1	
			51	水田雑草群落	0	0	0	
			52	畑地雑草群落	1	0	1	
			53	植林	130	23	6	
			54	該当群系不明	57	8	1	
				合計	6259	1114	1052	

我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会「植物群落レッドデータ・ブック」(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金
日本委員会、アポック社出版局 1996年

(2) 日本の自然 2-7) 日本の植生

日本植生図 (堀川 芳夫、1968による)



日本植生図 1 堀川 芳夫「日本の植生地図」 安田女子大学紀要 2号 1968

— 佐々木 好之 編「植物社会学」共立出版 1973年より —

(3) 日本の法制度

3-1) 環境法制度の理念・概要

a) 日本の環境法

環境法とは、環境を保全すること、すなわち、環境を保護・維持し、または改善することを目的とする法の総称である。歴史的に見れば、環境法という概念が生まれ、それが法の1分野として認められるようになったのは、1960年代の後半から1970年代にかけてだといえる。

日本では、産業の急激な発展によって公害問題が起こり、1960年代にはいって公害の防止が緊急な課題となった。一方では、各地で公害に対する住民運動や訴訟が起こると共に、他方では、公害に対する法的規制が進められ、1967年にはその要となる公害対策基本法が成立した。その後、公害規制の法律が整備され、公害法の分野を形成することとなった。

公害法は公害の防止・規制を図るものであるが、さらに1歩を進めて積極的に環境を守り、できればそれを高め改善していく必要が感じられるようになった。そこで公害法から環境法への拡大・発展の動きが起こり、1971年には(公害の防止の他に、(自然環境の保護及び整備その他環境の保全)を図るために、総理府の外局として環境庁が設置されることとなった。このようにして、日本の環境法は、公害法と自然保護法の両者を含むものとなっている。

b) 環境法：環境保全対策(ゾーニングの観点から)

人口が密集し、国土とりわけ可住面積の狭い我が国で、高度な産業を維持しつつ快適な生活環境の保全を図るには、国土の利用を合理化して、産業的利用を効率的に推進すべき地域と、自然を保存すべき地域、人の居住する地域などを明確に区分けし、それぞれに適した空間利用を推し進め、各地域の利用目的に添って環境を整序していくことが肝要である。現在の国土政策とりわけ環境対策においては、土地の利用目的別に地域地区を指定し、土地の利用行為を規制していく、いわゆるゾーニング(地域地区制)の手法が重要な法的手段として広く活用されている。現行法の中から、地域地区制を取り入れ、環境保全の視点から土地利用規制を講じている事例から、自然保護を目的とした法律として、以下に自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法のいわゆる自然三法を取り上げ、その概略を考察する。

これまでの法律の中で自然保護にもっとも関連の深い法律としては、まず自然公園法があげられる。この法律は昭和6年に制定された国立公園法を継承したもので、「優れた自然の風景地を保護すると共に、その利用の増進をはかり、もって国民の保健、休養及び教化に資する」事を目的として、美しい景観を有する地域を自然公園として保全しようとするものである。

自然公園法は自然公園内の土地利用に強力な規制を加えている。しかし自然公園制度は、その名称が示すとおり、自然を観光資源として捉え、美しい風景の中に国民のレクリエーションの場を確保することを直接の目的とする制度であり、自然環境の保全自体をその第一的な目的とするものではない。人間生存の基礎としての自然保護という点では、自然公園制度にはなお限界が有るといえる。

自然環境保全法は自然環境が人間の健康で文化的な生活に不可欠であるとの立場から、自然保護の基本理念を明確にして、自然保護行政の総合化を期し、全国各地に良好な自然環境の保全地域を適正に配備することを目的として制定された基本法である。具体的には自然環境保全施策の総合的实施を確保するため、自然環境保全の基本理念を明示すると共に、「自然環境保全基本方針」を策定すること、ならびに「原生自然環境保全地域」「自然環境保全地域」の設定をその内容とするものである。

自然環境保全法の制定によって、行政全般を通じて配慮すべき自然保護の理念が明示され、わが国の自然保護法制は一応整備され、自然保護行政の前進がはかられた。だが、同法に基づく現実の行政は、自然公園及び森林法上の保安林以外の若干の自然林を保護するにとどまっており、必ずしも自然環境保全の一般法というに値する実践はあがっていないといわざるを得ない。

鳥獣保護法は、自然環境の重要な要素である野生動物の保護を目的とした法律である。鳥獣の保護繁殖のために必要と認められる地域を環境庁長官が鳥獣保護区に指定して、地域内での狩猟を禁止し、必要な事業を実施する一方、地区内の土地所有者等に対して工作物の新增設など鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼす行為を原則的に禁止し、環境庁長官または都道府県知事の許可制とするものである。

この他第一次的には自然保護を目的とする制度ではないが、間接的に自然保護に資する制度としては、森林法による保安林の指定、農業振興地域の整備に関する法律による農地の転用許可制などがあげられる。それぞれ独自の行政目的に使える制度であるが、地域地区制による土地利用の規制によって、間接的に緑の保存に役立っており、環境保全対策として見逃しがたいものである。

加藤 一郎（1980）：環境法、環境科学大辞典（佐々学監修）、講談社

原田 尚彦（1981）：環境法、弘文堂

(3) 日本の法制度 3-1) 環境法制度の理念・概要

野生動物の生息地保護に資する法律に基づく主要な地域指定制度（環境庁所管）

法 律	地域指定制度	箇所数	指定面積
自然環境保全法 (昭和47年制定)	①原生自然環境保全地域*	5	5,631ha
	(1)立入制限地区	1	367ha
	②自然環境保全地域	10	21,593ha
	(1)特別地区	9	17,266ha
	(2)野生動植物保護地区**	7	14,868ha
	(3)海中特別地区	1	128ha
	(4)普通地区		4,199ha
	③都道府県自然環境保全地域	514	73,279ha
			(平成5.3現在)
	自然公園法 (昭和32年制定)	①国立公園	28
(1)特別地域			1,454,124ha
特別保護地区*			255,488ha
海中公園地区**			1,087ha
(2)普通地域			597,213ha
②国定公園		55	1,332,537ha
(1)特別地域			1,241,183ha
特別保護地区*			66,439ha
海中公園地区**			1,352ha
(2)普通地域			91,354ha
③都道府県立自然公園	301	1,951,112ha	
		(平成5.3現在)	
鳥獣保護法 (大正7年制定)	①鳥獣保護区		
	(1)国設鳥獣保護区	56	477,235ha
	特別保護地区**		104,978ha
	(2)都道府県設鳥獣保護区	3,430	2,923,269ha
			141,015ha
			(平成5.3現在)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年制定)	①生息地等保護区**	5	260ha
	(1)管理地区	5	114ha
	立入制限地区	1	39ha
	(2)監視地区		146ha
			(平成8.6現在)

* :当該地域内で全ての動物の捕獲が規制+生息地の改変行為が規制

** :当該地域内で一部の動物の捕獲が規制+生息地の改変行為が規制

(このほかに法律に基づく制度ではないが、国有林内に設定される森林生態系保護地域があり、平成5年3月現在で15箇所、188,386ha設定されている。)

水谷 知生 (1996):野生動物の保護制度に関する一考察、ワイルドライフ・フォーラム2(3)、野生生物保護学会

(3) 日本の法制度

3-2) 自然保護行政一般に関わる法制度

a) 自然環境保全に関する法制度

わが国の自然環境保全に関する法制度のうち、主なものを図に示した。この他にも自然環境保全に関連する法律は数多くあり、環境庁は他省庁とも連携を取りつつ、自然環境の適正な保全を総合的に推進している。

b) 自然保護の行政と法律

自然保護に関連する行政は多岐にわたっている。それは、自然保護のための直接的理由が多岐にわたっているため、それぞれに関連の深い行政の中で自然保護が取り扱われているからである。それを大別するならば、自然保護そのものを目的として行政を行っている立場と、ほかに直接的目的を持ちながら、結果的には自然保護に貢献しているか、あるいは手段として自然保護を行っている立場とに分けることができる。

前者の代表的なものとしては、環境庁の自然保護行政と文化庁（文部省）の名勝天然記念物保護行政をあげることができる。後者の例は極めて数多いが、林野庁（農林水産省）の森林行政、特にそのなかの保安林行政、治山行政、建設省の砂防と緑地に関する行政が挙げられる。国土庁の国土利用計画関係の行政のように、国土を有限の天然資源と認識し、国土の合理的な開発利用計画の立案と調整を図ろうとするのも広義の自然保護の立場であり、自然環境保全の見地から見落とすことができない行政分野である。

最近では、これまで自然保護とは対立関係にあったような開発関係の行政の分野でも、自然環境の保全に関心が払われるようになってきた。国土総合開発計画や地域の開発計画の中で、自然環境の保全に言及されることは、ほとんど当然のこのようになってきている。また、事業の計画及び実施の過程において、環境への悪影響を予測し保全のための対策を立てる際にも、周辺の自然環境について事前に調査し、事業の実施に伴う影響を予測し、必要な対策を行うことによって、自然環境への悪影響を避ける努力をすることが求められるようになってきた。

c) 環境庁の自然環境保全政策の概要（特に生物多様性の保護について）

日本国内に見られる多様な自然環境や野生生物種を保全するため、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などに基づいて、環境庁ではさまざまな施策を講じている。

まず、「自然環境保全法」により、自然環境保全基礎調査（通称「緑の国勢調査」）が実施されている。この調査は、植生、野生動植物分布、河川・湖沼・海域の状況など、国土の自然環境の現状と改変状況を総合的に把握するための調査で、1973年の第1回からおおむね5年おきに行われている。これらの調査結果は自然環境保全に関わるさまざまな施策の立案や環境アセスメントなどの基礎資料として広く利用されている。

また、同法に基づき、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域は、それぞれ原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に指定され、各種行為の規制や学術調査を通じ、その地域に見られる自然生態系の保全が図られている。

さらに、「自然公園法」により、わが国を代表するすばらしい自然の景勝地やそれに準ずる地域は国立公園、国定公園に指定されている。これらの自然公園では、保護のための施策や地域区分に関する保護計画と公園の利用規制や利用施設整備に関する利用計画とに大別される公園計画が定められ、その地域の自然を保護するための管理とともに野外レクリエーションの場としての利用が行われている。

野生生物保護の基礎となっているのは「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」（通称「鳥獣保護法」）と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（通称「種の保存法」）である。「鳥獣保護法」では鳥獣の捕獲について、国内に生息する鳥獣を狩猟可能なものとそれ以外とに二分し、保護と管理を図っている。また、鳥獣保護区を設定し、同区域内での狩猟を禁止すると共に、鳥獣の生息地を保全するため同区域内に特別保護地区を指定し、一定の改変行為を制限している。

環境庁では、鳥獣に限らず野生生物全般を対象として絶滅のおそれのある種の現状を把握するための調査を実施し、その結果を1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（日本版レッドデータブック）として公表した。これによって鳥獣以外にも両生・爬虫類・魚類・昆虫類その他多くの野生生物が危機的な状態であることが明らかになった。しかし、従来の「鳥獣保護法」は保護の対象が鳥と獣だけであることから、絶滅のおそれのある野生生物の種を体系的に保存していくための法制度として、「種の保存法」が1993年4月に施行された。この法律では絶滅のおそれのある野生動植物の種を「希少野生動植物種」として指定し、それぞれの種ごとに、その個体の保護（捕獲、譲渡などの規制）、生息地または生育地の保護（保護区の指定、保護区における行為の規制）、保護増殖事業という3つの柱に沿って、必要な規制や事業を推進することとしている。

環境庁自然保護局（1997）、人と自然との共生をめざして、環境庁自然保護局、- その役割と仕事 -

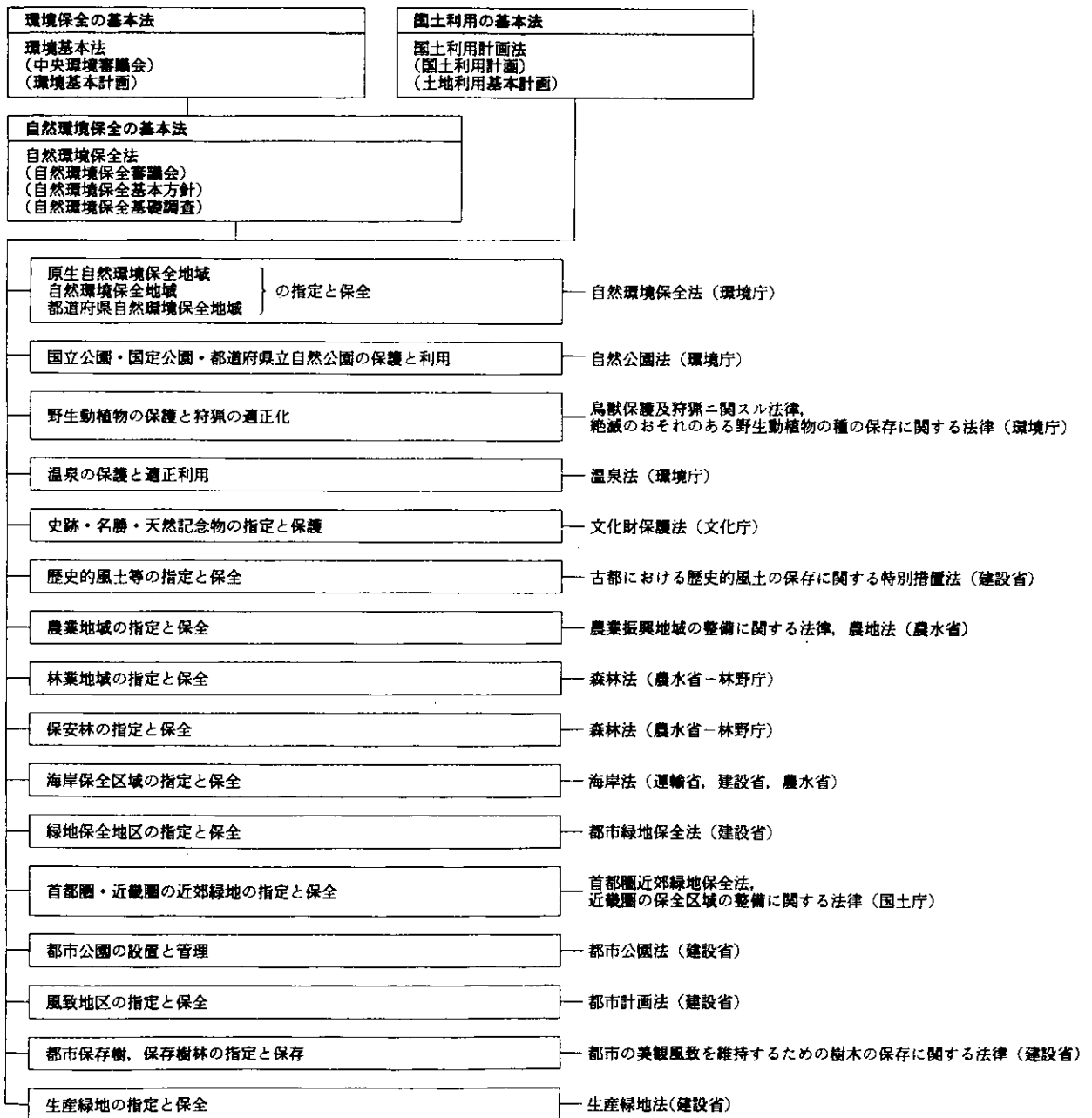
宇野 佐（1980）：自然保護、環境科学大辞典（佐々学監修）、講談社

酒向 貴子（1994）、生物多様性保全のためのわが国の取り組み、環境庁の活動を中心として、地球環境ハンドブック（不破敬一郎編）、朝倉書店

日本の法制度

3-2) 自然保護行政一般に関わる法制度

自然環境保全に関する法制度



環境庁自然保護局(1997)、人と自然との共生をめざして、環境庁自然保護局、—その役割と仕事—

(3) 日本の法制度

3-3) 環境基本法

基本法は、国政に重要なウェイトを占める分野について、制度・政策に関する基本方針を明示することにより、基本的政策の方向を示すことを主な内容とする法律である。現在、環境基本法を始め、12 の法律が有る。一方基本法と対比して一般の法律を「個別法」とよぶ。

規定内容は、基本的理念や責務、施策のプログラム規定を中心としたものであるが、施策の全体にわたる基本的な計画、年次報告書、審議会等の具体的な施策に関する規定も含んでいる。基本法は、憲法と個別法の間をつなぐものであり、具体的施策は、個別の法律、予算上の措置、行政上の実施要綱等により行われる。

基本法は、法形式としては、一般の法律と同じであって、他の法律の上位法ではないが、実質的にはその対象分野について他の法律に優位する性格を持ち、他の法律がこれに誘導されるという関係にある。

a) 基本理念(第3条～第5条)

環境基本法では3条から5条に基本理念が置かれている。3条では、環境と人間に関する基本的な認識を踏まえ、環境の保全の根幹となる考え方を明らかにしている。すなわち、環境は生態系の微妙な均衡によって成り立っている有限なものであること、人類は、このような環境をその生存の基盤として将来の世代を含めて共有していること、また、人類は環境から多くの恩恵を受けるとともに、環境に様々な影響を及ぼしながら活動していることから、広く国民、ひいては人類が、環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に健全で恵み豊かな環境を継承することができるよう、適切にその保全を図らなければならないことを規定している。

3条をうけて、4条では、わが国の社会のあるべき姿とそこへ至る道程、その際留意すべき事項として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを、また、5条では、地球環境保全に積極的に取り組んでいかなければならないことを規定している。

b) 施策の策定等にかかる指針(第14条)

環境の保全に関する施策の対象や手法は、広範多岐にわたることから、施策の策定及び実施に当たっての方法及び方向性が、指針として14条に明示されている。自然環境保全との関係では、「生物の多様性の確保が図られること」、「多様な自然環境が...体系的に保全されること」及び「自然と人との豊かな触れ合いが保たれること」が掲げられている。

生物多様性の確保の概念は、生物多様性条約に盛り込まれた概念と同様に、生態系の多様性、種間の多様性、種内の多様性の三つのレベルの多様性をいうものである。

多様な自然環境の体系的な保全は、原生の自然地域から、傑出した自然景観、学術的に価値の高い自然物、野生動物の生息地、野外レクリエーションに適した自然地域、農林水産業が営まれる地域、都市地域における緑や水辺まで、それぞれの地域の自然的社会的条件に応じて、自然環境が適正に保全されるよう自然環境の保護及び整備を図ることである。

自然とのふれあいは、自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的な行動であり、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものである。また、自然とふれあうことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果が期待される。

c) 環境基本計画

内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聞き、閣議決定により、政府全体の環境の保全に関する施策の基本的な方向を示す環境基本計画を策定すべき事が規定されている。1994年12月には環境基本計画が閣議決定され、「自然と人間との共生の確保」等自然環境保全に関する施策の基本的な方向が盛り込まれた。

d) 環境影響評価の推進

環境の保全上の支障を未然に防止する上で極めて重要である環境影響評価を法制的に位置づけるため、「必要な措置を講ずる」と規定している。

自然保護年鑑刊行会（1996）：環境基本法で自然保護はどうとりあげられているか？、自然保護年鑑4、日生社
木原 啓吉（1998）：環境基本法、自然保護ハンドブック（沼田真 編）、朝倉書店

(3) 日本の法制度

3-3) 環境基本法

環境基本法の下での個別の措置の例

§15 環境基本計画	
§16 環境基準大気、水質、土壌、騒音に係る環境基準 等
§17・18 公害防止計画34地域について公害防止計画策定
国が講ずる環境の保全のための施策等	
§19 国の施策の策定等に当たっての配慮	各種計画策定に当たっての環境配慮 等
§20 環境影響評価環境影響評価実施要綱(昭和59年閣議決定)等
§21 規制	公害防止のための排出等の規制.....大気汚染防止法、水質汚濁防止法 等 公害防止のための土地利用・施設設置規制.....建築基準法、工場立地法 等 自然環境保全のための開発行為等の規制.....自然環境保全法、自然公園法 等 野生生物等の自然物の保護のための規制.....鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、温泉法 等 公害・自然環境の両分野に係る規制等.....瀬戸内海環境保全特別措置法 等
§22 経済的措置	経済的助成措置.....環境事業団の貸付事業、税制優遇措置 等 経済的負担を課す措置
§23 施設の整備その他の事業各種公共的施設の整備その他の事業の推進
§24 製品等の利用促進再生資源の利用の促進に関する法律、エコマーク事業 等
§25 教育、学習等資料提供、施設整備、人材確保 等
§26 民間団体等の自発的活動の促進地球環境基金による助成 等
§27 情報提供環境監視データの公表、各種事例の紹介 等
§28 調査公害調査費等による調査
§29 監視等の体制整備公害監視等設備整備費補助 等
§30 科学技術の振興国立環境研究所における試験研究 等
§31 紛争の処理及び被害の救済公害紛争処理法、公害健康被害の補償等に関する法律 等
地球環境保全等に関する国際協力等	
§32 地球環境保全等に関する国際協力等	環境 ODA の実施、国際機関との連携 等
§33 監視、観測等に係る国際的連携等	国際機関を通じた観測結果の相互交換 等
§34 地方公共団体・民間団体等の活動促進	情報提供、資金の確保 等
§35 国際協力の実施等に当たっての配慮	国際協力事業団の環境配慮ガイドライン 等
費用負担及び財政措置等	
§37 原因者負担公害防止事業費事業者負担法 等
§38 受益者負担自然環境保全法、自然公園法 等
§39 地方公共団体に対する財政措置等公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 等
§40 国及び地方公共団体の協力	

(3) 日本の法制度

3 - 4) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)

a) 目的

自然環境保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律とあいまって、自然環境の適正な保全を総合的に推進しようとするもの。

b) 主要事項の概説

(1) 自然環境保全基本方針 (法第 12 条)

国は、自然環境の保全を図るための基本方針を定めなければならないこととされており、この規定に基づき昭和 48 年 10 月 26 日に自然環境保全基本方針が閣議決定され、同年 11 月 6 日に公表された。

(2) 自然環境保全審議会 (法第 13 条)

この審議会は、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議し、また、自然環境の保全に関する重要事項について環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

(3) 自然環境保全基礎調査 (法第 5 条)

国は、おおむね 5 年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めることとされており、昭和 48 年度に第 1 回自然環境保全基礎調査 (通称: 緑の国勢調査) が行われて以来順次調査が重ねられ、現在は平成 11 年度を初年度とする第 6 回自然環境保全基礎調査が計画されている。

(4) 原生自然環境保全地域 (法第 14, 17, 19 条)

環境庁長官は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している地域であって、公有地であるもののうち、当該自然環境を保全することが特に必要と認められる土地の区域を、自然環境保全審議会等の意見を聴いたうえで原生自然環境保全地域として指定することができる。

原生自然環境保全地域内においては、その原生の状態を損なわないようにするため、自然環境に影響を及ぼすような行為は原則として禁止されており、また、環境庁長官は特に必要があると認めるときは、その区域内に立入制限地区を設けることができることとされている。

(5) 自然環境保全地域 (法第 22, 25, 26, 27 条)

環境庁長官は、高山・亜高山性植生、すぐれた天然林、得意な地形・地質又は自然現象、すぐれた自然環境を有する海岸、湖沼、湿原又は河川等の一定の要件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全審議会等の意見を聴いたうえで自然環境保全地域として指定することができる。

自然環境保全地域内においては、保全計画に基づいて、特別地区及び海中特別地区を指定し、当該地域の自然環境に影響を及ぼすおそれのある一定の行為について、環境庁長官の許可を得なければ行ってはならないこととされている。

特別地区内に野生動植物の種ごとに指定される野生動植物保護地区においては、当該野生動植物の捕獲・採取等が原則禁止とされている。

(6) 保全計画(法第15,23条)

保全計画は、原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画であり、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて定めることとなっている。

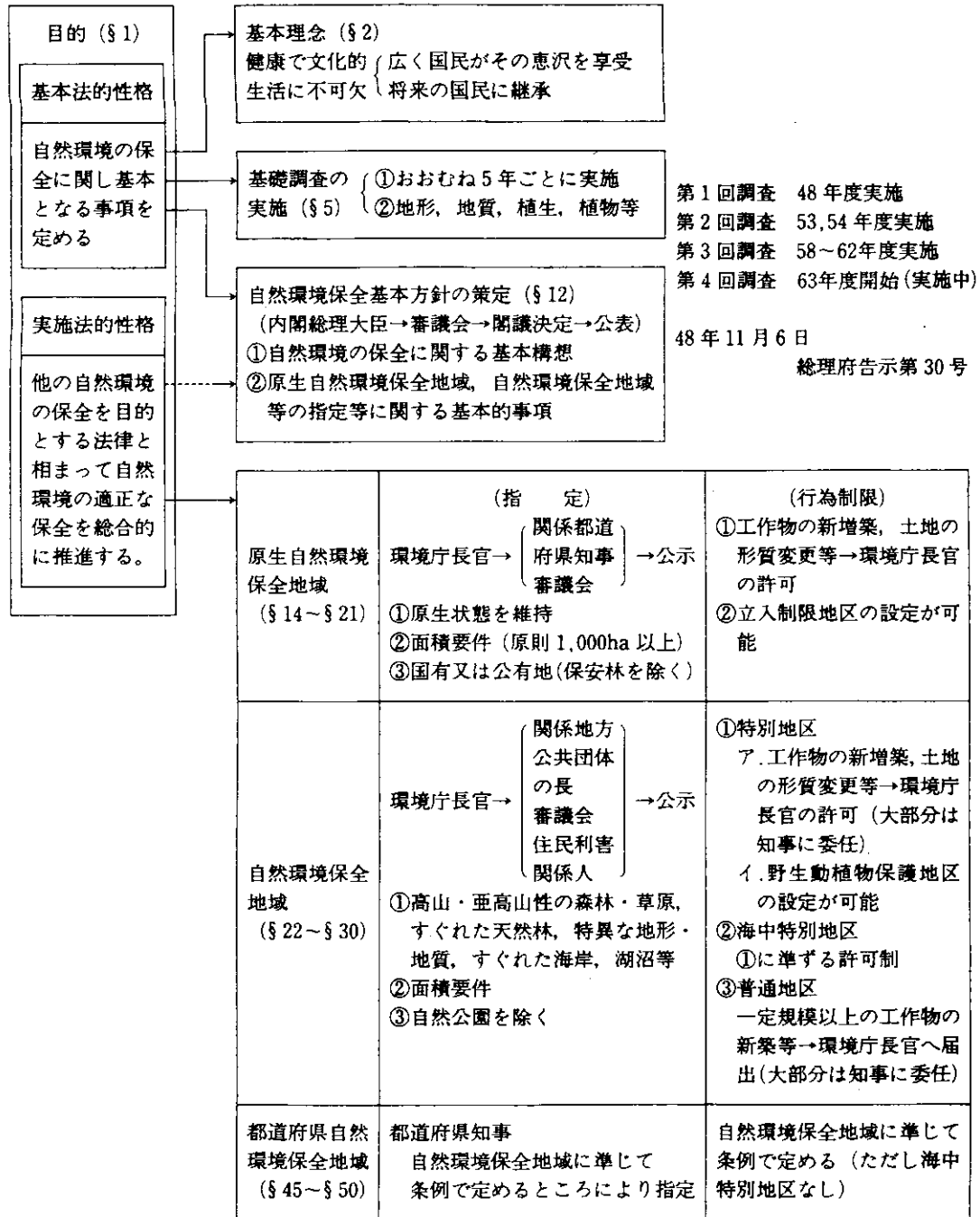
(7) 都道府県自然環境保全地域(法第45条)

都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定するとともに、国指定の自然環境保全地域における規制の範囲内での必要な規制を行えることとされている。

(3) 日本の法制度

3-4) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)

自然環境保全法のしくみ



自然保護年鑑刊行会(1992): 総説、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日生社

(3) 日本の法制度

3 - 5) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)

a) 目的

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の推進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類から成る自然公園を指定し、自然環境保全法に定められている基本理念にのっとり、その保護及び適正な利用を図るもの。

b) 主要事項の概説

(1) 公園の指定 (法第10, 41条)

国立公園は、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて、国定公園は、関係都道府県の申出により環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて、それぞれ指定する。

都道府県立自然公園は、それぞれの都道府県の定めるところにより指定される。なお、国立・国定公園は海域の区域も指定できるが、都道府県立自然公園は土地の区域に限られている。

(2) 公園計画 (法第2, 21条)

公園計画は、公園の保護又は利用のための規定又は施設に関する計画で、自然公園の保護、整備、管理運営の基本となるものである。

・保護規制計画

公園の適正な保護を図るための、特別地域、特別保護地区及び海中公園地区等の指定に関する計画である。

・保護施設計画

植生復元施設、動植物繁殖施設等公園内の風致景観要素の復元整備等を図るための施設に関する計画である。

・利用規制計画

自動車利用の適正化等、公園の適正かつ快適な利用を図るうえで必要な規制に関する計画である。

・利用施設計画

集団施設地及び道路、宿舍、園地、駐車場等公園利用のため必要な施設に関する計画である。

国立公園の公園計画は、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて決定する。

国定公園の公園計画のうち、保護規制計画及び主要な利用施設計画は、関係都道府県の申出により、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて決定し、それ以外のものは都道府県知事が決定する。

(3) 公園事業 (法第2, 14, 15, 16条)

公園事業は、公園計画 (保護施設計画及び利用施設計画) に基づいて執行される事業であって、国立公園の場合は原則として国が、国定公園の場合は都道府県が行うこととされている。しかしながら、これ以外にも、地方公共団体等は環境庁長官又は都道府県知事の承認を受けて、国及び地方公共団体等以外の者は環境庁長官又は都道府県知事の承認を受けて、それぞれ公園事業の一部を執行することができる。

(4) 公園内における行為規制等

公園計画 (保護規制計画) に基づいて、次のような地域地区が指定され、公園の風致景観の保護のために各種の行為が規制される。

特別保護地区（法第 18 条）

公園の核心的部分を厳正に保護するため、下記の特別地域内に指定される地区で、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、落葉落枝の採取やたき火なども環境庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければしてはならないこととされている。

特別地域（法第 17 条）

公園の保護及び利用上重要な地域であり、工作物の新改増築や木竹の伐採等の行為が許可制となっている。特別地域は、風致維持の必要度の高い順に第 1 種特別地域から第 3 種特別地域まで 3 段階に区分され、この地種区分に応じた規制の運用が行われている。

海中公園地区（法第 18 条の 2）

公園内のすぐれた海中景観を保護するために指定される地区で、工作物の新改増築や埋立・開拓その他の行為が許可制となっている。

普通地域（法第 20 条）

特別地域又は海中公園地区以外の風景の保護を図るために、一定規模以上の工作物の新改増築その他の行為が届出制となっている。

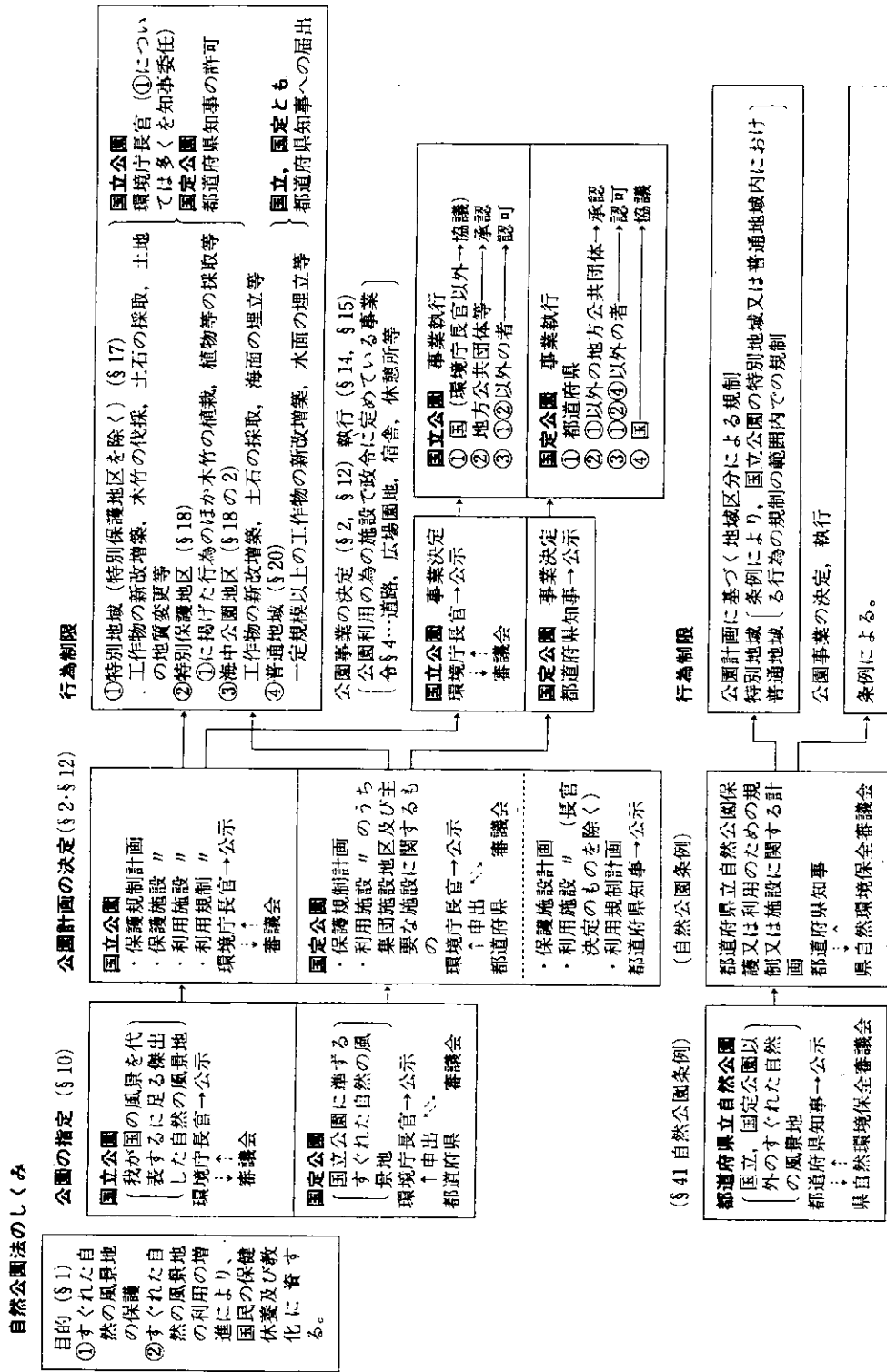
なお、都道府県立自然公園においては、特別保護地区及び海中公園地区の制度はないが、条例に基づき、上位の特別地域及び普通地位の規制の範囲内の行為規制を定めることができることとされている。

（ 5 ） 集団施設地区（法第 23 条）

公園利用のための施設を集団的に整備し、利用の便を図るとともに、いたずらに各種施設が公園内に散在することによる自然破壊を防止するために設けられる地区である。集団施設地区内では法第 24 条に基づき、他の利用者に著しく迷惑を掛けるような行為が禁止されている。

(3) 日本の法制度

3-5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)



自然環境年報発行所(1992) : 総説、世界の自然は今 自然環境年報3、日住社

(3) 日本の法制度

3 - 6) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正7年法律第32号)

a) 目的

本法は、鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより、鳥獣の保護繁殖と、有害鳥獣の駆除及び狩猟による危険防止を図り、もって、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的として大正7年に制定された。

b) 主要事項の概説

(1) 鳥獣保護事業計画 (法第1条の2, 第1条の3)

長期にわたる計画性をもった鳥獣保護施策を統一かつ積極的に推進するため、環境庁長官が定めた基準に従い、都道府県知事が樹立することとされている地域的特殊性を加味した鳥獣に関する施策の総合的計画である。

(2) 鳥獣保護のための規制 (法第1条4, 第2条他)

鳥獣の保護のため、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲を禁止するほか、狩猟鳥獣についてその保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の指定、狩猟場所の規制、狩猟期間の制限、猟法・猟具の規制、雛及び卵の捕獲又は採取の禁止等の措置がとられる。

(3) 狩猟免許及び狩猟者登録 (法第3条~第8条の7)

狩猟をしようとする者は住所地の都道府県知事の狩猟免許を受けるとともに、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(4) 鳥獣保護区、特別保護地区及び特別保護指定区域 (法第8条の8)

鳥獣保護区

環境庁長官又は都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、20年以内の存続期間を定めて設定する。この区域内では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、保護繁殖施設の設置が行われる。

特別保護地区

環境庁長官又は都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるときは、鳥獣保護区内に当該鳥獣保護区の存続期間の範囲内で存続期間を定めて指定するものである。この区域内では、立木竹の伐採、工作物の設置等については、軽微なものを除き、環境庁長官又は都道府県知事の許可を要する。

鳥獣保護区の設置及び特別保護地区の指定等の手続き

鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定は、鳥獣の保護繁殖、土地等の所有者等に及ぼす影響が大きいため、環境庁長官又は都道府県知事は、これを行うに当たっては、公聴会を開き利害関係人の意見を聞き、かつ、それぞれ自然環境保全審議会又は都道府県自然環境保全審議会に諮問し、都道府県知事の場合は、鳥獣保護区の設定については環境庁長官に届け出なければならない、特別保護地区の指定については環境庁長官の承認を受けなければならない。

さらに、環境庁長官は、鳥獣保護区を設定し、又は特別保護地区を指定しようとする場合若しくは都道府県知事が特別保護地区を指定することについて承認を行おうとする場合には農林水産大臣に協議しなければならないことになっている。

5) 鳥獣の流通規制 (法第 13 条の 1, 第 20 条、第 20 条 2)

本法に違反して捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を流通させることは禁止されるとともに、特定の鳥獣と鳥の卵についての輸出入が禁止される。

(6) 猟区 (法第 14)

猟区は、放鳥獣等により積極的に狩猟鳥獣の繁殖保護を図る一方、その区域において排他的に入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣の制限、捕獲数の制限等の管理を行う区域であり、猟区を設定しようとするものは環境庁長官の許可を受けなければならない。

(7) 監視・取締体制 (法第 19 条、第 19 条の 2)

取締まりは、環境庁又は都道府県の職員によって行われているが、特に取締まりの第一線に立つ都道府県鳥獣担当職員については、特別司法警察員に指名されている。また、鳥獣保護員が 1 町村当たり 1 人の割合で配置され、鳥獣保護思想の普及啓発に当たるほか、狩猟の取締りに当たっている。

(8) 有害鳥獣駆除等の許可 (法第 12 条、13 条)

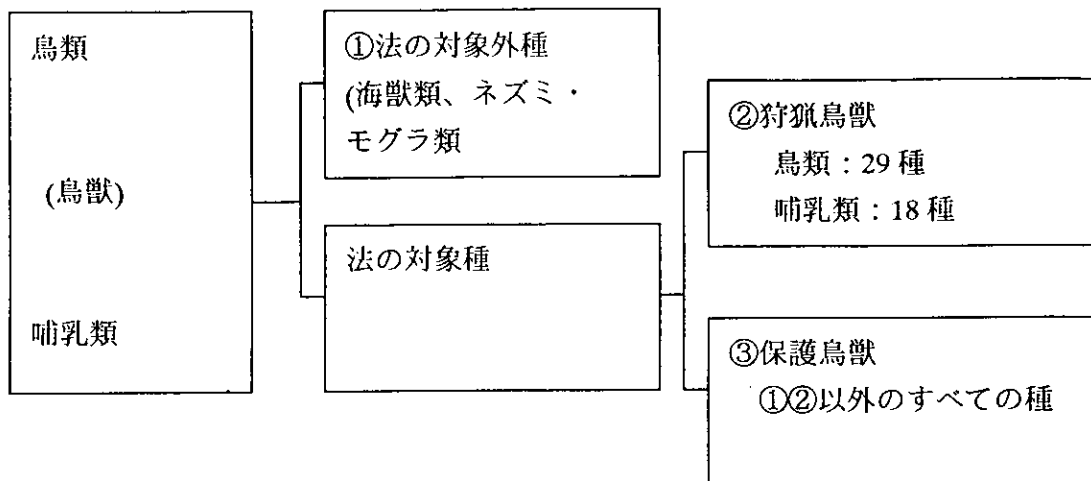
農林作物その他に被害を及ぼす有害鳥獣については環境庁長官又は都道府県知事の許可を受けて駆除のための捕獲ができることとされ、その被害を最小限に止めることとしている。また、学術研究のための保護、愛玩飼養のための捕獲等の特別の理由による捕獲も認められる。

自然保護年鑑刊行会 (1996) : 総説、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑 3、日生社

鳥獣保護研究会 編 (1981) : 鳥獣保護及狩猟に関する法律、鳥獣保護制度の解説、大勢出版社

(3) 日本の法制度 3-6)鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)

狩猟鳥獣と保護鳥獣



狩猟免状の交付及び鳥獣の捕獲数

年度	免状の交付 (件数)				鳥獣の捕獲数 (千羽 (頭))		
	甲種	乙種	丙種	合計	鳥類	獣類	合計
平成2	16,605	258,129	14,791	289,525	3,298	369	3,667
平成3	16,495	229,238	14,572	289,305	3,105	352	3,457
平成4	17,338	227,505	14,908	259,751	2,935	330	3,265
平成5	19,008	231,991	15,404	266,403	2,409	304	2,713

(3) 日本の法制度

3-7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

- (種の保存法) -

a) 目的

この法律は、本邦内外の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とし、わが国における絶滅のおそれのある種の保存のための施策を体系的に行うために中核的役割を果たすべく制定された。

b) 主要事項の解説

(1) 希少野生動植物保存基本方針(第6条)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想、この法律の対象種の選定、個体の取り扱いに関する規制等に関する基本的な考え方を希少野生動植物保存基本方針として閣議決定し、政府の絶滅のおそれのある種の保存に関する方向性を明らかにする。

(2) 法律の対象となる種(第4条及び第5条)

この法律の対象となる種は「希少野生動植物種」とされる。希少野生動植物種のうち本邦に生息・生育し、絶滅のおそれのあるものは「国内希少野生動植物種」とされ、このうち、自然界においては絶滅のおそれがある一方で、市場において繁殖・取引が行われている種は「特定国内希少野生動植物種」とされる。また、ワシントン条約付属書及び二国間の渡り鳥保護条約の対象とされている種は「国際希少野生動植物種」とされる。さらに、既に絶滅したと考えられていた種が再発見された場合等には、必要に応じその種は「緊急指定種」に指定される(有効期間は3年)。

(3) 捕獲等の規制(第9条及び第10条)

わが国では絶滅のおそれがないか又はわが国に生息・生育しない国際希少野生動植物種を除き、希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷及び損傷(「捕獲等」)は原則として禁止される。ただし、環境庁長官が学術研究等の目的のために許可した場合、個体の保護等のためやむを得ない捕獲等総理府令で定める場合には捕獲等が許される。

(4) 譲り渡し等の規制(第12条から第16条)

特定国内希少野生動植物種を除く希少野生動植物種(生きている個体及び制令で定める加工品を含む)の譲渡し、譲受け、引き渡し及び引き取り(譲渡し等)は、原則として禁止される。ただし、環境庁長官が学術研究等の目的のために許可した場合、個体の保護等のためやむを得ない場合等総理府令で定める場合には譲渡し等が許される。また、これらの種の輸出入については、政令で定める要件を満たし、かつ、外為法の輸入承認も必要とされる。これらに違反して輸入された個体については、環境庁長官及び通産大臣は、必要に応じ、その個体を原産国等に返送することを命ずることができる。

(5) 国際希少野生動植物種の登録制度(第20条から第22条)

国内希少野生動植物種については、繁殖された個体等について、その個体の登録を行うことにより譲渡しが認められる。ただし、その個体の譲渡し等は登録時に交付される登録票とともに行わなければならない。また、譲り受けた者はその旨を環境庁長官に届け出なければならない。

(6) 特定事業に対する規制 (第 30 条から第 32 条)

違法に捕獲等された特定国内希少野生動植物種の個体が市場に流入することを防止するため、特定国内希少野生動植物種を取り扱う事業を行うもの(「特定事業者」)は、環境庁長官等にその旨を届け出なければならない。特定事業者は、特定国内希少野生動植物種の譲受け等をするときには、それが繁殖されたものか等の確認をし、その状況を書類に記載して保管すべき遵守義務を負う。環境庁長官及び農林水産大臣等は、必要があれば、特定事業者に対し、この遵守義務の履行状況について指示、命令(3ヶ月間の営業停止を含む。)をすることができる。

(7) 生息地等保護区 (第 36 条から 39 条)

環境庁長官は、必要と認める場合には、国内希少野生動植物種の生息地・生育地を「生息地等保護区」として指定する。生息地等保護区の区域のうち、繁殖場、餌場等特に重要な区域は「管理区域」に、それ以外の区域は「監視地区」とされる。これらの区域における規制は自然環境保全地域とほぼ同様であるが、種の保存のための地域であるという特性に応じた規制となっている。さらに、管理地区のなかには、重要度に応じて規制を強化する地区、立入禁止地区の指定も可能である。

(8) 保護増殖事業 (第 45 条及び第 46 条)

種によっては、上記の保全策のみでは種の保存が不十分な場合もあり、個体の増殖または生息地等管理に必要な事業が行われる。

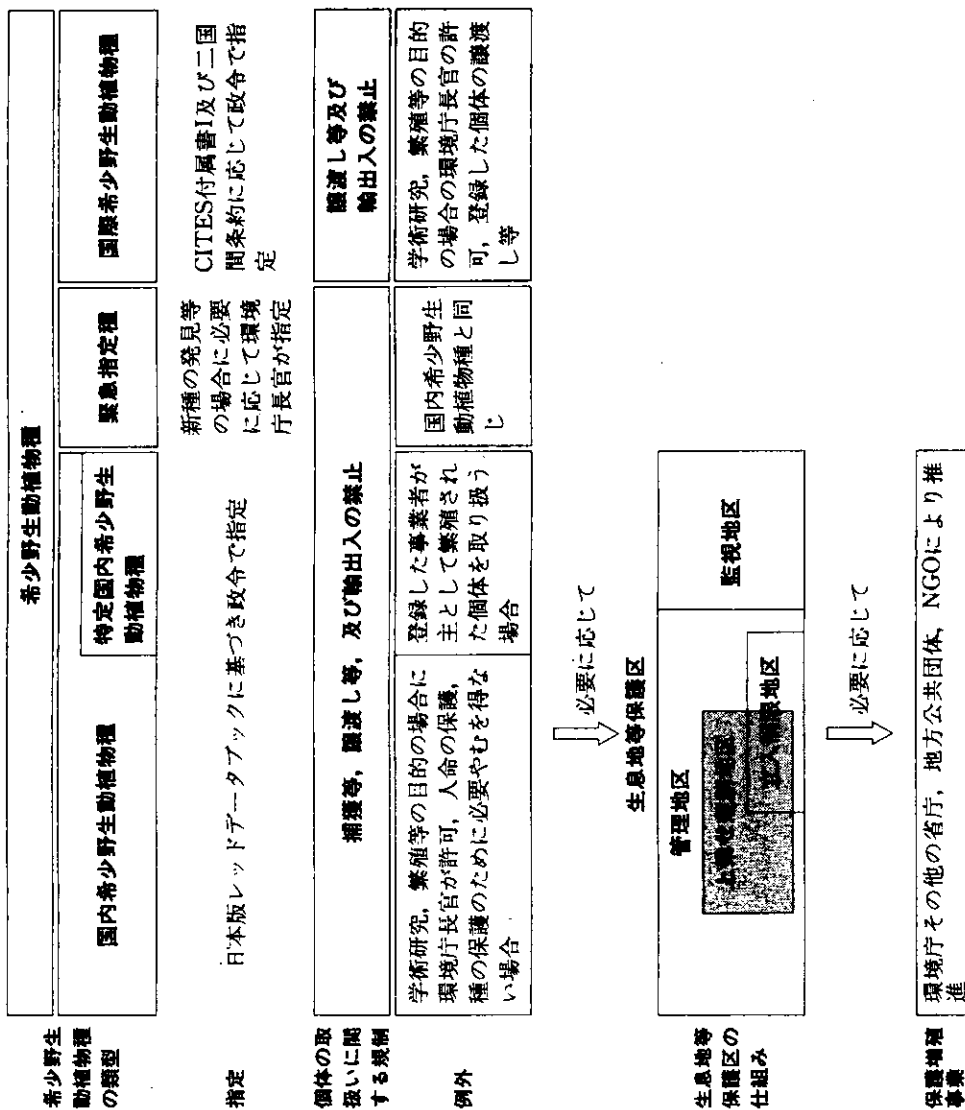
(9) 罰則

上記の規制の違反に対しては、最高で百万円以下の罰金または1年以内の懲役が課せられる。

(3) 日本の法制度

3-7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号) - (種の保存法) -

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要



(3) 日本の法制度

3-8) 環境影響評価法

3-8-1) 日本における環境影響評価制度の経緯

a) 環境影響評価とは

環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施にあたりあらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みである。

b) 環境影響評価制度の経緯

1964年（昭和44年）に米国で、アメリカ合衆国国家環境政策法（NEPA：National Environment Policy Act.）として制度化されて以来、世界各国で環境影響評価の制度化が進展した。現在ではOECD加盟29ヶ国全てが環境影響評価の手続きを規定する法制度をもっている。

わが国においては昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対して「あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて「所要の措置」をとるよう指導することとし、これにより本格的な環境影響評価に関する取組が始まった。

その後、港湾法や公有水面埋立法の改正（昭和48年）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとなった。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年制定、同53年に瀬戸内海環境保全特別措置法と改正）にも環境影響評価に関する規定が設けられた。さらに、自然環境保全法に基づき自然環境保全基本方針（同48年）が定められ、この中でも環境影響評価に関する方針が示された。また、発電所立地（同52年、通商産業省省議決定）、整備五新幹線（同54年、運輸省通達）等、行政指導等の形で環境影響評価が行われることとなった。

一方、地方公共団体においても、条例については川崎市（同51年）、要綱については福岡県（同48年）を始めとして環境影響評価の制度化が進められた。

こうした中で、昭和40年代以降に計画が具体化した苫小牧東部、むつ小川原等の大規模工業開発を中心とする地域開発計画については、その実施が環境に重大な支障を及ぼさないよう環境影響評価が実施されてきた。

また、大規模な国家プロジェクトに関しては環境影響評価を実施すべきとする観点から、閣議で決定された本州四国連絡橋児島・坂出ルート建設事業について環境影響評価が実施された。

このように、個別法、事業官庁による行政指導等の形で具体的な環境影響評価事例が積み重ねられる中で、統一的な手続きによる環境影響評価の適切かつ円滑な実施が重要な政策課題となってきた。このため、環境庁においては、昭和54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、

環境影響評価の法制化を図るための調整を進めた。調整は難航したものの、政府・与党の調整の結果、昭和 56 年 4 月に環境影響評価法案が国会に提出された。

しかし、この法案については、衆議院環境委員会で審議が行われたものの採決には至らず、その後継続審査を繰り返した後、昭和 58 年 11 月の衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案となった。法案の国会再提出も見送られたため、当面の事態に対応するため行政ペースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和 59 年 8 月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、政府として法案の要綱を基本とした統一的なルールに基づく環境影響評価を実施することとなった。

その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき着実に実施され、社会に定着してきた。特に、閣議決定された「環境影響評価実施要綱」による環境影響評価（閣議決定アセス）は、制度が開始されてから合計 426 件の事業について実施されたところである。その一方で、法律に基づかない行政指導による環境影響評価制度について、制度的な限界も指摘されてきた。

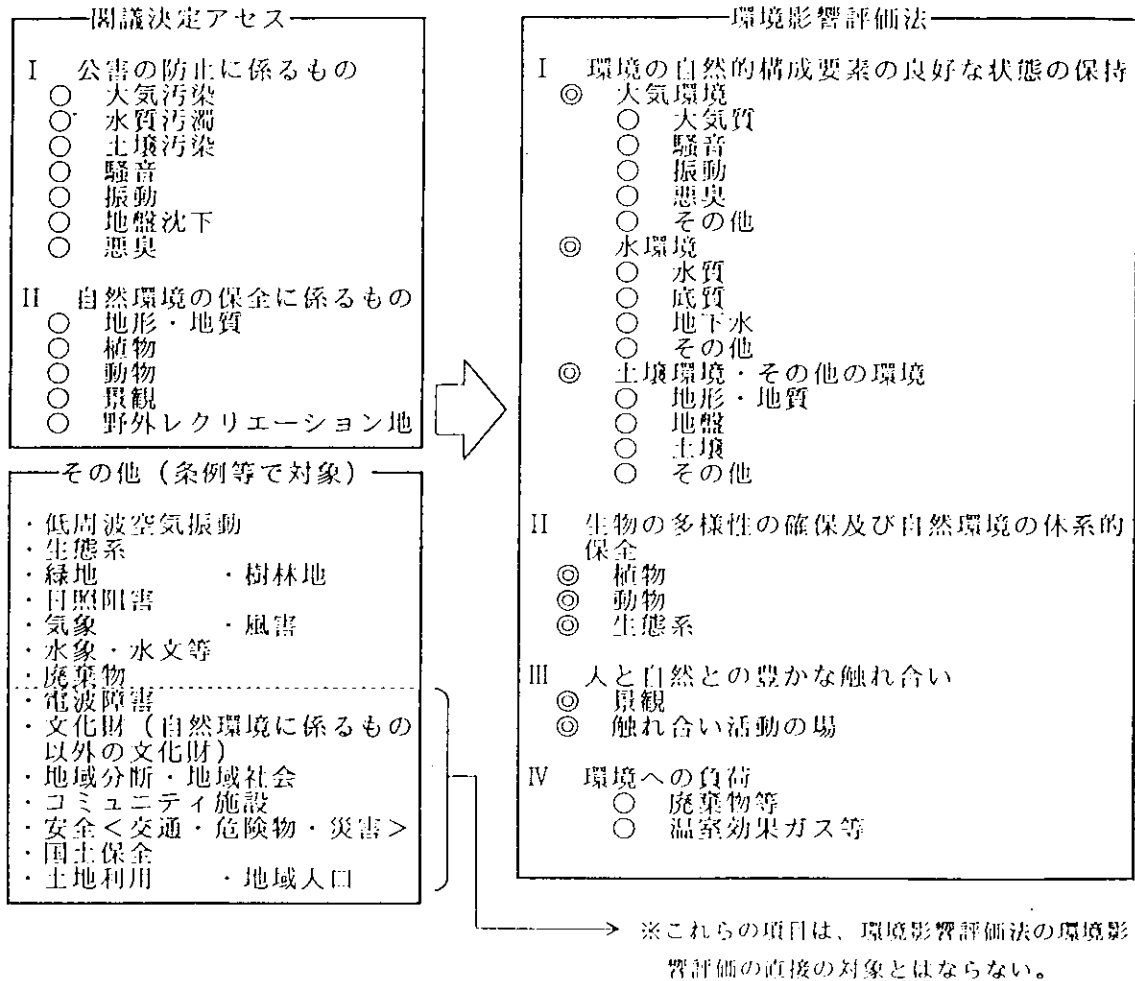
平成 4 年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」では、地球環境問題の顕在化に伴い、いかにして持続可能な開発を実現するかという大きな課題が認識されるようになり、これを受けて我が国では平成 5 年に環境基本法が制定され、この中で初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられた。

環境基本法 第 20 条（環境影響評価の推進）

国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

この環境基本法の国会審議の過程で法制化も含め環境影響評価制度の所要の見直しを検討する旨、宮沢総理大臣が答弁し、これを受け関係省庁の参加のもとに環境庁に「環境影響評価制度総合研究会」を設け、環境影響評価制度を巡る諸課題ごとに横断的、総合的に分析する作業を実施した。平成 8 年 6 月にはこの研究会の報告がとりまとめられ、更に中央環境審議会の答申を平成 9 年 2 月に得て、同年 3 月に環境影響評価法案の政府案の閣議決定を行い、国会に法案が提出された。この法案は、同年 5 月 6 日に衆議院、同年 6 月 9 日に参議院で全会一致をもって可決成立し、同年 6 月 13 日に公布された。

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会（1999）：生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、
生物の多様性分野の環境影響評価技術（1）- スコーピングの進め方について - 環境庁



対象項目となる環境要素の範囲（新旧比較）

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会(1999):生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、生物の多様性分野の環境影響評価技術(1)-スコーピングの進め方について- 環境庁

(3) 日本の法制度

3-8) 環境影響評価法

3-8-2) 環境影響評価法の目的と対象事業

a) 環境影響評価法の目的

環境基本法第20条は、環境影響評価を推進するために国が必要な措置を講ずることを求めている。これを受けて、環境影響評価法は、国の制度として、環境影響評価の具体的な手続き等を規定しており、法の目的として、次の点を明らかにしている。

環境影響評価が、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立っていること。

環境影響評価の手続き等を定めるとともに、その結果を事業の内容に反映させるための措置を取ること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること。

現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とすること。

b) 環境影響評価法の対象事業

本法の対照とする事業は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、または許認可等を行う事業である

必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業（第一種事業）を定めるとともに、第一種事業に準ずる規模を有する事業（第二種事業）を定め、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み（スクリーニング）を設けている。

「第一種事業」= 必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業

「第二種事業」= 第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行う必要があるかどうかについて許認可等を行う行政機関が都道府県知事の意見を聴いて、個別に判定する事業。

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会（1999）：生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、
生物の多様性分野の環境影響評価技術（1）- スコーピングの進め方について - 環境庁

(3) 日本の法制度 3-8) 環境影響評価法 3-8-2) 環境影響評価法の目的と対象事業

環境影響評価法の対象事業

事業の種類	第一種事業の規模	第二種事業の規模
1 道路（大規模林道を新規追加。）		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	4車線以上のもの全て	—
一般国道	4車線 10 km以上	7.5 km以上 10 km未満
大規模林道	2車線 20 km以上	15 km以上 20 km未満
2 河川（二級河川に係るダム、工業用水堰、灌漑用水堰、上水道川堰を追加、規模の引き下げ）		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75 ha 以上 100 ha 未満
堰		
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75 ha 以上 100 ha 未満
放水路		
3 鉄道（普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）を新規追加。）		
新幹線鉄道（規格新線を含む）	すべて	
普通鉄道（地下化、高架化を含む）	10 km 以上	7.5 km 以上 10 km 未満
軌道（普通鉄道相当）		
4 飛行場	滑走路長 2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満
5 発電所（新規追加、自家発電、卸供給を含む。）		
水力発電所	出力 3 万 kw 以上	2.25 万 kw 以上 3 万 kw 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kw 以上	11.25 万 kw 以上 15 万 kw 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kw 以上	7500kw 以上 1 万 kw 未満
原子力発電所	すべて	—
6 廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7 公有水面埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9 新住宅市街地開発事業		
10 工業団地造成事業		
11 新都市基盤整備事業		
12 流通業務団地造成事業		
13 宅地の造成の事業(工業団地を含む)		
環境事業団		
住宅都市整備公団		
地域振興整備公団		
港湾計画	埋立・掘込み 300ha 以上	—

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会(1999)：生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、生物の多様性分野の環境影響評価技術(1)－スコーピングの進め方について－ 環境庁

(3) 日本の法制度

3-8) 環境影響評価法

3-8-3) 法に基づく手続きの概要

環境影響評価法に基づく手続きの概要について、手続きの流れに沿って以下に示す。

a) スクリーニング(第二種事業の判定)

第二主事業については、事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事の意見を聴いて、環境影響評価を行わせるかどうかの判定を行う。判定の基準は、環境庁長官が定める基本的事項をもとに、事業種ごとに事業所管大臣が主務省令で定めている。

b) スコーピング(方法書の手続き並びに環境影響評価の項目及び手法の選定)

事業が環境に及ぼす影響は、個々の事業の具体的な内容(事業特性)や実施される地域の環境の状況(地域特性)に応じて異なることから、環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法を画一的に定めるのではなく、個別の案件ごとに項目・手法を絞り込んでいくための仕組みとして、スコーピングを導入した。

事業者は、事象特性及び地域特性の把握を進めるとともに、環境影響評価の項目及び手法の案を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、公告・縦覧して、都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聴き、これらの意見や事業特性・地域特性の把握結果等を踏まえ、具体的な環境影響評価の項目及び手法を選定する。

住民等には地域的な限定はなく、環境の保全上の意見であれば誰でも意見を提出できる。

事業計画の早期段階で環境保全の見地からの意見を聴くことにより、柔軟な計画変更も可能となる。

c) 環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の手続

事業者は、環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行い、その結果を記載した「環境影響評価準備書」を作成し、公告・縦覧して都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聴く。

方法書と同様に、住民等には地域的な限定はなく、環境の保全上の意見であれば誰でも意見を提出できる。

準備書には、項目ごとに調査・予測・評価の結果を整理したもの、環境保全のための措置(複数案などの検討経過も含む)、事業着手後の調査、環境影響の総合的な評価などについて記載する。

d) 環境影響評価書の手続

事業者は、準備書手続で得られた意見を踏まえて、「環境影響評価書」を作成する。評価書について、環境庁長官は必要に応じ許認可等を行う行政機関に対し意見を述べ、許認可等を行う行政機関は、当該意見を踏まえて、事業者に意見を述べる。

事業者は、これらの意見を踏まえて評価書を再検討し、必要に応じて評価書を補正し、環境影響評価手続の成果として最終的な評価書を公告・縦覧する。

事業者は、準備書に対する意見に対して見解をとりまとめるとともに、必要に応じ事業計画や環境影響評価の内容の修正(追加的な調査・予測・評価や環境保全措置の再検討を含む)を行い、評価書を作成する。

この評価書に対し、環境庁長官及び許認可等を行う行政機関から提出された環境の保全上の意見を踏まえて、事業者は、環境影響評価書の再検討を行い、必要に応じ事業計画や環境影響評価の内容の修正（追加的な調査・予測・評価や環境保全措置の再検討を含む）を行い、評価書を補正する。

e) 許認可等における環境保全の審査

許認可等を行う行政機関は、許認可等の審査にあたり、評価書に基づいて対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行い、その結果を許認可等に反映する。

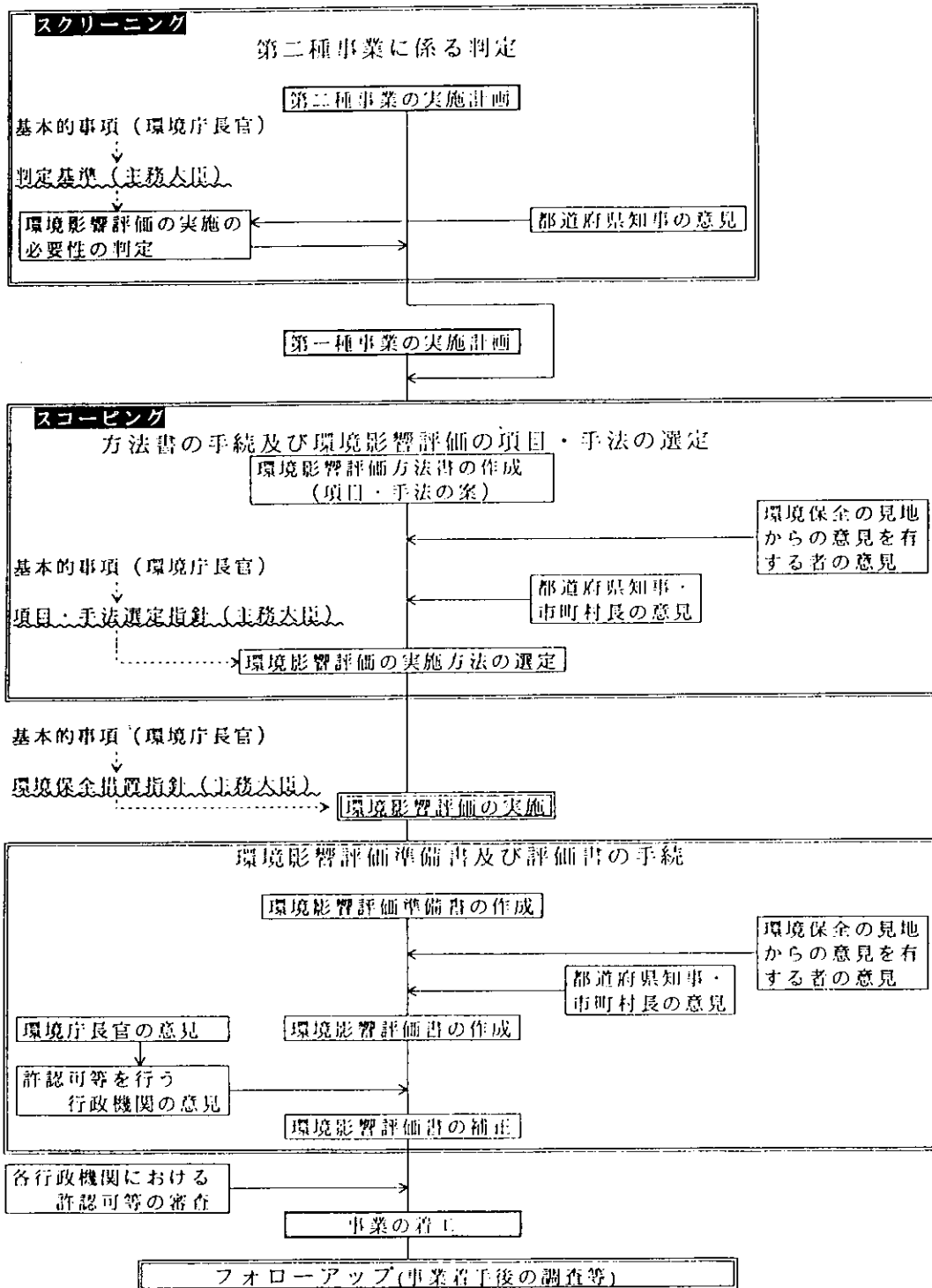
この審査の結果、許認可等の処分で事業を拒否したり、環境の保全上の条件をつけることができる。

f) フォローアップ（事業着手後の調査等）

予測の不確実性に鑑み、環境保全措置の一環として、事業着手後の環境の状況を把握する措置（事業着手後の調査等）について準備書・評価書に記載する。

(3) 日本の法制度 3-8) 環境影響評価法 3-8-3) 法に基づく手続きの概要

国 事業者 地方公共団体 住民等



環境影響評価法の手続の流れ (フロー)

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会 (1999) : 生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、
 生物の多様性分野の環境影響評価技術 (1) -スコーピングの進め方について- 環境庁

(3) 日本の法制度

3-9)文化財保護法、温泉法、森林法

a) 文化財保護法

「文化財の保護、活用をはかり、国民の文化的向上、世界文化の進歩に貢献すること」を目的とする。同法では文化財として以下の5種類を定めている。

ア．有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料等）

イ．無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）

ウ．民俗文化財（衣食住・生業・信仰等に関する風俗慣習及びこれらに用いられる衣服・器具等）

エ．記念物（貝塚・古墳等の遺跡、庭園・峡谷・山岳等の名勝地、動物・植物・地質鉱物）

オ．伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群＝歴史的な集落・町並）

このように文化財は、わが国民がこれまでに創りあげ、護ってきたさまざまな文化的所産及びこれに密接に関係してきた国土の構成要素である自然、景観等を広くとらえたものであるが、これら各種の「文化財」のうち「記念物」と「伝統的建造物群」は、一定の地域に所在する遺跡、動植物、地形・地質、景観、風致などを対象としており、広く「自然」としてとらえることができるものである。

「記念物」のうち重要なものについては、文部大臣が「史跡」、「名勝」、「天然記念物」（特に重要なものは「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」）に指定し保護することができることとされている。

動植物では種指定と地域指定の天然記念物があり、種、地域共に指定対象の現状変更が規制されているため希少種の保存法の役割を果たしてきた。しかし、対象の指定は学術上で貴重なものとされ、野生動物と家畜・品種が同じレベルで指定されており、生息地等の基準がなく、希少種の保護管理面の規定がない。

b) 温泉法

わが国は、世界でも有数の温泉国であり、温泉地は国民の保健休養地として極めて重要な役割を果たしている。

温泉法は、「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること」を目的に、昭和23年7月に制定されたものである。これは、貴重な天然資源である温泉を永久に保護し、その適正な利用の確保を図るため、温泉を掘削、増掘する場合、または動力を装置する場合、都道府県知事の許可を、また温泉を公共の浴用または飲用に供しようとする場合は、都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けなければならない等必要な規制を定めている。

c) 森林法

「森林計画、保安林その他森林に関する基本的事項を定めて、森林の保存培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的とする。直接的に自然環境保全を目的とするものではないが、「全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない」（第4条）とされ、農林水産大臣の指定する保安林においては、立木の伐採や土地の形質変更行為は許可が必要となる。

また法的制度ではないが、林野庁が独自に指定する保護林制度などは、極めて重要な役割を果たしている。保護林は自然維持林として位置づけられ、原則として木材生産のための伐採はしない。保護林のうち森林生態系保護地域は知床などの原生的な天然林を保存し、動植物の保護を行うものである（1997年現在、26カ所、約32万ヘクタール）。特定動物生息地保護林は「特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究に資すること」を目的とする（27カ所、約1.2万ヘクタール）。設定の基準は、（1）希少化している動物の繁殖地または生息地、（2）他に見られない集団的な動物の繁殖地または生息地、（3）その他保護が必要と認められる動物の繁殖地または生息地である。1カ所ずつの面積は小さい。

自然保護年鑑刊行会（1996）：6．自然とのふれあいの増進、自然保護年鑑3、日生社

藤巻 裕蔵 他（1995）：野生動物の保護管理、野生動物学外論（田名部雄一他）、朝倉書店

川道 美枝子（1997）：野生哺乳類の保護に係わる法律、レッドデータ 日本の哺乳類、日本哺乳類学会

(3) 日本の法制度

3-9) 文化財保護法、温泉法、森林法

天然記念物と特別天然記念物の指定基準(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

天然記念物

(以下に掲げる動物・植物および地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの)

1. 動物

- ①日本固有の動物で著名なもの及びその棲息地
- ②特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ③自然環境における特有の動物または動物群集
- ④日本に特有な畜養動物
- ⑤家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- ⑥特に貴重な動物の標本

2. 植物

- ①名木、巨樹、老樹、奇形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- ②代表的原始林、希有の森林植物相
- ③代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- ④代表的な原野植物群落
- ⑤海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- ⑥泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- ⑦洞穴に自生する植物群落
- ⑧池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、せん苔類、微生物等の生ずる地域
- ⑨着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ⑩著しい植物分布の限界地
- ⑪著しい栽培植物の自生地
- ⑫珍奇または絶滅に瀕した植物の自生地

3. 地質鉱物

- ①岩石、鉱物及び化石の産出状態
- ②地層の整合及び不整合
- ③地層の褶曲及び衝上
- ④生物の働きによる地質現象
- ⑤地震断層など地塊運動に関する現象
- ⑥洞穴
- ⑦岩石の組織
- ⑧温泉並びにその沈殿物
- ⑨風化及び侵食に関する現象
- ⑩硫気孔及び火山活動によるもの
- ⑪氷雪霜の営力による現象
- ⑫特に貴重な岩石鉱物及び化石の標本

4. 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

大沢 雅彦(1998):天然記念物、天然保護区域、自然保護ハンドブック(沼田 眞 編)、朝倉書店

(3) 日本の法制度

3-10) 生物多様性国家戦略

a) 背景

1980年代後半に生物多様性保全のための国際的な取り組みを促進する必要性が強く認識され、1992年には生物多様性条約が採択された。こうした動きを受け、国内でも生物多様性保全の重要性が認識され、1993年に制定された環境基本法では、環境保全施策の策定及び実施のための指針の一つとして生物多様性の確保(保全)が位置づけられた。また、環境基本法に基づき1994年に閣議決定された環境基本計画では、1993年に発効した生物多様性条約に基づき、生物多様性国家戦略を策定することが明記された。

わが国では、生物多様性条約が発効する以前から各省庁によりそれぞれ独自に生物多様性に関連する施策が進められてきたが、条約発効を受けて、施策の一層の推進を図ることが重要な課題となり、政府として一本化した基本方針の下に生物多様性に関連する施策を相互に有機的連携を図りながら、総合的計画的に進めるための国家戦略が策定されることとなった。

b) 国家戦略に示された基本方針

生物多様性国家戦略に示された生物多様性の保全とその持続可能な利用のための基本方針は次の通りである。

(1) 基本的な考え方

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の生活様式のあり方を問い直し、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えていく必要があるとの基本認識に立って、生物多様性を保全し、その構成要素(すなわち、生物やその生息地など)の持続可能な利用を図る。このことは、現在の世代ばかりでなく、将来の世代の可能性を守るためにも、きわめて重要な課題である。

また、世界の生物多様性の保全のためには人類も地球生態系の一員であるとの基本認識に基づき、各国がそれぞれ自国の生物多様性の保全に努めるとともに、地域的、世界的な協力を通じて、相互に連携を保ちつつ、保全施策・事業の実施促進を図ることが重要である。

(2) 長期的な目標及び当面の政策目標

21世紀の半ばまでに達成すべき長期的な目標は、

ア．日本全体として及び生物分布の観点からの代表的な区分毎に、生物多様性の保全と持続可能な利用が図られているとともに、都道府県及び市町村のレベルにおいても、地域特性に応じた保全と持続可能な利用が図られていること。

イ．生物の再生産・繁殖の過程や多様な相互関係が将来の進化や変化の可能性を含めて保全されるように、まとまりのある比較的大面積の地域が保護地域等として適切に管理され、相互に有機的な連携が図られていること、の2つとする。

これらの長期的な目標を達成するための当面の政策目標は、

ア．動植物に絶滅のおそれが生じないこと

イ．生物多様性保全上重要な地域が適切に保全されていること

ウ．生物多様性の構成要素(個々の生物やその生息地)の利用が持続可能な方法で行われていること

の3つとする。

また、生物多様性の保全とその持続可能な利用は、地球規模で取り組むべき人類共通の課題であることから、国内における取り組みにとどまらず、各国との国際的協調の下にわが国の能力を活かし、その国際社会に占める地位にふさわしい国際的取り組みを積極的に推進するものである。

c) 国家戦略を受けた施策の展開

生物多様性国家戦略に基づいて積極的な展開を図るべき主要な政策分野のうち、生物多様性の保全に関するものは次のとおりである。

(1) 保護地域や野生動植物等の保全対策の強化

生物多様性保全の観点から、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、保護林、天然記念物、保護水面等の保護地域の指定の促進及び管理の充実を図るとともに、絶滅のおそれのある種など野生動植物種の保護管理の充実強化を図る。また、保護地域の周辺地域の開発の適正化、二次的自然環境の保全及び都市地域における生物多様性の保全を進める。

(2) 社会資本整備に際しての配慮と多様性豊かな自然環境の積極的な復元・創造

社会資本整備に際して適切な環境影響評価や悪影響の最小化等により生物多様性の保全への配慮の徹底を図るとともに、二次的な自然や都市地域を中心に生物の生息・生育環境の復元や創造を積極的に推進する。

(3) 調査研究の推進及び情報の整備

生物多様性関連施策の展開のための共通基盤となる動植物の分布等の科学的知見の充実及び生物多様性の評価やモニタリング等に関する調査研究の充実、専門家のネットワーク化、動植物の目録整備等を進める。

(4) 地域レベルの取り組みの推進

地域の自然的社会的経済的条件に応じ、県や市町村のレベルでもきめ細かな生物多様性の保全の取り組みが促進されるようにその活動を支援する。

(5) 国際協力の推進

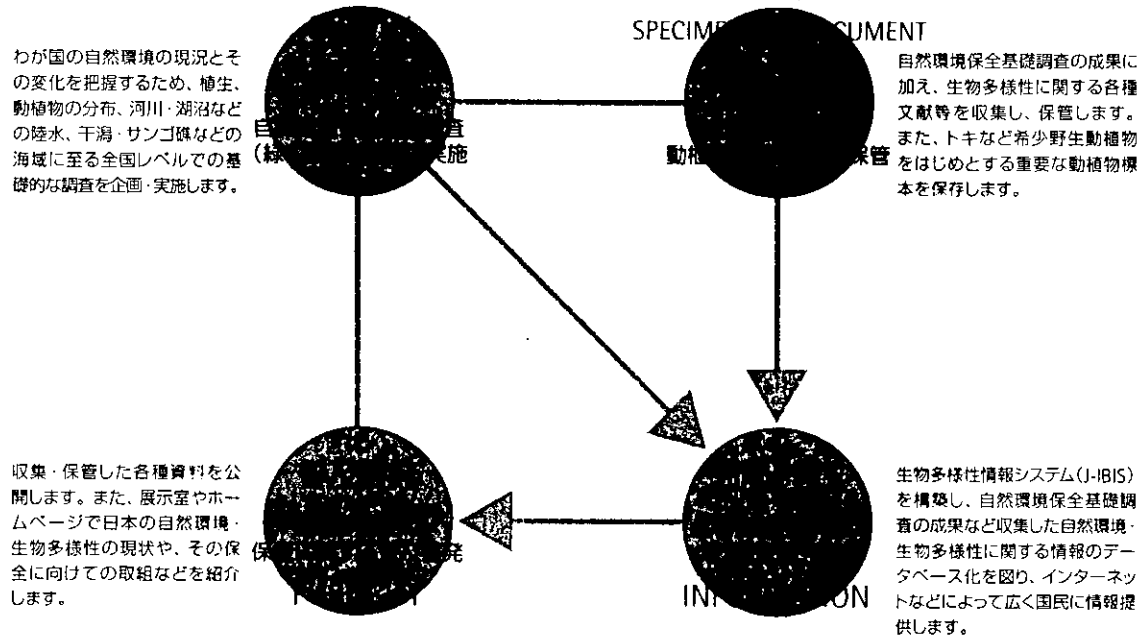
生物多様性の保全は人類共通の課題であることから、開発途上国との協力、国際的な共同研究・モニタリング計画や情報ネットワークへの参加等を通じて、世界の生物多様性の保全のために積極的に貢献する。また、わが国の経済活動が世界の生物多様性に悪影響を及ぼさないように努める。

d) 国家戦略の点検及び見直し

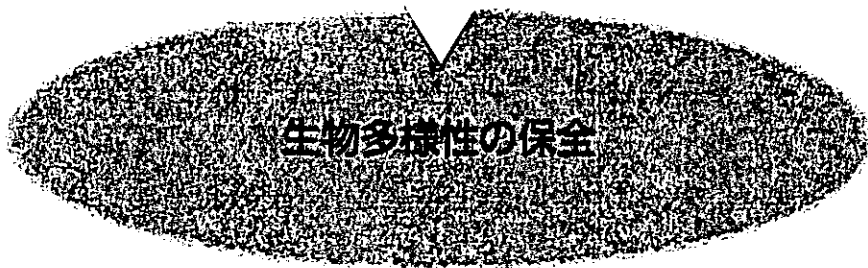
生物多様性条約関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の円滑な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、その結果を公表する。国家戦略の見直しは、国民各界各層の意見を十分に聴取して、5年後を目途として行う。

自然保護年鑑刊行会（1996）：生物多様性の保全をどう進めるか？、自然保護年鑑 4、日生社

■機能図



- 国・自治体・NGOの保全施策の支援
- 環境アセスメント
- 調査研究
etc.



わが国の生物多様性保全の拠点となる環境庁自然保護局生物多様性センター(山梨)の機能
環境庁自然保護局:「生物多様性センター」リーフレット

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-1) ワシントン条約 (CITES)

a) 条約の目的・内容

ワシントン条約は、野生動植物の特定の種が過度の国際取引により絶滅の危機に瀕している事実を踏まえ、その国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、生息地における無秩序な採取捕獲を抑制し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としている。

本条約は、正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 / Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora」といい、1973年3月、米国のワシントンで採択されたことから、我が国では通称ワシントン条約と呼ばれている。国際的には、その英文の頭文字を取り、CITES (サイテス) と呼ばれることが多い。

本条約は1975年に発効した。わが国は1980年に加入した。1997年10月現在、締約国数は142カ国である。

具体的には、絶滅のおそれのある野生動植物の種で取り引きの影響を受けているものを、その保護の必要性に応じて条約の付属書Ⅰ～Ⅲの3つの区分に分類して掲載し、輸出入、海からの持ち込みについて規制を行っている。付属書の概要は、図版に示した。

各国は条約に加盟する際、また、付属書の改正があった際には、規制対象の野生動植物の特定の種について「留保」を付すことができることとなっており、締約国は留保を撤回するまで、留保を付した種について非締約国として取り扱われる。

付属書に掲載された種は、生きた動植物ばかりでなく、その卵や種子、さらにその部分品・加工品 (毛皮のコート、ワニ皮のバッグ、象牙細工等) までも原則として全てこの条約の規制対象となる。

b) わが国の取り組み

1) 体制

各締約国は、輸出入許可書等を発行する権限を有する「管理当局」及び管理当局に対し科学的な見地から助言等を行う「科学当局」を指定することになっている。わが国の場合、管理当局は、輸入に関しては通商産業省が、海からの持ち込みに関しては水産庁が当たっている。また、科学当局は、環境庁及び農林水産省が当たっている。

また、条約のより適切な履行を図るため、「ワシントン条約関係省庁連絡会議」が設置され、関係省庁間の協議の場を設けている。構成省庁は議長役である環境庁、通産省、農水省、水産庁、林野庁、大蔵省、外務省、厚生省、内閣外政審議室である。

2) 輸出入規制

わが国におけるワシントン条約に基づく輸出入規制 (水際規制) は、外国為替及び外国貿易管理法、同法に基づく輸出貿易管理及び輸入貿易管理令並びに関税法で実施している。

3) 国内取り引き規制

条約上各締約国に課されている義務ではないが、ワシントン条約に基づく水際規制をより実効あるものにするために、同条約の規制対象種の国内取り引き等を規制する内容を含む法律として「絶滅のおそれのある野生動植物の種の

保存に関する法律」が施行されている。同法では、ワシントン条約付属書 に掲載された種を国際希少野生動植物種に指定し、譲渡し等の規制を行っている。

4) わが国の役割

わが国は、1984年にクアラルンプールで開催されたアジア太平洋地域セミナーで「条約実施状況が極めて悪い」という趣旨の非難決議が採択されるなど、条約の遵守に対し不正実、不熱心な国として国際的に非難されていた。

条約加盟時に日本は9品目について留保を付した。これは、主に条約の規制対象となっている国内産業保護のためであり、留保品目は最多時には14品目にのぼった。

わが国の行動は、野生動植物の大量輸入国、消費国として注目を集めていたが、留保品目が多いことも、上述のクアラルンプールでの非難決議の原因の一つであった。

その非難決議を契機として「ワシントン条約関係省庁連絡会議」が設置され、この場を通じて関係省庁が、留保問題、貿易管理体制等について改善の努力を続けた。

この結果、1995年12月現在クジラ類6品目のみとなり、日本の条約に対する取り組みは、国際的にも信頼を得るようになり、第9回締約国会議では常設委員会議長国に選出された。このことは日本に対する各国の期待の表われであり、今後は、条約の適切な運用と将来に向けて積極的な貢献が必要となろう。

* 1999年12月現在の加盟国は146ヶ国

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約 3-11-1) ワシントン条約 (CITES)

ワシントン条約の規制内容と対象動物種(平成9年9月末現在)

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	559分類群 科として指定 8 属として指定 36 (亜)種として指定 515 (例) ゴリラ、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、コンゴウインコ、シーラカンス、アジアアロワナ、サボテン科(一部)等	275分類群 目として指定 10 (亜)科として指定 22 属として指定 55 (亜)種として指定 188 (例) ホッキョクグマ、トモエガモ、カメレオン、ピラルク等	241分類群 (全て(亜)種として指定) (例) セイウチ(カナダ)、アジアスイギュウ(ネパール)等 *国ごとに指定
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可証が必要 (附属書 III の場合は指定国以外は原産地証明が必要) 	
許条可の件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと	取引が種の存続を脅かすものでないこと	
	・違法に入手したものでないこと		・適切な輸送方法、収容施設(生体の場合)

ワシントン条約事務局 (<http://www.wcmc.org.uk/CITES/eng/append/species.shtml>) の 2000 年 1 月 6 日現在の資料では、附属書 I には 821 種、47 亜種、22 個体群が、附属書 II には 28,993 種、100 亜種、18 個体群が、附属書 III には 229 種、11 亜種、1 個体群があげられている。

(財)国立公園協会編 (1999): 1999 自然公園の手びき、国立公園協会

<http://www.wcmc.org.uk/CITES/eng/append/species.shtml>

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-2) ラムサール条約 (The Ramsar Convention)

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat)」といい、1971年2月2日に、イランのラムサールで、水鳥及びその他の多様な野生生物の生息地として国際的に重要な湿地の保護を目的として、締結された。

その主な内容は、次のとおりである。

締約国は、その国に分布する湿地のうち、生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上、または水文学上国際的に重要な湿地を少なくとも1ヵ所以上指定し、条約事務局が管理する登録簿に登録することが義務づけられている(登録湿地)。

締約国は、その国の制度によって登録した湿地の保全及び利用のための措置を取ることが義務づけられ、また、当該湿地の生態学上の特徴が変化し、またはそのおそれのある場合は、事務局に報告することが義務づけられている。

また対象となる湿地を次のとおり規定している。

- ・天然のものであるか、人工のものであるかを問わず

さらに、

- ・水が濁っているか、流れているか
- ・淡水であるか、汽水であるか、海水であるか、を問わず
- ・沼沢地、湿原、泥炭地、または、水域をいい、
- ・低潮時における6mを超えない海域を含む。

また、特に水鳥の生息地として重要である場合は、

- ・水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの、
- ・島または低潮時における水深が6mを超える海域であって、湿地に囲まれているものを含めることができる。

すなわち、マングローブ湿地、干潟、湖沼、河川、沼沢地、泥炭地、湿地林、水田、ダムなど、およそ水に係る環境の大部分を含んでいる。

日本は1980年10月17日に本条約を批准し、タンチョウの生息地として知られる北海道の釧路湿原を、最初の登録湿地として、その後更に3ヵ所の湿地を相次いで登録した。それらは、ハクチョウ類、ガン・カモ類の渡来地として有名な宮城県伊豆沼及び内沼、シベリアから飛来し、或いは飛び去るハクチョウ類の渡りの重要な中継地点である北海道のクッチャロ湖、多様な水鳥の渡来地としてかつ繁殖地としても重要な北海道のウトナイ湖である。

その後1993年6月には、ハクチョウ類のわたり渡来地としてさらにはタンチョウの繁殖地として重要な北海道の霧多布湿原、厚岸湖及び別寒辺牛湿原、膨大な数のシギ・チドリ類の渡来地である千葉県の谷津干潟、ガンカモ科の渡来地である石川県の片野鴨池、40,000羽を超す水鳥の渡来地である滋賀県の琵琶湖の5ヵ所が、新たに登録され

ている。1996年3月には新潟県の佐潟が10番目の登録湿地として、1999年5月には沖縄県の漫湖が11番目の登録湿地(干潟としては谷津干潟に次いで2番目)として、登録されている。

本条約は、3年ごとに締約国会議(条約の加盟国の総会)を開催する。締約国会議では各国の湿地の現状や保全活動、条約の履行状況、湿地保全のための国際協力、湿地の賢明な利用などについて、報告と討議が行われる。湿地の賢明な利用とは、湿地に単に保護区を設定し、人の立ち入りを禁止するのではなく、湿地の生態系を損なわない範囲で、湿地を持続的に利用していこうというもので、本条約はこの原則にもとづいている。

また、開発途上国において保護管理を十分行うには財政、技術上の援助が必要であることから、第4回締約国会議(1989年)において「湿地保全基金(Wetland Conservation Fund)」の設置が決定されている。条約事務局では毎年、7カ国の常任委員国、次期締約国会議開催予定国、前回締約国会議開催国などよりなる常任委員会を開き、基金を運営し、各国政府、NGOからの基金を得て、途上国における湿地保全プロジェクトの実施に活用している。

1993年6月には、北海道の釧路で、95カ国から約1200名の参加者を得て、第5回締約国会議が開かれた。この会議では、「釧路声明」を含む9つの決議、15の勧告が採択された。第7回締約国会議は、1999年5月にコスタ・リカにおいて開催された。

2000年1月現在、条約加盟国は118カ国、全世界で1,014カ所、総計約7千3百万ヘクタールの土地が、登録湿地となっている。

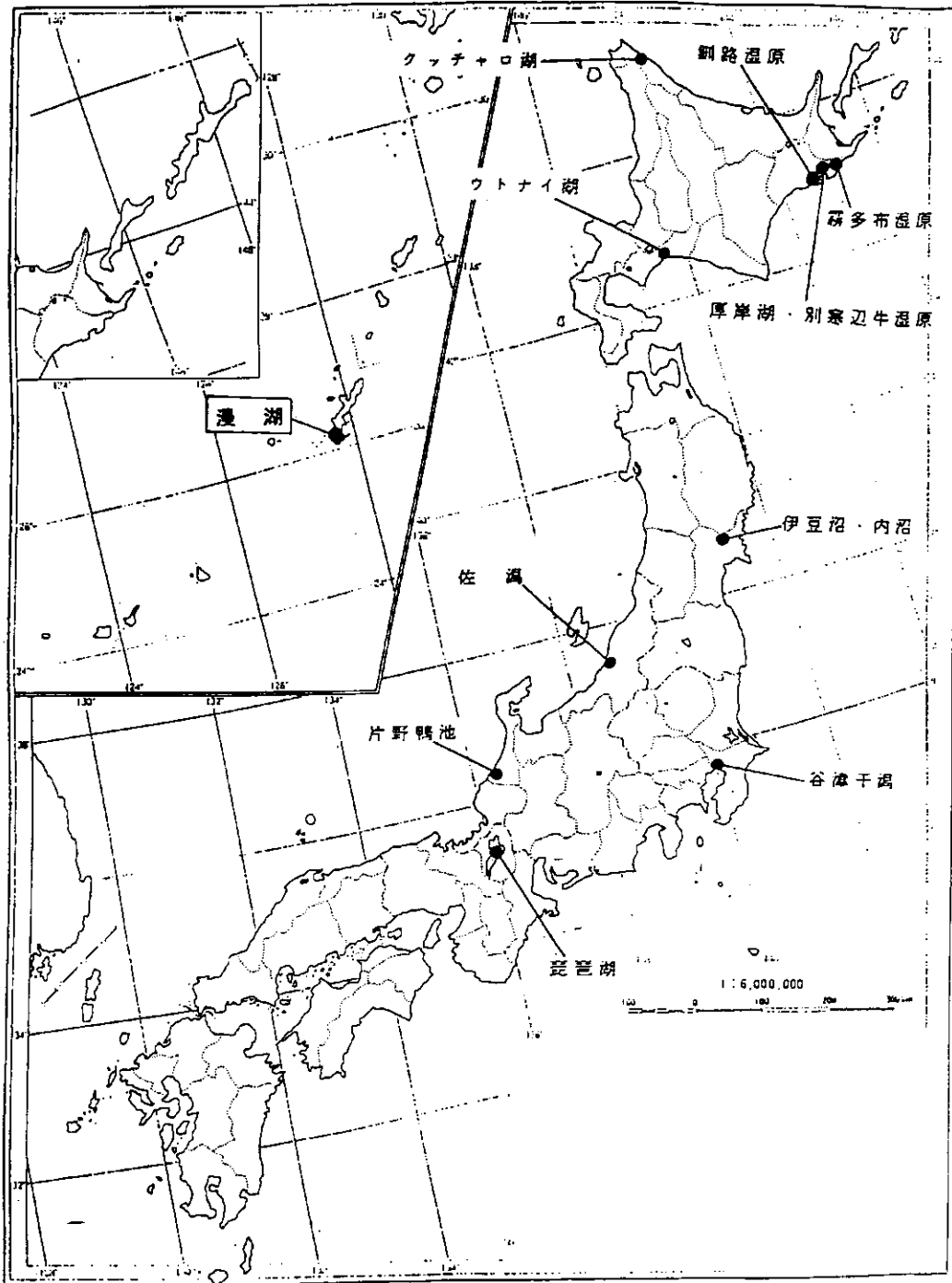
不破 敬一郎 編著(1994)：ラムサール条約、地球環境ハンドブック、朝倉書店

ほかに；山下 弘文(1998)：湿地の保護と共生(ラムサール条約)、自然保護ハンドブック(沼田 眞 編)、朝倉書店

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約

3-11)-2) ラムサール条約 (The Ramsar Convention)

我が国のラムサール条約登録湿地



自然保護年鑑編集委員会編(1996)ラムサール条約とは、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日正社

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-3) 生物多様性条約

a) 条約発効までの経緯

1972年の国連人間環境会議での「人間環境宣言」、さらに10年後の国連環境計画（UNEP）管理理事会特別会合での「ナイロビ宣言」にも野生生物の保護や種の絶滅の脅威について言及がなされている。そして、この国連人間環境会議と前後してワシントン条約（1973年）やラムサール条約（1971年）など野生生物保護のための国際条約が採択されたが、これらの条約は野生生物の国際取引の規制や湿地の保全といった特定の課題に対応したものであった。

そこで、ナイロビ宣言から5年後の1987年にUNEPは「生物多様性」という概念を導入し、野生生物保護に関する包括的な枠組みを設けるための作業を開始した。それから約5年の歳月（計3回の専門家会合と7回の政府間条約交渉会議）を経て、1992年5月、ナイロビでの最終交渉会議で「生物多様性条約」が採択された。さらに同年6月の国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）では、採択された条約にわが国を含む157か国が署名し、会議における重要な成果の一つとなった。

日本からは中村環境庁長官（当時）が出席、調印を行った。その後1993年5月28日、日本は正式に本条約を批准した。条約は1993年12月29日に発効した。

b) “生物の多様性”

この新たな条約は、生態系、生物種、種内（遺伝子）のそれぞれのレベルで生物の多様性を保全し、その持続可能な利用を確保するように求めている。

生物種の多様性

現在、地球上の生物種の絶滅が、かつてないスピードで進行しつつあると指摘されているが、種は一度絶滅すれば再び人間の手で作りに出すことが出来ない。未知のまま絶滅していく種も、その種特有の価値を内蔵しており、なかには医薬品や農作物の品種の開発に役立つなど人類の将来にわたる生存に不可欠な価値が含まれている可能性もある。

また、地球上のすべての種は、人類と地球環境を共有し、生態系を構成する基本的な要素となっていることから、多様な種が生存できるということは地球環境の健全性を示す指標ともいえる。

生態系の多様性

さまざまな生態系が構成するネットワークを維持・回復することにより効果的な野生生物の保護が可能になることはいうまでもない。

種内の多様性

同じ種でも異なる遺伝的形質を持つ個体（個体群）が多く存在することは、人間にとっての有用性の観点からだけでなく、将来の気候変動や病気の発生などに耐え、近親繁殖による活性低下の危険を回避し、その種が安定して存続していくためにも重要である。

c) 条約交渉での議論

条約の主な内容は次ページに示すとおりである。条約交渉の過程で見られた主な論点は以下のとおり；

1．条約の目的

開発途上国は技術移転や資金供与も条約の目的とすべきと主張したが、最終的にはそれらは手段と位置づけられ、目的は3点に整理された（次ページ参照）。

2．保全のための措置

条約案にあった国際的に重要な地域や種を選定し、保全や国際協力のプライオリティーを与えようとするグローバルリストの規定は、開発途上国や一部の先進国の反対により削除された。しかし、各国における保全のために必要な措置は条約上包括的に規定されており、保全面での意義は損なわれていないと評価すべきであろう。

3．遺伝子資源へのアクセスと技術移転

開発途上国の多くは、自国内の遺伝資源を先進国が一方的に利用し、バイオテクノロジーなどの技術を独占しているとの不満を背景に、利益の還元や技術の移転などを強く求め、それらに関する規定が盛り込まれた。一方、先進国側は、特許などの知的所有権の保護が民間企業の技術開発を進めるための必要条件であるとし、知的所有権保護に関する規定も付け加えられた。

4．資金問題

開発途上国は新規の基金の設立を要求、先進国は地球環境ファシリティ（GEF）など既存のメカニズムの活用を主張し、最終交渉でも最大の争点となった。最終的には、意志決定プロセスの透明性の確保など、適切な改革を前提に、GEFを暫定的な資金運営機構とするとともに、このメカニズムは条約の締約国会議の管理・指導のもとに機能することとされた。

- (3) 日本の法制度
- 3-11) 関連国際条約
- 3-11)-3) 生物多様性条約

生物多様性条約の主な内容

-
- 条約の目的 (1 条)
 - ① 生物の多様性の保全
 - ② その構成要素の持続可能な利用
 - ③ 遺伝資源から得られる利益の公正で衡平な配分
 - 保全のための措置 (6~14 条)
 - ① 多様性保全のための国家戦略の策定, 関連部門の計画・政策への統合
 - ② 重要な地域・種の選定およびモニタリング
 - ③ 生息域内での保全—保護区体系の確立, 生態系の維持回復, 絶滅のおそれのある種の保護など
 - ④ 生息域外での保全—施設下での系統保存, 種の増殖・野生還元など
 - ⑤ 生物資源の持続的な利用・管理
 - ⑥ 経済社会的奨励措置
 - ⑦ 研究, 訓練, 教育, 普及啓発
 - ⑧ アセスメント制度の導入など
 - 遺伝資源へのアクセスと技術移転 (15・16・19 条)
 - ① 遺伝資源保有国の主権を認め, 資源へのアクセスは相互に合意する条件に基づく。
 - ② 資源提供国の研究参加を確保し, 資源利用による利益を公正で公平に配分。
 - ③ 途上国への技術移転は, 公正で最も有利な条件 (合意がある場合には特惠的な条件を含む) で行う。技術が知的所有権の対象である場合は十分かつ効果的な知的所有権の保護を認める。
 - 資金メカニズム (20・21・39 条)
 - ① 途上国の条約履行にかかわる合意された増加コストを満たすため, 先進国は新規で追加的な資金を供与。
 - ② 無償および譲許ベースで資金を供与するメカニズムを運営する組織を第 1 回締約国会議で決定。GEF を暫定的なメカニズムとする。
 - バイオテクノロジーの安全性 (8・19 条)
 - ① バイテックによる改変生物の利用, 放出のリスクを規制する手段を確立。
 - ② 改変生物の安全な移動, 取扱いの手續に関する議定書を考慮。改変生物の輸出国は, 輸入国に利用, 安全規制などに関する情報を提供。
-

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-4) 砂漠化防止条約

砂漠化とは、砂漠化防止条約によれば、「乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における気候上の変動や人間活動を含む様々な要素に起因する土地の劣化」である。この場合、土地とは、土壌や水資源、地面の表層や植生などを含む概念であり、劣化とは、降雨や風による土壌の流出や河床への堆積、長期間をかけた自然植生の多様性の減少、土地の塩化など、土地に作用する一つ又は複数のプロセスによって生じる土地資源の潜在力の減少をいう。

主な砂漠化の原因としては、新しい砂漠化の定義の中に明示されているように、地球的規模での大気循環の変動による乾燥地の移動という気候的要因と乾燥地及び半乾燥地の脆弱な生態系の中でその許容限度を超えた人間活動が行われる事によるインパクトという人為的要因の二つが考えられている。

砂漠化の進行により、いったん不毛の砂漠になってしまった土地は、膨大な労力及び費用をかけて再生しない限り元の状態に戻す事は難しく、現在未影響か、ごくわずかしが影響を受けていない土地の劣化を防ぐ事は、劣化した土地を再生させるより、はるかに効率的で、実行可能性を有する対策であると考えられている。

1991年のUNEPの報告書では砂漠化の影響を受けている土地の面積は約36億ヘクタールと報告されている。これは地球上の全陸地の四分の一、世界の耕作可能な乾燥地域(乾燥、半乾燥、乾燥半湿潤地域の合計)約52億ヘクタールの約70%に相当する。また砂漠化によって影響を受けている人口は約9億人で、世界の全人口の六分の一に当たる。

砂漠化の広がりを地域別に見ると、アフリカが約10億ヘクタール、アジアが約13億ヘクタールとこの両地域で世界の砂漠化の影響を受けている土地の面積の約三分の二を占めている。これは両地域で耕作が可能な乾燥地域のうちのそれぞれ73%、71%に相当し、砂漠化問題が両地域の人々の生活を脅かす深刻な問題になっている事がこれらの数字からも明らかである。また影響を受けている面積こそ両地域より少ないが、影響の深刻さではカリブ海諸国を含む南アメリカ地域も同様である。

砂漠化問題への国際社会の本格的な取り組みは、1968年～1973年のアフリカ・サヘル地域の干ばつを背景として、77年に「国連砂漠化防止会議」が開催された事から始まる。この会議では「砂漠化防止行動計画(PACD)」が採択され、各国及び国際機関がとるべき行動についての勧告がなされた。また、この会議を受けてUNEP内に「砂漠化防止計画活動センター」が設置された。

このような対応にもかかわらず、砂漠化はその後止まらなかった。1991年の評価により、原因は砂漠化に関する基礎的な知識が不十分であり、そのために効果的な対策が進められていない事が明らかになった。具体的には砂漠化防止の優先順位が国内的にも国際的にも低かったこと、必要な資金援助が得られなかったこと、砂漠化防止の計画が社会経済の開発計画の中に十分に組み入れられていなかったこと、地域の住民の参加が得られなかったこと、政治的、社会的な原因があるにもかかわらず、技術的な対策のみが重視されたこと、が指摘された。

1992年6月の地球サミットにおいて、砂漠化防止に向けた国際的取り組みは新たな局面を迎えた。すなわち、アフリカ諸国を中心とする開発途上国からの強い主張を背景として、アジェンダ21で、94年6月までに砂漠化防止条約を採択することを国連総会に要請することが決定された。これを受けて、砂漠化防止条約政府間交渉会議（INCD）が設置され、1994年6月の第五回会合において砂漠化防止条約が採択された。

この砂漠化防止条約は、96年12月26日に発効した。条約は、前文及び40条からなる本体並びに四地域（アフリカ、アジア、ラテンアメリカ及びカリブ海、北部地中海）についての地域実施付属書で構成されている。また条約の採択に合わせて暫定措置及びアフリカ緊急行動についての二つの決議が採択された。

この条約によって先進国、開発途上国の別なく取り組みの枠組みが築かれたことに加え、以下の点が非常に重要である。

基本的な取り組みの方向を「原則」として示したこと。

砂漠化の影響を受けている締約国に行動計画の策定を義務としたこと。

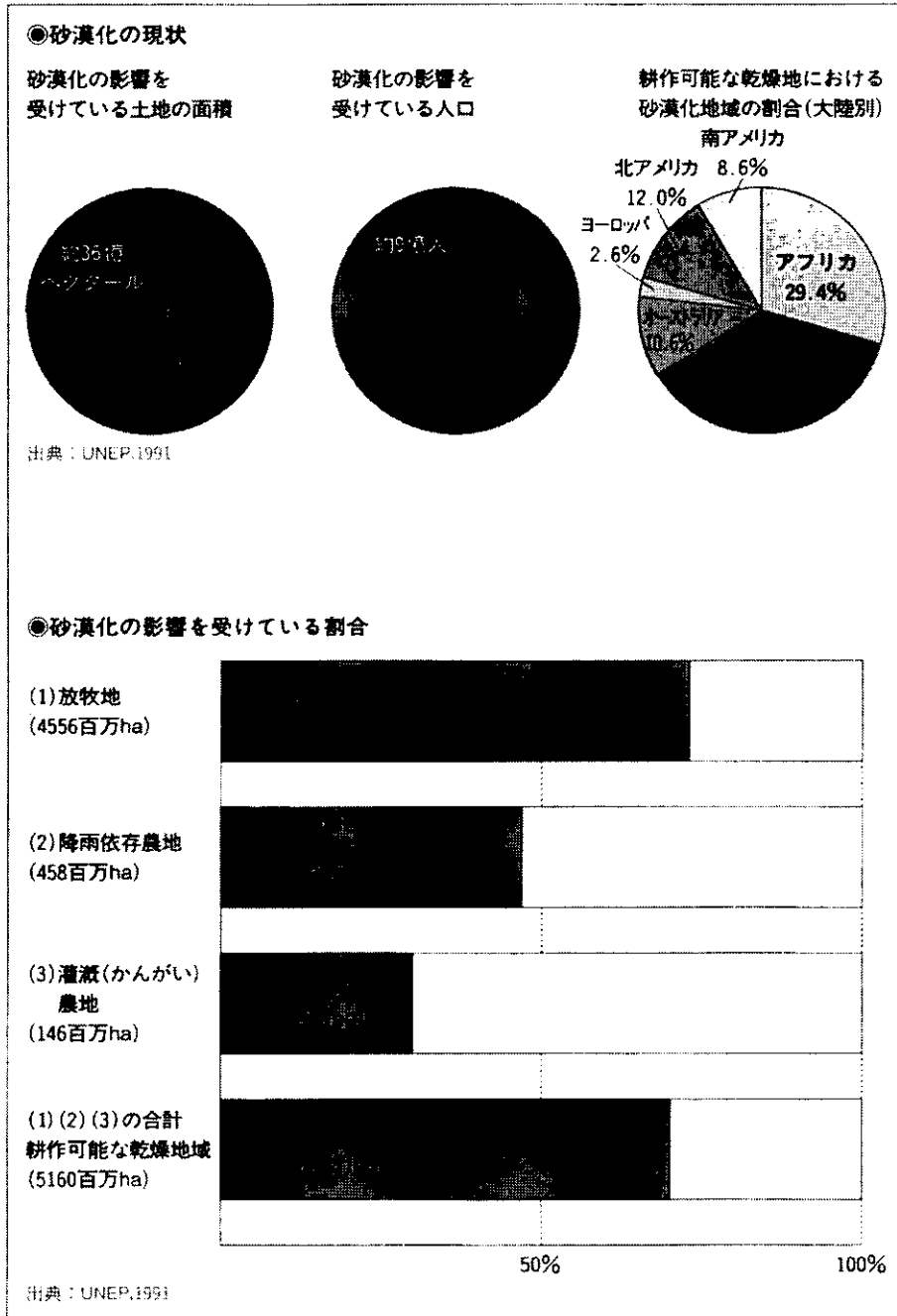
全ての締約国に対して、砂漠化防止対策の取り組みについて締約国会議に報告することを義務づけていること。

資金の提供が中心的な問題として位置づけられていること。

科学や技術に関する情報と助言のための科学技術委員会を設置したこと。

3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約

3-11)-4) 砂漠化防止条約



(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-5) 世界遺産条約

a) 世界遺産条約とは

世界的にも際立ってすぐれた価値を有する文化的資産や自然環境を、人類の貴重な遺産として将来にわたって保護していこうという趣旨のもとに、保護を図るべき「世界遺産」をリストアップし、締約国の拠出金によって作られた世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助することを目的とする多国間条約で、正式には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 / Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage」という。

この条約は1972年11月にパリで開催された第17回ユネスコ総会において採択され、1975年12月に発効した。1998年5月現在、153カ国がこの条約を締結し、総計で552ヶ所が世界遺産としてリストに記載されている。内訳は文化遺産が418ヶ所、自然遺産が114ヶ所、複合遺産が20ヶ所となっている。代表的な遺産としては、例えば、アメリカ合衆国中西部の三大国立公園であるイエローストーン、ヨセミテ、グランドキャニオン、中国の万里の長城、エジプトのピラミッドなどがあげられる。

「世界遺産」は「文化遺産」と「自然遺産」の2種類からなり、次のように定義されている。

・文化遺産

歴史上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物群及び遺跡等

・自然遺産

鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物等の生息地・自生地及び自然の風景等

b) 遺産条約のしくみ

1. 条約を締結した国が負う義務

自国の領域内に存在する遺産を認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを自国の義務と認識し、そのために最善を尽くすこと。

他の締約国の領域内に存在する遺産を損傷しようとするような措置を取らないこと。

自国の領域内に存在し、かつ世界遺産一覧表に記載することが適当である遺産の目録を世界遺産委員会に提出すること。

2年に1回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うこと。

世界遺産基金のためユネスコの主催の下に組織される募金運動に対して援助を与えること。

教育及び広報事業計画等を通じ、自国民が遺産を評価し、尊重するよう努めること。

2. 「世界遺産リスト」への推薦から記載まで

各国から推薦された地域については、世界遺産の登録基準に従いリストへの記載の可否について世界遺産委員会による検討が行われる。その際、自然遺産の場合には、非政府機関であるIUCN(国際自然保護連合)により、文化遺産の場合には、ICOMOS(国際記念物遺跡会議)による審査が行われ、その結果を踏まえて世界遺産委員会においてリストへの記載が決定する。又、リストに登録されている遺産の中で、極度な危機にさらされ、緊急な措置が必要とさ

れる物件については「危機にさらされている世界遺産リスト」に登録され、世界遺産基金による援助の対象として検討されることとなる。

c) わが国の世界遺産について

わが国は 1992 年に条約に加入し、自然遺産として「屋久島」、「白神山地」を、文化遺産として「法隆寺」、「姫路城」を推薦した。これらについては、1993 年 12 月、第 17 回世界遺産委員会において、世界遺産リストへの記載が決定し、後世へ残すべき高い価値を有すると国際的に認められた。

その後、1994 年 12 月に「古都京都の文化財」、1995 年 12 月に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」が文化遺産として記載されたほか、1995 年 12 月には「厳島神社」、「原爆ドーム」が記載された。また、1998 年 11 月には、京都で第 22 回世界遺産委員会が開催された。

d) わが国の自然遺産の保全管理

1) 屋久島、白神山地の自然遺産の概要

屋久島世界自然遺産地域：世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域。

遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別保護地区及び特別地域、森林生態系保護地域並びに特別天然記念物として、厳正に保護されている。

白神山地世界自然遺産地域：純度の高さやすぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異なブナ林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものである。また、さまざまな群落型更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスとして顕著な見本となっている。

遺産地域は、自然環境保全地域の特別地区及び野生動植物保護地区、国立公園の特別保護地区並びに森林生態系保護地域の保存地区として厳正に保護されている。

2) 世界自然遺産の保全のための取り組み

世界の宝として将来にわたって両世界自然遺産を継承するため、これまでパトロール、標識等の整備、調査研究の実施、屋久島における世界遺産センターの整備等を進めてきている。1995 年度には、これらに加え、両地域への世界自然遺産生態管理官の配置、白神山地の青森県側における世界遺産センターの整備着手などを行っている。

また、両世界自然遺産地域について適正かつ円滑な管理のため、国及び県の関係行政機関により両地域について連絡会議を設置したほか、1995 年 11 月には、「管理計画」を環境庁、林野庁、文化庁で作成し、世界遺産条約事務局に提出した。

自然保護年鑑編集委員会編（1996）：世界遺産条約とは？、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑 3、 日正社
（財）国立公園協会 編（1998）：1998 自然公園の手引き、国立公園協会

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約
 3-11)-5) 世界遺産条約

主な世界遺産の例

アルゼンチン	イグアス国立公園
オーストラリア	グレートバリアリーフ
カナダ	カナディアンロッキー 国立公園群
中国	泰山, 万里の長城
コスタリカ	タラマンカ山脈/ラ・ アミスタド自然保護区
エクアドル	ガラパゴス諸島
エジプト	ピラミッド, アブ・シ ンベル宮殿
フランス	ベルサイユ宮殿, フォ ンテーヌブローの森
ドイツ	アウグスツスブルク・ ファルケンルスト城
ギリシャ	アクロポリス, デルフ イの古代遺跡
ホンジュラス	リオ・プラタノ生物圏 保護区
ハンガリー	ブダペスト, ドナウ城 とドナウ河畔
インド	アジャンタの遺跡, タ ジ・マハール スندگانル・パンス国立 公園
イタリア	ローマの歴史地区, レ オナルド・ダ・ビンチ の最後の晩餐とサン タ・マリア大聖堂
ネパール	サガルマタ国立公園, ロイヤル・チトワン国 立公園

ニュージーランド	マウント・クック国立 公園/フィヨルドラン ド国立公園
パキスタン ペルー	モヘンジョダロの遺跡 クスコの遺跡, マヌ国 立公園
スペイン イギリス	アルハンブラ宮殿 ウエストミンスター寺 院, ロンドン塔
タンザニア	ンゴロンゴロ自然保護 区, セレンゲティ国立 公園
アメリカ合衆国	イエローストーン国立 公園, グランドキャニ オン国立公園, ヨセミ テ国立公園, 独立記念館
ザイール	ビルンガ国立公園, カ フジ・ビエガ国立公園
ロシア	クレムリンと赤の広場

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-6) MAB計画と生物圏保存地域

生物圏保存地域は、特定の条約に基づいて設定されているのではなく、UNESCO(ユネスコ)の「人間と生物圏計画/通称MAB計画と呼ばれる」(MAB: Man and the Biosphere Programme)という国際的な科学計画の一部として設定されるものである。

a) MAB計画

MAB計画は、ユネスコの国際共同事業の一つである。1960年代に国際共同事業として行われた「国際生物学事業計画」(IBP: International Biological Programme)の後を受けて、1971年に開始された。地球上における人間活動と生物圏の関わりを国際共同事業として追跡しようとするもので、25年を経過した今日(1996)もなお継続して活動している。もともとMAB計画は資源と資源システムの合理的利用や保護及び人間居住活動に関する諸問題に対処するため、その科学的基礎の確立と専門家の養成を目的として、研究、研修、デモンストレーション、情報普及などを国際的に実施するための事業として出発した。従って、生物圏における天然資源の保全と有効利用及び環境の保護に関する諸問題の解決に資することを旨とし、関連研究の実施に重点が置かれていた。1970年代前半には14のプロジェクトエリアが設定され、活動が実施されてきた。これら14のプロジェクトについては1990年に外部による審査が行われ、続けるべきか否かについて評価が検討され、以下の3点に活動がしぼられた。

1. 生物圏保存地域(バイオスフェアリザーブ: Biosphere Reserve)のネットワークの開発と利用。
2. 社会・経済の発展と文化的価値の維持を兼ね備えた、生物学的多様性の保護と持続可能な利用の調和のための活動
3. 人材・研究機関の養成、国連・国際機関等のプログラムとの連携・協力の強化。

なお、日本のMAB計画の活動のおもなものは1. 国内学術研究、2. 海外学術共同研究、3. アジア太平洋地域協力、4. 広報活動、などである。

b) 生物圏保存地域(バイオスフェアリザーブ)

生物圏保存地域は、従来型のように重要かつ無比の自然を保護の対象とするのではなく、自然保護の役割に加えて調査、研修、資源の持続的利用など様々な目的を持っており、これら異なった使用目的のために同心円上に区切られたゾーンを基本にしている。すなわち理論上は、生物多様性保護のために人間の干渉を排除したコアエリアを中心において、その周囲に人間の居住や資源利用を多少は認める緩衝地帯(バッファゾーン)を設け、さらに外側には特に境界線は持たない移行地帯があって持続可能な開発活動が進められるというものである。特に重要なのは、生物圏保存地域の極めて重要な構成要素として、人間のその活動を取り上げていることである。

この生物圏保存地域は、IUCNの保護地域の類型に位置づけられており、既存の国立公園などの上に重複登録されているケースも多い。1976年に第1回目として57カ所が登録されて以降、その増加率は決して高くなく、1990年現在の登録個所は71か国における総計285カ所である。日本では、いずれも国立公園と重複している志賀高原、白山、大台ヶ原大峰山及び屋久島の4カ所、合計11.6万ヘクタールが1980年に登録されている。

これら4カ所は国立公園の特別保護地区が原生自然環境保全地域の全部か一部に含まれ、バッファゾーンとしては国立公園の特別地域か普通地域がそっくり該当する。日本では移行地帯は指定されていない。

c) 日本の生物圏保存地域 / 白山生物圏保存地域

白山国立公園の区域が、1981年にわが国初めてのUNESCO-MAB計画の4つの生物圏保存地域の1つに指定された。国立公園の特別保護地域をコアエリア、残る特別地域をバッファゾーンとした。指定時の紹介文書によると、推薦の理由には、国立公園地域(47,683ha)の内に特別保護地域(17860ha)の部分が37.5%と広いこと、地域の自然保護管理・教育と研究の体制があること、などが強調されている。

この指定は、国レベルでも、地方自治体や地元住民の間でも、近年の世界遺産の指定ほどには、大きな話題にならなかった。その後も、文部省科学研究費「人間の生存と自然環境に関する基礎的研究」の中でいくつかの研究テーマが設けられたが、白山は対象となっていない。また、これといった国民への周知やPR活動は見え、MAB計画を視野に入れた管理や事業の執行や予算付けはなされてこなかった。

白山地域には、国レベルの自然環境保護のための4種の区域設定が重ねられている。以下にそれぞれの面積と概要を紹介する。

1. 白山国立公園・MAB生物圏保存地域(図-1)：面積47,700ha、コアエリア=国立公園特別保護地域(17,857ha)、バッファゾーン=国立公園特別地域(29,843ha)
2. 国設白山鳥獣保護区(図-2)：面積35,912ha、鳥獣保護法に基づく国設鳥獣保護区が、白山の高山帯を全て取り込んで、石川県と岐阜県にまたがる広い区域が指定されている。
3. 白山森林生態系保護区(図-3)：面積14,826ha、保存地区(6,026ha)、保全利用地区(8,800ha)、林野庁が、国有林の中で生態系の保全に必要な森林を設定したもので、全国的に21地域が設定されている。木材生産を放棄し、森林の多様な公益的機能を維持するために、保全しようとするものである。MAB生物圏保存地域のコアの区域内をコアエリアとバッファゾーンの概念を取り入れ、保存地区と周辺をとりまく保全利用地区で構成されている。
4. 白山カモシカ保護地域(図-4)：面積53,662ha、特別天然記念物カモシカの保護を図ることを目的に文化庁によって設定された。

地域の自然を保全するための制度は、これらの他にも「保安林」、「自然環境保全地域」などがある。ここに紹介した各種保護地域の中で、森林生態系保護地域以外は、他人の土地に区域を設定している。いわゆる「網掛け」という、土地所有を保留したままで土地利用規制をかけている現状では、多くの保護地域が重複し、それぞれの区域設定の基準や考え方が異なる。例えば国立公園は地形境を、森林生態系保護地域と保安林は林班界を中心に指定されているなど、不整合な線引きが多い。

現地の管理組織を見ても、国立公園は1人の管理官と4県の自然環境担当部課、カモシカ保護地域は4県の教育委員会など多岐にわたっている。森林生態系保護地域では、岐阜側は名古屋営林局、石川県は大阪営林局管内である。特に動物とその生息環境の保護管理に関しては、どこに責任があるのかあいまいな点が多い。

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約

3-11)-6) MAB 計画と生物圏保存地域

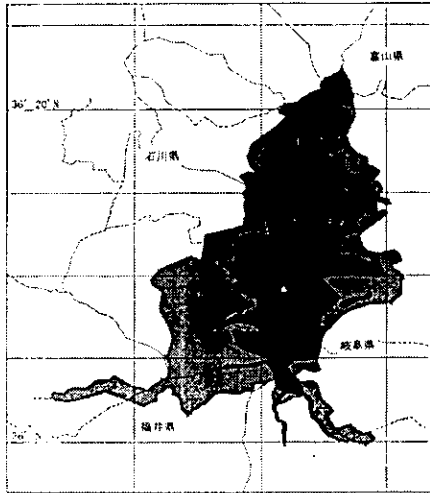


図 2-1. 白山国立公園・MAB生物圏保存地域
 ■ コアエリア=国立公園特別保護地区
 ■ バッファゾーン=国立公園特別地域

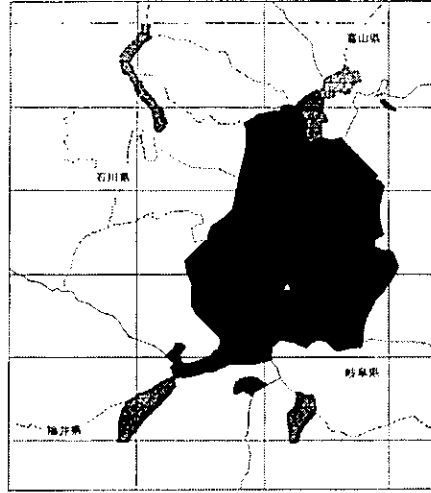


図 2-2. 国設白山鳥獣保護区
 薄い区域は、県設定の鳥獣保護区

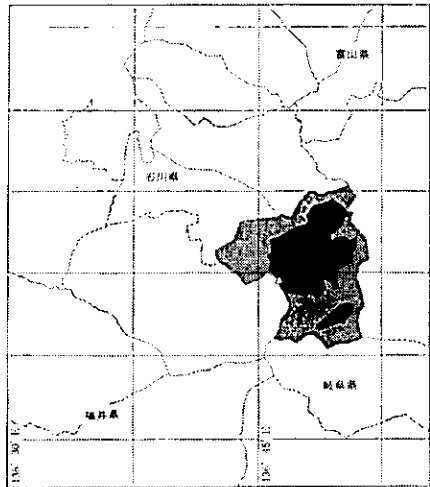


図 2-3. 白山森林生態系保護地域
 ■ 保存地区
 ■ 保全利用地区

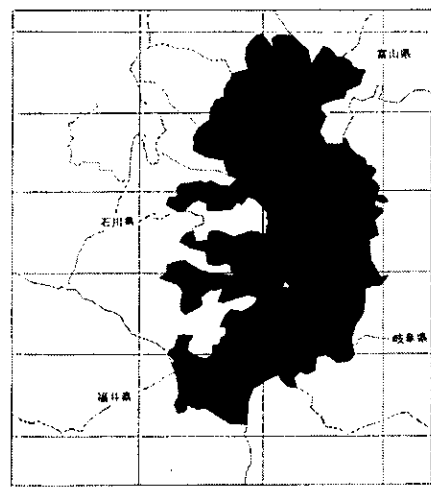


図 2-4. 白山カモシカ保護地域

薄木 三生 (1994): 自然保護地域の種類と設定状況、地球環境ハンドブック(不破 敬一郎 編)、

朝倉書店

有賀 祐勝 (1998): MAB(人間と生物圏計画)、自然保護ハンドブック(沼田 眞 編)、朝倉書店

堂本 暁子 (1997): バイオスフェアリザーブ(生物圏保存地域)と生物多様性、

ワイルドライフ・フォーラム2(4)野生生物保護学会

水野 昭憲 (1996): 白山生物圏保存地域と野生動物保護、

ワイルドライフ・フォーラム2(3)、野生生物保護学会

図/水野 昭憲 (1996): 白山生物圏保存地域と野生動物保護、

ワイルドライフ・フォーラム2(3)、野生生物保護学会

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-7) 渡り鳥保護のための条約

わが国は渡り鳥の保護、絶滅危惧鳥類とその生息環境などに関し、アメリカ合衆国、オーストラリア、中国(渡り鳥保護のみ)及びロシア(旧ソビエト連邦)との間に2国間保護条約あるいは保護協定を締結している。

a) 日米渡り鳥等保護条約

本条約は1972年に署名され、1974年に発効した。条約の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 絶滅の恐れのある鳥類の保護、3) 資料の交換等、4) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は190種であり、対象とされる絶滅のおそれのある種(亜種)は67種。

本条約にもとづき、日米両国は2ないし3年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催し、条約の履行状況の評価と、情報の交換を行うこととなっている。

b) 日豪渡り鳥等保護協定

本協定は1974年に署名され、1981年に発効した。協定の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 絶滅の恐れのある鳥類の保護、3) 資料の交換等、4) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は76種、対象とされる絶滅のおそれのある鳥類(亜種)は36種。

本協定にもとづき、日豪両国は2年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催する。1997年に日本(東京)で開催された第9回国間渡り鳥等保護会議では、両国間で前回の保護会議以降に両国が実施した具体的な保護施策に関する情報交換が行われた他、はえ縄漁によるアホウドリの偶発的な捕獲事故を新たな協議事項とすることを合意した。この他衛星発信機を利用したホウロクシギ(*Numenius madagascariensis*)の調査の最新の結果が調査者より報告された。

この他コアジサシの渡りルート解明に関する共同調査、オオジシギの生息状況等共同調査を実施予定。

c) 日露渡り鳥等保護条約

本条約は1973年に署名され、1988年に発効した。条約の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 絶滅の恐れのある鳥類の保護、3) 資料の交換等、4) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は287種、対象とされる絶滅のおそれのある種(亜種)は29種。

本条約にもとづき、日露両国は、2年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催する。1996年に日本(東京)で開催された第4回国間渡り鳥等保護会議では、オオワシ(*Haliaeetus pelagicus*)の合同調査結果について日本側より報告が行われた。本保護会議では、さらに同様な合同調査を、今後も実施していくことで合意を見た。

1997年度より、衛星発信機を利用したホウロクシギ(*Numenius madagascariensis*)の調査が実施されている。

d) 日中渡り鳥等保護協定

協定は1981年3月に署名され、同年6月に発効した。協定の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 資料の交換等、3) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は227種。

本協定にもとづき、日中両国は、2年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催し、前回の定期協議以降に実施された両国の渡り鳥と生息環境の保護に関する施策について、評価を行うこととなっている。

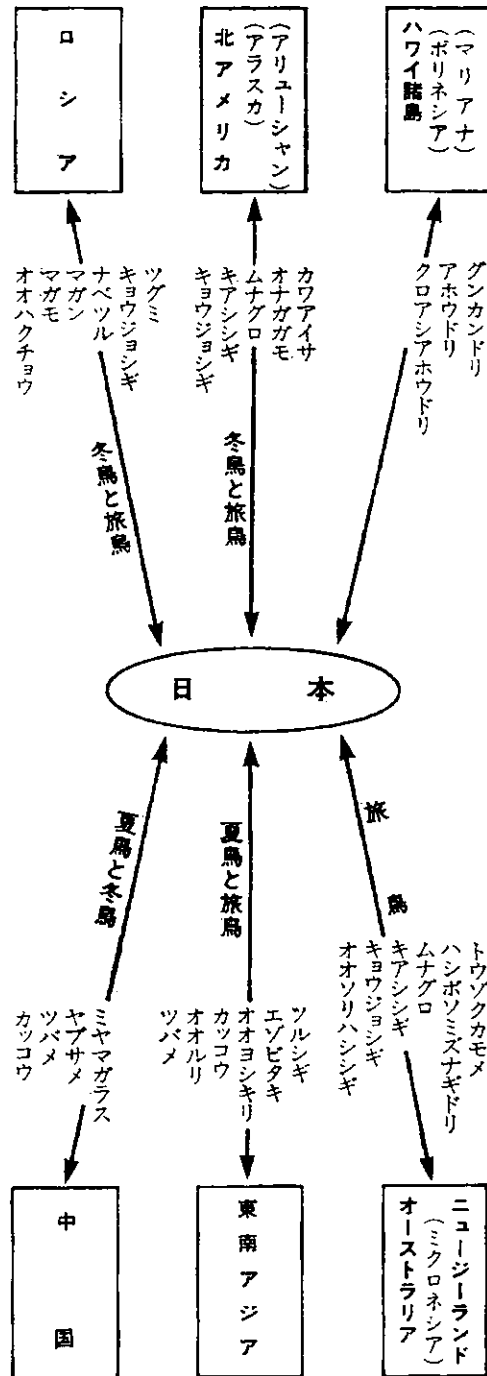
本協定とは別に、日中両国は世界でも最も絶滅が危惧される種のひとつであるトキ (Nipponia nippon) の保護と飼育下での繁殖に関する協力事業を実施している。

(財)国立公園協会編 (1998) : 1998 自然公園の手びき、国立公園協会
環境庁 編 (1997) : 平成9年版「環境白書、各論」 大蔵省印刷局

日本に生息する野生鳥類

- 留 鳥—国内に常時生息しているもの (スズメ、カラス、ウグイス等)
- 渡り鳥—
- 夏鳥……春季南方地域から繁殖のためわが国に渡来し秋季再び南方へ渡去するもの (ツバメ、カッコウ、オオルリ等)
 - 冬鳥……秋季北方地域から越冬のためわが国に渡来し翌春再び北方へ渡去するもの (ツグミ、ガンカモ類等)
 - 旅鳥……北方地域で繁殖し、南方地域で越冬するため、春秋の渡りの途次一時的にわが国に渡来するもの (シギ・チドリ類等)
 - 迷鳥……わが国には本来渡来しない種であるがアクシデントにより迷い込んできたもの (ミカドガン、ゴマフスズメ等)

渡り鳥の移動図



(4) 日本の保護区

4-1) 日本の保護区制度の概要

*環境庁編「生物多様性国家戦略」(1996)には、以下の保護区があげられている。

a) 自然環境保全法に基づく各種制度

1. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は、原生状態を保持し一定のまとまりを有している自然地域を指定し、自然の推移に委ねる方針のもと、自然を改変する行為を原則として禁止する等厳格な行為規制等によって原生的な自然の保存を図る制度である。これまでに、5地域、総面積5,600haが指定されている。

2. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、すぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原、河川、海域等の水辺地、すぐれた状態を維持している動植物の生息・生育地等で一定のまとまりを有する地域を指定し、行為規制、保全事業等を計画的に進めることにより保全を図る制度である。これまでに、10地域、総面積21,598haが指定されている。

b) 自然環境保全に関する地方公共団体独自の保護地域制度

地方公共団体では、居住地域周辺の自然環境等の保全を目的として、緑地環境保全地域、郷土環境保全地域等の名称で都道府県自然環境保全地域以外に独自の保護地域制度を設けている。こうした制度は、地域の生態系を保全し、地域レベルの生物多様性の確保に寄与するもので、各々の制度の規定に沿って行為規制等による保護地域の管理が行われている。

c) 自然公園

国内のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」により、現在28の国立公園、55の国定公園、304の都道府県立自然公園が指定されている。自然公園は、国土面積の14.1%を占め、亜寒帯から亜熱帯、又高山帯から海岸に至る変化に富んだ自然植生等を基盤とした多様な生態系を含んでいる。自然公園では、そこに生息・生育する野生動植物、海中の動植物やそれらの生息・生育環境を自然景観の構成要素として位置づけ、その保護を図るため、各種の行為規制を行っている。

d) 生息地等保護区

野生動植物の種は、生態系の構成要素として重要であり、また、人類の豊かな生活に欠かすことのできない存在であることから、その絶滅を防止することは緊急の課題となっている。国内において絶滅のおそれのある野生動植物の種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されることとなっており、その生息・生育環境を保全するために、必要な地域について生息地等保護区を指定し、特に重要な区域については管理地区として各種行為を許可制により規制するとともに、管理地区以外の部分についても監視地区として各種行為を届出制とすることによって、生息環境の保全を図っている。

生息地等保護区は、国内希少野生動植物種の生息・生育状況が良好な場所、生息・生育地としての規模が大きい場所等について検討し、優先的に指定すべき箇所を選定するとともに、広域に分散している種については主な分布域ごとに主要な生息・生育地を指定するよう努めることにより種の絶滅のおそれの回避に取り組むこととしている。また、生息地等保護区ごとに指定種の生態的特性に応じた保護の指針を定めて、指定種の生息・生育条件を維持するための

環境管理を図る他、生息地等保護区内の定期的巡視、指定種の生息・生育状況の調査等の管理を行っている。更に、生息地等保護区を中心として、生息・生育環境の積極的な維持・改善を図るための保護増殖事業を実施している。

e) 鳥獣保護区

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、また、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素である。これら鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域に着いて「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき鳥獣保護区を設定し、鳥獣の捕獲を禁止するとともに、特に重要な地域については、特別保護地域を指定して、各種行為を規制する等の生息環境の保全を図り、多様な鳥獣の生息環境を保全している。

f) 天然記念物

わが国では現在「文化財保護法」に基づき、多様性に富み固有の文化の形成にも与っている自然を記念し、学術的に貴重な自然を天然記念物として指定しその保存を図ることとしている。希少な種を含むわが国固有の動植物や極相を異にする自然林の原生林及び湿地や山地の様々な植生等自然度の高い動植物の他、人為的にもたらされた里山の二次的自然環境等を指定し、その保存を図る天然記念物は総数で955件にのぼる。

g) 保護林等

国有林のうち、原生的な森林生態系等自然環境の保全を第一に図るべき森林については、「自然維持林」として区分し、原則として人為を加えず、自然の推移にゆだねた保護・管理を行うこととしている。さらに「自然維持林」の中でも、自然環境保全上重要な森林については「保護林」に指定してその保全を図っている。「保護林」はその保護を図るべき対象や目的に応じ「森林生態系保護地域」「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」「特定動物生息地保護林」「特定地理等保護林」「郷土の森」の7種類に区分されており、合計で787カ所、約47万haが指定されている。

h) 保護水面

水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面は、水産資源保護法に基づき、保護水面として指定し、その区域内における埋立て、浚渫、河川の流量、水位の変更等をきたす工事を制限している。保護水面は現在、河川延長2,200km、湖沼240ha、海面3,000haであり、指定区域においては密漁防止や周辺住民・遊漁者等への普及啓発のための巡回・指導、広報活動等の日常管理を行うとともに、産卵場の造成、区域内の環境・資源量調査等を行い、区域内の環境が適正に維持されるよう努めている。

i) 国際的な保護地域

わが国において、国際条約等に基づき登録・認定されている国際的な保護地域は以下の3種であり、1995年6月現在で15地域、合計面積約22万ha（屋久島の重複指定面積を除く）に及んでいる。

「世界遺産条約」：白神山地、屋久島（合計面積／約2万8千ha）、「ラムサール条約」：釧路湿原、伊豆沼、谷津干潟等9地域（合計面積は約8万3千ha）、「人間と生物圏計画（MAB計画）」：屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原（合計面積は約11万6千ha）

(4) 日本の保護区

4-1)日本の保護区制度の概要

生態系保護と関わる日本の法律と保護の範囲(「絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策の現状と課題」(総務庁行政監察局編, 1993)より改変。(成立年は基本となる法律の形がつくられた年を示す))。

法律名	成立年	生息地の保全	動植物捕獲規制の内容
自然環境保全法	1972	特別保護地区等 野生動植物保護地区	海産動植物の指定種 陸産動植物の指定種
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1992	生息地等保護区	陸海産動植物の指定種
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	1963	鳥獣保護区 特別保護地区	陸産鳥獣 陸産鳥獣
自然公園法	1957	特別地域 特別保護地区	陸産の植物指定種 陸産動植物の全種と海産動植物指定種
文化財保護法	1950	天然記念物指定地域	陸海産指定種
水産資源保護法	1951	採捕禁止・制限区域 保護水面	陸海産の指定種 陸海産の指定種
漁業法	1949	採捕禁止・制限区域等	陸海産の指定種
保護林制度	1915	森林生態系保護地域等	陸産の動植物全種

堂本 暁子(1997):バイオスフェアリザーブ(生物圏保存地域)と生物多様性、ワイルドライフ・フォーラム2(4)、野生生物保護学会

(4) 日本の保護区

4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2-1) 自然公園法の制定まで

a) 国立公園法の制定前におけるわが国の自然保護に関する法制の状況

1931(昭和6)年3月、同年法律第36号として国立公園法が制定された。この法律は、米国の国立公園制度などを手本としてわが国にも、美しい自然景観や学術上貴重な地形、動植物などの保護と、国民の保健の向上、休養の場の確保などを目的として一定の広い地域を設定して、その区域内の自然を損傷する行為などの制限と利用施設の整備ができるようにする国立公園の制度を導入しようとするもので、自然の保護ないし自然環境の保全のための施策の歴史の上で画期的意義を有するものといつてよいであろう。

しかし、わが国の自然を保護しようという考え方が次第に強くなってそれが法律制度に結びつくという状態は、すでに明治時代から始まっていたことで、この国立公園法による国立公園制度の導入が最初ではない。

明治政府は、わが国を急速に近代化して欧米先進国に追いつくことをその国是としてとりあげ、そのためには富国強兵の策がとられ、文明開化を推進し、産業を開発する政策が強力にとられた。産業の開発、諸制度の近代化のためには各地の山野や海が開発され、森林が伐採され、海浜が埋め立てられ、また、産業開発に伴う人口の都市集中とか新しい都市の形成膨張の傾向が進んだ。そしてこれらのため旧来の神社仏閣、名所旧蹟、さらには各地の原生的な森林や自然の海浜が破壊され、美しいわが国の特色とされた美しい自然景観や学術上貴重な地形や動植物が次々と失われていくという状況が出てきた。また、都市の無秩序開発により一方では災害に対する危険が増大し、他方、市民の憩いの場所がなくなるというような現象も、至るところで顕著に生じ始めたのである。明治中期以降こういう状況に対する反省が始め、各省庁が、それぞれバラバラにはあるが、自然の保護に関係をもつ法制の整備が行われるようになった。

すなわち、明治30年に制定された森林法では、すでに保安林の制度が導入され、保安林の一種として、神社、名所旧蹟の風致保全のための風致保安林の制度をとり入れて、これは水源涵養のための水源涵養保安林の制度などとともに、将来とも保存すべき森林を無秩序な伐採から保護し、神社、名所、旧蹟などの景観を維持するのに役立つことになったと考えられる。

また、山野に生息する鳥獣のうち保護すべきものを乱獲から守るための制度は、すでに太政官時代に制定された狩猟規則の中で明治25年にとり入れられたが、明治28年の狩猟法、さらには大正7年の狩猟法において鳥獣保護区制度など有用・貴重な鳥獣を保護する仕組みがさらに整備されていった。

他方、都市の無計画・無秩序な拡大を防止するための都市計画のシステムは、すでに東京その他の大都市については明治21年の東京市区改正条例などが制定されたが、大正8年には都市計画法が制定され、都市内の公園、緑地の整備さらには風致地区制度の導入などによって良好な風致を有する地区を乱雑な開発から保護する制度がとり入れられた。

これらの諸法律によって、各省庁バラバラにはあるが、わが国の美しい自然の景観や貴重な学術上の資料を保護、保存するための仕組みは漸次整備され始めていたわけであるが、国立公園法の制定前において、わが国のすぐれた風景や名勝さらには学術上貴重な動植物、岩石、地形、地質などを統一的な法体系の下に保護、保存することを目的として作られた画期的な制度は、大正8年に、同年法律第44号として制定された史跡名勝天然記念物保存法（後の「文化財保護法」）及び同法に基づく史跡、名勝及び天然記念物の指定の制度であったとしてよいであろう。この法律は、公私の所有を問わず、史跡、名勝及び天然記念物をそれぞれスポット的にとらえて指定し、地形の変更、樹木の伐採などを制限禁止して、これらを保護しようというものであり、わが国の自然保護に関する行政の発展の上に一時期を画するものであったといえるであろう。また、国自身は、規制対象の物件や地域の所有権を取得せず、いわゆる公用制限を課するやり方で目的を達しようとした点において国立公園の仕組みに先鞭をつけたともいえるであろう。

(4) 日本の保護区 4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2 -1) 自然公園法の制定まで

国立公園一覧表

(平成8年11月1日現在)

番号	国立公園名	指定年月日	面積 (ha)	関係都道府県名
1	利尻礼文サロベツ	昭和 49. 9. 20	21,222	北海道
2	知 床	" 39. 6. 1	38,633	"
3	阿 寒	" 9. 12. 4	90,481	"
4	釧 路 湿 原	" 62. 7. 31	26,861	"
5	大 雪 山	" 9. 12. 4	226,764	"
6	支 笏 洞 爺	" 24. 5. 16	99,302	"
7	十 和 田 八 幡 平	" 11. 2. 1	85,409	青森, 岩手, 秋田
8	陸 中 海 岸	" 30. 5. 2	12,198	岩手, 宮城
9	磐 梯 朝 日	" 25. 9. 5	187,041	山形, 福島, 新潟
10	日 光	" 9. 12. 4	140,164	福島, 栃木, 群馬, 新潟
11	上 信 越 高 原	" 24. 9. 7	189,062	群馬, 新潟, 長野
12	秩 父 多 摩	" 25. 7. 10	121,600	埼玉, 東京, 山梨, 長野
13	小 笠 原	" 47. 10. 16	6,099	東京
14	富 士 箱 根 伊 豆	" 11. 2. 1	121,850	東京, 神奈川, 山梨, 静岡
15	中 部 山 岳	" 9. 12. 4	174,323	新潟, 富山, 長野, 岐阜
16	白 山	" 37. 11. 12	47,700	富山, 石川, 福井, 岐阜
17	南 ア ル プ ス	" 39. 6. 1	35,752	山梨, 長野, 静岡
18	伊 勢 志 摩	" 21. 11. 20	55,549	三重
19	吉 野 熊 野	" 11. 2. 1	59,798	三重, 奈良, 和歌山
20	山 陰 海 岸	" 38. 7. 15	8,763	京都, 兵庫, 鳥取
21	瀬 戸 内 海	" 9. 3. 16	62,781	兵庫, 和歌山, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 福岡, 大分
22	大 山 隠 岐	" 11. 2. 1	31,927	鳥取, 島根, 岡山
23	足 摺 宇 和 海	" 47. 11. 10	11,166	愛媛, 高知
24	西 海	" 30. 3. 16	24,636	長崎
25	雲 仙 天 草	" 9. 3. 16	28,289	長崎, 熊本, 鹿児島
26	阿 蘇 く じ ゅ う	" 9. 12. 4	72,678	熊本, 大分
27	霧 島 屋 久	" 9. 3. 16	54,833	宮崎, 鹿児島 ※一部世界自然遺産(屋久島)
28	西 表	" 47. 5. 15	12,506	沖縄
計			2,047,387	

環境庁(1997):人と自然との共生をめざして 環境庁 自然保護局 -その役割と仕事-

(4) 日本の保護区

4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2-2) 自然公園制度の沿革

a) 国立公園法の誕生

明治・大正の時代より、わが国の優れた風景や貴重な生物等を保全すべきだという考え方が生まれ始め、昭和6年、国立公園法が制定された。この法律は、美しい自然景観や地形、貴重な動植物の保護と国民の保健・休養の場の確保等を目的としている。この他にも、公園法の制定にあたっては、内外の観光客の誘致による地域経済の活性化や外貨の獲得、郷土愛の喚起、欧米諸国と伍することによるナショナリズムの高揚等の狙いもあったものと考えられる。

b) 初期(戦前)の指定状況

まず、昭和9年3月の瀬戸内海、雲仙・霧島国立公園の指定を皮切りに、同11年にかけて、12の国立公園が指定された。この中には大雪山・阿寒・中部山岳国立公園等、原始的な自然環境の保護を主とするものと、日光・富士箱根・瀬戸内海・雲仙国立公園のように、既存の観光地を含むものが並存している。

c) 戦後復興期の指定・拡張～国定公園の指定

戦後になって国立公園指定への運動が再燃し、昭和21年の伊勢志摩をはじめ昭和31年までに7国立公園が指定されるとともに、伊豆半島等8地域が既存公園に編入された。こうした動きの背景には国民の健康保養場の必要性の高まりや、戦後復興の一環としての観光産業の振興策などもあった。

また、昭和24年には国立公園法の改正により国定公園制度が導入され、昭和25年の琵琶湖・佐渡弥彦・耶馬日田英彦山を皮切りに、昭和31年までに15公園が指定された。

d) 高度成長期～国立公園法から自然公園法へ

都道府県立の自然公園を設けたいという要望が高まってきたこともあり、国立公園法を時代に適合させるとともに形式面も改め、昭和32年に自然公園法が制定された。ここに、現在の自然公園体系が制度として確立した。国立公園では知床・屋久島等が追加指定され、伊豆諸島が国定公園から昇格・編入されるなど再編成が行われた。国定公園も大量に追加指定され、都道府県立自然公園も大部分がこの時期に指定された。

この時期、国の経済は高度成長期にあり、国民の余暇も急増し、国立、国定公園等への入園者数も急増した。

e) 近年の状況

昭和40年代後半には環境問題が注目を集め、昭和46年に環境庁が設置された。これに伴い自然公園の管理も厚生省から環境庁に移管された。昭和47年には自然環境保全法も制定され、自然環境の保全が自然公園の重要な役割として再認識された。

最近では、昭和62年に釧路湿原国立公園、平成2年に暑寒別天売焼尻国定公園の新規指定が行われた他、公園計画の見直し・再検討が重要な課題となっている。

自然保護年鑑編集委員会 編 (1992) : 自然公園とは?、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日正社

(4) 日本の保護区 4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2)-2)自然公園制度の沿革

国定公園一覽表

(平成3年11月1日現在)

番号	国立公園名	指定年月日	面積 (ha)	関係都道府県名
1	暑寒別天売焼尻	平成 2. 8. 1	43,559	北海道
2	網走	昭和 33. 7. 1	37,261	"
3	ニセコ積丹小樽海岸	38. 7. 24	19,009	"
4	日高山脈襟裳	56. 10. 1	103,447	"
5	大沼	33. 7. 1	9,083	"
6	下北半島	43. 7. 22	18,728	青森
7	津軽	50. 3. 31	25,966	" 兼一部世界自然遺産(白神山地)
8	早池峰	57. 6. 10	5,463	岩手
9	栗駒	43. 7. 22	77,122	岩手, 宮城, 秋田, 山形
10	南三陸金華山	54. 3. 30	13,902	宮城
11	蔵王	38. 8. 8	39,635	宮城, 山形
12	男鹿	48. 5. 15	8,156	秋田
13	鳥海	38. 7. 24	28,373	秋田, 山形
14	越後三山只見	48. 5. 15	86,129	福島, 新潟
15	水郷筑波	34. 3. 3	34,309	茨城, 千葉
16	妙義荒船佐久高原	44. 4. 10	13,123	群馬, 長野
17	両房	33. 8. 1	5,685	千葉
18	明治の森高尾	42. 12. 11	770	東京
19	丹沢大山	40. 3. 25	27,572	神奈川
20	佐渡弥彦米山	25. 7. 27	29,464	新潟
21	能登半島	43. 5. 1	9,672	富山, 石川
22	越前加賀海岸	43. 5. 1	9,246	石川, 福井
23	若狭	30. 6. 1	21,091	福井, 京都
24	八ヶ岳中信高原	39. 6. 1	39,857	山梨, 長野
25	天竜奥三河	44. 1. 10	25,723	長野, 静岡, 愛知
26	摺蓼関ヶ原養老	45. 12. 28	20,219	岐阜
27	飛騨木曾川	39. 3. 3	18,075	岐阜, 愛知
28	愛知高原	45. 12. 28	21,705	愛知
29	三河湾	33. 4. 10	9,443	"
30	鈴鹿	43. 7. 22	29,821	三重, 滋賀
31	室生赤目青山	45. 12. 28	26,308	三重, 奈良
32	琵琶湖	25. 7. 24	97,672	滋賀, 京都
33	明治の森箕面	42. 12. 11	963	大阪
34	金剛生駒紀泉	33. 4. 10	23,119	大阪, 奈良, 和歌山
35	氷ノ山後山那岐山	44. 4. 10	48,803	兵庫, 鳥取, 岡山
36	大和背垣	45. 12. 28	5,742	奈良
37	高野龍神	42. 3. 23	19,198	奈良, 和歌山
38	比叟道後帝釈	38. 7. 24	7,808	鳥取, 島根, 広島
39	西中国山地	44. 1. 10	28,553	鳥根, 広島, 山口
40	北長門海岸	30. 11. 1	8,118	山口
41	秋吉台	30. 11. 1	4,502	"
42	剣山	39. 3. 3	20,961	徳島, 高知
43	室戸阿南海岸	39. 6. 1	6,607	"
44	石鎚	30. 11. 1	10,158	愛媛, 高知
45	北九州	47. 10. 16	8,107	福岡
46	玄海	31. 6. 1	10,561	福岡, 佐賀, 長崎
47	耶馬日田英彦山	25. 7. 29	85,023	福岡, 熊本, 大分
48	壱岐対馬	43. 7. 22	11,950	長崎
49	九州中央山地	57. 5. 15	27,096	熊本, 宮崎
50	日豊海岸	49. 2. 15	8,518	大分, 宮崎
51	祖母嶺	40. 3. 25	22,000	宮崎, 鹿児島
52	日南海岸	30. 6. 1	4,542	宮崎, 鹿児島
53	奄美群島	49. 2. 15	7,861	鹿児島
54	沖繩海岸	47. 5. 15	10,320	沖縄
55	沖繩戦跡	47. 5. 15	3,127	沖縄
計			1,339,225	

環境庁(1997) 人と自然との共生をめざして 環境庁 自然保護局 -その役割と仕事-

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-1) 自然公園(国立公園・国定公園・都道府県立自然公園)の指定

a) 制度の概要

自然公園法に基づき、わが国を代表するすぐれた自然の風景地やそれに準ずる地域については、それぞれ国立公園と国定公園に指定され、また、都道府県を代表するすぐれた風景地については、都道府県立自然公園に指定されている。

全国で国立公園は28公園、国定公園は55公園、都道府県立自然公園は304公園あり、この総面積は国土面積の約14%を占めている。また、美しく特色ある海中の景観を維持するため海中公園地区が全国で61地区指定されている(平成8年10月1日現在)。

これらの公園では、自然の保護とともに、野外レクリエーションの場としての利用がなされ、年間約10億人が訪れている。

b) 指定

1) 国立公園

わが国の風景を代表するすぐれた自然の風景地であり、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聞いて指定し、国が管理を行う。現在28公園、205万ha(国土面積の5.4%)が指定されている。

2) 国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申出をうけ、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聞いて指定するが、管理は都道府県が行う。現在55公園、133万ha(国土面積の3.5%)が指定されている。

3) 都道府県立自然公園

国立、国定公園に次ぐ自然の風景地で、当該都道府県を代表するもの。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う。現在303公園、195万ha(国土面積の5.2%)が指定されている。

c) 自然公園選定要領

自然公園は傑出した自然の風景地中、次の要件を具備するものにつき選定するものとする。

第1要件 景観

- 1 国立公園 同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景であること。
- 2 国定公園 国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。
- 3 都道府県立公園 都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。

(3) 評価の条件

ア 国立公園

景観の規模

広大な地域で景観が雄大性に富み、その面積は原則として約30,000ha以上を基準とすること。ただし、海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約10,000ha以上を基準とすること。

自然性

原則として面積2,000ha以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、1～数箇の生態系が人間の開発や占有によって著しく変えられていないこと、あるいは動植物の種や地形地質及び動植物の生息地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的重要さのあること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が原則として20キロ以上あること。

変化度

2以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいること。

イ 国定公園

景観の規模

比較的広大な地域で、その面積は原則として約10,000ha以上を基準とすること。海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約3,000ha以上を基準とすること。

自然性

原則として面積1,000ha以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、その生態系が良好な自然状態を保持していること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が原則として10キロ以上であること。

第2要件 土地（略）

第3要件 産業（略）

第4要件 利用（略）

第5要件 配置

- 1 国立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものについては配置を考慮しないこと。
- 2 国定公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して全国的に配置の適正を図ること。
- 3 都道府県立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して都道府県内の配置の適正を図ること。

環境庁自然保護局（1997）：人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 - その役割と仕事

環境庁自然保護局国立公園課（1995）：第7次改訂 自然公園実務必携、第一法規

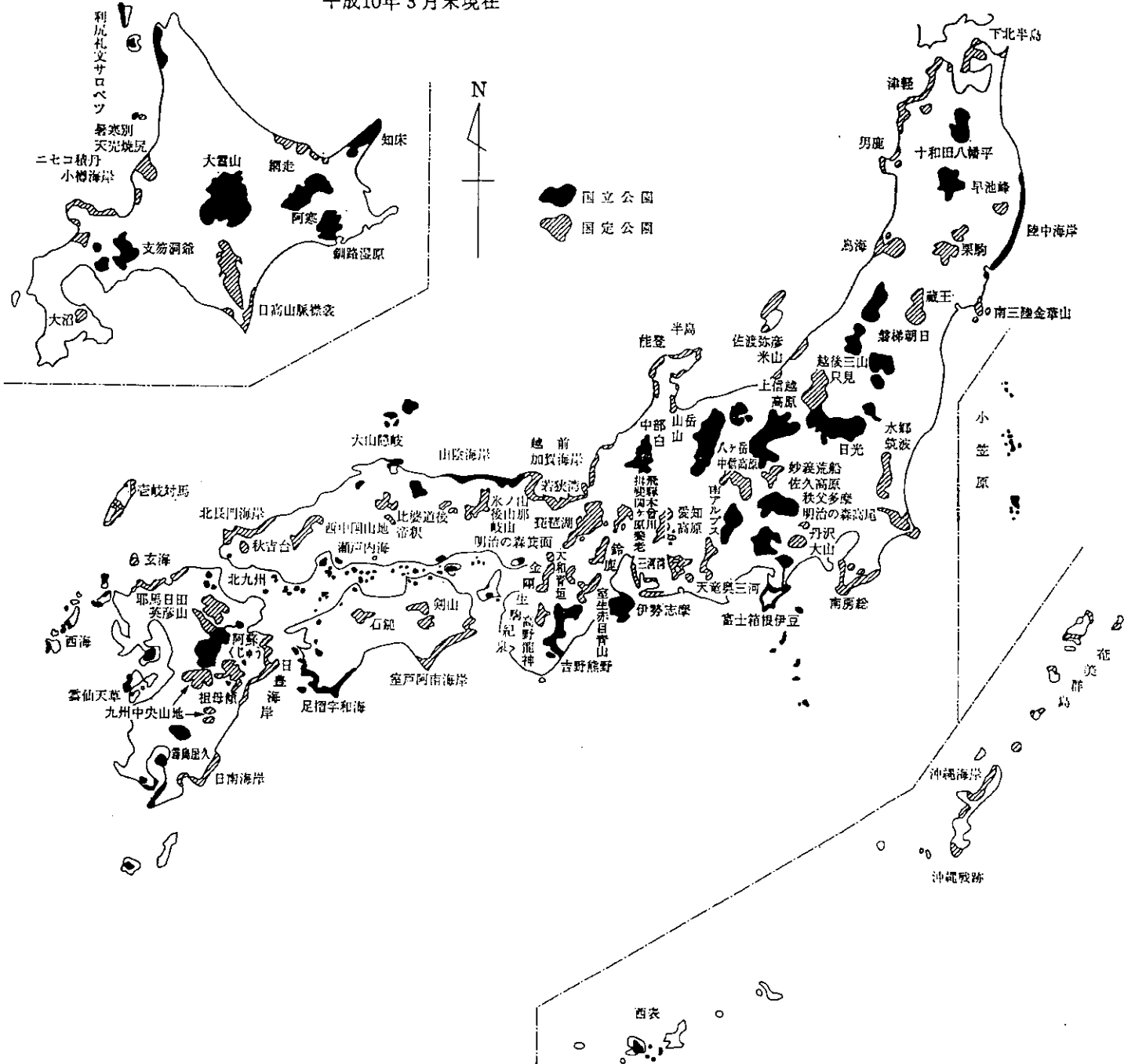
(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3)-1) 自然公園(国立公園・国定公園・都道府県立自然公園)の指定

国立公園および国定公園配置図

平成10年3月末現在



(財)国立公園協会 編(1998):自然公園の手びき、国立公園協会

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-2) 公園計画

自然公園の保護と利用を適正に行うために、それぞれの公園ごとに、公園計画が定められているが、大別すると保護計画と利用計画がある。

保護計画には、一定の公用制限のもとで風致景観の維持を図るため風致景観の特質、公園利用上の環境保全の必要性に応じて「特別保護地区」、「第1種、第2種、第3種特別地域」「普通地域」に地域を区分けする保護規制計画と、植生の復元のための植生復元施設など、景観の保護や利用上の安全を確保するために必要な施設に関する保護施設計画がある。

利用計画には適正な公園利用を図るために一定の行為を制限、禁止する措置等を定める利用規制計画と、自然公園利用にふさわしい施設を計画的に整備するための利用施設計画がある。

a) 保護計画

1. 保護規制計画

(1) 特別地域

ア 選定要件

特別地域は、すぐれた風致景観を有する地域（海面（最低低潮時における汀線より海側をいう）を除く）であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

(ア) すぐれた自然の状態を維持する必要がある地域

(イ) 利用上重要な土地及びその周辺地で、適正な環境を保全する必要がある地域

(ウ) 社寺、史跡、霊場、伝説地、伝統的または風土的建築様式をそなえた集落地等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域

(エ) 自然景観の育成が必要であり、かつ、復元の見込みのある地域

(オ) 上記の他特定の風致景観を維持する必要がある地域

イ 特別地域の区分

特別地域は、特別保護地区及びその他の特別地域（第1種、第2種及び第3種）に区分するものとする。この区分は、風致景観の特質に基づき行うものとし、その区分に当たっては、他の法益との調整を図る等適切な保護管理が行われるように留意するものとする。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区は、特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

a 特定の自然景観が原生的な状態を保持している地域

b 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等人為の影響を受けやすい地域

c 植物の自生地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域

d 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域

e 優れた天然林の地域

f 樹齢が特に高く、かつ学術的価値を有する人工林の地域

(イ) 特別地域の地種区分

特別地域の区域から特別保護地区を除いた部分は、非常に多岐にわたる要素を含み、風致の維持の必要性も異なるので、これを自然公園法施行規則第9条の2の規定に基づき第1種、第2種及び第3種に区分するものとする。

(2) 普通地域

普通地域は、公園区域のうち特別地域及び海中公園地区以外の区域をいう。

ア 地形、地貌、その他自然景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地、農耕地、森林等であって、景観の維持を図る必要性は特別地域ほど高くはないが、風景の保護を図る必要がある地域

イ 特別地域の保護又は利用上必要な地域

2. 保護施設計画

保護施設計画は、景観又は景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設の配置と整備方針を定めるものである。

b) 利用計画

1. 利用施設計画

利用施設計画は、公園における多様な利用形態のうち、当該公園にふさわしいものについて積極的にその増進を図ることを目的として、計画的に施設の整備を行い利用者を誘導するため、集団施設地区及び自然公園法施行令第4条第1号から第9号までに掲げる施設（以下「利用施設」という）について、その配置と整備方針を定めるものである。利用施設計画を定めるに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 利用施設計画は、当該公園内に現に存在し、又は将来設置が見込まれる利用施設すべてに関して網羅的に定めるものではなく、公園というすぐれた自然の環境の中で、適正な利用を増進するため必要不可欠なものを定めるものであること。

イ 利用施設計画は、適正な利用を増進するために必要な施設及びその適地を今後の実現の可能性の見通しの上で立って定めるものであること。

(1) 集団施設地区

ア 選定要件

イ 区域

(2) 利用施設

利用施設については、単独施設（道路及び運輸施設以外の利用施設をいう）、道路及び運輸施設に区分して定めるものとする。

ア 道路（車道）、イ 道路（自転車道）、ウ 道路（歩道）、エ 宿舎

2. 利用規制計画

利用規制計画は、特に優れた景観地において利用の増大に対処し、これの適正な利用と周辺の自然景観の保護を図るため、実情に応じ利用の規制を行う必要がある場合に定めるものとする。。

計画としては、対象地区の利用現況と当該地区の適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法等につき特別に調整し、制限し、又は禁止する必要がある事項について定めるものとする。

環境庁自然保護局（1997）：人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局

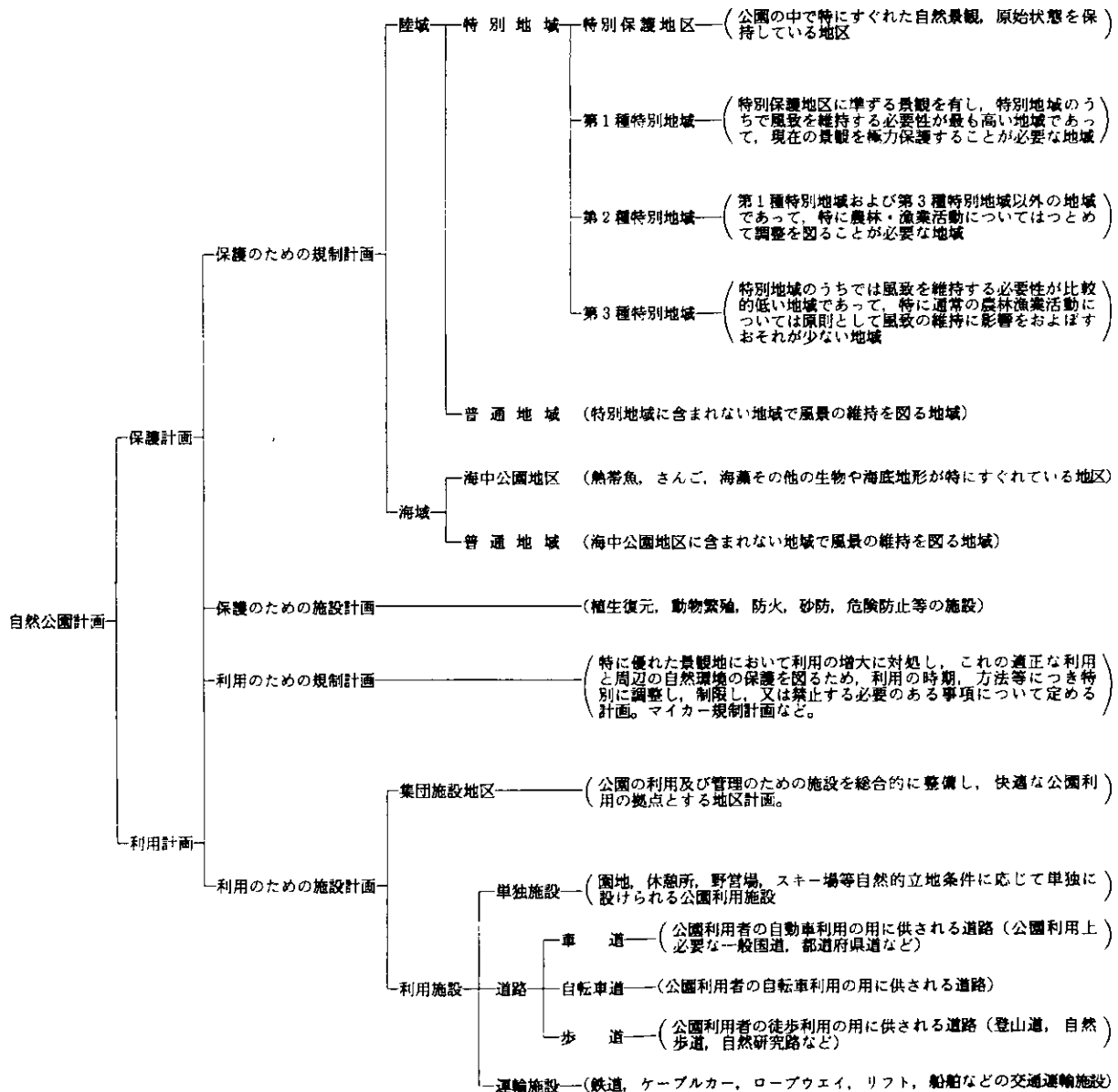
環境庁自然保護局国立公園課（1995）：第7次改訂 自然公園実務必携、第一法規

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3)-2) 公園計画

自然公園計画体系



注) 都道府県立自然公園においては、特別保護地区および海中公園地区の制度はない。

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-3) 管理計画、管理体制、行為規制、自動車等の乗り入れの規制

a) 管理計画

国立公園管理計画は、地域の実情に即した現地管理業務の一層の徹底を期することにより国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として作成するもので、国立公園管理事務所長が作成することとなっている。

土地の所有によらない地域制の日本の公園は、国、地方自治体その他による共同管理が普通であり、管理計画の作成に当たってはこれら関係者間の合意の形成が重要である。

管理計画は、最終的には環境庁自然保護局長により受理・認可された後、実施に移される。管理計画において検討する項目は、おおむね以下の通りとなっている。

- (1) 管理のガイドライン
- (2) 風致景観の管理に関する事項
- (3) 地域の開発、整備に関する事項
- (4) 土地及び事業施設の管理に関する事項
- (5) 利用者の指導に関する事項
- (6) 地域の美化修景に関する事項
- (7) その他

b) 管理体制

国立公園内における風致景観の保護や管理、公園事業者に対する指導、公園利用者への自然解説など様々な業務を行うため、主要な国立公園には、国立公園・野生生物事務所が置かれている。また、国立公園管理官（パークレンジャー）が配置されている国立公園もある。

平成8年度末現在国立公園・野生生物事務所は、東北北海道地区（釧路市）、西北北海道地区（札幌市）、東北地区（青森県十和田湖町）、北関東地区（日光市）、南関東地区（神奈川県箱根町）、中部地区（長野県安曇村）、近畿地区（新宮市）、山陰地区（米子市）、山陽四国地区（岡山市）、九州地区（熊本県阿蘇町）、沖縄地区（石垣市）の11カ所あり、パークレンジャーは164人（平成8年度末定員）配置されている。

c) 行為規制

自然公園内には、風致景観の保護のため、特別地域、特別保護地区及び海中公園地区が指定されている。これらの地域において建物などを作ろうとする場合は、あらかじめ環境庁長官又は都道府県知事の許可が必要とされている。許可できるかどうかは、「国立公園内（普通地区を除く）における各種行為に関する審査指針」に照らして判断しており、風致景観の適正な保護に努めている。国立公園内の特別地域及び特別保護地区における環境庁長官に対する各種行為の許可申請件数は平成7年度で5,376件あり、うち一定規模以上の開発行為等で環境庁長官の許可を要するものは942件であった。また、普通地域においても一定の行為はあらかじめ都道府県知事への届け出が必要となる。

d) 自動車等の乗り入れの規制

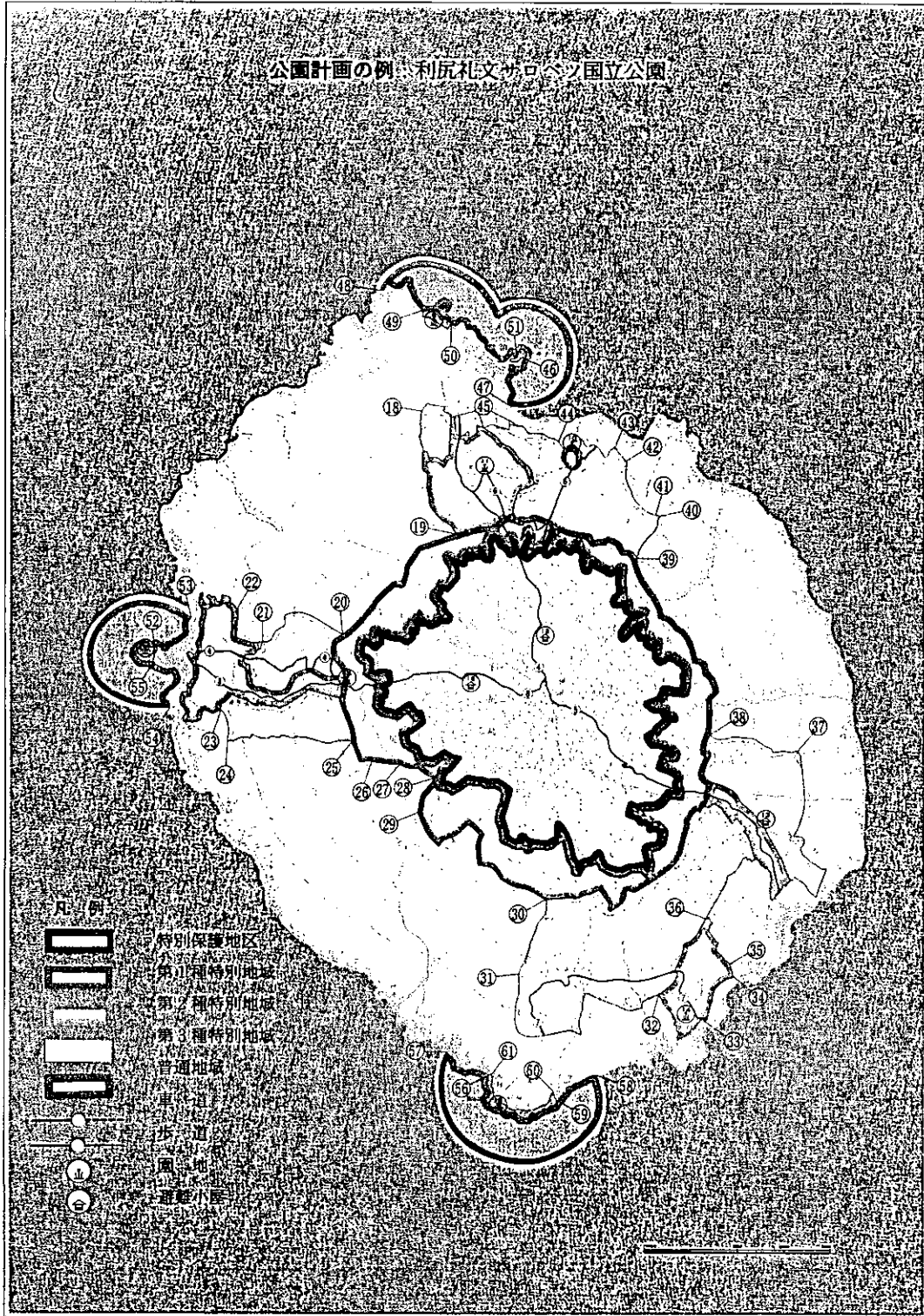
近年普及の著しいスノーモビルやオフロード車等の乗り入れによる植生や野生動植物の生息・生育環境への被害を防止するため、1990（平成2）年12月から国立公園又は国定公園の特別地域のうち環境庁長官が指定する区域においては、これらの行為が規制されるようになった。1996（平成8）年10月現在、大雪山国立公園をはじめとする14国立公園25地域191,737haと7国定公園9地域42,490haが乗り入れ規制区域に指定されている。

自然保護年鑑編集委員会 編（1996）：総説、自然と共に生きる時代を目指して 自然保護年鑑4、日正社
環境庁自然保護局（1997）：人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 - その役割と仕事
環境庁自然保護局国立公園課（1995）：第7次改訂 自然公園実務必携、第一法規

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3)-3) 管理計画、管理体制、行為規制、自動車等の乗り入れの規制、



境庁自然保護局(1997):人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 —その役割と仕事—

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-4) 入園者数、予算、自然公園・野生生物保護関連税制、民有地買い上げ、地域経済への寄与

a) 入園者数

わが国の自然公園への入園者数は、日本経済が急速に発展した昭和40～50年代にかけて急増し、現在では、年間10億人以上の入園者数が見られ、これは日本の自然公園の大きな特徴の一つである。これに伴い各地で広範囲にわたるゴミの散乱、利用者の集中による混雑や施設の不備、広報の不足などの問題が発生するようになった。これらは自然公園管理上重要な問題であり、誰が費用を負担するか等の新たな論議を呼んでいる。

b) 予算

1995(平成7)年度、1996(平成8)年度、1997(平成9)年度の環境庁自然保護局の総予算額はそれぞれ、13,084,580(千円)、15,061,386(千円)、16,577,872(千円)であった(国立公園協会:1998)。

c) 自然保護関係の税制

1) 譲渡所得の特別控除

国立・国定公園の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区内の土地が、国・地方公共団体等に買い取られる場合においては、所得税及び法人税に関し、長期譲渡所得については2000万円、又は当該譲渡所得額のいずれか低い方が特別控除され、短期譲渡所得については、2000万円が特別控除されている。

また、鳥獣保護区特別保護地区のうち天然記念物等の生息地及び生息地等保護区管理地区内の土地が、国・地方公共団体等に買い取られる場合においては、それぞれにつき特別控除額が1500万円とされている。

これらに加え、譲渡所得の特別控除(1500万円)が適用される対象に、都道府県立自然公園特別地域内又は都道府県自然環境保全地域特別地区内で、高度の規制が行われている地域として環境庁長官が認定したものが含まれる。

2) 固定資産税の非課税

昭和49年、地方税法の改正がなされ、自然環境保全の推進とこれに伴う私権との調整をはかるため、国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域の土地(地目山林・原野・池沼に限る)にかかる固定資産税の非課税措置が新たに講じられたが、このほか、第2種特別地域について、同時に特別地区及び第1種特別地域内の土地と同様の規制を受けていると認められる地域について固定資産税の軽減措置を講ずることが適当とされ、自治省から通知がなされた。

次いで、昭和50年には、都道府県立自然公園の特別地域内の土地についても、国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制を受けていると認められる土地については、これらの地域との均衡を考慮して、固定資産税の軽減措置を講ずることが適当である旨、自治省より上記通知の改正が行われた。

さらに、昭和52年には、自然環境保全地域特別地区(地目池沼・山林・原野に限る)及び都道府県自然環境保全地域特別地区(地目池沼・山林・原野に限る)で、自然環境保全地域と同様の規制が行われている土地についても、固定資産税の軽減措置を講ずることが適当である旨、自治省から通知がなされた。

これらに加え、平成6年には、生息地等保護区の管理地区内の土地で、国立・国定公園特別保護地区内の土地と同様の規制が行われていると認められる場合、非課税措置を講ずることが適当である旨、自治省から通知がなされた。

3) 自然環境保全法人に係る課税の特別措置

ナショナル・トラスト(国民環境基金)活動の一層の推進を図ることを目的として、昭和60年4月から、優れた自然環境の保全・活用に関する業務を行い適正な運営が確保されている法人(自然環境保全法人)に対する、寄付金等についての税制上の優遇措置(所得税・法人税・不動産所得税・固定資産税関係)が設けられたところであるが、これに引き続き、昭和61年4月からは、同法人に対して相続財産を贈与した場合の当該財産に係る相続税に非課税措置が実現した。

4) その他の措置

自然環境の保全等特定の目的の公益信託に対する信託金等については、一定の範囲での寄付金控除(所得税)、損金算入の課税の特例(法人税)措置等が認められている。

d) 民有地買い上げ

国立・国定公園や国設鳥獣保護区の区域は、民有地を含んでいる。これらの民有地の内、すばらしい自然を有しており、所有者から申し出があったもので都道府県がこれらの土地を買い上げるものについて、資金の補助を行っている。

1996(平成8)年3月末日現在、国立公園13カ所、国定公園5カ所、国設鳥獣保護区2カ所の計20カ所、6,587、50ha(事業費約125億7148万円)が買い上げられている。

e) 自然公園の地域経済への寄与

*自然公園が観光等の面で地域経済に貢献していることは大いに考えうるが、わが国では、この点に関する調査検討資料ははなはだ乏しい。わずかに政策科学研究所(1978)などがある。

これはわが国の自然公園が無料入園制であることとも関係しているものと思われる。

自然保護年鑑編集委員会 編(1996): 総説、自然と共に生きる時代を目指して 自然保護年鑑4、日正社

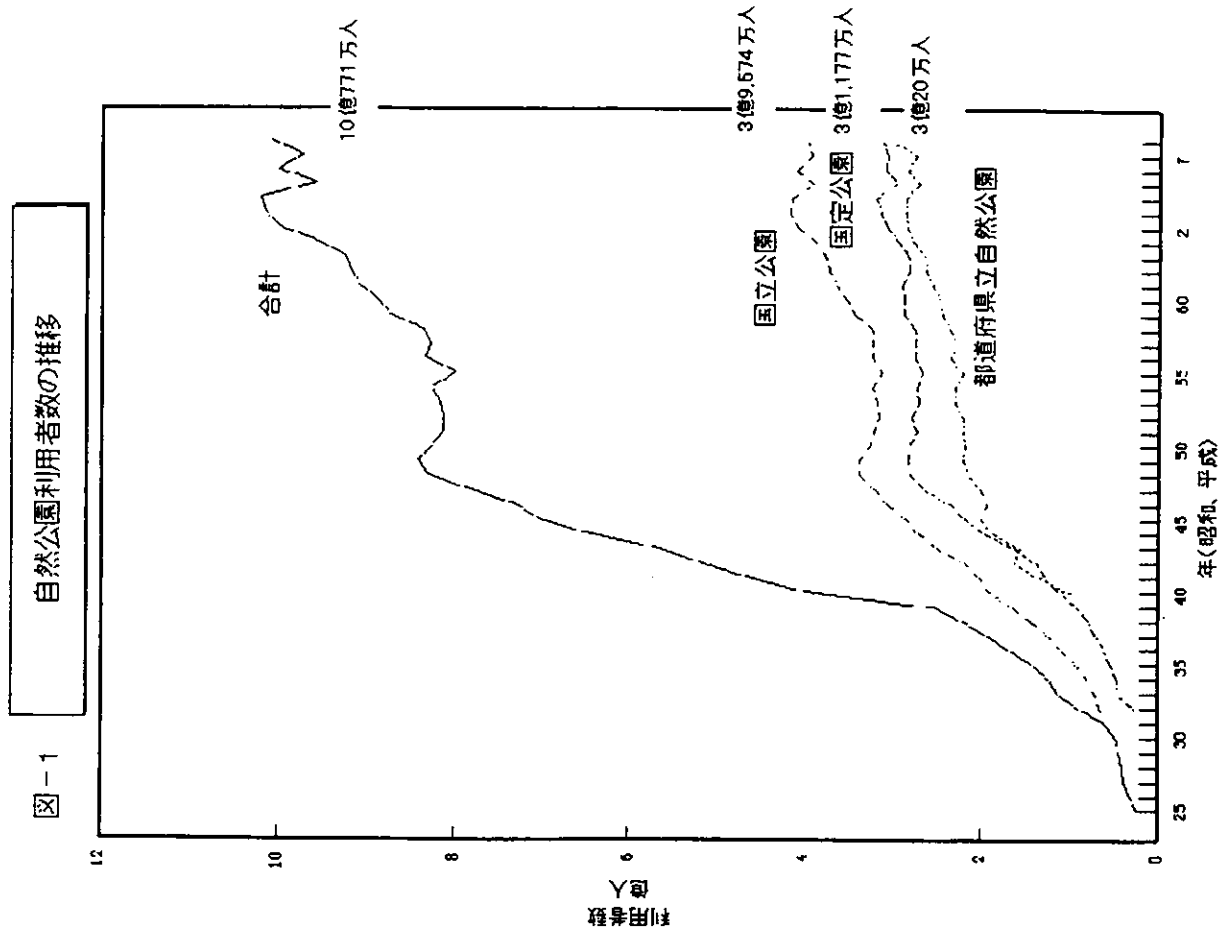
(財)国立公園協会 編(1998:1998): 自然公園の手びき、国立公園協会

(財)政策科学研究所(1978): 環境庁委託業務報告書 自然公園計画策定段階における社会・経済的影響予測手法に関する調査報告書

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-4) 入園者数、予算、自然公園・野生生物保護関連税制、民有地買い上げ、地域経済への寄与



注) 国立公園は昭和32年より、都道府県立自然公園は昭和40年より利用統計を開始した。

自然公園面積の総括

自然公園面積総括表

(平成10年3月31日現在)

種別	公園数	公園面積 (ha)	国土面積 に対する 比率*	内 訳					
				特別保護地区				普通地域	
				面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
国立公園	28	2,047,265	5.42	265,832	13.0	1,456,598	71.1	590,667	28.9
国定公園	55	1,343,231	3.56	66,490	5.0	1,250,068	93.1	93,163	6.9
都道府県立自然公園**	304	1,945,165	5.15	—	0.0	681,066	35.0	1,264,099	65.0
合計	387	5,335,661	14.12	332,322	6.2	3,387,732	63.5	1,947,929	36.5

* 国土面積は 37,783,689ha (平成8年 全国都道府県市区町村別面積調 国土地理院)

** 平成10年3月31日現在の都道府県の報告に基づくもの。

環境庁: 自然公園利用者数の推移、<http://www.eic.or.jp/kisha/attach/38295-1.gif>

(財)国立公園協会 編(1998): 自然公園の手びき、国立公園協会

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-5) 国立公園管理官、自然保護局の組織

a) レンジャー制度の概要

1. レンジャー制度の歩み

米国の国立公園では、パーク・レンジャーと呼ばれる国の職員が各国立公園の管理や利用者指導などの業務に従事している。

我が国においても国立公園の現地管理に当たる専門家が必要であることは、戦前から考えられていたが、終戦前後の混乱もあって実現に至らなかった。我が国でこうしたレンジャー制度が実質的に発足したのは、12名の公園技術者が国に採用され各地の国立公園に配属された昭和28年のことである。昭和33年には40名が初めて正式に定員化され、その後毎年数名ずつの増員が認められて、現在では全国28の国立公園を11のブロックに分けて、各ブロックに所在する国立公園管理事務所が管轄している。なお、国立公園管理事務所の傘下には、国立公園管理官事務所が置かれ、管理事務所が設置されていない国立公園などの管理事務を分担している。

これら事務所に勤務する国立公園管理官（「レンジャー」という名称は米国の制度にならった通称である）は平成4年度末現在128名であるが、最近では、増加する業務に対応するため、新規採用だけでなく、林野庁等からの部門間配転（いわゆる移籍）による職員も受け入れて、現地管理体制の強化を目指している。

2. レンジャーの業務

国立公園は、風景や自然の質、人の生活と自然とのかかわりあいなどそれぞれの公園ごとに異なる特徴を持っており、現地の状況に即した管理が必要である。とりわけ、管理の中心を占める風致景観の維持に関しては、風景の特質を把握したきめの細かい技術と感覚が求められる。

レンジャーは、こうした各地域の特質に配慮して策定された公園計画の円滑かつ適正な実施を図るために以下のような業務を行っている。

ア．公園計画の策定や見直しに必要な現地調査を行ったり、それに基づき原案を作成して都道府県をはじめ地元関係者等と意見調整を図る。

イ．風致景観の維持を図るため、木竹の伐採や工作物の新改増築が公園の風致景観を損なうことのないよう事業者を指導・規制するとともに、本庁に対して各種開発行為等の許認可に関する審査状況を報告する。また、現地における美化清掃活動や植生復元事業等を推進する。

ウ．公園の適正な利用を推進するため、公園利用者のための施設の適正な運営に当たるとともに、利用者に対し、自然解説等による案内指導を行うなど適切な利用の誘導に努める。さらに快適な利用環境を維持するため、不適切な利用に対して指導等を行う。

エ．環境庁所管の国有地及び施設等の適正な維持管理を図るため、土地利用の状況や施設の管理状況の把握に努め、必要に応じその改善に当たる。

b) パークボランティア、サブレンジャー

国立公園では、環境庁職員であるレンジャー以外にもボランティア活動等によって自然を守り、公園を訪れる利用者が自然とふれあえるように活動している民間の人達がいる。これらの人達はパークボランティアやサブレンジャーと呼ばれ、国立公園を守る上で重要な役割を果たしている。

1) パークボランティア

パークボランティアはボランティア活動により、国立公園の自然保護活動を行っている民間の人達である。公園内をパトロールしながらゴミを拾ったり、国立公園利用者に自然観察やスライドによる自然の紹介、自然保護のために守らなければならないマナーを伝えるといった活動を行っている。

平成7年12月現在、富士箱根伊豆国立公園箱根地区や雲仙天草国立公園雲仙地区など全国21の国立公園33地区で約1,700人もの人達が自然を守るための活動を行っている。

2) サブレンジャー

日光国立公園尾瀬地区や中部山岳国立公園上高地地区のように特に利用者が多い地区で利用が集中する夏休みを中心にサブレンジャーと呼ばれる人達が自然を守るために様々な活動を行っている。サブレンジャーはレンジャーの指導のもとで自然保護活動に当たるアルバイトで主に学生が多い。活動をとおして自然を守るための知識と経験が得られることから、毎年自然保護に関心のある全国の学生から多くの問い合わせがある。

c) 自然保護局の組織

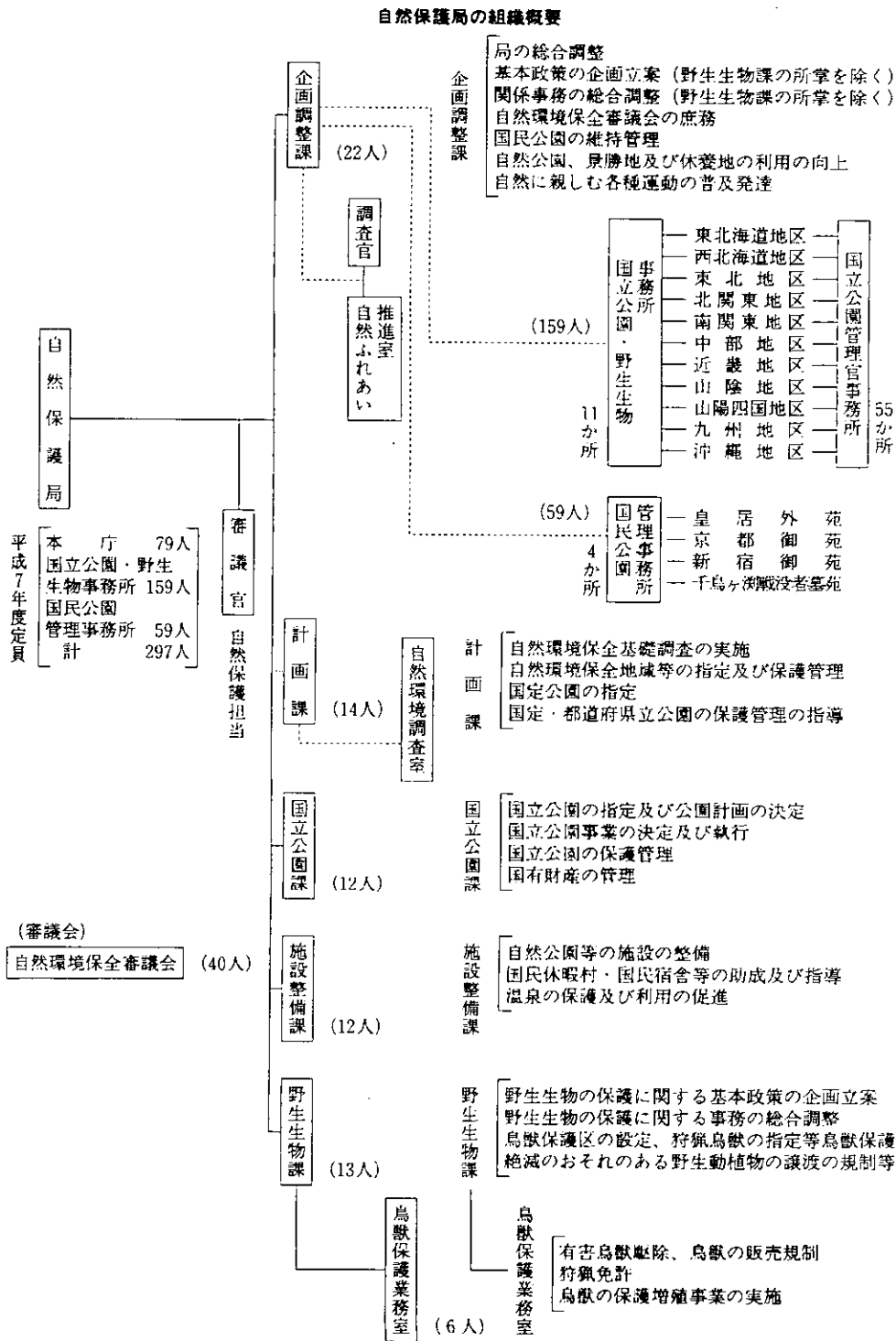
自然保護に関する行政機関は、環境庁のほか、関係する法律等を所管する国土庁、文部省、農林水産省、建設省など多岐にわたっているが、ここでは自然環境の保護及び整備に関する総合調整を任務としている環境庁自然保護局の組織の概要を示す。

自然保護局には、企画調整課、計画課、国立公園課、施設整備課、野生生物課の5課と、鳥獣保護業務室、自然ふれあい推進室、生物多様性センター(旧自然環境調査室)の3室が置かれている。また、出先機関として国立公園管理事務所と国民公園管理事務所が各地に置かれている。

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3)-5) 国立公園管理官、自然保護局の組織



自然保護年鑑編集委員会 編(1992): 国の施策、自然と共に生きる時代を旨として、自然保護年鑑4、日正社

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-6) 自然公園等における自然とのふれあいの場の整備、美化清掃事業

a) 公共施設の整備

環境庁では、自然とのふれあいを求める人々のニーズに応えるため、豊かな自然環境を有する自然公園から居住地周辺の身近な自然地域まで、その自然の特質に応じた自然とのふれあいのための施設整備を行ってきている。

国立・国定公園においては、多様な自然環境を保全すると共に安全で快適な利用を図るため、ビジターセンターや公衆トイレ、野営場等自然公園を利用するための基幹となる施設の整備を進める他、日本を代表するような国立・国定公園の核心地域における自然環境の保全や復元と利用施設の整備を進める総合整備事業や、公園の中で生き物などとふれあい、自然を学ぶことのできる中核的施設の整備等を推進している。

また、国立・国定公園区域の外でも身近な自然とのふれあいを推進するため、その保全と活用を図り、自然の中で憩うことのできる場づくりを進めてきている。

国立・国定公園の施設整備や身近な自然とのふれあいの場の整備を行う「自然公園等事業」は、1994(平成6)年度から公共事業に位置づけられ、国民生活に密接に結びついた新たな公共事業としてその推進が図られている。

b) 緑のダイヤモンド計画

自然環境保全審議会の答申「自然とのふれあいの確保の方策」1995(平成7)年7月では、「地域の個性に応じた多様な自然とのふれあいの場のネットワークを形成するための施策を展開する必要がある」とし、「すぐれた自然で構成される国立公園、国定公園において、国を代表する自然地域にふさわしい風格を感じさせ、国民にとっても利用しやすい公園づくりを、ハード、ソフト両面から実現し、質、量とも豊かな自然とのふれあいの機会を提供する」ための施策を一層充実させていくべきとしている。

緑のダイヤモンド計画(自然公園核心地域総合整備事業)は、わが国を代表する国立、国定公園の核心地域の自然環境の保全の徹底と自然体験・学習といった他では得がたい利用の推進を図るための総合整備事業であり、1995(平成7)年度から着手されている。

[事業内容]

・自然環境保全修復事業

自然環境の保全・修復のために行う植生復元、動物繁殖、景観保全等のための事業等。

・自然体験フィールド整備事業

自然環境を保全しながら、適切な指導とマナー、ルールに従って自然学習、自然体験のできる質的にすぐれたフィールドを面的に整備。

・利用拠点整備事業

自然とのふれあいのためのオリエンテーション及び利用者指導、保全活動を中心として、核心地域の利用のための施設を集約的に整備。

・利用誘導拠点整備事業

核心地域へのルート上にアクセス・コントロール、核心地域のリアルタイム情報の提供及び利用ルー

ルの指導のための拠点を整備。

c) エコ・ミュージアム整備事業

エコ・ミュージアム整備事業は、国立・国定公園の主要な利用エリアにおいて、子供達を始めとした公園利用者が、生き物や自然の植生などとふれあい、自然を学ぶことのできる中核施設として整備が進められている。

エコ・ミュージアムは、地域の自然を生かしつつ、エリアの総合的な自然や利用の情報の提供、自然学習、適正な利用指導等を行えるエコ・ミュージアムセンターと、野外で実際に観察などが行えるエコ・フィールドから成っている。

[事業内容]

・エコ・ミュージアムセンター

常駐するインタープリターによる自然解説機能、ネイチャークラフトや実験などが行える体験学習機能、利用情報提供機能、ボランティア活動等に対する支援機能等を備えた施設。

・エコ・フィールド

エコ・ミュージアムセンターと一体となって自然体験を行うフィールド。エコ・ミュージアムセンターと自然観察施設等をトレイル（歩道）で結び、野生動植物の生態や海、川、湿原などを観察する場。

d) 美化清掃事業

自然公園を訪れる人々が出すゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生などの環境汚染を引き起こす場合がある。そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な地域の美化清掃を積極的に進めるため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し資金の補助を行っている。

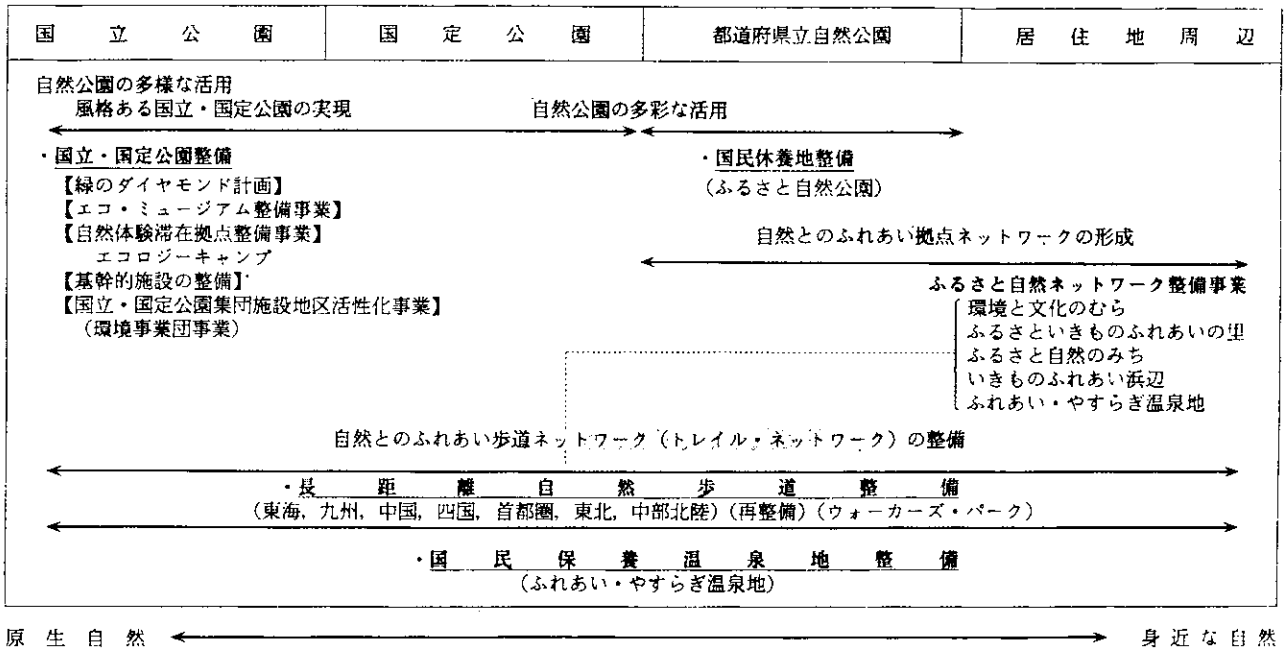
また、毎年8月の第1日曜日を「自然公園クリーンデー」とし、関係都道府県等の協力の下に全国の自然公園で一斉に美化清掃活動を行っている。

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3)-6) 自然公園等における自然とのふれあいの場の整備、美化清掃事業

自然公園等事業の体系



環境庁自然保護局(1997):6. 自然とのふれあいの推進、人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 一そ

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3-7) 日本の自然公園の特徴

a) 国立公園に対する国民意識

我が国における国立公園を含む自然公園の制度は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養・自然保護教育を進める制度である。1991(平成3)年6月の総理府「自然の保護と利用に関する世論調査」により国民の自然公園に対する意識をみると、自然公園の制度を知らない人が3割以上あり、自然公園へでかける目的についても、「風景を楽しむため」が50.6%、「ドライブを楽しむため」30.0%、「登山、ハイキング、海水浴、森林浴などを楽しむため」が29.7%と上位を占め、自然公園とは優れた風景地であるとの漠然とした理解しか得られていないことがうかがわれる。

国立公園や野生動物保護区は、アウトドア指向を持つ米国やワンダーフォーゲル発祥のドイツなどでは、そこ訪ねる人々にある種の野生動物が絶滅の危機にあることを認識させ、それが自然保護運動の強化に役立つとともに、一人一人のライフスタイルを変えることにも多大の貢献をなしたといわれている。

こうした意味では、我が国においても、今後日本人の生活に日本の国立公園がプラスに作用するような政策が検討される必要がある。

b) 欧米の国立公園との比較

データが入手されている欧米3国(英国、米国、カナダ)の国立公園との比較を試みる。

土地所有形態からみると、米国、カナダは、国立公園当局が土地を所管する営造物型の公園であり、英国、日本は土地所有に関わりなく区域を指定する地域性の公園である。米国、カナダに限らず新大陸の国々には営造物型の国立公園の例が多いが、これは、一般にこれらの国々の国土が広いということだけでなく、米国が世界最初の国立公園を1872年に設置した後、英国をはじめとする当時の西ヨーロッパの有力国が、その海外領土に米国型の国立公園を設置していったという経緯も影響しているものとみられている。一方、国土が狭かったり、古くから開発が進んでいるために、営造物型の大面積の国立公園の設置が難しいような国では、英国(本国)や日本のような地域性の公園制度が採用されている。海外領土で米国型国立公園の設置を押し進めた英国も、事情の異なる本国内では異なる手法をとらざるを得なかったわけである。この場合には、公園内での人間活動を制限、規制することにより自然環境や風景の保全を図っていくこととなる。我が国の場合は主として規制的な手法がとられているが、英国の場合は、その社会に伝統的に存在する「契約」の手法に則り「自然保護地役権」という契約制度により土地所有者との権利関係を調整している。

国立公園の箇所数や国土面積に占める割合では、我が国の国立公園も他の3国に比べ遜色はないが、国民一人当たりの面積となるとかなりの格差がみられる。

管理員数や管理運営費用については、営造物型であるカナダ、米国の国立公園の一部は有料となっていることや、地域性の我が国の場合には公園管理者たる環境庁は基本的に土地そのものの直接的管理は行わないなど各国の事情の違いがあり単純な比較はできないが、表にも見られるように、一人当たりの管理面積、国民10万人当たりの管理員数、管理運営に関する国民一人当たりの費用のいずれにおいても、大幅な格差が見られる。

この他、カナダ、米国の国立公園は主として原始的大自然を対象としているのに対し、こうした原始的自然に乏しい英国では、人手の加わった農山村風景などが国立公園として指定されている。我が国の国立公園は、北海道の国立公園（知床、大雪山等）や北アルプス（中部山岳）、南アルプスのように原始的な自然を主体としたものから、瀬戸内海、阿蘇くじゅうのように、人文的風景を多くとりこんだものまで多様なものが見られる。

c) IUCN（国際自然保護連合）による類型区分との関係

IUCN では、多様化する各国の国立公園や保護地域を類型区分した上で、おおむね5年ごとに、世界の国立公園及び自然保護地域に関する国連リストを作成しており、現在は1990年版が公表されている。この中で、いわゆる国立公園に関しては、類型（National Park）と類型（Protected Landscape）とに大きく区分されている。

我が国の28の国立公園は本リストの中では、類型に区分されているもの（15公園）と、類型に区分されていないもの（13公園）に分かれている。

自然保護年鑑編集委員会 編（1992）：日本の国立公園は諸外国とどう違う、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日正社

薄木 三生（1994）：自然保護地域の種類と設定状況、地球環境ハンドブック（不破 敬一郎 編）、朝倉書店

(4) 日本の保護区

4-3) 自然公園

4-3)-7) 日本の自然公園の特徴

表1 各国の国立公園の比較

	カナダ	米 国	英 国	日 本
土地所有形態	国有地	国有地	地域制(土地所有に関係なく)	地域制(土地所有に関係なく)
箇所数 (箇所)	34	48	10	28
面積 (ha)	約1,820万	約1,940万	約136万	約200万
国土面積に占める割合	約2%	約2%	約6%	約5%
国民1人当たりの面積 (m ² /人)	約7,100	約800	約240	約160
管理員数 (人)	約4,000	約9,500	約630	約110
1人当たりの管理面積 (ha/人)	約4,500	約2,000	約2,000	約18,000
国民10万人当たりの管理員数 (人/10万人)	約16	約4	約1.1	約0.1
ボランティア活動人数 (人)	約4,000			約3,000
国民の利用回数 (延人数) (人)		約3億		約4億
国民1人当たりの利用回数 (回/人)		約1.25		約3.5
国立公園等の管理運営費用 (円)	約500億	約1,900億		約36億
国民1人当たりの費用 (円/人)	約2,000	約800		約30

(備考) 1. 環境庁調べ

2. 対象 カナダ：国立公園+国立公園保存地域，1989年

米 国：国立公園 1985年

日 本：国立公園，1989年

3. 管理員数 カナダ：1988年度 人・年での集計 公園管理及び公園新規指定，施設更新等に携わる職員数

米 国：1989年度 national park serviceの常勤職員数

英 国：1981年 管理は主にカウンティ（郡）が行っている

日 本：1989年

4. 費用 カナダ：カナダ公園局の予算額 1989年度

米 国：1982年度 一般予算のほか入園料，基金を含む

日 本：1990年度 自然公園等維持管理費，施設整備費及び交付公債による特定民有地買上費から，国民公園に係る管理費及び施設整備費を引いたもの

自然保護年鑑編集委員会 編(1992)：日本の国立公園は諸外国とどう違う、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日正社

(4) 日本の保護区

4 - 4) 自然環境保全地域

自然環境の保全を図るため、国は、「自然環境保全法」の規定に基づき、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を指定することとされている。また、都道府県においても、条例に基づき、都道府県自然環境保全地域を指定することができることとされている。

a) 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域とは、その地域における自然環境が、人の活動によって影響を受けることなく原生の自然状態を維持している地域で、環境庁長官により指定される。

現在、遠音別岳(北海道)、十勝川源流部(北海道)、南硫黄島(東京都)、大井川源流部(静岡県)、屋久島(鹿児島県)の5地域が指定されている。

原生自然環境保全地域の保全に当たっては、原生の状態を維持するため、原則として当該地域内において人為による改変を禁止するとともに、当該地域の保全の措置としては、保全計画を定め、それに基づいて立入制限地区の指定(現在指定地区1か所:南硫黄島全域)、保全事業の執行が行われるとともに、学術研究その他の公益上の事由により、特に必要と認めて許可した場合等の外は、工作物の設置、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取、水面の埋立、木竹の伐採等の行為が禁止されるのはもちろん、家畜の放牧、たき火、落ち葉の採取等、何らかの形で自然環境に変化を及ぼす行為は禁止されている。

b) 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、原生自然環境保全地域以外の区域のうち、自然環境を保全することが特に必要なもので、環境庁長官により指定される。自然環境保全法では、その指定要件を次のように規定している。

- ア. 高山性植生または亜高山性植生が、相当部分を占める森林または草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む)で、その面積が1000ha以上のもの。
- イ. すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している区域を含む)で、その面積が100ha以上のもの。
- ウ. 地形・地質が特異であり、または、特異な自然の現象が生じている土地の区域、及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域で、その面積が10ha以上のもの。
- エ. 動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域で、その面積が10ha以上のもの。
- オ. 熱帯魚、さんご、海そうその他、これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態で維持している海域で、その面積が10ha以上のもの。
- カ. 植物の自生地、野生動物の生息地または学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域でその面積が10ha以上のもの。

これらの指定要件を満たす地域として、現在、太平山（北海道）、白神山地（青森県、秋田県）、早池峰（岩手県）、和賀岳（岩手県）、大佐飛山（栃木県）、利根川源流部（群馬県）、笹ヶ峰（愛媛県）、白髪岳（熊本県）、稲尾岳（鹿児島県）、崎山湾（沖縄県）の10地域が指定されている。

これらの地域における保全の措置としては、保全計画を定め、同計画に基づいて、その態様に応じ、「特別地区」、「海中特別地区」及び「野生動植物保護地区」が指定されるとともに、これらの地区ごとに、当該地域の自然の特性を保全するため、一定の行為について環境庁長官の許可を要するものとされている。

また、これらの地域に含まれない普通地域については、一定の行為が届出を要するものとされ、当該届出行為について着手制限期間の制度が設けられている。

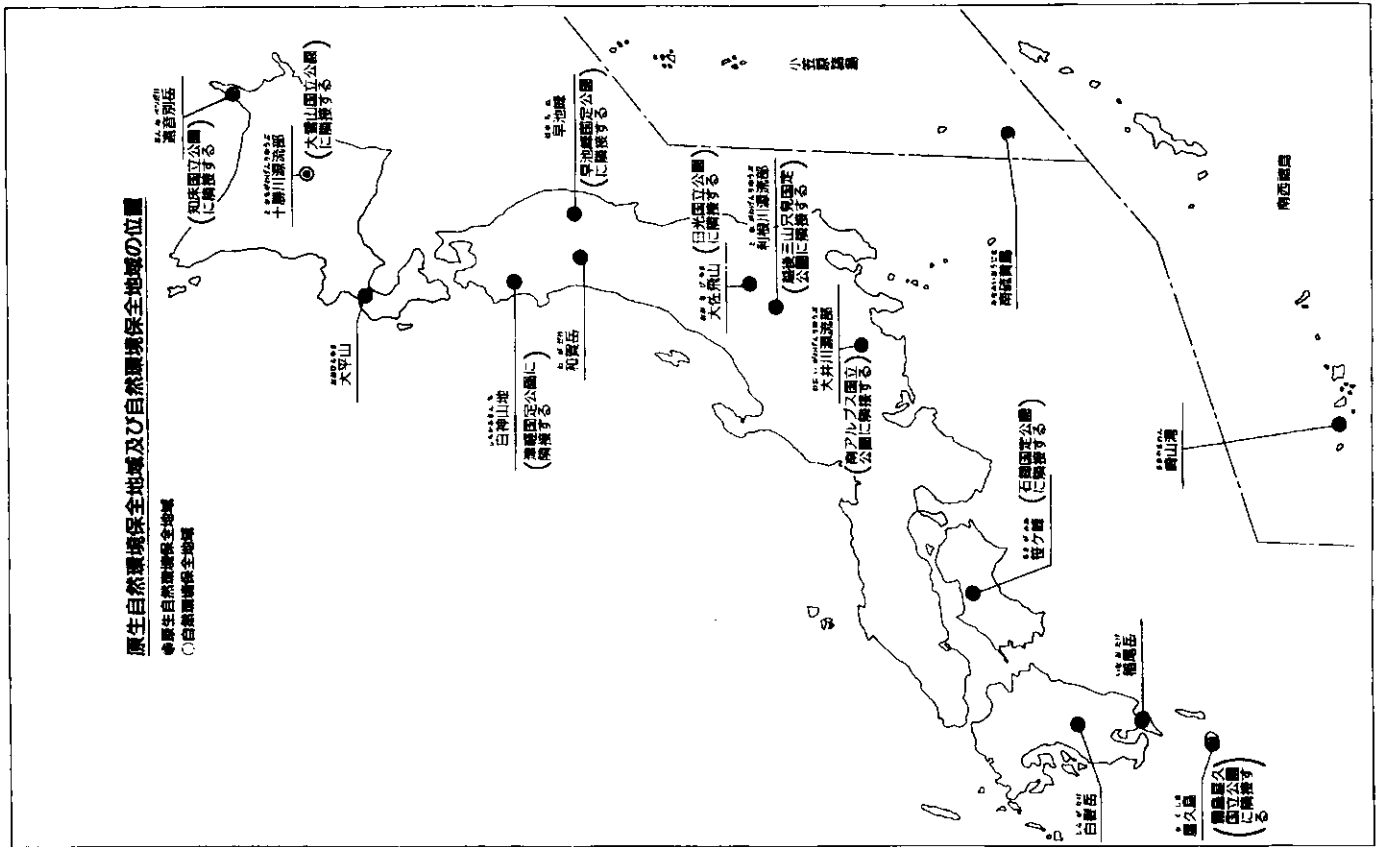
c) 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域は、自然環境保全地域に準ずる土地の地域で、自然環境を保全することが特に必要なものについて、都道府県が条例に基づいて指定する。この地域における規制は、自然環境保全地域の基準に準じ、その範囲内で条例で定めるところによるものとされている。また、当該地域の中に特別地域を指定しようとするときは、環境庁長官との協議が必要である。

都道府県自然環境保全条例は、全都道府県において制定されており、都道府県自然環境保全地域の指定は、1995年（平成7年）3月31日現在で44都道府県、516か所で行われており、その面積は合計73,404haに及ぶ。

(4) 日本の保護区

4-4) 自然環境保全地域



自然環境保全地域等指定総括表

(平成10年3月31日現在)

区 分	指 定 地 域		特 別 地 区		野 生 動 植 物 保 護 地 区		海 中 特 別 地 区		備 考
	地域数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	
原生自然環境保全地域	5	5,631.00							南硫黄島全域のみ立入制限地区
自然環境保全地域	10	21,593.00	9	17,266.00	7	14,868.00	1	128	
都道府県自然環境保全地域	519	73,609.12	299	22,633.99	90	2,322.48			
計	534	100,833.12	308	39,899.99	97	17,190.48	1	128	

増原 義剛 編(1994):環境政策の歩み、図でみる環境基本法、中央法規出版

(財)国立公園協会 編(1998):1998 自然公園の手びき、国立公園協会

(4) 日本の保護区

4-5) 鳥獣保護区

a) 鳥獣保護区の設置

鳥獣保護区は鳥獣の保護繁殖を計ることを目的として設定され、区域内では狩猟が禁止される。大規模生息地、渡りの集団渡来地、鳥類の集団繁殖地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、森林鳥獣生息地、誘致地区（都市近郊で野鳥を誘致する）、愛護地区（小中学校の野鳥愛護林等）の7類型に区分され、このうち前者の4類型については、全国的に重要な地区を国設鳥獣保護区とし、後者の3類型についてはすべて県設保護区として設定することとなっている。存続期間は20年以内と定められているが、更新が可能であり、大部分の鳥獣保護区は期限切れ後も、更新されている。1995（平成7）年3月現在の指定状況は、国設、県設合わせて3662か所、面積3,291,000ha（国土の8.7%）で、そのうち国設鳥獣保護区は54か所、485,000haとなっている。

b) 鳥獣保護区の問題点

保護区指定が行われていても、保護の体制は十分とは言えない。まず、保護区内外の生物相の調査がほとんど行われないまま指定される。そのため、保護区内での種類や個体数の豊富さを示す資料のない保護区が多い。大型獣の行動圏が保護区内におさまるのかどうかは不明である。

保護区の設定には利害関係人の意見を聴くための公聴会が開催されなければならない（第1条の4の第5項）。公聴会構成員の一部でも反対意見があると、設定案が認められないことも多いようである。保護区設定計画に含められても、保護区に設定される率は高くない。いったん保護区に決まっても、指定期間は10年であり、継続できないケースもある。

鳥獣保護区は数も少なく、規模も小さい。5年ごとに見直される鳥獣保護事業計画（第1条の2）で、多くの保護区が候補にあげられるが、公聴会での反対で実現がなかなか難しい。ある地方自治体では、保護区達成率（計画した場所が5年以内に保護区に指定できたもの）は1987～1991年で30%、1992～1996年で60%程度でしかない。保護区以外では、市街地などを除いてほぼどこでも銃砲とワナによる狩猟ができる、いわゆる「乱場」になっている。

自然保護年鑑編集委員会 編（1996）：野生生物保護のしくみは？、自然と共に生きる時代を目指して 自然保護年鑑
4、日正社

川道 美枝子（1997）：野生哺乳類の保護に関わる法律、レッドデータ 日本の哺乳類（日本哺乳類学会 編）、文一
総合出版

(4) 日本の保護区

4-5)鳥獣保護区

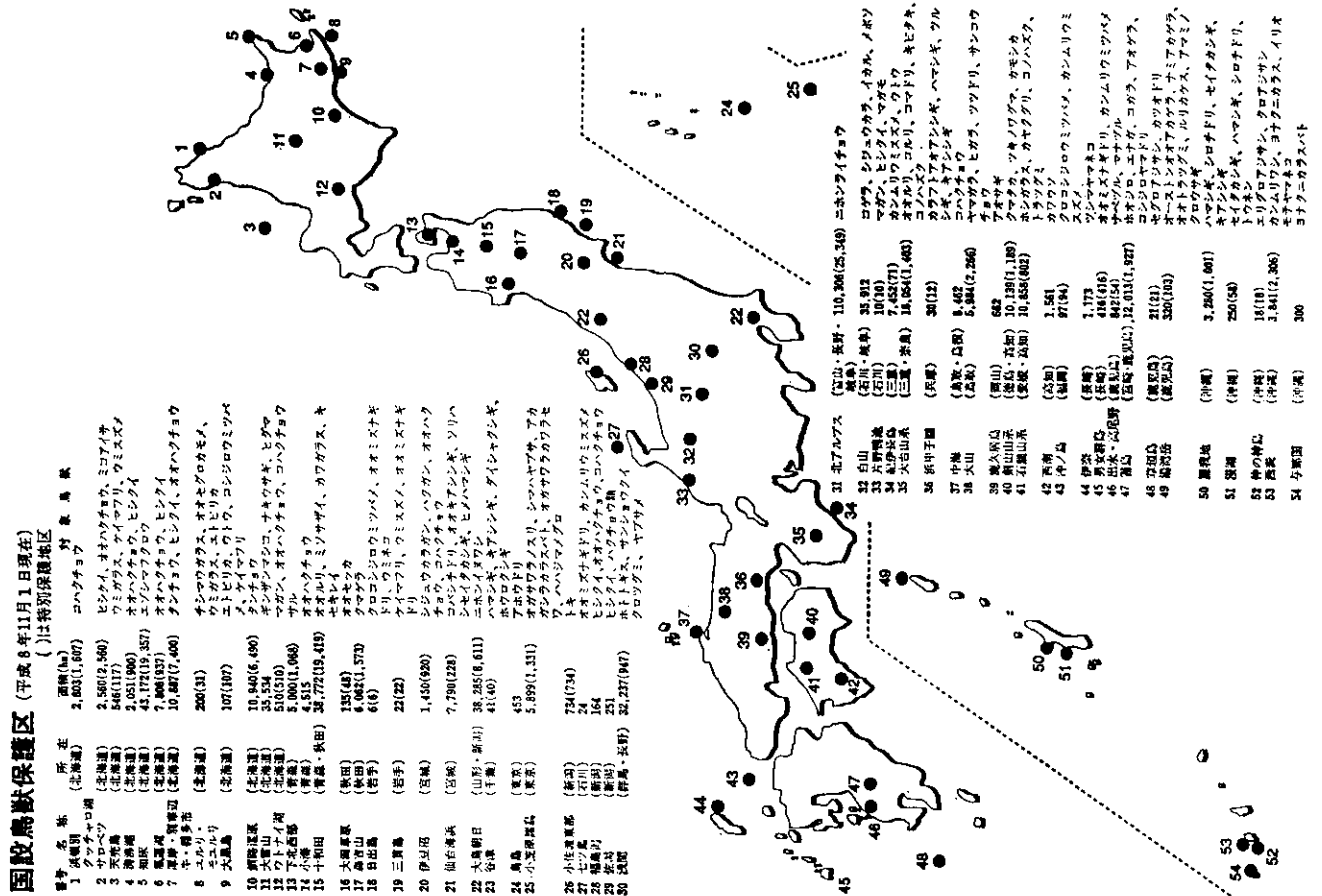


表2. 鳥獣保護区土地所有別面積 (ha) (平成5.3.31現在)

	国有地	公有地	民有地	水面	計
国設鳥獣保護区	362,009 (75.8%)	16,706 (3.5%)	55,652 (11.7%)	42,868 (9.0%)	477,235 (100.0%)
うち特別保護地区	88,509 (84.3%)	2,157 (2.1%)	1,062 (1.0%)	13,250 (12.6%)	104,978 (100.0%)
都道府県設鳥獣保護区	842,385 (28.8%)	363,581 (12.4%)	1,355,334 (46.4%)	361,969 (12.4%)	2,923,284 (100.0%)
うち特別保護地区	77,073 (54.6%)	25,619 (18.2%)	15,942 (11.3%)	22,381 (15.9%)	141,015 (100.0%)

水谷 知生(1996):野生動物の保護制度に関する一考察、ワイルドライフ・フォーラム 2(3)野生生物保護学会
(財)国立公園協会 編(1998):1998 自然公園の手びき、国立公園協会

(4) 日本の保護区

4-6) 森林保護区

4-6-1) 国有林の経営

a) 国有林の使命

国有林(林野庁所管)の面積は、日本の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる761万haに及んでいるが、その大部分が脊梁山脈に広く位置している。また、民有林に比べて原生的な天然林を多く擁していること等から、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を重視すべき森林が多い。国有林は長期的な計画に基づき、多様な樹材種の木材を計画的・持続的に供給しており、その供給量は、我が国の国産材供給量の約4分の1を占めている(1993年)。加えて、国有林における木材生産をはじめとした様々な活動は、地元住民や産業の需要に応じた林産物や土地の提供、林道等の生活基盤の提供、雇用機会の拡大等を通じ、経済基盤の脆弱な地域にある農山村の振興に大きく寄与している。国有林は、我が国森林・林業の中核的存在として、このような様々な機能(役割)の発揮を通じて国民生活と国民経済の持続的発展に寄与することをその使命としている。

b) 国有林経営の基本方針

国有林においては、上述したような使命を果たしていくため、その経営に際して特に重視すべき事項として、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の維持・形成、国有林の保健・文化的利用の増進、多様な樹材種の木材の供給、国有林以外の森林における森林整備及び林業経営との連携・調整、林業技術の向上及びその指導・普及、地域振興への寄与、の8つを挙げ、これらに必要な施策を推進するため、以下の基本方針の下に国有林野事業の運営を行う。

i) 「森林法」に基づき民有林と同一の森林計画区(全国で158計画区)ごとに「国有林の地域別の森林計画」をたて、「流域管理システム」に基づく民有林・国有林間及び上下流間の連携の下に、その地域の特質に応じた森林整備・林業生産を推進する。

ii) 国民の多様な要請に的確に応え、その使命を適切に果たしていくため、森林が重複して有している多面的な機能のうち、重点的に発揮させるべき機能を明らかにすることとして、国有林を、国土の保全を第一とすべき森林(国土保全林)、自然環境の維持を第一とすべき森林(自然維持林)、森林レクリエーション等の保健・文化的利用を第一とすべき森林(森林空間利用林)、木材生産等の産業活動を行うべき森林、の4タイプに類型化するとともに、水源の涵養機能については、これらすべての森林においてその発揮に努めるべきものとして位置づけ、それぞれの機能の発揮のためにふさわしい技術を用いて経営する。なお、この場合、自然保護等の森林の公益的機能を発揮させることの重要性を考慮し、国土・環境行政施策との連携を強化しつつ、国有林を管理経営する。

c) 自然保護のための森林施業の推進

国有林のうち、自然環境の保全を第一とすべき森林については、「自然維持林」に区分し、原則として人為を加えず、自然の推移にゆだねた保護・管理を行うとともに、保護林に指定することにより保護地域における保全を図る。

環境庁 編（1996）：生物多様性の構成要素の持続可能な利用、多様な生物との共生を目指して 生物多様性国家戦略、
大蔵省印刷局

(4) 日本の保護区

4-6)森林保護区 4-6)森林保護区

4-6-1)国有林の経営

森林面積

(平成7年3月31日現在)(単位:千ha)

区分		総数	立木地		無立木地等	竹林	
			人工林	天然林			
総数		25,146	10,398	13,382	1,214	152	
国有林	総数	7,844	2,446	4,738	660	0	
	林野庁所管	7,647	2,417	4,608	622	0	
	その他省庁所管	197	29	130	38	0	
民有林	総数	17,302	7,952	8,644	554	152	
	公有林	総数	2,730	1,209	1,433	83	5
		都道府県	1,196	477	703	16	0
		市町村・財産区	1,534	732	730	67	5
	私有林	14,572	6,743	7,211	471	147	

(注) 1. 森林法第2条第1項に規定する森林の数値である。 2. 無立木地等は、伐採跡地、未立木地である。 3. 国有林・民有林とも更新困難地は天然林を含む。

自然保護年鑑刊行会(1996):多様な自然の体系的保全、自然と共に生きる時代を旨として 自然保護年鑑4、日生社

(4) 日本の保護区

4-6) 森林保護区

4-6-2) 保護林

「自然維持林」や「保護林」については、「国有林野経営規定」「保護林設定要領」等に区域の選定・設定手続きや取扱いの指針を定め、適切な保護管理を図っている。具体的には、森林官等の営林署職員による巡視を通じた保護対象の状況の把握や入り込み者に対する指導・啓蒙、山火事・病虫害等の被害の防除、大規模な林地崩壊や地すべり等の災害の復旧措置等を実施しているほか、個別の保護対象の特性に応じて個体の保護や生息・生育地の維持・保全に必要な措置を講じている。

7種の保護林のそれぞれの概要は、以下の通りである。

a) 森林生態系保護地域

森林生態系保護地域は、我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林、またはその地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究等に資することを目的とする。1995年4月1日現在、24箇所、約31万3千haが指定されており、今後さらに2箇所の指定を予定している。

b) 森林生物遺伝資源保存林

森林生物遺伝資源保存林は、森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源で将来の利用可能性を有するものを、森林生態系内に保存することを目的とする。1995年4月1日現在、2箇所、約1万1千haが指定されており、今後さらに11箇所の指定を予定している。

c) 林木遺伝資源保存林

林木遺伝資源保存林は、主要な林業樹種及び希少樹種等の林木の遺伝資源を森林生態系内に保存することを目的とする。1995年4月1日現在、336箇所、約9千haが指定されている。

d) 植物群落保護林

植物群落保護林は、我が国または地域の自然を代表する植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて学術研究等に資することを目的とする。具体的には、希少化している植物群落、分布限界に位置する植物群落やその他保護を必要とする植物群落及び個体が存する区域を指定することとしている。1995年4月1日現在、341箇所、約9万haが指定されている。

e) 特定動物生息地保護林

特定動物生息地保護林は、特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資することを目的とする。具体的には、希少化している動物の繁殖地または生息地、他に見られない集団的な動物の繁殖地または生息地

やその他保護が必要な動物の繁殖地や生息地を指定することとしている。1995年4月1日現在、26箇所、約1万2千haが指定されている。

f) 特定地理等保護林

特定地理等保護林は、我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究に資することを目的とする。1995年4月1日現在、30箇所、約3万1千haが指定されている。

g) 郷土の森

郷土の森は、地域における象徴としての意義を有する等の理由により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要望がある森林を保護し、併せて地域の振興に資することを目的とする。郷土の森は、国有林と地元市町村の間で30年を上限とする協定を締結することを条件として設定することとしている。1995年4月1日現在、28箇所、約2千haが指定されている。

(4) 日本の保護区 4-6)森林保護区

4-6-2)保護林

保護林の概要

(平成7年4月1日現在)

種類	目的	箇所数	面積 (ha)
1 森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する	24	312,592
2 森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する	2	11,438
3 林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び希少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する	336	9,407
4 植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する	341	90,397
5 特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する	26	11,936
6 特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する	30	31,435
7 郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する	28	2,274
合計		787	469,480

(注) 森林生物遺伝資源保存林は、森林生態系保護地域の設定を終えた営林(支)局において順次設定していくこととしている。

自然保護年鑑刊行会(1996):多様な自然の体系的保全、自然と共に生きる時代を旨として 自然保護年鑑4、日
生社

(4) 日本の保護区

4-7) 国立公園等自然保護区の現状と課題

我が国における各種保護区の現状と評価

a) 各種保護区制度の概要

環境庁所管の諸法律；自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下「鳥獣保護法」とする）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」とする）によって指定、設定される保護区について、根拠法律とその目的、保護対象とその要件、保護区設定に要する手続き等と日本全土における設定箇所数と総面積を表にまとめた。

表に掲げた4つの保護区系列は、程度の差こそあれ、それぞれ目的が異なり、保護対象も自然の大風景地や自然環境のような包括的自然や、鳥獣という動物群集や特定の動植物種の生息地というように様々である。しかし、自然環境保全基本方針において原生的な自然から都市地域の樹林地まで、国土に存在する多様な自然の体系的保全がうたわれており、自然環境保全地域等と自然公園とが保全する自然については自然性の程度（自然度）によって相互に重複しないように性格づけられている。

この結果、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域は自然公園の外に指定するものとされ、原生自然環境保全地域を自然公園内に指定する場合は、重複する自然公園の区域が解除されることになっている。自然環境保全地域等と自然公園との「上下関係」は、原生自然環境保全地域 > 国立公園 > 国定公園 > 自然環境保全地域 > 都道府県立自然公園 > 都道府県自然環境保全地域、の順となる。

一方、鳥獣保護法に対する自然公園法・自然環境保全法のように互いに独立に制定された法律に基づく保護区系列は相互に他の存在はないかのごとく設定される。しかし互いに独立しているように見えるのは法律制定時に他の法令と競合しないような調整が図られた結果である。自然公園において特別保護地区を除いて鳥獣の捕獲は規制対象となっていないのは、水産関係の諸法令に遠慮して魚介類など水産生物が自然公園法の対象になっていない（その結果、たとえば奥入瀬溪流のような特別保護地区内の河川であろうと釣り人は苔を踏みしだきながらわがもの顔で竿を振ることができる）のと同じ理由である。

指定、設定の手続きについては、公聴会の開催が義務づけられているか否かという点を除いては大同小異で、いずれも当該土地に関わる行政機関への協議（同意を得る）が必須である。土地所有者の同意を得ることが多くの場合義務づけられていないのは、保護区の設定によって土地所有権を侵害するものではないと考えられているからであるが、実際は自治体から意見を聞く過程で私的な土地所有者の意向が反映され、最近では同意を得るケースが増えてきている。

指定手続きには法律の制定時の時代や過程が反映されている。鳥獣保護法（大正7年制定）や自然公園法の前身である国立公園法（昭和6年制定）はそれぞれ農商務省、内務省という強大な行政権限を持つ官庁によって制定され、その目的に保護とともに地域振興（観光を通して）や農林水産業の振興という側面が含まれる一方で、保護区の指定

手続きは比較的簡易なものとなっている。戦後内務省が解体され厚生省となり、高度経済成長期の末期に公害の防止と自然保護とを目的とする環境庁が設置されて以降制定された法律は、もっぱら保護を目的とするものの、制定時の関係省庁との協議において譲歩を余儀なくされ、その結果手続きは厳密さが要求され指定の困難さが著しく増した。したがって最も新しい法律である「種の保存法」に基づく生息地等保護区の指定手続きが法的には最も整ったものであり、それをクリアすることが難しいものとなっている。

設定期間の限定（20年以内）は鳥獣保護区のみに見られる制度的特徴であるが、ほとんどの場合更新されるとしても、保護区の安定性を著しく損なうものといえるだろう。生息地等保護区は設定期限はないが、天然記念物と同様保護対象が区域内から消滅した場合は解除することとなっている。

面積的に見れば、国土面積の14%強に当たる53,000km²余をカバーしている自然公園が抜きに出ており、鳥獣保護区の33,000km²弱がこれに続く。自然環境保全地域等は1,000km²にしか達しておらず、生息地等保護区に至っては無きに等しい。

なお、自然環境保全地域についていえば、現在指定されているのは比較的大面積の地区を対象とする「高山性・亜高山性植生（>1000ha）」及び「すぐれた天然林（>100ha）」であり、小規模（10ha以上）であっても指定できる「特異な地形・地質・自然現象」、「すぐれた自然環境の海岸、湖沼、湿原、河川、海域」及び「植物の自生地、野生動物の生息地・繁殖地及び貴重な人工林」の3類型については、「すぐれた自然環境の海域」に当たる崎山湾自然環境保全地域を除いては指定されていない。自然公園の区域外に残されている比較的小規模な自然環境を保全するという目的は国の自然環境保全地域の系列では全うされていない。都道府県自然環境保全地域の場合は逆の傾向があり、ほとんどが小規模な保護区である。

b) 保護区の規制力に関する評価

規制対象が生物の保護にとって網羅的なのはやはり原生自然環境保全地域で、それに次ぐのが生息地等保護区であり、さらに国立・国定公園の特別保護区と続く。規制の厳しさ及びその運用実態も考慮に入れて総合的に判断すれば、各保護区系列の区分別の保護機能は次のような順になるだろう（ただし国指定のもののみ）。

原生自然環境保全地域 > 生息地等保護区 > 国立・国定公園特別保護地区 > 同第1種特別地域 > 自然環境保全地域の特別地区内（野生動植物保護地区） > 国立・国定公園特別地域（第1種特別地域を除く） > 鳥獣保護区特別保護指定区域 > 鳥獣保護区特別保護地区

幸丸 政明（1997）：国立公園等自然保護区の現状と課題、ワイルドライフ・フォーラム2（4）、野生生物保護学会

(4) 日本の保護区 4-7)国立公園等自然保護区の現状と課題

表 2. 各保護区・区分別生物相/生態系保全機能

影響 行為	保護区 地種区分	原生 自然 環境 保全 地域	自然環境保全 地域(都道府県 自環地域含)			国立公園・国定 公園			都道府 県立自 然公園		鳥 獣 保 護 区	生息地等保 護区						
			立 ち 入 り 制 限 地 区	特 別 地 区	野 生 動 植 物 保 護 地 区	海 中 特 別 地 区	普 通 地 区	特 別 地 域	特 別 保 護 地 区	海 中 公 園 地 区		普 通 地 域	特 別 地 域	普 通 地 域	特 別 保 護 地 区	特 別 保 護 指 定 区 域	管 理 地 区	立 入 制 限 地 区
生 息 地 の 物 理 的 破 壊 改 変	工作物新改増築	●	●	○	○	○	×	○	◎	◎	×	○		○	○	○	○	×
	土地形状変更	●	●	○	○	○	×	○	◎	◎	×	○			○	○	○	×
	鉱物掘採土石採取	●	●	○	○	○	×	○	◎	◎	×	○			○	○	○	×
	水面埋立干拓	●	●	○	○	○	×	○	◎	◎	×	○		○	○	○	○	×
	水位水量増減	●	●	○	○		×	○	◎		×	○			○	○	○	×
	木竹伐採	●	●	○	○			○	◎			○		○	○	○	○	
	火入れ焼き火	●	●						◎					○	○	○	○	
汚 染	汚廃水排出			○	○			○	◎	◎					○	○		
	廃棄物投棄等	●	●												○	○		
	特定汚染物質散布														○	○		
生 物 相 攪 乱	指定種捕獲採取等	●	●		○	○		○	◎	◎		○	○	○	○	○		
	その他捕獲採取等	●	●						◎					○	○	○		
	指定種移入植栽等														○	○		
	家畜等放牧	●	●											○				
	木竹植栽等	●	●															
	その他植物植栽等	●	●															
環 境 攪 乱	車馬等乗り入れ	●	●	○	○			△	◎					○	○	○		
	立ち入り		●											○		●		
	不適切観察													○	○	○		

●：原則禁止 ◎：原則禁止に準ずる ○：要許可 △：指定地域のみ要許可 ×：要届出

幸丸 政明(1997):国立公園等自然保護区の現状と課題、ワイルドライフ・フォーラム 2(4)、野生生物保護学会

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 1) 野生生物保護への基本的取り組み・考え方

a) 基本的取り組み

貴重な野生生物を保護するためには、その生息地を保護し、乱獲を防ぎ、絶滅のおそれのある種の保護や増殖を行うなど様々な取り組みが必要である。

日本の野生生物保護のための取組は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（鳥獣保護法）及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）により推進されている。

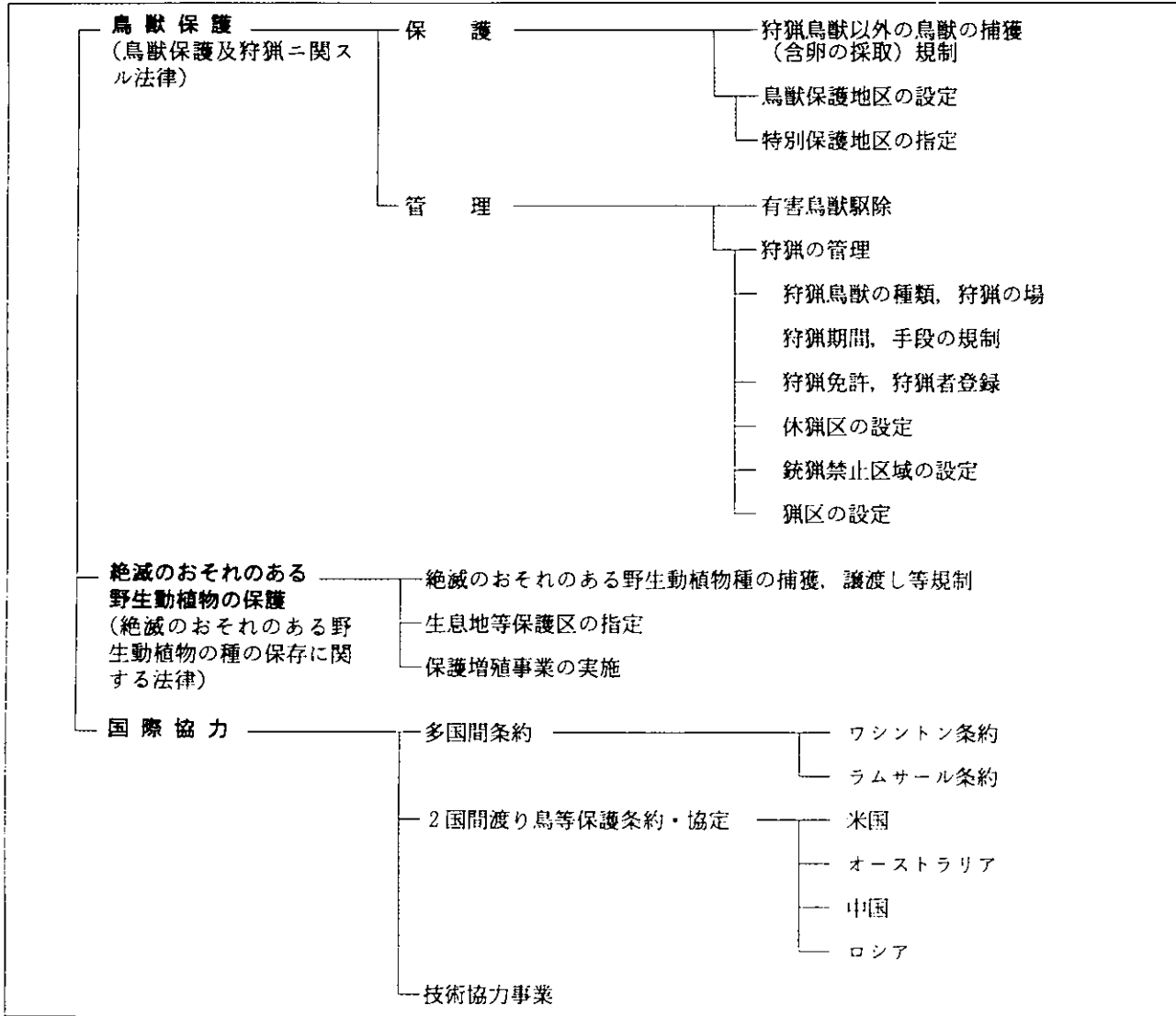
b) 基本的考え方

野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持している。わが国は自然環境の変化に恵まれ、狭い国土にもかかわらず、数多くの固有種を含む多様な野生動植物種を有している。しかし、現在わが国では多くの動植物の種がその存続を脅かされている。わが国に存在するような野生動植物の多様性を維持するためには、少なくとも生物種及び独特な生物群集を人為的に消滅させてはならない。また、絶滅のおそれのある種や希少な種を保全するだけでなく、地域の自然に根ざして生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していくことが必要である。また、遺伝資源としての野生動植物種の利用に当たっては、持続可能な利用を基本とすることにより、その多様性の確保を図ることが必要である。また、鳥獣の急激な増加等による生態系の攪乱を適切な管理の下に防止することも多様性を保全するという観点から大きな意義がある。

環境庁 編（1996）： 第3部 施策の展開、多様な生物との共生を目指して 生物多様性国家戦略、大蔵省印刷局

環境庁自然保護局（1997）：人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 - その役割と仕事

日本の野生生物保護体系



(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 2) 狩猟制度(鳥獣保護法による野生生物保護)

a) はじめに

地球上に現存する野生動植物の種数は合計 1000 万種を越えると言われており、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫、植物等多様な種が含まれる。なかでも鳥や獣(哺乳類)は、食物連鎖の上位を占め生態系の中で主要な役割を果たしているほか、学術研究、芸術等の精神活動の対象として、また、狩猟などの資源として、人間にとって特になじみ深い存在である。

このため、各国の野生生物保護制度を見ても、鳥獣はまず最初に保護の対象とされ、我が国でも、野生生物保護制度の骨格となる法律である「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が制定され、すでに長い歴史を有している。現在、我が国に生息する野生の鳥類全種と哺乳類の大部分(ねずみ、もぐらなど一部は保護対象から除外)は、この法律によって包括的に捕獲の規制や生息地保護の対象とされている。

b) 鳥獣保護法に基づく保護制度の概要

鳥獣保護法は、鳥獣の保護、鳥獣による被害の防止、狩猟による危険の防止の3点を直接の目的としており、これを達成するため、

ア．捕獲等の規制

イ．譲渡、飼養、輸出入の規制

ウ．生息地における開発行為等の規制措置

を講じている。

c) 捕獲等の規制について

1. 狩猟鳥獣

鳥獣保護法では、まず、国内に生息する鳥獣を狩猟可能な種(狩猟鳥獣)とそれ以外の種に二分し、狩猟鳥獣以外の鳥獣(保護鳥獣)の、捕獲等は原則として禁止している(捕獲だけでなく殺傷も禁止されている)。狩猟鳥獣は、基本的には、生息地が比較的多く、狩猟による捕獲圧に相当程度耐えられる状態にあるもので、農林業への被害防止のための捕獲が必要か、又は毛皮、肉等の利用価値のあるものを指定することとしており、現在、鳥類では30種類、獣類では17種類が指定されている。(ちなみに日本産の鳥類の種数は、530種、哺乳類は、法律の対象から除外されているネズミ・モグラ類、海獣類を除くと、85種。なお、狩猟鳥獣の指定は、オスジカ、ノイヌ、ノネコ等分類上の種以外のものも含まれているため「種類」としている)。

2. 狩猟の規制<狩猟免許>

狩猟鳥獣は狩猟で捕獲することが認められているが、その際には、乱獲防止、危険防止の観点から、各種の制限が課せられている。狩猟を行うためには、まず、都道府県の行う試験に合格し、狩猟免許を取得しなければならない。狩猟免許は罟によるもの(甲種)、銃によるもの(乙種)、空気銃によるもの(丙種)の3種類に分けられており、現在、狩猟免許を受けている人の数は全国で約7.6万人で、そのうち乙種が87%を占めている。

3．狩猟の規制<猟期>

狩猟を行うことができる期間は1年のうち一定の期間（猟期と呼ぶ）に限られており、それ以外の時期は狩猟できない。猟期は、鳥類の繁殖期、渡りの時期、農林業や野外レクリエーションの時期等を考慮して定められ、北海道以外の地域では、原則として11月15日から2月15日までの3か月、北海道では10月1日から1月31日までとされている。

4．狩猟の規制<狩猟の場>

鳥獣保護区：前出

捕獲禁止区域：鳥獣保護区の他、国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、都市公園、社寺境内地等、市街地周辺やレクリエーション利用地域に設定される銃猟禁止区域、狩猟鳥獣の資源維持を図るために3年以内の期限で設定される休猟区では狩猟が禁止されている。

5．狩猟の現状と推移

狩猟による鳥獣の捕獲数は1992（平成4）年度で、年間鳥類約293万羽、獣類約33万頭となっているが、狩猟者の減少を反映して捕獲数は年々減少傾向にある。

6．特別許可

学術研究又は有害鳥獣の駆除、その他特別の事由に基づく場合は、これらの規制に関わらず、例外的に環境庁長官又は都道府県知事の許可を得て、鳥獣を捕獲することが認められている。

7．有害鳥獣駆除

鳥獣は人間にとって様々な恵みをもたらしてくれる存在であるが、一方で農林産物等に被害を与えたり、人間に直接危害を及ぼすこともある。鳥獣による被害を防止し、人間生活との調和を図っていくことは、鳥獣保護行政の重要な課題であり、有害鳥獣駆除は、このための手段のひとつとして重要な役割を果たしている。

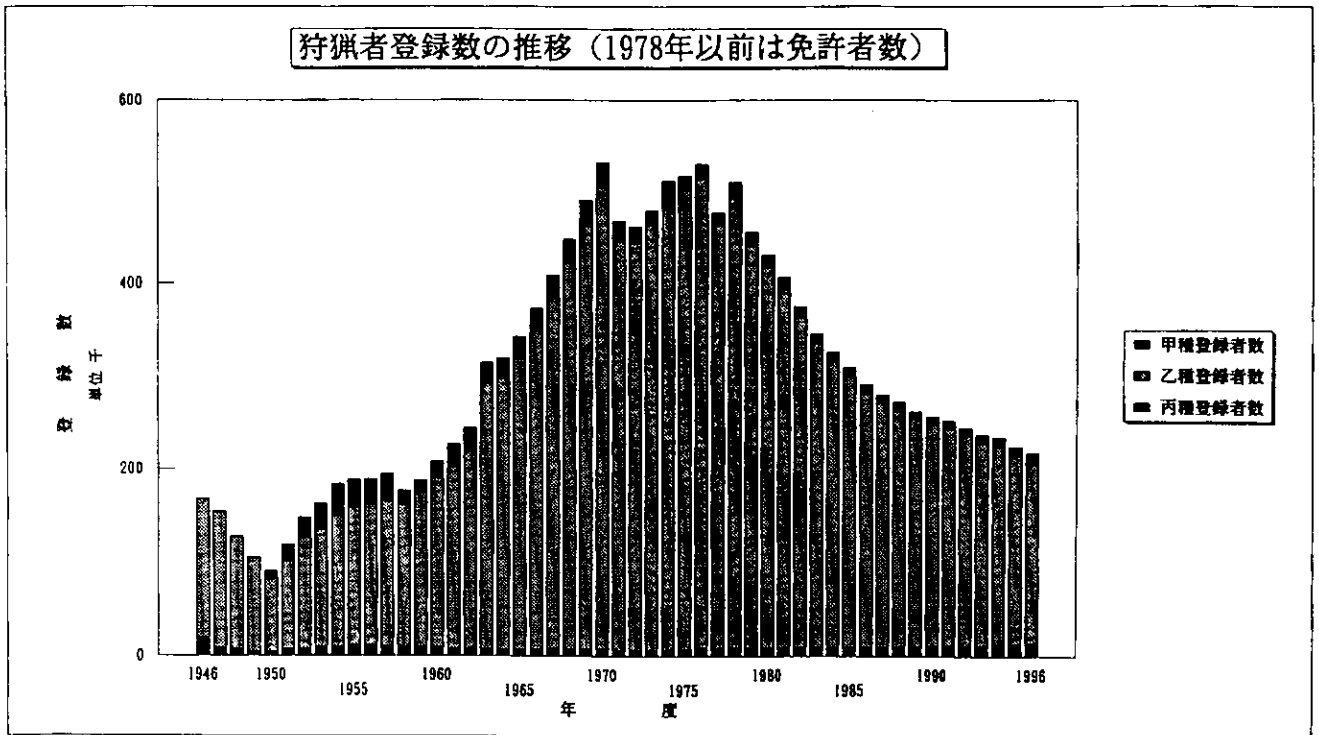
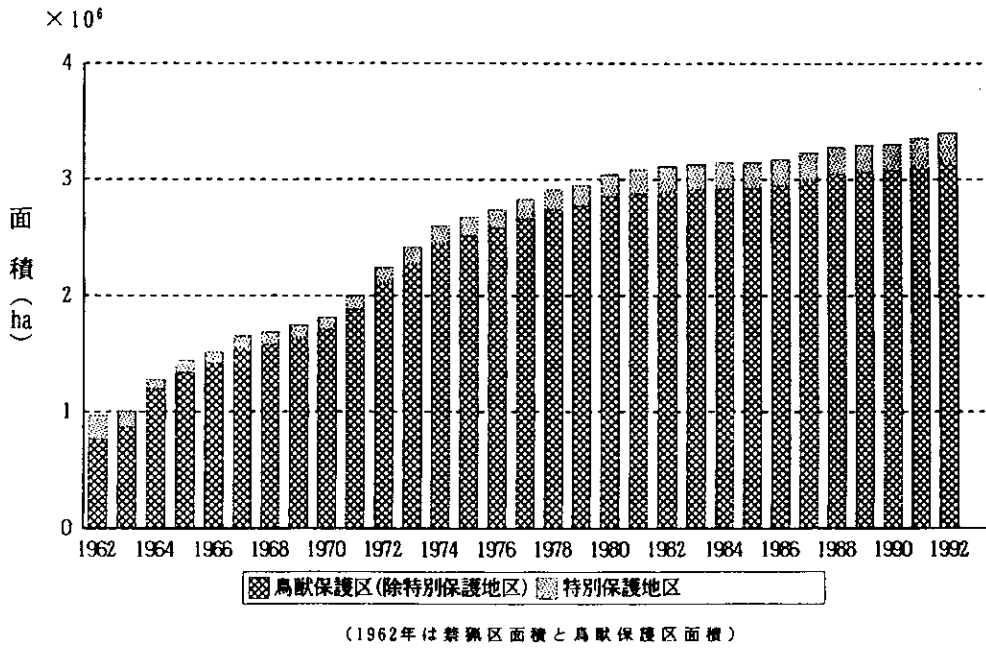
有害鳥獣駆除は、制度的には、免許、猟期、保護区等の各種狩猟規制に関わりなく実施することが可能であるが、運用に当たっては、乱獲の防止、安全の確保などへの配慮が必要であり、狩猟免許所有者が実施する、捕獲数を最小限度に留める、できるだけ鳥獣保護区等での捕獲を避ける等の指導が行われ駆除が実施される。

8．有害鳥獣駆除の現状と推移

有害鳥獣駆除による鳥獣の捕獲数は1992（平成4）年度で、年間鳥類約128万羽、獣類約10万頭となっているが、最近では、特にシカ、イノシシ、サル、カラス等による農林被害の発生が増加しており、それに応じて捕獲数も増加傾向にある

自然保護年鑑刊行会（1996）：野生生物保護のしくみは？、自然保護年鑑4、日生社

(5) 日本の野生生物保護管理 5-2) 狩猟制度(鳥獣保護法による野生生物保護)



水谷 知生(1996): 野生動物の保護制度に関する一考察、ワイルドライフ・フォーラム 2(3)野生生物保護学会

高橋 正浩(1998): 狩猟鳥獣の捕獲を禁止、制限する件の変更について、野生生物保護行政、野生生物保護行政研究会

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 3) 希少野生動植物の保護 (種の保存法による野生生物保護)

a) はじめに

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠くことができないものである。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」は、こうした絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることによって、自然環境を保全し、現在そして未来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

b) 定義

国内に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として、ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) の付属書 に掲載されている種及び渡り鳥等保護条約に基づき絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種を国際希少動植物として政令で指定している。

c) 希少野生動植物種の捕獲及び譲渡し等の禁止

学術研究等の目的で環境庁長官の許可を受けた場合等を除いて、希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷をすることは禁止されている。

また、希少野生動植物種の個体、その器官及びこれらの加工品 (以下個体等という) は、学術研究等の目的で環境庁長官の許可を受けた場合等を除いて、譲渡し等は禁止されている。

また、一定の要件に該当する場合を除いて、これらの輸出入は禁止・制限されている。

d) 国際希少野生動植物種の個体等の登録

国内で国際希少野生動植物種のうちワシントン条約付属書 に掲載されている個体等を商業目的で譲渡し等をしようとする場合、先ず最初に登録を受けなければならない。登録を受けることができるのは、

- 1) 商業目的で繁殖させたもの
- 2) ワシントン条約の規制適用前に取得したもの

についてである。

環境庁長官が学術研究等の目的で許可をした場合等を除き、無登録の譲渡し等は禁止されている。

e) 生息地の確保

国内希少野生動植物種の生息地等を、生息地等保護区として、環境庁長官は必要に応じて指定することができる。この区域は 2 つの区域に区分される。

一つは、特にその種の生態や生息環境の特性から特に規制の必要性が高い区域である「管理区」で、この区域では、工作物の設置や木竹の伐採のような行為を行う場合、環境庁長官又は都道府県知事の許可が必要とされる。

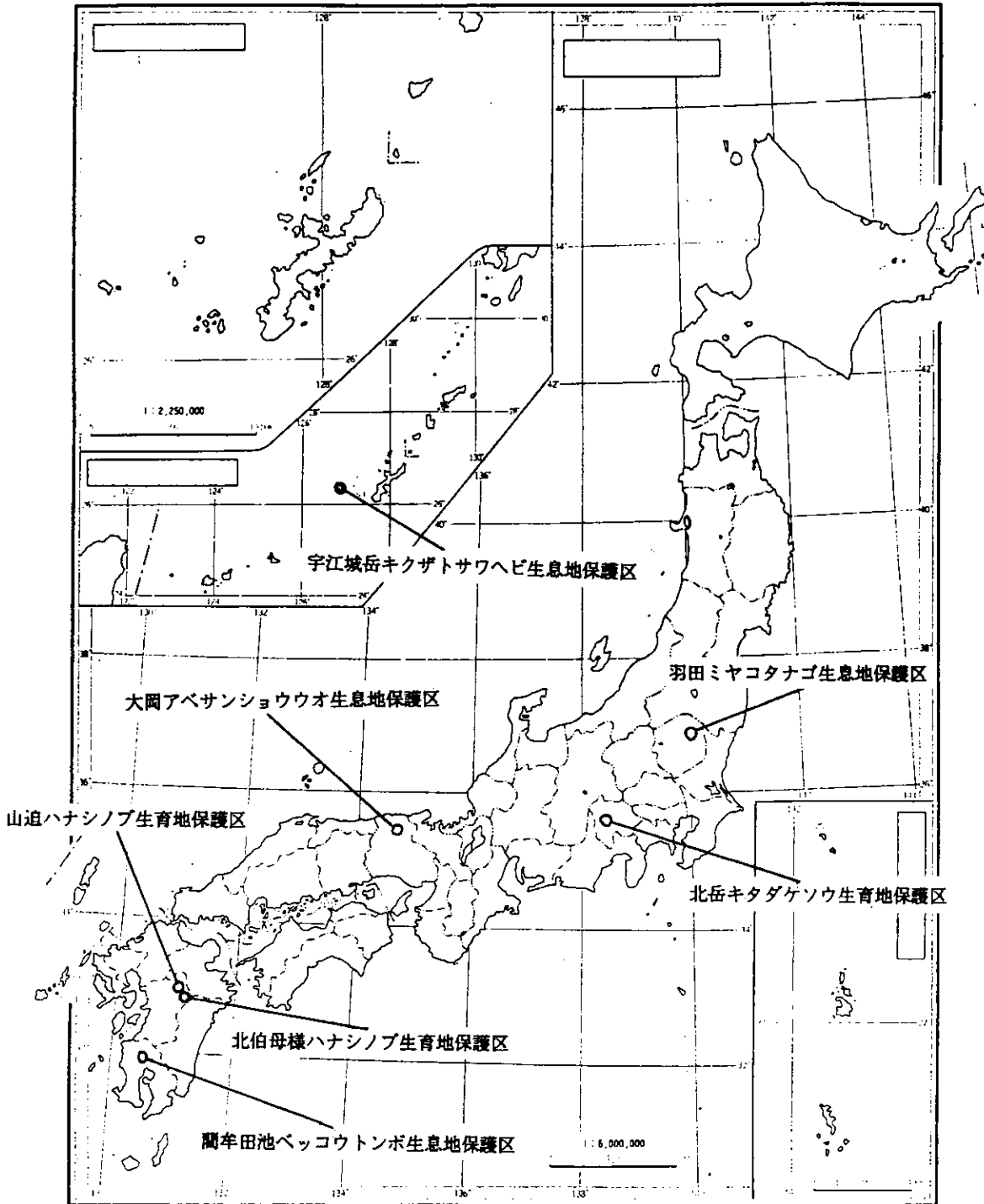
もう一つの区域は「監視区域」で、より緩やかな規制でも生息環境等の維持ができる生息地等や管理地区の緩衝地帯としての役割を果たしている。この区域では、工作物の設置や木竹の伐採等の行為を行う場合、環境庁長官又は都道府県知事への届出が必要とされる。

f) 保護増殖事業

絶滅のおそれのある野生動植物の保存を図るためには、捕獲、譲渡し等の規制や生息地等の保護だけでなく、減少した個体数を回復させ、又は、生息環境を維持し回復させるための取組が必要である。この法律では、生息環境等の整備、給餌、飼育下の増殖など保護増殖のための事業を「保護増殖事業」として位置づけて、これらを積極的に推進していくこととしている。

環境庁は、保護増殖事業を実施しようとする他の省庁と保護増殖事業計画を策定し、これに基づき事業を実施する。また、地方公共団体や民間団体も環境庁長官による保護増殖事業の確認または認定を受けることができる。

生息地等保護区位置図



柴田 泰邦(1998):生息地等保護区の指定について、野生生物保護行政、野生生物保護行政研究会

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 4) その他の制度による野生動植物保護管理

a) 天然記念物制度による野生動植物の保護

わが国の多様性に富んだ野生生物を、種もしくは群集、生態系等各レベルを対象に学術的価値の高い自然として保護することを目的とした天然記念物制度は、わが国の自然を記念し、固有の文化を育んだ背景でもある自然遺産の保護をも図るものである。気候帯や森林植生の異なるタイプに配慮し、人為によってもたらされた二次的自然をも視野に入れて指定されている天然記念物が、わが国の生物多様性の保護に果たしてきた役割は、極めて大きい。

長い歴史を経て国民の間に広く定着している天然記念物の保護制度が、生物多様性の保護に大きく寄与してきた効果は、今後においても十分期待されるところである。鳥獣や絶滅が危惧される希少な動植物に限らず、鳥獣以外の動物や国土に存在する様々なタイプの植生や生態系をも指定してきた天然記念物の系統的な指定の推進は、生物多様性の保護に一層効果をもたらすものといえよう。

指定された天然記念物の適切な保護管理に万全を期すためには、保全生態学等に根ざした技術体系の確立や国の関係機関、地方公共団体等の連携協力の下に、保護管理の有効な実施体制の整備に努める必要がある。(図には、天然保護区域(「保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域」)の位置を示した)

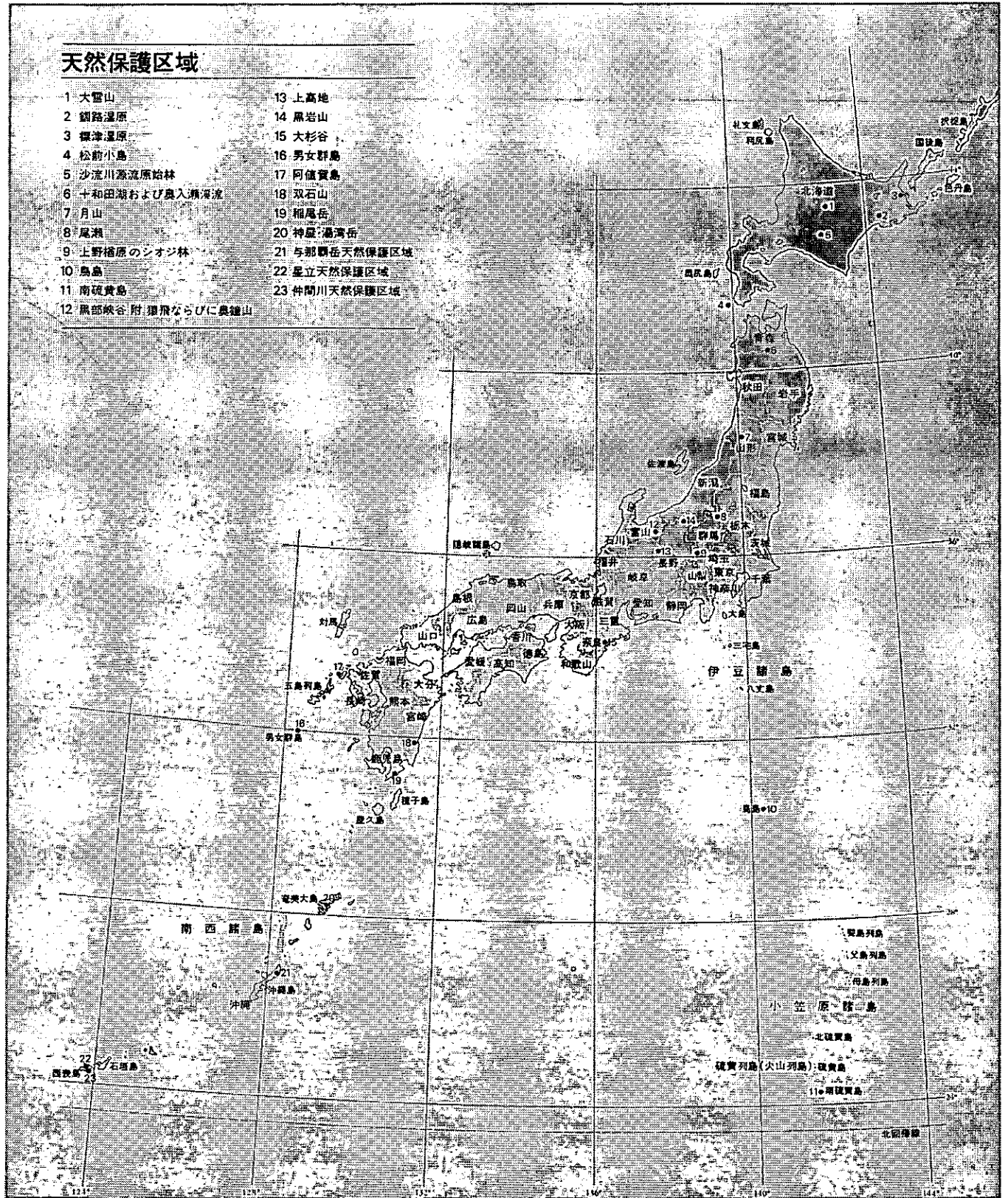
b) 国有林における野生動植物の保護管理

国有林においては、野生動植物の生息・生育環境の保全等自然環境の維持・形成に配慮した適切な森林施業を推進するとともに、森林官等の営林署職員による巡視を通じて野生動植物の状況の把握、山火事等の森林被害の防止、森林の利用者の指導等を図ることにより、野生動植物の保護に努める。また、国有林における密猟や高山植物の盗掘等の違法行為に対しては司法警察職員による取り締まりを実施していく。

さらに、特に保護を重視すべき野生動植物については、「自然維持林」及び「保護林」を適切に保護管理することを通じ、その保護・増殖を図る。中でも「種の保存法」により指定された種等、希少な野生動植物については、個体の保護・保全のための巡視、生息・生育環境の維持・整備に必要な森林等の保護管理手法の調査、生息・生育環境の維持・整備、その他希少な野生動植物種の保護に必要な措置を実施する「希少野生動植物種保護管理事業」を推進していく。

天然保護区域

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 大雪山 | 13 上高地 |
| 2 釧路湿原 | 14 黒岩山 |
| 3 標津湿原 | 15 大杉谷 |
| 4 松前小島 | 16 男女群島 |
| 5 沙流川源流原始林 | 17 阿直賀島 |
| 6 十和田湖および奥入瀬渓流 | 18 双石山 |
| 7 月山 | 19 相尾岳 |
| 8 尾瀬 | 20 神庭・湯澤岳 |
| 9 上野楡原のシオン林 | 21 与那野岳天然保護区域 |
| 10 鳥島 | 22 曼立天然保護区域 |
| 11 南硫黄島 | 23 仲間川天然保護区域 |
| 12 黒部峡谷・附 猿飛ならびに奥鐘山 | |



加藤 陸奥雄 他編(1984):日本の天然記念物 2、講談社

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 5) 野生生物保護に関わる調査・モニタリング

5 - 5 - 1) 自然環境保全基礎調査

a) 自然環境保全基礎調査とは

自然環境保全基礎調査は、全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境庁が1973(昭和48)年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年毎に実施している調査である。

一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域等の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等にとりまとめられたうえ公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政の他、環境アセスメント等の各方面において活用されている。

自然環境保全法第4条

国はおおむね5年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査、その他自然環境保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。

b) 自然環境保全基礎調査の歩み

第1回～第5回の調査骨子は図版のとおりである。

第1回基礎調査は1973(昭和48)年度に実施され、その結果は1974・75(昭和49・50)年度の2ヶ年にわたり公表された。それまで、基礎的な自然保護のための調査は全国レベルでは実施されていなかったなかで、第1回の基礎調査を実施するにあたりまず考えられた目的は、科学的な観点に立った調査を実施することによって国土にある自然の現況をできるだけ正確に総合的に把握し、守るべき自然、復元・育成・整備すべき自然は何かということを明らかにし、全国的な観点に立った自然保護行政を推進するための基礎資料を整備することであった。

第1回基礎調査は全国的なレベルで自然環境保全のための基礎的な調査としてはじめてのものであり、さらに急激な国土の改変が進むなかで、保護施策を講ずるべき貴重な自然がどこにあるのかを早急に明らかにする必要に迫られていたことから、対象を限定した調査が中心となった。

これに対し、第2回基礎調査では基礎的な情報の収集を5年おきに繰り返し実施するというこの調査の性格をより明確にし、自然環境に関する網羅的、かつ客観的な基礎的な情報の収集に主眼をおいて調査を計画、実施した。ただし、短期的に全国土とその周辺海域にわたって多様な生物環境や地形・地質的環境のすべてを調査・記録し、それらを集計・解析して、わが国の自然環境の実態を把握することは困難である。このため、行政上の必要性和調査の実行可能性とを考慮して以下の5点に目標を絞り合計14項目の調査を1978・79(昭和53・54)年度の2ヶ年で実施した。その後、1980～82(昭和55～57)年度にデータの点検及び集計解析が行われ公表された。

自然保護上重要な動植物に関する選定及び評価基準を定め、それに基づいた動植物リストを作成し、リストアップされた動植物の生息地と生息状態について把握する。

自然環境の基本情報図として縮尺5万分の1の植生図（全国の約2分の1の地域について）を整備する。

広域に生息する大型野生動物の分布状況を把握する。

海岸、河川、湖沼の自然環境がどの程度人為的に改変されているかについて把握し、これらのうち、人為により改変されていない、自然状態のままの地域をリストアップする。

以上の諸情報を体系的・総合的に整理し、これらのデータを行政機関だけでなく、国民一般が広く利用できるように公開する。

第3回基礎調査では、第2回基礎調査の内容を基本的に踏襲し、自然環境に関する客観的、網羅的な情報収集を続けるとともに、第2回基礎調査以後の変化の状況を把握することを目的に、1983～1987（昭和58～62）年度に実施され、1988（昭和63）年度に総合とりまとめが行われた。第2回基礎調査と異なる点は動物の分布調査の対象を主要分類群の全種に拡大したこと（動植物分布調査（全種調査））、一般ボランティア参加による調査を導入し居住地周辺の身近な自然の現状についての調査を行ったこと（動植物分布調査（環境指標種調査））、景観の骨格を成す地形に着目した自然景観についての調査を行ったこと（自然景観資源調査）等である。

1988（昭和63）年度より開始された第4回基礎調査においては、第3回基礎調査と同様に客観的、網羅的な情報収集及び前回調査以後の変化状況の把握を目的として実施された。第4回基礎調査でこれまでの調査と内容を異にしているのは、巨樹・巨木林の分布等の調査を実施したこと（巨樹・巨木林調査）、河川調査の対象河川を変更したこと、生態系の系全体の動態をモニタリングし自然現象あるいは人為的影響を捉えるための調査（生態系総合モニタリング調査）を開始したことなどである。第4回基礎調査は1992（平成4）年度までに調査を終了、1993・1994（平成5・6）年度にとりまとめが行われた。

第5回基礎調査は、1993（平成5）年度より開始され、新たに湿地調査、海辺調査が実施された。1997（平成9）年度から海辺調査は、海棲動物調査、重要沿岸域生物調査とともに海域の生態系や海洋生物の現状把握を目的とする海域自然環境保全基礎調査の一つとして位置づけられるようになった。

1994（平成6）年度より生物多様性調査が開始され、種の分布状況を総合的に把握する種の多様性調査、重要な生態系が成立している地域を総合的に把握する生態系多様性地域調査、1996（平成8）年度より地域個体群の遺伝的多様性を把握するための調査手法開発を行う遺伝的多様性調査が実施されている。

これらの調査の結果は、報告書や地図などの形にまとめられたうえ公表されており、自然保護行政の他、環境影響評価、環境利用が、国土利用計画、全国総合開発計画、調査研究など、様々な分野で活用されている。

1998（平成10）年度の生物多様性センターの設立により、データベース化された調査結果を同センターの図書資料閲覧室やインターネットのホームページで閲覧することができるようになった。

(5) 日本の野生生物保護管理 5-5) 野生生物保護に関わる調査・モニタリング
 5-5)-1) 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査骨子一覧

調査対象	第1回基礎調査 (昭和48年度)	第2回基礎調査 (昭和53・54年度)	第3回基礎調査 (昭和58年～62年度)	第4回基礎調査 (昭和63～平成4年度)	第5回基礎調査 (平成5～10年度)	生物多様性調査 (平成6年度～)	
陸域	植物	自然度調査 すくれた自然調査	植生調査	植生調査	植生調査	植生調査	種の多様性調査 (植物) 単子葉植物類 双子葉植物類 裸子植物類 シダ植物類 (動物) 哺乳類、鳥類 爬虫類、両生類 淡水魚類 昆虫類、貝類
		植生自然度	特定植物群落調査	特定植物群落調査	特定植物群落調査	特定植物群落調査	
	動物	植物	動物分布調査 哺乳類、鳥類 爬虫類、両生類 淡水魚類 昆虫類	動植物分布調査 全種調査 哺乳類、鳥類 爬虫類、両生類 淡水魚類 昆虫類、貝類	動植物分布調査 全種調査 哺乳類、鳥類 爬虫類、両生類 淡水魚類 昆虫類、貝類	環境指標種調査	
地形・地質	地質・地形 歴史的な自然環境	表土変化状況調査	自然景観資源調査				
陸水域	陸水域自然度						
	河川	河川調査	河川調査	河川調査	河川調査		
湖沼	湖沼	湖沼調査	湖沼調査	湖沼調査	湿地調査		
海域	海域自然度	海岸調査	海岸調査	海岸調査	海辺調査		
		海中自然環境	海域生物調査	海域生物環境調査 -漁上層、海間帯生物分布調査-	海域生物環境調査 -千島・巽層、サンゴ礁分布調査-		
		千島・巽層・サンゴ礁分布調査					
		海域環境調査					
生態系	環境寄与度調査			生・態・系・総合モニタリング調査	生・態・系・総合モニタリング調査	生態系多様性地域調査	

環境庁自然保護局(1997): 人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局

(5) 日本の野生生物保護管理

5-5) 野生生物保護に関わる調査・モニタリング

5-5-2) 絶滅のおそれのある野生動植物種の選定・見直しのための調査

調査の概要

a) 調査の目的

野生生物を人為的に絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境庁では1986(昭和61)年より「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」を実施し、その結果をレッドデータブック「日本の絶滅のおそれのある野生生物 脊椎動物編、無脊椎動物編」として1991(平成3)年に取りまとめた。しかし IUCN(国際自然保護連合)で採択された新しいカテゴリーの考え方にに基づき、また、生息状況や生息環境の変化に関する最新の知見等を踏まえ、レッドデータブックの見直しを行う必要がある。

このため、環境庁では1995(平成7)年度より、哺乳類、鳥類といった分類群毎に見直し作業に着手した、両生類・爬虫類、鳥類、哺乳類、魚類の順で見直し作業を進めている。

2) 調査方法と調査体制

レッドデータブックの見直しについては、環境庁自然保護局に、「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会」を、その下に「レッドデータブック改訂分科会」等を設置している。

b) 掲載種の選定

1) 掲載種のランク区分

基本的には IUCN のレッドデータブックで用いられている区分に準拠したランク区分の定義を定め、掲載種の選定が行われた。基本的な概念は以下の通りである。

絶滅 Extinct(Ex).....我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅 Extinct in the Wild(EW)...飼育・栽培下でのみ存続している種。

過去に我が国に生息したことが確認されており飼育・栽培下では存続しているが、我が国において野生ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅危惧 Threatened

絶滅危惧 [] 類 CR + EN...絶滅の危機に瀕している種。

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。

絶滅危惧 [] 類 VU...絶滅の危険が増大している種。

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来絶滅危惧 [] 類のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧 Near Threatened(NT)...存続基盤が脆弱な種。

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として移行する要素を有するもの。

情報不足 Data Deficient(DD)...評価するだけの情報が不足している種。

付属資料「地域個体群」Threatened Local Population(LP)...地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

c) 選定結果の概要

1) 分類群別の選定種数

絶滅のおそれがある種として分類群ごとに見ると、哺乳類47種、鳥類90種、爬虫類18種、両生類14種、淡水魚類76種となっている。

d) 今後の保護対策

見直し作業の結果については、広く普及を図り、絶滅のおそれのある野生生物への理解を求めるとともに、関係省庁や地方公共団体等にも配布し、各種計画等における配慮を求める、

また、レッドリスト掲載種の中でも特に絶滅のおそれの高い種について、さらに生息状況等に関する詳細な調査を実施し、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種の指定を検討していく。

(5) 日本の野生生物保護管理 5-5) 野生生物保護に関わる調査・モニタリング

5-5)-2) 緊急に保護を要する動植物の種の選定調査(レッドデータブック)

表1 わが国の絶滅のおそれのある野生動物の種の数

分類群	日本産の種・亜種	絶滅種 (Ex)	絶滅危惧種 (E)	危急種 (V)	希少種 (R)	合計
脊椎動物						
哺乳類	188 (136)	5 [2.7%]	3 [1.6%]	11 [5.9%]	36 [19.1%]	55 [29.3%]
鳥類	665 (530)	13 [2.0%]	27 [4.1%]	27 [4.1%]	65 [9.8%]	132 [19.8%]
爬虫類	87 (76)	—	1 [1.1%]	2 [2.3%]	13 [14.9%]	16 [18.4%]
両生類	59 (52)	—	2 [3.4%]	4 [4.6%]	8 [13.6%]	14 [23.7%]
淡水魚類	200 (187)	2 [1.0%]	16 [8.0%]	6 [3.0%]	17 [8.5%]	41 [20.5%]
小計	1,199 (981)	20 [1.7%]	49 [4.1%]	50 [1.7%]	139 [11.6%]	258 [21.5%]
無脊椎動物						
昆虫類	30,146	2 [0.0%]	23 [0.1%]	15 [0.0%]	166 [0.6%]	206 [0.7%]
陸・淡水産十脚類	197	—	—	7 [3.6%]	45 [22.8%]	52 [26.4%]
陸・淡水産貝類	824	—	34 [4.1%]	39 [4.7%]	54 [6.6%]	127 [15.4%]
その他	4,040	—	4 [0.1%]	3 [0.1%]	11 [0.3%]	18 [0.4%]
小計	35,207	2 [0.0%]	61 [0.2%]	64 [0.2%]	276 [0.8%]	403 [1.1%]

(注) 数字は種及び亜種を含む数。()内は種の数[]内は分類群の種・亜種の数に占める割合
 種・亜種数は「日本産野生生物目録(1993, 95年, 環境庁編)」による
 絶滅のおそれのある種・亜種数の現状は「日本の絶滅のおそれのある野生生物(1991年, 環境庁編)」による
 絶滅種 (Extinct) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種または亜種
 絶滅危惧種 (Endangered) 絶滅の危惧に瀕している種または亜種
 危急種 (Vulnerable) 絶滅の危険が増大している種または亜種
 希少種 (Rare) 存続基盤が脆弱な種または亜種

自然保護年鑑編集委員会 編(1996) 野生生物種の現状は?、自然と共に生きる時代を旨ざして 自然保護年鑑

4、日生社

5-5-2) 緊急に保護を要する動植物の種の選定調査(レッドデータブック) - 参照資料 -

* 環境庁では現在レッドリストの見直し作業中。

次表は平成11年2月現在の最新のリスト(環境庁ホームページ <http://www.cic.or.jp/canet/>、記者発表資料より作成)。無脊椎動物は現在見直し作業継続中。

■レッドリスト掲載種数(平成11年2月現在)

	植物I 維管束植物 (種子植物、 シダ植物)	植物II 維管束植物以外の植物				植物合計	両生類	爬虫類	哺乳類	鳥類	汽水・ 淡水魚類
		蘚苔類	藻類	地衣類	菌類						
全種数(注)	7087	約1800	約5500	約1000	約16500		64	97	約200	約700	約300
絶滅 Ex	17	0	5	3	28	36	0	0	4	13	3
野生絶滅 Ex	12	0	2	0	1	3	0	0	0	1	0
絶滅危惧IA類 CR	471										
IB類 EN	881	110	34	22	51	217	1	2	11	17	29
		410					5	7	31	42	58
						1098	4	5	20	25	29
絶滅危惧II類 VU	518	70	6	23	11	110	9	11	16	48	18
						628	14	18	47	90	76
準絶滅危惧 NT	108	4	24	17	0	45	5	9	16	16	12
情報不足 DD	365	54	0	17	0	71	0	1	9	15	5
地域個体群 Lp	-	-	-	-	-	-	4	2	12	2	14
計	1901	238	71	82	91	482	23	30	88	137	110
全種数に対する絶滅 のおそれのある種数 の割合	19.7%	約10%	約0.7%	約4.5%	約0.4%		21.9%	18.6%	約23.5%	約12.9%	約25.3%

注 1) 維管束植物の種数(亜種等を含む)は、植物分類学会の集計による。
 2) 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の種数(亜種等を含む)は、環境庁調査による。
 3) 動物の種数(亜種等を含む)は、今回のレッドリスト見直しに伴って集計された種数。

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 6) 保護増殖事業

種の絶滅を防止するためには、乱獲や環境改変といった生息地における圧迫要因を除去・軽減するだけでなく、必要な場合には、種の特性や生息状況に応じて、個体の繁殖の促進、生息環境の改善・整備等を内容とする保護増殖事業を時期を逸することなく、的確かつ積極的に実施することが必要である。種の保存法では、国が定めた保護増殖事業計画に沿って、種によっては環境庁だけでなく、関係省庁、地方公共団体、民間団体等の広範な参加を得て、連携・協力しつつ事業を推進することとしている。

また、保護増殖事業や調査・研究、普及啓発等を総合的に推進するための拠点施設として野生生物保護センターの整備を進めている。

a) イリオモテヤマネコ

イリオモテヤマネコは、沖縄県西表島だけに生息するヤマネコで、生息数は約 100 頭と推定されている。1995 (平成 7) 年度に完成した西表野生生物保護センターを拠点として、自動撮影やラジオ・トラッキングによるモニタリング調査、捕獲個体の病理寄生虫検査等の生態調査や交通事故防止のためのキャンペーン活動等を実施している。

b) ツシマヤマネコ

ツシマヤマネコは、長崎県対馬だけに生息するヤマネコで、生息数は 100 頭弱と推定されている。生息環境の悪化等により個体数の減少が進んでおり、特に絶滅のおそれの高いものの一つと考えられる。

1994 ~ 1996 (平成 6 ~ 8) 年度にかけて、聞き取りや痕跡調査による全島の生息状況や生息環境調査、ラジオ・トラッキング等による生態・行動調査を実施しているほか、給餌、人工繁殖に向けての捕獲作業等を行っている。また、1995 ~ 1997 (平成 7 ~ 9) 年度の 3 か年で、ツシマヤマネコを中心とした野生生物の保護増殖等の拠点施設として、島内に対馬野生生物保護センターを建設中である。

c) シマフクロウ

シマフクロウは、かつては北海道全域に生息していたが、生息適地の減少等により、現在では北海道東部を中心に、100 羽程度が生息しているにすぎないと推定されている。最近の DNA 解析では、解析対象個体間で塩基配列に差違が認められず、母集団が限られているのではないかとされている。

生簀等による給餌、巣箱の設置、標識調査、つがい形成のための行動計画の策定等を行っているほか、釧路野生生物保護センターにおいて、人工繁殖に向けた飼育等を実施している。

また、1995 (平成 7) 年 2 月、釧路市が釧路市動物園において実施しているシマフクロウの保護増殖事業が、保護増殖事業計画に適合しているものとして、初めて種の保存法に基づく保護増殖事業の確認を受けている。

d) タンチョウ

タンチョウは、江戸時代には北海道全域に生息していたと考えられていたが、開拓や乱獲により、一時は 20 羽前後まで減少した。その後、冬期の給餌等の保護対策により生息数が増加し、1996 (平成 8) 年 1 月に行われた一斉調

査では、598羽が確認されている。最近のDNA解析では釧路に生息する集団と中国に生息する集団の差が極めて小さいこと、釧路の集団内の血縁度が極めて高いことが示されている。

繁殖期におけるヘリ等による空中からの生息状況調査、冬期の生息状況一斉調査、給餌等を行っているほか、分布域が極端に限定されていることから、生息地を分散するための行動計画の策定を実施している。

e) アホウドリ

北半球最大の海鳥。羽毛採取のために乱獲され、一時は絶滅したと考えられていたが、1951(昭和26)年に伊豆諸島鳥島、1971(昭和46)年に尖閣諸島で生息が確認された。現在は約700羽が生息していると推定されている。

鳥島の営巣地は土砂の崩れ易い不安定な場所にあるため、ススキの移植、土留工等営巣地の環境改善を実施している。また、アホウドリの模型(デコイ)及び音声を使って、安定した場所へ営巣地を誘導する事業を進めている。この他、1996(平成8)年度から、鳥島以外におけるアホウドリの生態を解明するため、人工衛星による追跡調査に着手したところである。

f) イヌワシ

大型の猛禽類で、森林生態系における食物連鎖の頂点に位置する。近年、繁殖率の低下等、個体群の存続が危ぶまれている。生息数は全国でも300羽程度と推定されている。

1つかいしか生息が確認されていない九州のつかいへの雛の移入、特に繁殖成功率が低い西日本地域での繁殖阻害要因調査、死亡要因調査等が実施されている。

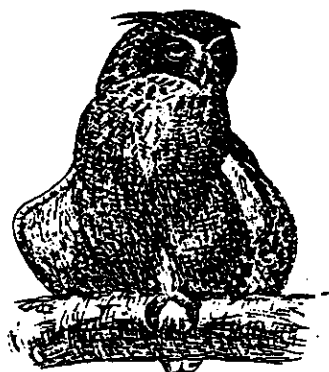
g) その他

この他、アベサンショウウオ(丹後半島を中心とする京都府及び兵庫県の日本海側のごく一部に生息するサンショウウオの一種)、ミヤコタナゴ(関東地方の湧水水路や湧水池等に生息する小型のタナゴ)、ハナシノブ(阿蘇東部に生育する多年草)、小笠原希少植物(ムニンノボタン、アサヒエビネ等の小笠原固有の希少植物)について、生息状況や生息環境に関する調査、生息環境の改善等が実施されている。

自然保護年鑑刊行会(1996):絶滅のおそれのある野生生物をどう守るか?、自然と共に生きる時代を目指して

自然保護年鑑4、日生社

シマフクロウ

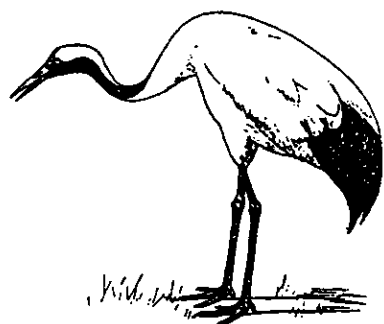


イヌワシ

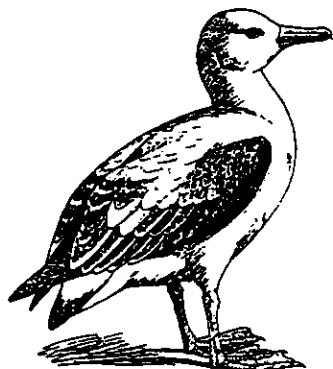


表1 野生生物保護センターの一覧表

タンチョウ



アホウドリ



名称(カッコ内は主な対象種)	所在地	整備状況
釧路湿原野生生物保護センター (シマフクロウほか)	北海道釧路市	整備済
佐渡トキ保護センター(トキ)	新潟県佐渡郡新穂村	〃
西表野生生物保護センター (イリオモテヤマネコほか)	沖縄県八重山郡竹富町(西表島)	〃
対馬野生生物保護センター(仮称) (ツシマヤマネコほか)	長崎県上県郡上県町	整備中
北海道海鳥センター(仮称) (ウミガラスほか)	北海道苫前郡羽幌町	〃
やんばる野生生物保護センター(仮称) (ヤンバルクイナ, ノグチゲラ, ヤンバルテナガコガネほか)	沖縄県国頭郡国頭村	8年度着工予定

自然保護年鑑刊行会(1996): 絶滅のおそれのある野生生物をどう守るか?、自然と共に生きる時代を旨として
自然保護年鑑 4、日生社

岡田 要(1965): 新日本動物図鑑、北隆館

(5) 日本の野生生物保護管理

5-7) 植生の変化とその復元

環境の修復についての個々の技術は進みつつある。尾瀬ヶ原ではかつてキャパシティ以上の登山者の踏みつけによる湿原面の裸地化が生じた。この場合は植生は完全に破壊されて消滅する部分さえ生じた。いわば遷移の初期段階まで急激に戻ってしまった状態である。その自然復元には極めて長い時間がかかるものと予想されたので、さまざまな種類の植物を取り上げて修復する試みが行われた。

急激な植生の破壊による退行は、自然ではたとえば火山の爆発、噴火による場合に典型的なものがみられる。火山噴出物の下降堆積によって地表が覆われる結果、植生の遷移は停止し、再びゼロから遷移が始まることになる。

こうした退行と新たな遷移の動きは火山の多い日本では各地でみられる。富士山、桜島、阿蘇山、霧島山、浅間山、渡島駒ヶ岳、昭和祈山、最近では十勝岳、有珠岳、普賢岳などにさまざまなタイプの退行遷移のパターンがみられる。

火山の植生遷移を追跡した例としてはジャワのクラカトア火山が有名だが、日本では渡島駒ヶ岳で東北大学がほとんど40年余りにわたって永久方形区を設けて追跡した。この結果では、火山灰に覆われて無植被になったところからの植生遷移は、必ずしも1年生植物から始まって多年生の植物に発達するとは限らず、むしろ木本植物が早く侵入してパイオニアとなり、その株の下に地衣類や蘚苔類が生育するパターンもあるという。1年生から多年生植物へ、地衣類や蘚苔類から高等植物へというパターンばかりではないことになる。

この点に着目して、北海道の有珠岳では、噴火で火山灰に覆われた山肌にヘリコプターによってオオヨモギの種子、木本としてはケヤマハンノキなどの種子を散布する手法がとられた。

人為的に立地が攪乱された場合、たとえばダム工事などでのいわゆる原石山や採石地の復元にも、これらの初期緑化に効果的な種類が採用される。ケヤマハンノキ、ヒメヤシャブシ、ニセアカシア、イタチハギなどがしばしば用いられる。

心土や母岩が出たりしてほとんど表層土壌がないなどの悪い条件では、こうした痩せ地に強いパイオニアによって一時的にも植物による被覆を行うことが肝要である。その点では根瘤菌を持つ等するこうした種類が効果的である。

海浜砂丘や砂浜で、何らかの理由で植被が失われて裸地化した場合にも、ほぼ同じような手法での植被の修復が行われる。いわゆる海岸林の造成は古くから行われてきたことだが、いきなり海岸林をつくるのではなく、海岸砂原の群落から始めていわばセットとしての海岸群落の構成に至ることが望ましい。まず、砂の移動を止めてから海岸林の造成に向かうのである。こうしたことを含めて北海道の襟裳岬でほぼ50年間にわたる海岸群落の造成が行われた結果、漁獲量がほぼ4倍に達した。

内陸部の森林の発達に伴って海岸の漁獲量が増大した例は少なくない。北海道東部の厚岸湖は古くからカキの産出で知られてきたところであるが、流入する別寒辺牛川上流域の森林が失われてから、春先の水温低下によってカキの産出量が低下の一途をたどった。上流部にいわゆるパイロットフォレスト事業が進行して森林が発達するのにほとんど並行して、カキの産出量が増加した。これはまったく別個に行われた事業であるが、結果としては生態系の保全に寄与したことになる。

植生の遷移には動物群集の関わりも大きい。草原では移動性のトビバツタの大発生による植物の食い尽くしがしばしば問題になる。

森林ではシカ、カモシカなどが積雪量の変動に左右され、食糧になるササが雪に深く覆われる年にはときに樹木に大きな被害を与える。島に隔離状態になったシカの群れが食糧の限界から植物を食い尽くしていく状況は、北海道洞爺湖の中の島で観察された。

この例では、まず好食性の植物から順次にエゾシカのポピュレーションの増加に伴ってほとんどあらゆる種類の植物が食い尽くされていき、最後には通常、シカの食わない種類だけが残ることが記録されている。

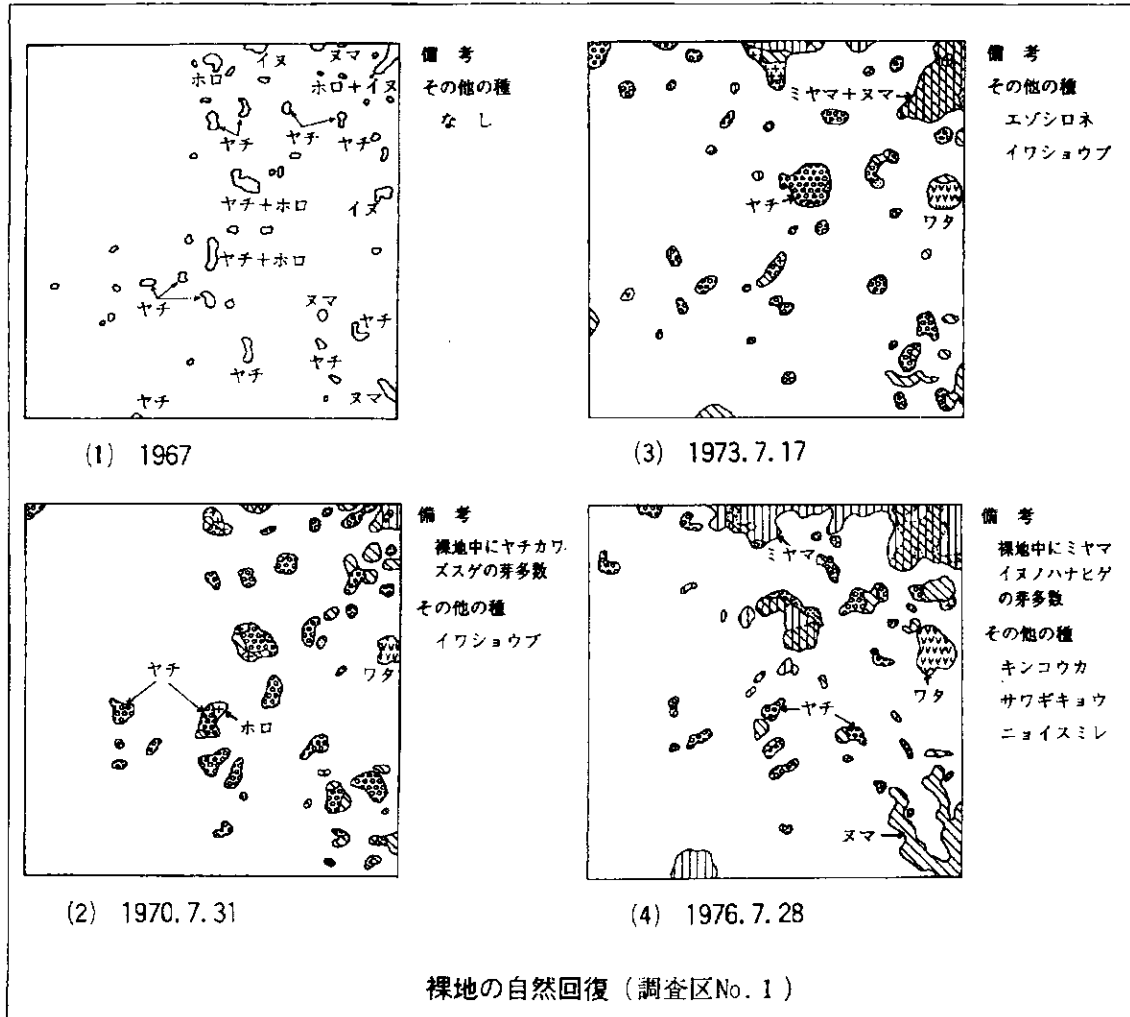
動物群集の数すなわちポピュレーションの変動と植生の関係については、先にも挙げたように、経験的には多くの牧野で放牧家畜との間にさまざまな例が知られている。

網走・オホーツク海岸の小清水原生花園は美しい海岸草原ではあるが、完全に自然に成立したものではない。海岸草原に馬や牛の放牧が続けられた結果、現在の形ができ上がったものである。その後、自然公園（網走国定公園）に指定されるに及んで放牧家畜が他に移されたことと、くり返されていた野焼きが行われなくなったために、残ったケンタッキーブルーグラスなどイネ科牧草がしだいに増加して元来の草原植物を圧倒するようになった。

原生花園の状態をめざして、3年間にわたる火入れの実験を経て、1995年から本格的な野焼きによる草原促成の管理が行われるようになり、さらに試験的放牧を加えて草原植生の回復の傾向がみられつつある。

(5) 日本の野生生物保護管理 5-7) 植生の変化とその復元

・尾瀬における2X2m 方形区での植生の自然回復の例。約 10 年を経て回復はなかなか進行しない。



菊池 慶四郎 他(1991): 永遠の尾瀬 自然とその保護 上毛新聞社

(5) 日本の野生生物保護管理

5-8) 野生動物による被害と野生動物との共生

a) 野生鳥獣による人間生活への影響

現在、我々が生活していく上で、野生の鳥獣と接する機会はそれほど多いものではないであろう、しかし、農山村においてはシカ・サルなどによる農林作物被害が増加しており、減収、耕作放棄に至るまでの状況となっており、過疎化、高齢化の進む農山村において農林業継続の意欲を喪失させる深刻な問題となっている。

近年の農林業被害の推移は、グラフに示すとおりで、特にシカによる被害の増加が著しい。被害を与える鳥獣については、有害鳥獣駆除という形での捕獲、駆除が実施されており、その捕獲数も増加しているが、被害量も増加傾向にあり、農林業を営む社会と野生鳥獣とがいかに共存していくかについての効果的な方策が求められているケースである。

シカ、イノシシなどによる農業被害は今に始まったことではない。人間が農耕を始めて以来、同じ土地資源をめぐる競争関係が生まれた。江戸時代において組織的なシカ、イノシシの駆除が行われた記録もあるなど対立関係は長く続いてきたものであるが、土地利用がさらに稠密となった現代において、農林業活動を維持しつつ、また、野生鳥獣の生息域も確保するため、かなり難しい調整が求められている。

一方、クマについては、人間との軋轢のため捕獲が進められ、生息域、生息数が減少している地域があり、クマ個体群の保護の観点を中心とした共存のための方策が求められている。

b) ニホンジカの場合

現在、農林業被害のうち被害量の多くを占めている野生動物はシカである。共生のための取り組みは各地で行われているが、ここでは栃木県の例を見てみることにする。

栃木県ではシカによる被害は林業被害を中心に急増しており、また、日光国立公園の核心部である奥日光地域の自然植生に大きな影響を与えている。このため、県において「シカ保護管理計画」を策定し、シカと人との共生を目指し、奥日光の自然生態系のバランスを取り戻すこと、農林業の安定した経営を確保すること、シカの生息場所を確保することを基本方針として、生息密度を減少させるために個体数調整（捕獲）を実施し、また、シカ個体群と被害状況のモニタリング調査を行っている。捕獲したシカからは個体群の年齢構成、栄養状態、増加率などを分析するためのデータを得、また、生息密度調査を定点で行うことなどにより生息状況の経年変化を把握し、シカ個体群の動態、植生への被害状況を考慮し対策に反映させていくこととしている。

栃木県における「シカ保護管理計画」の策定に当たっては、シカ個体群の生息域、生息数、移動範囲などに関する調査を実施し、適正な生息密度となるよう調整する計画を策定している。一般的にシカの管理に関しては、管理すべき個体群の生息現況調査を実施し、分布、生息数、被害、生息環境、行動域等を把握し、それに応じた管理目標を設定し、防鹿柵の設置、狩猟、有害駆除による個体数の管理を行っていくなど各々の、被害発生地域において生息調査を基礎とした管理の取り組みを進めていく必要がある。

c) ツキノワグマの場合

ツキノワグマは、主に針葉樹の皮剥ぎを行うといった林業被害、また人身被害を及ぼすことから、狩猟、有害駆除による捕獲が行われてきた。

このため、生息環境の限られた西日本地域では、個体群の規模が小さくなり、消滅のおそれが生じている。ツキノワグマの地域個体群を維持するために、西中国山地などで保護管理のための具体的な措置がとられている。広島県では250～300頭に減少した西中国山地の個体群について、

1. 奥山の生息地の広葉樹の造成などによる環境整備
2. 電気柵などの被害防止施設の設置
3. 捕獲した個体を奥山へ放獣することによる個体数の維持
4. 地域住民への普及啓発活動

などにより地域住民とツキノワグマとの共生関係を構築しようとしている。

ツキノワグマの保護と被害防止については、同じ西日本地域であっても被害の発生状況が違い、また個体群の規模が違うなど、地域個体群を保護するための方策をそれぞれに検討していく必要がある。

d) 共生のためには

以上のような人間と野生動物との共生を図るための取り組みの事例を通じて言えることは、人間生活への影響がどういった形で生じるかを理解し、また対象となる野生動物の生息状況、生態をある程度把握した上で対策を検討することが重要であるということであろう。そして対策のためには、かなりの人手、手間がかかり、また長期的に動物の状況を追いかけていかなければならない。

相手となる動物を一面的に見て、害獣だ、いや愛護すべきだといった議論をするのではなく、野生鳥獣の生息している地域で、動物に不断に接し、観察する中で、どうつきあっていくのかを考え、その方策を実践していくといった息の長い取り組みが求められているといえよう。

自然保護年鑑刊行会（1996）：野生鳥獣との共存のために今何が必要か？、自然と共に生きる時代を目指して
自然保護年鑑4、日生社

(5) 日本の野生生物保護管理 5-8)野生動物による被害と野生動物との共生

図1 シカによる農林作物被害の推移

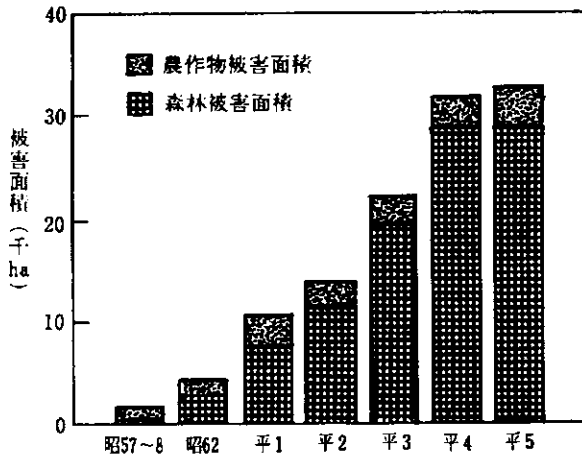


図2 サルによる農作物被害の推移

(農林水産省、林野庁資料による)

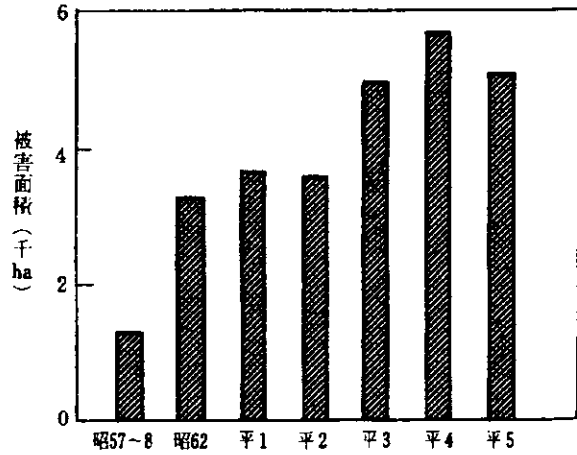
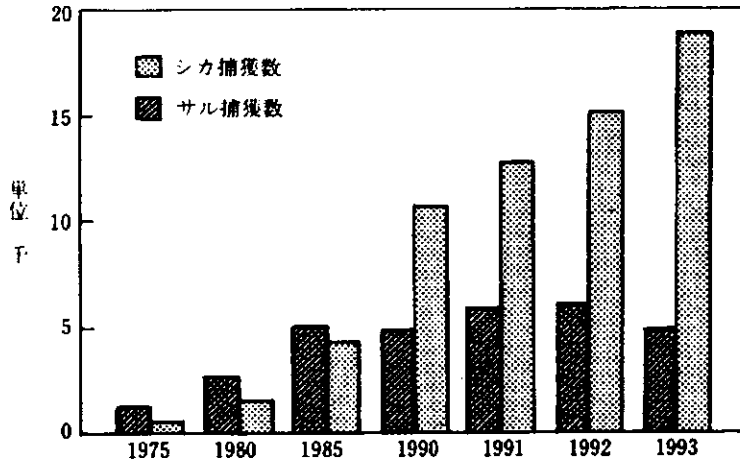


図3 シカ・サルの有害鳥獣駆除による捕獲数

(環境庁鳥獣関係統計)



自然保護年鑑刊行会(1996):野生鳥獣との共存のために今何が必要か?、自然と共に生きる時代を目指して 自然保護年鑑4、日生社

(5) 日本の野生生物保護管理

5-9) 地方自治体の試み・道東地域エゾシカ保護管理計画(北海道)

エゾシカは、明治初期に大雪と乱獲により絶滅の危機に瀕したが、その後の保護施策と生息環境の変化による生息数の増加と分布域の拡大に伴い、近年では、北海道東部地域(網走・十勝・釧路・根室支庁管内、以下「道東地域」という。)を中心に農林業被害が急増し、1996(平成8)年度の被害額は全道で50億円を超え、このうち道東地域では、約42億円に達した。また、天然林の樹皮食害など生態系への悪影響も生じている。

このような状況から、北海道では、1997(平成9)年6月にエゾシカの適正な保護管理や農林業被害の防止等について、関係部相互の連携を図りながら、総合対策を推進するため「エゾシカ対策協議会」を設置した。この総合対策の一環として、1998(平成10)年3月にエゾシカ個体数管理の基本的な考え方や個体数管理の実行等についてとりまとめたものが、本計画である。

a) 個体数管理の基本的な考え方

エゾシカは、良好な生息環境下で保護すると急激に増加する傾向にあるが、豪雪などにより急激に減少する野生動物でもある。従って、個体数管理に当たっては、このような生態的特徴とこれまでの調査研究の結果等を踏まえた科学的な知見に基づき、絶滅を回避しながら安定的に生息できる個体数を目標水準として設定している。

また、野生動物を管理するためには、生息数ほか寿命、生存率、繁殖率などの生活史特性を知る必要がある。しかし、これらの情報が完全に得られている動物はないので、エゾシカの個体数管理に当たっては、各種の生息状況調査から得られた生息数を相対的な指数に置き換えた「個体数指数」によって、その指数が増加傾向にあるか、減少傾向にあるかを把握し、指数の状況に応じて捕獲圧を調整するフィードバック管理を行う。フィードバック管理に当たっては、1993(平成5)年度の各種調査から得られた値と1994(平成6)年3月の道東地域でのエゾシカの推定生息数12万頭を個体数指数100として基準化し、個体数指数の動向を総合的に判断して捕獲圧を調整する。

管理の実行に当たっては、許容下限水準(5%)、大発生水準(50%)、目標水準(25%)の3段階の個体数指数の水準を設定し、緊急減少措置、漸減措置、漸増措置、禁猟措置の4段階管理のいずれかを各年度に適用させる。

b) 3種類の管理基準

許容下限水準

国際自然保護連盟(IUCN)が絶滅のおそれがある種の基準としている1,000個体より大きくし、また、過去のデータから20年に1度の確率で豪雪がおき、それが2年連続しておきることも予測し、許容下限水準は個体数指数5(6,000頭)とする。

大発生水準

個体数が著しく増加するおそれのある水準であり、個体数指数50(60,000頭)とする。

目標水準

許容下限水準と大発生水準の範囲内で個体数を管理するための水準で、気象変化等による個体数変動でも許容下限水準を割り込まないよう個体数指数25(30,000)とする。

c) 4段階管理

緊急減少措置

最新の個体数指数が大発生水準を上回っている場合に、積極的な捕獲を行い、個体数指数が大発生水準よりも低く維持できるように誘導する。しかし、捕獲圧が過剰になることを避けるため、その期間は概ね3年間程度とする。

漸減措置

前年の積雪が通常で、最新の個体数指数が目標水準よりも高い場合に、捕獲圧を高めに設定し、減少へと誘導する。

漸増措置

前年の積雪が通常で、最新の個体数指数が目標水準よりも低い場合に、捕獲圧を低めに設定し、増加へと誘導する。

禁猟措置

個体数指数が許容下限水準を下回った場合は狩猟を禁止し、駆除は必要最小限とすることにより増加へと誘導する。また、豪雪年の翌年度の狩猟についても前年度までの個体数指数の傾向を踏まえ、禁猟の必要性を検討する。

d) 個体数管理の実行

道東地域でのエゾシカ個体数管理は、緊急減少措置と漸減措置では狩猟や有害駆除を積極的に行い、特に個体数調整に大きな影響力を持つメスジカの捕獲数の増加を図る。また、漸増措置ではオスジカを多く捕獲することにより捕獲数の安定化を図る。

現在の道東地域のエゾシカ個体数指数は、大発生水準を大幅に超えていることから、概ね3年間ほどの緊急減少措置により大発生水準以下に誘導する。これ以降は、個体数指数に応じて捕獲数の調整を図ることにより目標水準の維持に努める。

e) 調査研究

フィードバック管理を採用した本計画の実施には、個体数指数把握のための調査が必要不可欠なことから、狩猟や有害駆除が個体群に及ぼす影響のモニタリングを継続的に行う。

また、エゾシカの生活史特性等を把握するため、年齢構成や妊娠率、季節移動の実態等の調査とともに、エゾシカにとって良好な生息環境としての森づくりのための調査を行う。

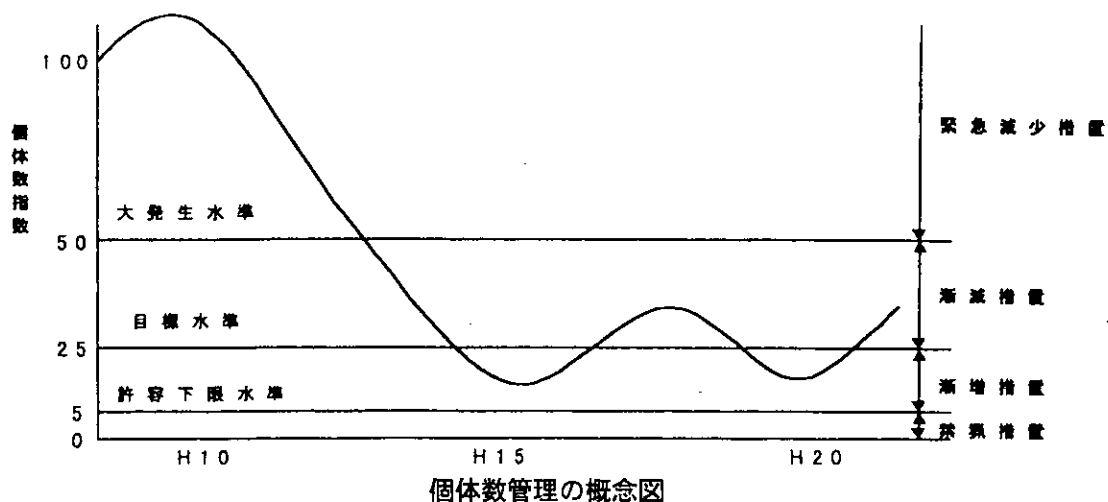
f) その他

絶滅のおそれがあるとされるオオワシやオジロワシは、主に道東地域で越冬するが、1997(平成9)年度から1998(同10)年度にかけて、これらワシ類が鉛中毒の症状を呈して死亡する事例が多発し、これらの胃の中からシカの体毛やシカ猟で使用されるライフル弾またはその破片が検出された。これは、ワシ類が猟場に放置されたシカの残滓(内臓や不要肉等)を食べる際に、そこに含まれる銃弾や破片も一緒に飲み込んだことによる。

このため、ワシ類の鉛中毒対策として、残滓の適切な埋設や持ち帰りなど適正な処理指導とともに、主要なシカ猟場に残滓改修のためのステーションを設置することとした。

高橋 洋記（1998）：道東地区エゾシカ保護管理計画について、野生生物保護行政、野生生物保護行政研究会

(5) 日本の野生生物保護管理 5-9)地方自治体の試み・道東地域エゾシカ保護管理計画(北海道)



個体数指数の推移

個体数指数	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9
ヘリコプターセンサス				100			133	108
ライトセンサス			68	100	72	115	127	101
捕獲数 / 人・日	68	71	91	100	112	144	141	
目撃数 / 人・日	53	44	66	100	83	121	112	
農林業被害額	59	71	83	100	100	122	151	
列車事故	46	71	64	100	109	106	178	

高橋 洋記(1998):道東地区エゾシカ保護管理計画について、野生生物保護行政、野生生物保護行政研究会

(6) 環境教育

6 - 1) 日本における環境教育・自然保護教育

a) 環境教育・自然保護教育

戦後の高度経済成長や国土の開発の進行などにより、日本の豊かで多様な自然は減少し、特に都市部では身近な自然の消滅や質の低下が著しくなっている。過去の豊かな自然を生活の場で体験している大人と異なり、現代の子供はこのような都市化され自然が少なくなった生活環境の中で身近な自然とふれあう場が少なくなっただけでなく、塾や課外活動などに追われた余裕のない生活を強いられていることもあり、本物の自然を五感を通じてふれあう体験が少なくなっている。

環境教育の定義は、「人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるよう国民の学習を推進すること」である。この点は教育分野において単に自然認識や社会認識を目的としている理科や社会の教育とは基本的に異なっている。

自然保護教育は、環境教育の基礎となる自然の体験的な教育であり、自然とのふれあい活動や自然保護活動を通じ、幼児から中高年に至るまでの人間の成長過程に応じ、人間の思考や行動の基礎となる自然体験を通じて、自然に対する感性、自然科学の知識や技術などを、指導者の意図的な方向づけによって習得できるように体系付けられたシステムをいう。

子供に自然保護教育を行う上で重要なことは、大人が意図的に押し付けるのではなく、個々の子供の個性や興味に任せて、美しいもの、目新しいもの、心踊るもの、楽しいものなどふれあう機会をたくさん作り提供することである。特に幼児期・児童期においては、自然とのふれあいの機会をより多く持たせ、子供の新鮮な感受性を刺激し、様々な発見の中から好奇心を育て、創造力の育成基礎を作ることが必要である。

そのためには、なるべく野外での活動を増やすことが必要であり、近年流行の自然との原体験の基礎のない視聴覚機器のみを使用した自然保護教育では、その効果はあまり期待できない。就学前から小学校低学年までの時期における多様な自然とのふれあいによる自然原体験の積み重ねは、自然保護教育において極めて重要である。子供の関心と体験を軸にして、問題解決のための課題や方法を見出す能力を育て、自然環境の保全などに主体的に働きかける態度や行動力を育てていくことが必要である。

b) 学校における自然保護教育

自然保護に関する教育は、学校教育においては、特別な教科や領域としては設定されておらず、社会・理科等の各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの指導を通じて、児童生徒の発達段階に応じて行われることになっている。

学校における自然保護に関する教育は、教育過程の基準として文部省が告示した学校指導要領に基づき、各学校において地域や学校の実態に応じ、各教科等を通じた教育計画の作成、教材や指導方法等についての様々な創意工夫がなされることが期待されている。

自然保護年鑑刊行会（1996）：自然保護教育・自然ふれあい活動、自然と共に生きる時代を目指して 自然保護年鑑 4、日生社

(6) 環境教育 6-1) 日本における環境教育・自然保護教育

博物館施設（ビジターセンター）一覽表

国立公園

(平成9年7月末日現在)

公園名	都道府県名	地区名	整備年度	規模・構造等
阿 寒	北海道(直)	阿 寒 湖 群	昭. 42. 59	RC造平家建 628㎡
"	"(直)	川 湯	平 8~10	木造2階建 (エコ・ミュージアム) 593.43
"	"(町単)	チュウレイ島	昭. 57(平7)	RC造一部2階建 275
知 床	"(直)	羅 臼 温 泉	昭. 57. 61. 3 平 2	RC造一部2階建 312
"	"(町単)	ホロベツ	昭. 61	1,707
大 笠 山	"(直)	湯 葉 峽	昭. 34	木造一部2階建 206
"	"(補)	勇 駒 別	昭. 57	RC造一部2階建 211
支 笏 湖 群	"(直)	支 笏 湖 群	昭. 54. 平3	RC造一部2階建 399
釧 路 湿 原	"(直)	温 根 内	平. 3	木造一部2階建 300
"	"(直)	湖 路	平7~9	(エコ・ミュージアム) 509
十和田八幡平	青 森(直)	休 屋	昭. 46(平3)	鉄骨造2階建 407
"	秋 田(直)	狭 生 掛	昭. 56(平1)	RC造2階建 562
"	"(県単)	玉 川 温 泉	平. 4	886
陸 中 海 岸	岩 手(直)	宮 古	昭. 49(平9)	木造平家建 436
"	宮 城(補)	唐 桑 半 島	昭. 58	RC造平家建 400
磐 梯 朝 日	山 形(直)	羽 黒	昭. 61	鉄骨木造一部2階建 429
"	"(補)	福 島(補)	昭. 48	鉄骨木造仕上平家建 392
"	"(直)	浄 土 平	平. 2	鉄骨及びRC平家建 491
"	山 形(県単)	志 津	昭. 64	942
日 光	福 島(直)	尾 瀬 沼	昭. 60	鉄骨木造2階建 493
"	"(補)	塩 原	平. 4	鉄骨造平家建 367
"	"(直)	湯 元	平. 4	木造2階建 560
"	群 馬(補)	尾 瀬 山 の 鼻	平. 3	木造一部2階建 344
"	栃 木(県単)	中 宮 祠	平. 1	鉄骨造平家建 2,700
上 信 越 高 原	群 馬(補)	草 津	昭. 49~50	RC造木造平家建 310
"	"(補)	妙 高 高 原	昭. 57	RC造平家建 423
"	長 野(補)	志 賀 高 原	昭. 44~45	RC造平家建 678

公園名	都道府県名	地区名	整備年度	規模・構造等
秩 父 多 摩	埼 玉(補)	三 輪	昭. 42~43	RC造平家建 288㎡
"	東 京(補)	奥 多 摩	昭. 62	RC造2階建 614
"	埼 玉(民間)	三 峰 秩 父 湖	昭. 49	1,413
富 士 箱 根 伊 豆	神 奈 川(直)	箱 根	平 5	RC造平家建 500
"	神 奈 川(町単)	燗 引 山	平. 2	1,995
"	"	大 淵 谷	昭. 45	RC造3階建 1,640
"	静 岡(県単)	滑 沢	昭. 54	1,695
"	"(民間)	日 蓮 庵	平. 4	5,442
中 部 山 岳	富 山(直)	室 堂	昭. 48~49	RC造2階建 496
"	"(補)	権 平	昭. 60	RC造平家建 222
"	長 野(直)	上 高 地	昭. 43~44	木造平家建 516
"	岐 阜(補)	平 湯	昭. 61~62	RC造平家建 877
"	長 野(県単)	乗 鞍 高 原	昭. 54	RC造平家建 836
白 山	石 川(直)	中 宮	昭. 46~49 平 5、平10	RC造一部中2階建 1,039 (一部改装中)
伊 勢 志 摩	三 重(補)	鳥 羽	昭. 46	RC造平家建 134
"	"(補)	登 茂 山	昭. 51	木造平家建 150
吉 野 熊 野	和 歌 山(町単)	太 地	昭. 51	2,835
"	奈 良(補)	吉 野 山	昭. 52~53	RC造2階建 646
"	"(直)	大 台 ケ 原	平. 2~3	鉄骨造2階建 513
"	"(補)	浜 川	平. 8~10	CR造(一部木造) (エコ・ミュージアム) 697
山 陰 海 岸	兵 庫(直)	竹 野	平. 3	RC造平家建 375
"	鳥 取(補)	浦 富	昭. 55~56	RC造平家建 394
大 山 隠 岐	鳥 取(補)	大 山 寺	昭. 49~50	RC造2階建 394
"	島 根(県単)	三 瓶 山 北 の 原	平. 2	2,248
瀬 戸 内 海	兵 庫(補)	六 甲	昭. 48	RC造 282
"	岡 山(補)	鷺 羽 山	昭. 59	RC造 460
"	香 川(直)	五 色 台	昭. 43 (昭. 59~60)	RC造 240
"	兵 庫(市単)	六 甲 山 牧 場	昭. 61	750
"	"(県単)	柿 子 原	昭. 59	RC造2階建 1,950

公園名	都道府県名	地区名	整備年度	規模・構造等
瀬 戸 内 海	徳 島(県単)	輪 門	昭. 59	RC造3階建 1,006㎡
"	愛 媛(補)	鹿 島	昭. 51	RC造 200
足 摺 宇 和 海	愛 媛(補)	外 泊	※昭. 46	RC造平家建 363
"	高 知(県単)	竜 串	昭. 49	RC造3階建 1,002
西 海	長 崎(民間)	鹿 子 前	平. 4	3,320
阿 蘇 く じ ゅ う	熊 本(直)	南 阿 蘇	昭. 57(平4)	RC造 278
"	大 分(直)	長 春 原	平7~9	RC造2階建 698 (エコ・ミュージアム)
"	熊 本(民間)	草 干 里	昭. 56	RC造4階建 1,907
雲 仙 天 草	長 崎(直)	雲 仙 温 泉	昭. 55~56	RC造 399
"	熊 本(補)	水 筒 島	平. 5	RC造 447
霧 島 屋 久	宮 崎(直)	え び の	昭. 38~40 (平2~3)	RC造平家建 507
"	鹿 児 島(補)	高 千 穂 河 原	昭. 58	RC造 383
"	"(補)	袴 腰	昭. 62	RC造 536
西 表	神 崎(直)	竹 富 島	昭. 50~51	RC造平家建 249
"	"(直)	黒 島	昭. 57	RC造 166

(注) 上載()は内部の改装 ※は閉鎖中

(財)国立公園協会(1998):自然公園の手びき、国立公園協会

(6) 環境教育

6 - 2) 様々な取組

6 - 2 - 1) 学校、自然公園、天然記念物、こどもエコクラブ等

a) 生物多様性条約に関する普及啓発

「生物多様性条約」の発効日にちなんで国際連合が提唱している「国際生物多様性の日」(12月29日)を記念したシンポジウムの開催や各種広報資料の作成配布等により、「生物多様性条約」の趣旨及び生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性や国民一人ひとりの取組の必要性等についての普及啓発が行われている。

b) 学校教育における取組

学校教育においては、従来から、小・中・高等学校を通じて、主に理科を中心に児童生徒の発達段階に応じて、植物や動物の生活と種類、生物のつながり等生物多様性やその保全の重要性等について指導してきている。現行の学習指導要領においても、さらに内容の充実を図っており、学校においては、身近な植物や動物の観察や実験、豊かな自然での体験学習等を通じて生物の仕組みや多様性等についての理解を深めるような取組が行われており、今後ともその充実が図られるよう努める。高等教育においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組が行われており、今後ともその充実について配慮がなされるよう努める。

c) 社会教育における取組

社会教育においても、自然観察会等の体験的学習や自然環境の保全に関する講座の開設、自然とのふれあいの場としての社会教育施設の整備等生物多様性の保全等の理解と認識を深めるような取組が行われており、今後ともその充実が図られることが必要である。その際、動物園、博物館等の施設の活用に留意する。

d) 環境の日

「環境基本法」に基づき定められた「環境の日」(6月5日)を中心として地方公共団体、民間団体等と協力して様々な行事を展開するとともに、様々な情報媒体を活用し、生物多様性の保全を含む環境保全に関する広報を行っている。

e) 身近な生きもの調査

自然環境保全基礎調査の一環として、国民の協力を得て実施している「身近な生きもの調査」は、全国的な生物の分布状況の把握に役立つばかりでなく、生物多様性に関する普及啓発活動としても位置づけることができるものであり、今度とも継続して実施する。

f) こどもエコクラブ

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子供たちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開できるよう支援するために「こどもエコクラブ事業」を実施しており、その活動の一環として、自然と人間との関係についての理解を取り上げている。

g) 自然公園における取組

自然公園内のビジターセンター等において、自然観察会等の行事を実施し、自然に親しみ、自然の仕組みを知ることを通じて、自然環境の保全や生物多様性の保全の重要性等について広く普及啓発を図っている。

h) 天然記念物活用施設

各地で大切に保存されてきた一級の自然である天然記念物に触れ、親しみ、その成り立ちや地域社会での存在意義等について理解を深めることは、学校教育や社会教育における環境教育に絶好の教材供与となるはずであり、自然環境とその保護についての普及啓発の機会ともなることに配慮した天然記念物活用施設の整備（愛称：エコ・ミュージアム事業）を推進することとしている。

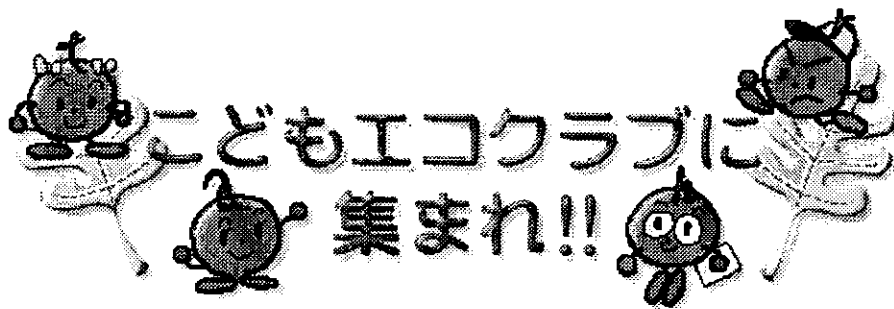
i) 「みどりの日」（4月29日）、「みどりの週間」（4月23日～4月29日）を中心に、国民各層が参加する緑化活動や緑の募金運動、自然観察会等を全国的に展開している。

j) 緑の少年団等

次世代を担う青少年に森林や野鳥に親しむ機会を与え、郊外における団体教育によって、規律ある生活の中で緑化思想と森林・林業に関する基礎知識を年齢に応じて身に付け、緑を愛する豊かな人間性と、健康で明るい社会人に育てることを目的に結成された「緑の少年団」の活動を助成するほか、児童・生徒の自然観察、森林・林業の学習等の緑化活動の場としての学校林の整備・活用計画の策定等を実施する。

(6) 環境教育 6-2) 様々な取組

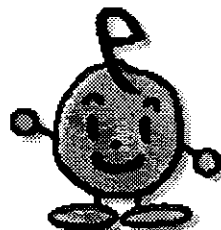
6-2)-1) 学校、自然公園、天然記念物、こどもエコクラブ等



1998年度 登録者数 約7万人!



このポスターは、第2回
全国環境ポスターコン
クールで環境庁長官賞
を受賞した椋本早紀さ
んの作品をデザインし
て作りました。



こどもエコクラブ募集要項

- こどもエコクラブに参加するには

こどもエコクラブって何をするの？

- こどもエコクラブって何？
- こどもエコクラブに入ると
- こどもエコクラブって何をするんだらう
- こどもエコクラブこの1年

環境庁 : こどもエコクラブ、<http://www.wnn.or.jp/wnn-jec/boshu.html>

(6) 環境教育

6 - 2) 様々な取組

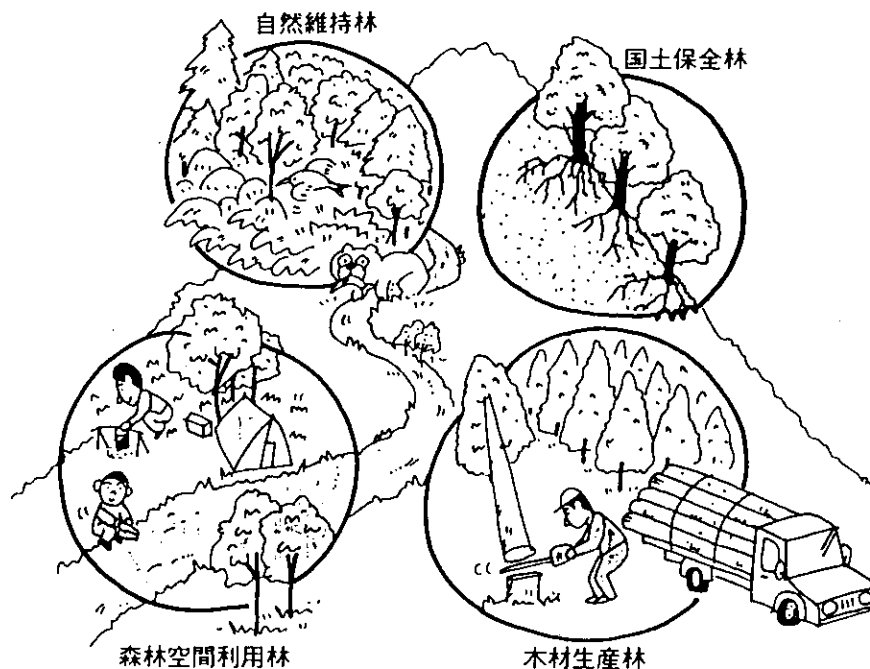
6 - 2 - 2) 国有林における取組

国有林においては、長年にわたって森林を管理してきた経験と技術、全国にまたがる充実した組織と施設があり、これらを有効に活用した普及啓発活動を推進することによって、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性に関する理解の促進に一層貢献していくこととする。

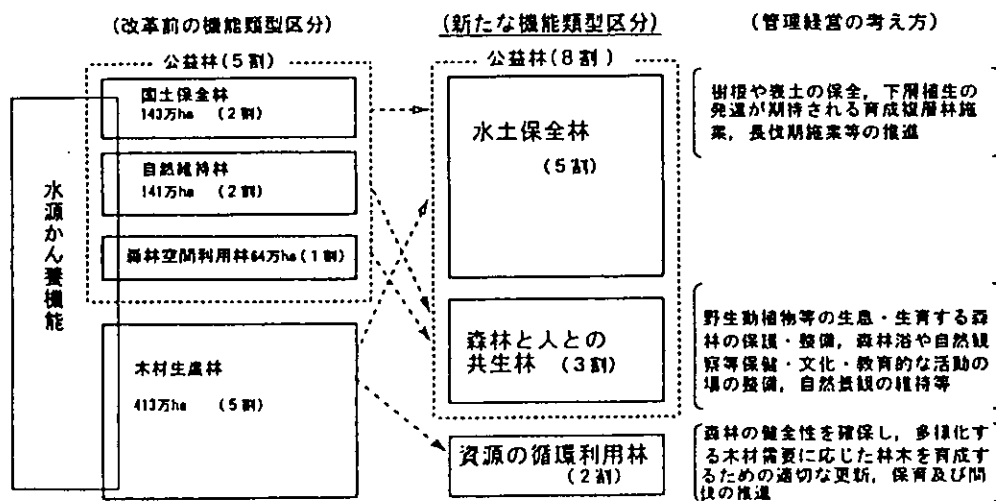
例えば、国有林では、次のような活動・事業を展開していく。

- a) 森林レクリエーションや企業のセミナー、研修会等の機会を活用し、さらには社会教育・学校教育とも連携した各種イベントの開催等を通じて、森林・林業に関する情報を積極的に提供していく。また、これらの機会に、森林・林業に関する知識や技術を有する職員を森林のインストラクターとしていく。
- b) 森林に接する機会の少ない都市住民等を対象に、林産物の販売、森林・林業に関する情報の提供等を行う「森林の市」等を開催していく。
- c) 都市住民等が森林浴、体験林業、森林・林業教室等のイベントを通じて、森林・林業や自然に対する理解を深めることができるよう、「森林ふれあい推進事業（森林倶楽部）」を実施していく。
- d) 自然景観が優れ、野外スポーツ等に適した国有林野において、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場等を総合的に整備し、これらの施設を拠点に森林・林業に関する啓蒙普及活動を展開する「森林空間総合利用整備事業（ヒューマン・グリーン・プラン）」を実施していく。
- e) 野外学習活動等に適した国有林野において、広く青少年教育や生涯学習等の場としての利用に供されるよう教育・研究施設、森林・林業体験のできる森林等を総合的に整備する「森林の学校総合整備事業」を推進していく。
- f) 「森林生態系保護地域」の保全利用地区（バッファゾーン）においては、原生的な森林の中で森林の働きと森林との接し方を学ぶ機会を提供することを目的として、自然観察路、休憩施設、案内板等の教育用施設を整備するとともに、パンフレット等の学習用資料を配布して積極的な啓蒙普及に努める「森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業」を実施していく。

(6) 環境教育 6-2) 様々な取組 6-2-2) 国有林における取組



国有林野の新たな機能類型区分



資料：林野庁業務資料より調製

注：「資源の循環利用」とは、伐採、植栽、保育等一連の森林作業を通じた木材再生産を円滑に回転させ、木材資源として持続的に有効利用することである。

林野庁監修(1993):平成5年度 図説 林業白書、(財)日本林業協会

林野庁(1999):平成10年度、林業白書の要旨

(7) NGOの活動状況

7-1) 日本の自然環境保全分野のNGO

7-1-1) 団体数・活動分野

a) 団体数(「NGOダイレクトリー'94」)

NGO活動推進センター編集の「NGOダイレクトリー'96」に記載されている我が国NGOの数は約380団体である。これらの団体の活動は、主に海外(途上国)への資金助成や物資供給、及び技術協力を主目的とする。

b) 活動分野

我が国のNGOのうち環境保全活動に係わるいわゆる「環境NGO」の対象範囲、内容等は様々である。活動の対象や地域的広がりという点に着目すれば、次のような分類ができる。

- ・地域型：国内の特定地域の環境問題を対象とする等、地域に根差した活動を行うもの
- ・全国型：環境教育、自然保護、リサイクル等の環境問題を対象とし、全国的規模で活動を行うもの
- ・国際型：開発途上国への環境協力など、国際的に活動を行うもの

また、環境保全活動の内容面からは、次のタイプ分けができる。

- ・実践型：国内での緑化、リサイクル等の活動や、開発途上国での植林、野生生物保護等の活動を現地にて実践するもの
- ・啓発提言型：環境保全・環境教育等の普及啓発や政策提言等を行うもの
- ・調査研究：開発途上国等において環境保全に関する調査研究を行うもの
- ・支援型：他の環境保全団体のために、情報ネットワークの形成、資金援助等を通して支援を行うもの

c) 団体数(「平成7年版環境NGO総覧」) / 海外型・自然保護分野の団体

(財)日本環境協会の「環境NGO総覧」(平成7年版)によれば、いわゆる「環境NGO」は国内に4,506団体ある。このうち活動地域として海外も含むもの(国際型)は283団体(6%)で、全体的には国内あるいは地域に密着した形で活動している団体が多いようである。

さらに、海外で活動している団体のうち、活動内容として「自然保護」を含む団体は163団体(上記283団体の58%)で、その数はさらに少なくなる。

なお先の「NGOダイレクトリー」と「環境NGO総覧」の相方に掲載されている団体は多くなく、「NGOダイレクトリー」の海外型団体の中で、自然保護の分野で活動している団体は比較的少ない事が分かる。いわゆる「環境NGO」として環境保全活動をしている団体もかなり有るが、その内容は植林活動等が多い。

d) 日本のNGOの特徴

(財)日本環境協会(「NGO総覧」)のアンケート調査に見られるNGOの特徴は以下のようにまとめられる。

- ・活動の形態：啓発 > 調査研究 > 実践 > 他団体支援 (地域型では実践 > 啓発 > 調査研究)
- ・常勤スタッフの数：国際型 > 全国型 > 地域型
- ・年間予算：国際型 = 全国型 > 地域型

- ・ 専門スタッフの必要性 : 国際型 > 全国型 > 地域型
- ・ 行政に対する要望 : いずれも資金援助が首位

国際活動を行っている、あるいは行おうとしているNGOは、予算とスタッフの面で相対的に大規模で専門知識を必要としている事、国際活動の性格から資金と専門スタッフの不足に悩んでいる事が伺われる。

なお、我が国には特定の地域あるいは国において自然保護活動を行う事を目的とした組織は存在するが、海外一般を対象に自然保護活動を行う事を主目的としたNGOは、今のところ存在しない。

* 上記は「平成7年版環境NGO総覧」を基とした解析である。(財)日本環境協会では1998年に「平成10年版環境NGO総覧」を出版し、情報の最新化を計っている。

「平成10年版環境NGO総覧」の作成に当たっては、「平成7年版環境NGO総覧」作成時と同様“環境保全活動を実施していると思われる非営利の民間団体を出来る限り幅広くリストアップし、各団体に調査表を直接送付して記入してもらい、これを編集整理して名簿に取りまとめ”ている。その結果4,227団体がリストアップされ、前回の4,506団体に比べ、収録数は減少している。この理由について“前回NGO総覧に収録された団体から回答のなかったものが多くあったことから、”多忙や今回調査内容がより詳細になったことなどのために回答にいたらなかった団体が多く出たことが考えられる”としており、必ずしも国内の環境NGOが減少傾向にあることを示すものではないようである。

(財)自然環境研究センター(1996):環境事業団委託 開発途上地域環境保全活動方策(自然環境保全活動)に関する調査報告書」、自然環境研究センター

NGO活動推進センター(1988):NGOダイレクトリー - 国際開発協力を携わる民間公益団体、
(財)日本シルバーボランティアズ

NGO活動推進センター(JANIC)(1996):NGOダイレクトリー'96、NGO活動推進センター

(財)日本環境協会 編(1995):平成7年版 環境NGO総覧、日本環境協会

(7) NGOの活動状況 7-1)日本の自然環境保全分野のNGO

7-1 -1)団体数・活動分野

A: 団体の目的

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
環境保全が主目的	1, 592	37.7
主目的ではないが活動の柱の一つ	2, 621	62.0

B: 活動の分野 (複数回答)

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
森林の保全・緑化	748	17.7
自然保護	1, 902	45.0
大気環境保全	399	9.4
水環境保全	1, 558	36.9
砂漠化防止	65	1.5
リサイクル・廃棄物	2, 128	50.3
消費・生活	1, 580	37.4
環境教育	1, 831	43.3
地域環境管理	1, 029	24.3
その他	282	6.7

C: 活動の形態 (複数回答)

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
実践	3, 044	72.0
普及啓発	3, 074	72.7
調査研究	1, 936	45.8
他団体の活動支援	1, 223	28.9
政策提言	915	21.6
その他	200	4.7

D: 活動の地域 (複数回答)

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
同一市町村の区域内	3, 965	93.8
複数の市町村の区域内	815	19.3
同一都道府県の区域内	837	19.8
複数の都道府県の区域内	325	7.7
国内全域	489	11.6
その他	53	1.3
海外	497	11.7
アジア	209	4.9
アフリカ	65	1.5
その他	223	5.3

※区については市町村に含めている。

(7) NGOの活動状況

7-1) 日本の自然環境保全分野のNGO

7-1-2) 組織規模・体制

a) 国内自然保護NGOの現状と海外活動状況 - 海外活動を行う国内自然保護NGOの組織概要

(財)自然環境研究センターが環境事業団の委託を受けて、環境事業団地球環境基金の助成を受けて海外での自然保護活動を行っている、ないしは行っていると見られる主要な自然保護NGOに対してアンケートを行い、19団体より有効回答を得た。

19団体の法人格は財団法人4、社団法人1、任意団体14で、任意団体が多かった。年間予算に関しては任意団体はすべて5千万円以下、100万円以下の団体すらあるのに対し、法人格を有する団体は全て5千万円以上で5億円以上の団体もあるなど、明確な規模の違いがあった。専従職員に関しても、法人格を有する団体が専従者を抱えており、30人以上のスタッフがいる組織もあるのに対し、任意団体に関しては専従者がいない団体が多く、いても小人数である。注目すべきこととして、年間予算規模が2千万円以下の団体でも2~3名の常勤スタッフを抱えていることで、日本の物価水準を考慮すると、ボランティアリズムに支えられたスタッフの極めて低い賃金で、NGO活動が支えられていることが読み取れる。また19団体中16団体は個人会員または団体会員を持っていると回答したが、会員数は500人以下のところは11団体と圧倒的に多かった。もっとも会員数の大きい団体でも48,000人で、欧米諸国の自然保護NGOに比べると活動を支える大衆的基盤が小さい。

主な収入源に関しては、補助金・助成金を第1位にあげた団体が10団体、次いで会費1位が4団体、寄付あるいは事業収入1位が2団体であった。

b) 国内自然保護NGOの現状と海外活動状況 - 海外活動の現状

上記19団体が報告を寄せた海外活動は総数で54件であった。そのうち48件(74%)がアジア・オセアニア地区、ついで中南米が14件、ヨーロッパ2件、アフリカは1件であった。活動資金に関しては複数のドナーから資金を得ているケースもあり、助成件数で数えるとその85%は日本国内の機関によるものであった。海外機関からの助成の獲得は今のところかなり限られているといえる。これは日本国内である程度の資金調達が可能であることの他に、多くの組織が海外からの資金調達にまだ不慣れであるといった事情も関係しているのかも知れない。

これら団体の活動は、ほとんどの場合、相手国側組織あるいは国際的なNGOとの協力、共同のもとに実施されている。日本のNGOが自分たちだけで行う活動はほとんどない。資金負担に関しては、資金調達などを含めて日本側が100%負担したケースが9件、80~90%負担したケースが3件、70%台の負担であったケースが3件であった。日本側の負担は70%以上であり、相手側の負担はあっても30%未満で、日本の自然保護NGOが行う海外活動では、資金の調達はほとんど日本側が行っていることが分かる。

活動を行った際の障害としてあげられた事項をまとめてみると、「コミュニケーション」、「資金」、「制度、文化の違い」、「組織上の問題」、「その他」となった。

* 上記は自然保護事業を海外で実施している国内NGOに関するアンケート調査である。対象は限られたものであるが、わが国NGOの現況を良く示していると思われる。

図版には「平成10年版環境NGO総覧」でとりまとめている環境NGOの現況調査の結果を基に作図した資料を示した。こちらは自然保護NGOに限定したものではないが、組織・資金などの状況は、上記の調査結果ともよく相応する。

なお活動分野に関して、同書では以下のような分類を適応している。

- ・森林の保全・緑化：植林、荒廃地の緑化、持続的な森林の開発と利用、炭焼技術・改良かまどの普及等
- ・自然保護：野生生物の保護、生物種や生態系に関する調査、生息地の保全、自然観察等
- ・大気環境保全：オゾン層保護、温暖化対策、その他の大気汚染防止、効率的なエネルギーの利用等
- ・水環境保全：水質汚濁防止、海洋環境保全等
- ・砂漠化防止：植林、荒廃地の緑化、干ばつ防止等
- ・リサイクル・廃棄物：リサイクル、廃棄物減量化、クリーンアップ等
- ・消費・生活：環境への負担の少ないライフスタイル、グリーンコンシューマー等
- ・環境教育：環境問題への意識改革への啓発
- ・地域環境管理：水土の保全及び再生のための持続可能な農業と農村開発、環境への負担の少ない
あるいは快適な環境を目指した地域・まちづくり、都市緑化等
- ・その他：

従って、狭義の自然保護に留まらず、森林保全や環境教育、地域環境管理などに類別される事業のなかにも、自然保護に関連するものは多いと考えられる。

1998年12月には、民間の非営利団体（NPO）の活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法案）」が施行された。NGOを取り巻く環境は大きく変わりつつあり、活動形態や組織規模さらには意識そのものも、今後大きく変容していく可能性がある。

（財）自然環境研究センター（1996）：環境事業団委託 開発途上地域環境保全活動方策（自然環境保全活動）に関する調査報告書」、自然環境研究センター

(7) NGOの活動状況 7-1)日本の自然環境保全分野のNGO

7-1 -2)組織規模・体制

A: 財政規模 (総収入額)

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
100万円未満	2, 252	53.3
100万円以上 500万円未満	698	16.5
500万円以上 1千万円未満	142	3.4
1千万円以上 5千万円未満	211	5.0
5千万円以上 1億円未満	74	1.8
1億円以上 5億円未満	90	2.1
5億円以上 10億円未満	25	0.6
10億円以上	53	1.3

B: 組織 スタッフ数

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
1人 ~ 10人	1, 667	39.4
11人 ~ 50人	1, 025	24.2
51人 ~ 100人	78	1.8
101人 ~ 200人	37	0.9
201人 ~ 300人	9	0.2
301人 ~ 400人	4	0.1
401人 ~ 500人	2	0.1
501人 ~ 1,000人	5	0.1
1,001人 ~	3	0.1

※常勤、非常勤、有給、無給を問わずその団体の企画・運営等に定常的に携わっている者の数を表わす。

C: 組織 会員数 (会員の個人及び団体を合計した数)

総数 4, 227 団体

	団体数	構成比(%)
1 ~ 10	163	3.9
11 ~ 50	1, 212	28.7
51 ~ 100	656	15.5
101 ~ 500	1, 042	24.7
501 ~ 1,000	242	5.7
1,001 ~ 5,000	250	5.9
5,001 ~ 10,000	46	1.1
10,001 ~ 20,000	28	0.7
20,001 ~ 30,000	8	0.2
30,001 ~ 40,000	9	0.2
40,001 ~ 50,000	5	0.1
50,001 ~	22	0.5

(7) NGOの活動状況

7-2) 日本のNGO支援プログラム

7-2-1) 政府機関

国及びそれに準ずる機関が実施しているNGO支援策としては、以下のような制度がある。

a) NGO事業補助金制度

外務省経済協力局民間援助支援室が所管するNGO補助金。1989年(平成元年度)から開始された。開始以来1995年度までに341件に対し約16億円規模の交付実績を有する。原則として1件あたり100万円から1,000万円の範囲で、総事業費の50%までの経費をNGOに補助する制度である。「経済的基盤の弱いNGOの足腰強化を支援し、育成することを趣旨としている。

対象事業は農漁村開発事業、人材育成事業、保健衛生事業、医療事業、地域産業事業、生活環境事業、環境保全事業、民間援助物資輸送事業となっている。ある程度の活動実績・規模を有するNGO以外は使いにくい、会計報告が厳密である、メニュー方式による補助対象区分及び経費の規定などが柔軟性にかけるなどの声もある。

b) 草の根無償資金協力(小規模無償資金協力)

開発途上の64か国、1地域において企画・実行される草の根レベルの社会開発プロジェクトを対象に、プロジェクト費用を補助する資金協力制度。各途上国の日本大使館が所管する。

導入の背景として1)開発途上国の多様なニーズに的確に対応する必要性があったこと、2)他の主要援助国が既に小規模な無償援助を実施し大きな外交効果を上げていること、3)ODA行政監察において同制度の導入につき勧告されたこと、等があげられている。

一般無償と異なり、同協力は、途上国のNGO、地方公共団体、研究・医療機関を対象とする。中央政府も当制度の対象として排除はされないが、優先度は低い。被供与団体の内訳は、NGOが62%を占めている。供与額は一件当たり平均500万円(上限2000万円)。一般無償が事前調査等も含めて2~3年間かかるのに対し、同協力は数週間から数ヶ月で実現可能である。この制度は好評で、予算規模も急速に拡充してきている。

c) 国際ボランティア貯金

郵政省は国民参加による国際協力を推進する目的で、1990年1月4日から「国際ボランティア貯金の取り扱いを開始している。この貯金は、預金者の申し出により通常郵便貯金の利子の20%を寄付扱いとし、これを郵政省が取りまとめてNGOに配分し、その活動を通じて途上国・地域の人々の福祉の向上などに役立てていこうとするものである。1991年度の開始以来、1994年までに673団体・914事業に対し約84億円の補助金交付が実施されている。

この事業の特徴は、NGOの多様な活動に門戸を開き、渡航費、滞在費、雇用費などの人件費の一部も配分の対象に加えたことである。また、単年度主義を取らず、年度をまたがる事業も対象とし、ある程度年数を要する事業も可能になっている。1995年7月時点では、女性の自立、児童援助、農民の自立、スラム地区住民の自立、難民、被災民、住民一般を対象とした事業が実施されており、アジア地域で多く、アフリカ中南米、中近東、大洋州、旧ソ連などでも実施されている。自然保護に関するものとしては環境関連のものが幾つか見受けられる。

d) NGO国際建設協力支援事業

建設分野におけるNGOの国際協力活動を支援することを目的とした補助金で、専門家の開発途上国派遣および国内語学・技術研修にかかる経費を援助するもの。専門家の格付けにより規定された各種対象経費の支給額を支援する形となる。NGO事業に対する直接支援というよりは専門家に対する支援を通じた人的協力、間接的支援という性格が強い。申請に当たっては受け入れ国の公共機関、それに準ずる公共的団体から要請・推薦または承認を受ける必要が有るが、推薦はカウンターパートのNGOや地域コミュニティからのものでも構わないとされる。

e) NGO農林業協力推進事業

農林業協力を実施するNGOに対し、専門家の派遣、人材育成（第三国研修）等の分野における人的支援の他、シンポジウムの開催、技術指導書や情報誌の発行等の側面支援を実施する。各種対象経費の支給額が規定されており、また当該事業が受け入れ国の公共的団体から要請または推薦されたものでなければならない。

f) 林業NGO活動推進事業

熱帯地域及び開発途上国における植林活動に関わるNGOを対象に、国際会議出席、実施案件形成調査、カウンターパート受け入れ研修のための費用を支援するもの。（財）国際緑化推進センターが実施団体。資金面での支援の他、技術研修の実施、情報サービス、ネットワーク形成等を通じた側面支援も併せた、厚みのある体制となっている。

g) 地球環境基金

地球サミット（1992年）の成果等を踏まえ、地球環境保全のためのNGOの活動を支援するため、1993年に環境事業団に開設された基金である。基金は国からの拠出の他、企業・国民からの寄付より成り立っており、資金源から見た場合、他の政府系補助金とは一線を画される。資金助成の他NGOへの情報・人材面での支援も行っている。助成対象は、1)国内団体が途上国で行う事業、2)途上国の団体が途上国で行う事業、3)国内団体が国内で行う事業となっている。助成対象事業は幅広く、助成金の使途も多様であり、多くの環境関連NGOにとって使いやすい制度となっている。但し支払いは清算払いであり、領収書の提出を義務づけるなど会計報告は比較的厳密である。

（財）国際協力推進協会（1995）：わが国NGOに対する支援体制調査、国際協力推進協会

（財）自然環境研究センター（1996）：環境事業団委託 開発途上地域環境保全活動方策（自然環境保全活動）に関する調査報告書」、自然環境研究センター

環境事業団（1998）：平成11年度地球環境基金助成金募集案内、環境事業団

(7) NGOの活動状況 7-2)日本のNGO支援プログラム

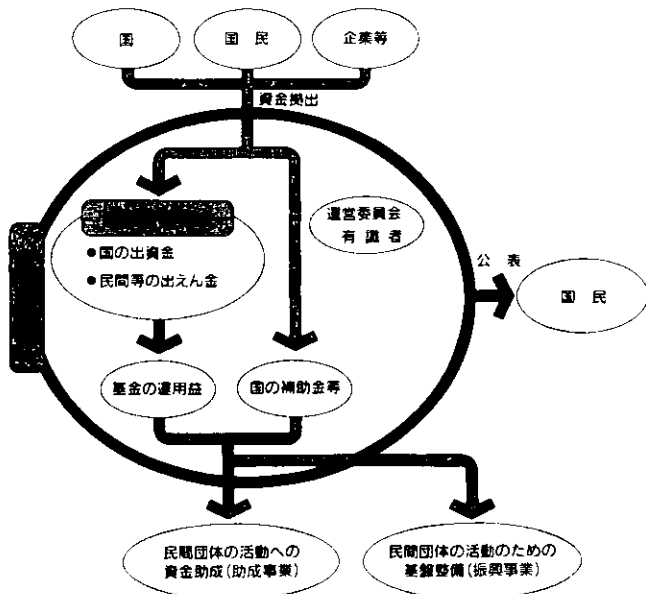
7-2 -1)政府機関

A: 助成基金の仕組み (環境事業団地球環境基金の例)

地球環境基金の目的とその仕組み

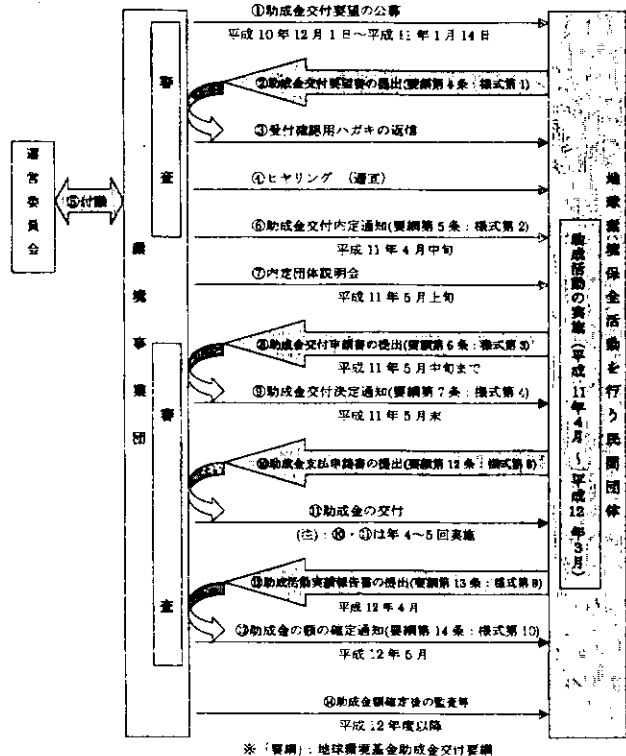
「地球環境基金」は、民間団体(NGO)による環境保全活動への資金の助成その他の支援を行い、環境保全に向けた国民的運動の展開を図ることを目的として平成5年5月に創設されました。

地球環境基金は、国及び民間の拠出をもって構成することとされ、国が出資等を行うほか国民、企業等からも広く資金拠出(寄付)をお願いしています。基金の運用益は、環境保全に取り組むNGOの活動への助成や人材育成等を行う財源になります。また、有識者による委員会の指導を得て運営され、その成果は広く国民の皆様に公表されます。



B: 助成の実際

[助成金交付手続きのフロー]



環境事業団(1998):平成11年度地球環境基金助成金募集案内、環境事業団

(7) NGOの活動状況

7-2) 日本のNGO支援プログラム

7-2-2) 民間基金・財団

a) 我が国における環境関係の助成財団の成立経過

公害や自然保護、歴史的環境の保全が「環境問題として理解されるようになったのは、1960年代後半になってからである。そして1970年に公害対策基本法が成立し、翌1971年には環境庁が設置され、環境問題が国政レベルで取り扱われるようになった。環境問題を扱う研究活動も活発になり、そのための専門的な調査研究団体や研究機関、大学の学部が誕生した。国立公害研究所（現国立環境研究所）が設立されたのが1974年、文部省の科学研究費補助金に環境特別研究が登場したのは1975年である。このような社会的な関心の高まりのなかで、1974年には環境問題の研究に助成する3つの財団が誕生する。多摩川の水質保全や環境改善を目的とするときゅう環境浄化財団、日産科学振興財団、そして初めての多目的財団であるトヨタ財団である。1975年には、民間というより行政の財団になるが河川環境管理財団が設立され、1979年には2番目の多目的財団として日本生命財団が設立され、その助成事業の1つとして人間活動と環境保全の調和に関する研究への助成が開始された。1983年には、富士フィルム・グリーンファンドが公益信託として設定された。内容は緑化事業を中心とした自然環境の保全と創出に関するもので、専門家というよりは市民のグループを主な対象とした。先の3つの財団が研究への助成を対象としているのに対して、活動自体への助成も始めた点に意義がある。

環境関係の助成財団が国際的活動に踏み出すのは、主に1980年代である。1983年に緑の地球防衛基金が設立され、主に開発途上国の自然環境保護を活動目標とした。1987年に設立された地球環境財団も、地球規模の自然生態系の保護を目的としている。1989年には長尾自然環境財団、1991年にはイオングループ環境財団が設立されたが、いずれも開発途上国に目を向けている。また、この年には第3の多目的財団として住友財団が設立され、その助成事業の一環に環境研究助成も登場した。

1992年にはリオデジャネイロで地球サミットが開催された。このサミットと前後して、すでに述べたように地球環境基金、外務省の「NGO事業補助金制度」および「小規模無償資金協力制度」、郵政省による「国際ボランティア貯金」などの政府系の助成制度が設立され、活動を開始した。日本の海外環境NGO活動に対する支援活動は、1990年代初めに至ってかなり整備されたと言える。

b) 助成の内容

民間助成団体のうち、海外における自然保護の分野で研究助成やNGO活動助成を行っている主な財団等の一覧を表：Bに示した。各団体はその助成の内容から、1) 学術的研究に対する助成が多いもの、2) NGO活動（日本の）に対する助成が多いもの、3) 海外のNGO等を支援するもの、4) NGOそのもの（日本の）を支援する制度があるもの、の4つに大別される。

1) 学術的研究に対する助成が多いもの

- ・旭硝子財団：総合研究助成として「地球環境」をテーマとする研究や研究交流、国際的研究集會に助成。
- ・住友財団：環境研究助成として環境に関するものであれば分野を問わず学際的な研究も助成。
- ・地球環境財団：自然環境の保全と創造関連分野での研究を対象に奨学金の交付を実施。

- ・トヨタ財団：自然・生活環境、社会福祉、教育文化等に関する個人奨励研究、学際的・国際的・職際的研究に助成。
 - ・日産科学振興財団：学術研究助成として人間と機器との関わり、資源・エネルギー・環境、新しい機能材料及び生命分野の基礎研究と応用研究に助成。
 - ・日本生命財団：環境問題研究助成として“人間活動と環境保全との調和に関する研究”に助成。
- 2) NGO活動(日本の)に対する助成が多いもの
- ・イオングループ環境財団：国内外の民間団体等の環境保全活動、国際会議、専門家養成などに助成。
 - ・地球市民財団：途上国の自然災害、住民の福祉及び教育の工場のための援助を行うNGOに対し支援。
 - ・日本万国博覧会記念基金：5つの主な補助対象事業の一つが自然保護・人間環境保全関係である。
 - ・庭野平和財団：「研究助成」と「活動助成」。後者として海外で活動する内外NGOへの助成を実施。
 - ・三菱銀行国際財団：青年層を対象とした経済・社会・文化等の分野における国際理解・人材交流推進に助成。
 - ・日野自動車グリーンファンド：身近な環境に関わる活動に重点助成。都市の自然環境創生、保全、調査等。
- 3) 海外のNGO等を支援するもの
- ・公益信託アジア・コミュニティ・トラスト：地域住民主導の自発的な開発努力への支援。現地NGOに助成。
 - ・経団連自然保護基金：世界各地の自然保護に関するプロジェクトに関わっている内外のNGOに助成。
 - ・自然保護助成基金：(財)日本自然保護協会との共同事業による助成。国内外の自然保護に関わる活動。
 - ・長尾自然環境財団：調査研究助成。途上国において自然環境保護のための調査・研究を行う現地研究者。また、途上国での人材育成として、現地で学ぶ大学生・大学院生への奨学金支援も行っている。
 - ・緑の地球防衛基金：助成も行うが、地球上の緑の保全と再生、砂漠化防止のため植林も実施。
- 4) NGOそのもの(日本の)を支援する制度があるもの
- ・アーユス=仏教国際協力ネットワーク：協力関係が期待できるNGOに対し職員給与、研修会等に助成。
 - ・宗教法入立正教会：研修助成金支給や新人スタッフ雇用の際しての一定期間雇用諸経費の一部補助。

(財)自然環境研究センター(1996)：環境事業団委託 開発途上地域環境保全活動方策(自然環境保全活動)に関する調査報告書」、自然環境研究センター

(7) NGOの活動状況 7-2)日本のNGO支援プログラム

7-2-2)民間基金・財団

B: 海外における自然保護分野に関する主な民間助成団体の概要

年次	主なできごと	名称	主な助成内容	年間助成総額	うち自然保護関連
1970	公害対策基本法成立	旭硝子財団	総合研究助成	6,700万円	-
1971	環境庁設置	住友財団	環境研究助成	1億円	-*
1974	国立公害研究所(現在の国立環境研究所)設立 とうきょう環境浄化財団、日産科学振興財団、トヨタ財団が設立	地球環境財団	研究奨励金	1,200万円	-†
1975	文部省の科学研究費補助金に環境特別研究が登録 河川環境管理財団設立	トヨタ財団	研究助成	3億円	*
1979	日本生命財団設立 トヨタ財団が「身近な環境をみつめよう」研究コンクールを開始	日産科学振興財団	学術研究助成	2億円	-
1983	妙の地球防衛基金設立	日本生命財団	環境問題研究助成	1億円	-
1986	笹川平和財団設立	イオングループ環境財団	NGO活動助成	8,000万円	100万円*
1987	地球環境財団設立	地球市民財団	NGO活動助成	1,000万円	-
1988	長尾自然環境財団設立	日本万国博覧会記念基金	法人・NGO助成	6億円	2,000万円
1990	外務省の「NGO事業補助金制度」及び「小規模無償資金協力制度」開始	長野平和財団	NGO活動助成	4,000万円	-*
1991	国際ボランティア貯金取り扱い開始	三菱銀行国際財団	NGO交流助成	8,000万円	-*
1992	リオデジャネイロで地球サミット開催される 環境事業団の地球環境基金設立	777・ミニ・ファクト	現地NGO助成	2,000万円	95万円*
1993	「絶滅のおそれのある野生動物種の種の保全に関する法律」成立	経団連自然保護基金	海外NGO助成	1億円	不明
1994	第5回ラムサール条約締約国会議開催(6月)	自然保護助成基金	現地NGO助成	5,000万円	1,230万円*
1995	生物多様性条約発効(12月)	長尾自然環境財団	調査研究助成	1,000万円	-
1996	第2回生物多様性条約締約国会議(11月、インドネシアで開催) 第6回ラムサール条約締約国会議(3月、オーストラリアで開催予定)	緑の地球防衛基金	現地NGO助成	不明	不明
		アユース	NGO人材育成	1,200万円	200万円
		立正佼成会	NGO人材育成	不明	不明

注: 「年間助成総額」は概算。「自然保護関連」は海外におけるNGO活動に対する助成で、「研究」は除く。また、金額は*印は1994年、無印は1995年の実績

(財)自然環境研究センター(1996):環境事業団委託 開発途上地域環境保全活動方針

(自然環境保全活動)に関する調査報告書、自然環境研究センター

(7) NGOの活動状況

7-3) 日本のNGO支援プログラムによるNGOの自然保護分野における海外プロジェクト

a) 環境事業団地球環境基金の平成10年度助成案件リスト

環境事業団地球環境基金が行った平成10年度助成案件の内、1.イ案件：国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動、2.ロ案件：海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動、の案件リストを7-3)、7-4)表に示した。

b) プロジェクトの事例(海外民間団体による環境教育プロジェクト)

平成10年度環境事業団地球環境基金の助成案件の内から、海外民間団体(ロ案件)による環境教育プロジェクトの代表的事例を以下に示す。

1. バングラディッシュの農村・漁村地域の子供達に対する自然環境教育の実践

(Bangladesh POUSH バングラディッシュ・ポウシュ -バングラディッシュ ダッカ)

バングラディッシュは、世界最貧国のひとつであり、貧困の故に学校に通えない子供たちがたくさんいる。ポウシュでは、辺境地区のとくに貧しい未就学児童6~12歳を対象に、自然への関心を育むための基礎的な教材と教育プログラムを開発し、自然環境教育を実践するため、1992年から公立学校に通えない子供を対象にした辺境地域での民間学校教育プログラムを実行している。

1995~97年、基金助成によって、「バングラディッシュの鳥」「バングラディッシュの木」「バングラディッシュの魚」を作成し、更に指導者の育成、生徒への文具の提供、ネイチャーウォーク、ワークショップを行っている。こうしたポウシュの地域に根ざした自然環境教育活動は大きな注目を浴び、公立学校などでも同様のカリキュラムをとり入れようとするなど波及効果を与えた。

2. カトマンズにおける大気環境改善のための環境教育の実施

(LEADERS-Nepal リーダーズ・ネパール -ネパール カトマンズ)

ネパール王国の首都カトマンズが世界で有数の大気汚染地域になったのは1990年頃からで、人口の集中、中古車の増加に加え盆地状の高地という地形要因が重なり、又10~4月の乾期の気候条件も加わっている。人口環境省が1995年から発足したが、いまだに大気汚染の実態を科学的に把握されていなかった。省とカトマンズ市も継続的な大気の実態把握や気象調査の必要性を認識していることから草の根の活動をしているリーダーズ・ネパールが先行して活動することで、改善施策や市民への喚起を目的とした。

基金助成を得て、事務局長が日本で研修を受け器材を購入することから始め、カトマンズ市内13ヶ所の大気汚染調査を実施し、調査結果の定期的な報告会や講義は小中学校の授業にも使われ、簡易測定環境教育への普及活動に結びついた。調査はボランティアの広範な参加を得て進められ、セミナーを開催し、マスコミも大きくとり上げた。カトマンズの大気汚染に対する課題は明確であったが、これまでその方法と市民への周知の仕方に条件がなかったが、今回の活動がきっかけとなり、政府・市による環境基準作りのための施策が一気に推進することとなった。

3. ネパール西部地域の村落住民に対する森林保全啓発活動並びに住民の生活向上運動

(マチャプチュレ開発協会 - ネパール ポカラ)

環境保全を行う時、政府の努力だけでなく、地域自らが環境保全と開発に参画することが、持続可能な環境効果が期待できる。そこで森林保全を図るため、地域住民の生活に直接的効果をもたらす実践的開発活動を実施し、同時に彼らへの森林保全教育を促進する。

基金助成とノルウェーNGOの援助を受け、ネパール西部の、生活用に森林を伐採しそのため森林破壊が急速に進んでいる36の村落を対象として、森林保全・生活向上普及員の育成、苗畑造成、代替エネルギーの開発と活用(生物ガス、改善かまど、湯沸かしヒーター)、啓発運動の実施...スローガンを掲げ生活向上普及員による村民への啓発運動を実施、対象地域における長期計画を策定するため、社会経済、野生生物、植生状況に対する基礎調査を実施した。

代替エネルギーはニーズが高まり、住民の森林保全への意識は高まりつつある。基礎調査を踏まえた今後の展開が期待される。

4. ケニアの海洋自然保護区における環境教育プログラムの展開

(Wildlife Clubs of Kenya (WCK) - ケニア ナイロビ)

ケニアコースト地域は、世界でも有数の珊瑚礁を有しており自然としてもまた環境資源としても重要な位置を占めている。世界にとっても貴重なこの自然資源を永続的に保護していくためWCKは青少年に対して環境教育を行ってきた。しかし、経済上の事情などで彼らが海に出てその生態系を体験する機会ほぼ皆無であって、このことが自然保護活動においても、状況を困難にしている原因の一つとなっている。

今回基金助成を得て、事前環境調査によって教材を作成し、船外機付きガラス底ボートを購入、操縦士の確保を行い、講習、自然観察会、検討会などの体験型環境教育活動を実施した。

実際にガラス底ボートより海中を観察することができた時の生徒達の反応は極めて大きく、生態系の乱れや汚染防止について実感として持つことができるようになった。また保全活動についてその大切さを再認識できるようになった。

(7) NGOの活動状況 7-3) 日本の NGO 支援プログラムによるNGOの自然保護分野における海外プロジェクト (1)

平成 11 年度地球環境基金助成案件(イ案件:国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動)

(単位:千円)

番号	団体名	所在地	助成金額	活動内容
1	ICA文化事業協会	東京都	3,600	インド、ネパール、日本、山間地区住民国際会議とムルシュ地区の植林
2	アジア太平洋資料センター	東京都	3,600	エビ養殖池放棄池の再生に関する調査(タイ)
3	アジア健康ネットワーク(AAN)	宮崎県	6,000	中国内モンゴル自治区・此中中毒病区における調査研究と環境改善
4	アジア民間交流くろ一ぶ	大阪府	5,400	アジア地域に適正のある小規模排水処理プラントの開発と普及促進事業
5	(社)アフリカ開発協会	東京都	1,300	エリ豆飼育農業
6	雨水利用を進める全国市民の会	東京都	4,500	雨水利用の国際協力・支援の推進(南アメリカ)
7	ICWES-11公開シンポジウム実行委員会	東京都	2,500	公開シンポジウム「地球環境に果たす女性の役割」
8	APECモニターNGOネットワーク	大阪府	2,700	農林産物自由化による環境劣化を防止するための国際ネットワークの形成
9	(財)オイスカ	東京都	6,300	スリランカ南部緑化計画事業
10	オゾン層保護対策産業協議会	東京都	2,900	中国における電気冷蔵庫のCFC代替化促進支援
11	(社)海外環境協力センター	東京都	4,200	大気汚染防止対策技術(火力発電所ならびに鉄鋼業)の中国への移転
12	(財)海外技術者研修協会	東京都	3,500	ネパールでの大気・水質汚染を中心とした環境問題セミナーの開催
13	河西回廊沙漠緑化植林協会	東京都	2,700	河西回廊安西県を中心とした沙漠緑化植林計画(中国)
14	カラ=西アフリカ農村自立協力会	東京都	2,700	サヘル地域農民を対象としたアグロフォレストリーの普及・指導(マリ)
15	カワウソ研究グループ	福岡県	2,700	アジアにおけるカワウソ保護のための普及啓発事業
16	カンボジア環境研究会	新潟県	5,800	カンボジア王国における水系・大気汚染等調査、および持続可能な技術移転
17	(財)北九州国際技術協力協会	福岡県	2,700	開発途上国の都市における環境産業の育成支援策に係わる共同調査事業(フィリピン)
18	クマタカ生態研究グループ	滋賀県	3,100	アジアにおける猛禽類の研究と保護のネットワーク化
19	原子力資料情報室	東京都	1,300	アジアにおける持続可能で平和なエネルギーの未来・ネットワーク
20	奉昭拓友緑化の会	和歌山県	900	中国コルチン草原砂漠化防止植林活動
21	国際エメックスセンター	兵庫県	2,200	第4回エメックス会議/第4回メッドコーストジョイント会議
22	(社)国際海洋科学技術協会	東京都	3,000	ベトナムの沿岸海域環境改善のための海中森林造成事業
23	(財)国際環境技術移転研究センター	三重県	4,500	フィリピンにおける環境問題セミナーの開催
24	国際若グリーン作戦山南	兵庫県	4,800	フィリピン・ボルネオ中部ピナトゥポ火山被災地における「若グリーン作戦」の実施
25	国際湿地保全連合日本委員会	東京都	4,000	ダム開発と自然保護に関する国際会議
26	(社)国際養蜂協会	東京都	4,500	中国環境保護のための人材養成支援及び啓発活動
27	(財)国際緑化推進センター	東京都	4,300	ベトナム国スワン・マイ地域での植林活動
28	砂漠に緑を育てる会	東京都	4,000	ジブチ共和国における砂漠等乾燥地の緑化と農業生産環境整備
29	シンクタンク京都自然史研究所	京都府	3,100	インドネシア ジャワ・スマトラにおける火山・地震活動の地下水への影響調査と地下水保全に関する活動
30	スピーク 幼少児国際教育交流協会	東京都	2,700	植林と自然クラブの育成(ブータン)
31	(財)石炭エネルギーセンター	東京都	3,900	アジア・太平洋地域への石炭生産に係わる環境技術普及のためのワークショップ
32	セニード(ネパール環境教育開発センター) 後援会	京都府	4,000	ネパール国カトマンヅ市スワヤンブーにおける環境公園の建設
33	全国公害患者の会連合会	東京都	3,600	途上国の公害患者の招聘等による経験交流・研修事業
34	(社)全国燃料協会	東京都	4,100	ベトナム国における農山村の活性化と環境保全事業
35	草炭研究会	東京都	4,000	中国・黄河上流地域の荒蕪地の緑化
36	ソムニード・サンガム	岐阜県	2,700	インド・アーンドラ・プラデッシュ州アナタプール地域における小規模分散型エネルギー開発事業
37	(社)大気環境学会	東京都	3,600	東アジアにおける大気汚染による材料の被害調査

環境事業団(1999):平成 11 年度地球環境基金助成案件の決定、地球環境基金便り

(7) NGOの活動状況 7-3) 日本の NGO 支援プログラムによるNGOの自然保護分野における海外プロジェクト (2)

平成 11 年度地球環境基金助成案件(イ案件:国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動) (つづき)

38	太平洋経済協力会議(PECC)日本委員会	東京都	3,600	太平洋地域高嶺原における自然環境保全型地域活性化プロジェクトの支援
39	(財)地球環境戦略研究機関	神奈川県	2,700	NGO環境教育海外支援国際会議(ワークショップ)の開催
40	地球クラブ	長野県	2,400	青少年のためのタイ国カオノイチュチ低地熱帯林の教材化
41	地球工学研究会	大阪府	1,300	中国における廃棄物の処理処分と環境汚染対策に関する調査研究
42	地球の友ジャパン	東京都	2,800	ロシア共和国沿海地方の森林保護及び地域住民の経済的自立への促進
43	地球ボランティア協会	兵庫県	3,600	フィリピン環境NGOのネットワークを基じた環境保全事業の協働体制の強化
44	地球緑化センター	東京都	7,100	中国長江上流環境緑化整備事業
45	中国の環境保全支援委員会	東京都	3,600	中国における、環境汚染常時監視技術の共同開発と人材育成
46	(社)土壌環境センター	東京都	3,100	地球規模での土壌・地下水の自然環境保全のための国際ワークショップ
47	日本アラブ協会	東京都	900	エジプト国に於ける砂漠地域緑化植樹保護活動
48	日本インドネシアNGOネットワーク(JANNI)	東京都	4,000	インドネシアの地域住民とNGOのための環境モニタリング・ガイドブックの作成
49	日本雁を保護する会	宮城県	4,500	東アジアにおけるガン類生息地の目録作成事業
50	(財)日本環境衛生センター産性用研究センター	神奈川県	2,600	東南アジア地域における酸性雨に関する周知啓発(タイ)
51	日本国際ボランティアセンター(JVC)	東京都	7,100	タイにおける環境保全型自然農業技術の実践・研究と普及啓発
52	(社)日本国際民間協力会	京都府	6,300	ベトナムにおけるバーマカルチャーの理念に基づくアグロフォレストリー
53	日本サウンドスケープ協会	石川県	3,100	東南アジアにおける音の環境教育・騒音対策の推進
54	日本沙漠学会 乾燥地農学分科会	東京都	2,700	エジプトにおける有機資源としての生ゴミの砂漠緑化への活用
55	日本沙漠緑化実践協会	東京都	1,800	中国 内蒙古自治区 庫布其沙漠 徳勝城地区 沙漠化防止活動
56	(社)日本山岳会	東京都	2,700	ネパールにおける石楠花を中心とした植林園の作成と植林の啓発
57	(財)日本産業開発青年協会	東京都	3,600	中国ケブチ沙漠における挿し木による沙漠の緑化と近隣農地・牧草地の保全活動
58	日本子孫基金	東京都	4,500	アジア地域での環境ホルモン情報の普及とネットワーク形成活動
59	日本ネグロス・キャンペーン委員会	東京都	1,300	フィリピン・ネグロス島における自然環境型持続農業の研修
60	日本ハンガー・プロジェクト	東京都	4,100	ブルキナファソ国サンマテンガ地区植林活動
61	(社)日本ブラジル中央協会	東京都	3,600	ブラジル国半乾燥・湿潤熱帯における持続的土地利用の調査・啓発・普及
62	日本・ブラジルネットワーク(JBN)	東京都	3,400	ブラジル・大西洋岸の熱帯林の保全・回復のための環境教育活動
63	(社)日本マレーシア協会	東京都	3,100	地域生活環境改善事業
64	(財)日本野鳥の会	東京都	4,900	絶滅に瀕するクロツラヘラサギの保護のための研究及び保護活動(東アジア)
65	熱帯森林保護団体	東京都	3,100	ブラジル・クベンコクレ地域に生息するアンタ・ヒョウの保護活動
66	(社)農業土木学会	東京都	4,900	アジアにおける土地利用・土地被覆変化と土壌侵食防止と貧困解消のための対策
67	バードライフ・アジア地区委員会	東京都	2,200	希少種ノガン保護と保護区国際ネットワークの構築
68	びわ科学懇談会	滋賀県	2,600	モンゴル国フスグル湖における経年的水位上昇の実態調査
69	CCCC(フォーシーズ)日本委員会	愛知県	2,700	ギニア国ボソウ地域チンパンジー保護のためのビデオを利用した自然保護活動
70	マングローブ植林行動計画	東京都	4,900	マングローブ生態系公園モデル(ベトナム・カンザー地区)の設立と運営支援
71	マングローブ植林大作戦連絡協議会	東京都	6,300	タイ・ナコンシタマラート地区「緑の縦横作戦」
72	(財)水と緑の感星保全機構	東京都	7,200	アジア地域等の持続可能な開発推進のための啓発活動
73	(財)緑の地球防衛基金	東京都	2,700	タンザニアの住民植林活動とそのネットワークづくりの支援
74	民間アフリカ支援団体 ミコノの会	三重県	3,100	ケニア国コースト州タナリバー県における裸地でのプロソフィス植林事業
75	野生生物保全繁殖専門家グループ日本委員会	神奈川県	3,100	インドネシア・スマトラにおける森林火災被害からのスマトラトラ救出活動
76	ラムサールセンター	東京都	4,500	バングラデシュにおけるビデオによる環境教育の巡回実施とプログラム開発
77	るしな・こみゅにけーしょん・やぼねしあ	兵庫県	3,100	トンレサップ湖周辺の生態系調査・自然環境保全活動(カンボジア)
78	ワールド・ビジョン・ジャパン	東京都	6,500	持続可能な農村開発のための植林事業(中国)

環境事業団(1999):平成 11 年度地球環境基金助成案件の決定、地球環境基金便り

(7) NGOの活動状況

7-4) 国際NGOの活動状況

国際環境NGOは、第2次大戦以降、先進国を中心にその活動が始まり、1972年のストックホルム会議を受け、1980年代に急成長した。これらNGOは活動内容により、調査・研究中心のシンクタンクの活動を目的とした団体、国際的な自然保護活動に特化した団体、国内に始まり、国外にまで活動範囲を展開した団体、に分けることができる。

a) シンクタンク機能を中心とした国際NGO

1. 国際自然保護連合 (IUCN)

IUCNは、各国の政府・政府機関、国際的機関、NGOからなる国際組織で、自然保護・野生生物保護の分野で、FAO、UNEP、UNESCO、USAIDなどと協力して活動している。1980年にはUNEPの委託により、WWFと協力して「世界自然保全戦略」を、1992年には、WRI、UNEPとともに「地球生物多様性保全戦略」を作成した。1993年からはこの保全戦略を受けて生物多様性保全プログラムの拡充を図り、生物多様性条約の実施に必要な政策の立案及び研究施設の設置への支援を行っている。また、種の保存のために、SSC(種の保存委員会)の専門家が必要な知識を提供する「種の保存プログラム」を実施し、絶滅のおそれのある野生生物のリストである「レッドデータブック」を発行している。国レベルのデータベース整備のための支援や、野生生物の持続可能な利用に関するプロジェクト、世界の国立公園・保護地域リストの作成、森林保全、湿地保全などを進めている。

2. Bird Life International

国際的な鳥類保護団体(本部:イギリス)。もとは国際鳥類保護会議(International Council for Bird Preservation)として組織され、後に現在の名前に改称。野生鳥類の適切な保護について各国の関心を高めるため、鳥類レッドデータブックの作成、生物多様性プロジェクト(地球環境保全のため優先度の高い地域の選定)、渡り鳥プログラム(情報ネットワークの形成、データ収集、生息地の管理等)を実施。

3. 世界資源研究所(World Resources Institute:WRI)

1982年に設立された民間の調査・政策研究機関で、ワシントンにある。財団、政府及び政府間機関、民間企業、個人から財政支援を受けている。現在、次の6分野の施策研究を実施している。1)気候、エネルギー、公害、2)森林と多様性、3)経済、4)技術、5)資源及び環境情報、6)制度。WRIはUNEP、UNDP及びNGO等の支援を得て世界各国の地球環境と開発に関する科学的データを広く収集・分析し、その結果を報告書「World Resource」として隔年で刊行している。生物多様性条約の立案・実現化に深く関わり、またIUCN、UNEPとともに「地球生物多様性保全戦略」として発表するなど、世界的レベルでの政策形成に重要な役割を果たしてきている。また、WWF、TNCと共同で、USAIDへのアドバイザー役を果たしている。

b) 自然保護活動を中心とした国際NGO

1. 世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature:WWF)

WWFは、1961年に世界野生生物基金として発足し、今日476万人の会員を有する世界最大の民間自然保護団体として、28か国に各国委員会と公式協力団体が存在する。スイスのグランに本部を持ち、IUCNと密接な関係を保っている。発足以来、世界の野生生物を保護するために寄付金を集め、絶滅の危機に瀕した野生生物(パンダ、ゴリラなど)の

保護を重点に、これまで 130 国で延べ 1 万件のプロジェクトを運営し、活動資金の提供などを行ってきた。その事業内容は幅広く、基礎的な調査から具体的な保護活動までを含んでいる。また、USAID と連携して、自然保護債務スワップや、中南米・アフリカ地域における自然資源管理プロジェクトを実施している。更に、近年環境保全のため、トラストファンドにも力を入れており、これまでにブータン、グアテマラ、フィリピン、ボリビア、メキシコなどでの基金や、3 国の自然保護区に関わる基金（ポーランド、ウクライナ、スロバキア）に協力している。

WWF はその内部組織として、TRAFFIC (Trade Record Analysis of Flora and Fauna in Commerce : 野生動植物国際取引記録調査特別委員会) を持っている。これは主にワシントン条約の付属書に掲げられている種の国際取引を監視し、各種の報告を行い、締約国が必要な措置を取るよう活動している。

c) 国内から国外にまで活動を展開した NGO

1. Conservation International (CI)

ワシントン DC に本部を置く自然保護団体で、中南米に活動の重点を置き、1987 年に最初の自然保護債務スワップをボリビアで行ったことで知られる。上記の自然保護債務スワップ以外に、「生物多様性の迅速評価プログラム (RAP)」「生物圏保存地域プログラム」「地理情報システム」「ホットスポット特定作業」「タグア・イニシアティブ」などのプログラムを実施している。

「RAP」はボリビアで 1990 年に初めて適用された、科学的に何も知られていない広範な地域が保護地域の候補にあげられたときの調査手法である。「生物圏保存地域プログラム」は生態系の保全、科学的研究と地域社会の経済開発を統合することを目的としている。「地理情報システム」では、地形 流域 地域保全制（自然公園指定など）- 種多様性情報を重ねあわせて保全計画を策定している。「ホットスポット特定作業」では、地球上で最も脅かされている生物学的に最も豊富な熱帯雨林生態系を特定し、優先的に保全することを目的としている。現在、乾燥地の森林や他の生態系でも、同様なホットスポットの特定を計画している。

2. The Nature Conservancy (TNC)

ワシントン DC に本部、米国全土に 58 の支部を置く自然保護団体（1951 年に設立）で、寄付による土地の取得などを通じて、米国内に 1,300 ヲ所の自然保護区を管理している。主な活動は「重要地域の特定化」、「保護活動の実行」、「自然保護区の管理」などである。また、USAID とも連携して、中南米で自然資源管理プロジェクトを実施している。「重要地域の特定化」では、地球上で生物の多様性の豊かな生態系を代表するような地域を選定し、希少種の特定とその生息地の特定を行っている。「保護活動の実施」では、寄付による土地の取得、土地の交換、管理契約、TNC のリボルビングローン資金による土地の買い取り、自然保護債務スワップ、管理パートナーシップなどによる貴重な生態系の保護を行っている。「自然保護区の管理」では、米国内にある自然保護区をその管理計画に基づき管理している。

(財) 自然環境研究センター (1996) : 国際協力事業団委託 開発途上地域環境保全活動方策 (自然環境保全活動) に関する調査報告書

(7) NGOの活動状況 7-4) 国際NGOの活動状況

平成11年度地球環境基金助成案件(口案件:海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動)

(単位:千円)

番号	団体名	活動地域	助成金額	活動内容
1	アース カウンシル研究所	ジンバブエ	6,700	NGO主導の持続可能な発展のためのナショナル・プラン作成の指導プロジェクト
2	アムール社会生態連合	ロシア	2,700	ツル類の越冬地における保全計画作りと国際協力の重要性に関する普及啓発活動(ロシア)
3	インターナショナル・オーシャン・インスティテュート	インド	4,900	沿岸コミュニティにおける生活環境改善のための環境教育と自立能力育成事業(南インド)
4	インド環境協会	インド	2,700	インド・ケララ州・ガナ国立公園周辺の住民・子供・先生を対象とした自然、環境、自然資源保全
5	ウエッドランドインターナショナルアジア太平洋支部	ロシア 中国 韓国	3,600	東アジア地域ガンカモ類生息地ネットワークに関する国際会議
6	KIRANG Love Green Development Cooperative INC.	フィリピン	1,800	キラン地域緑化計画(フィリピン)
7	グニ協会(GENI)	インドネシア	4,500	インドネシア地方住民・NGOへの再生可能エネルギー技術と知識の実践的な普及
8	Green Forum Philippines	フィリピン	2,700	フィリピンの教育機関における気候変動についての啓発活動
9	The Wilderness Trust of Southern Africa	南アフリカ	5,400	南アフリカ北部地域環境保護活動
10	サンパウロ博物研究会	ブラジル	1,300	ブラジル東部海岸山脈周辺の薬用植物資源の保護 第Ⅲフェーズ
11	自然環境復元研究所	インド	2,700	地域住民参加による南インド・カニユアグマリ地区の危機に瀕した熱帯淡水湿地の保護計画
12	陝西省野生動物保護協会	中国	2,700	国際トキ保護シンポジウムの開催(中国)
13	タイ環境研究所	タイ	3,600	都市緑化プロジェクト(タイ)
14	WWF-パキスタン	パキスタン	5,400	パキスタンにおける学校・青少年団体とのパートナーシップで進める環境教育プログラム
15	チーム・トゥデイ・アンド・トゥモロウ	エチオピア	4,000	エチオピア国南ウォロ地域ケララ地区環境保全および農村開発事業
16	中国環境ジャーナリスト・フォーラム	中国	3,100	中国の人々に温暖化ガス削減と健康との関係を啓発するメディア活動
17	Nature Conservation Foundation	インド	2,700	インド国オリッサ州海岸地域海亀調査・保護活動
18	農業アクションネットワーク・アジア太平洋	フィリピン タイ	6,300	持続可能な環境と貿易のためのパートナーシップ~化学物質の安全性に関する研修、モニタリング、教育の実施
19	バードライフ・インターナショナル	マレーシア	27,000	第22回バードライフ世界大会
20	Palawan Ecovolunteer Program (PEP)	フィリピン	3,100	フィリピン、パラワン島における地域の自立を目指した自然環境保全活動
21	東アフリカ子ども救援センター	ケニア	2,700	ケニアにおけるホテイアオイの駆除と利用のための調査研究活動
22	文化と環境を守る会(CEPA)	カンボジア	400	カンボジア王国スツウントレン県での環境教育と環境保全意識向上のプロジェクト
23	北京環境保護基金会	中国	4,500	北京市生活固体廃棄物の汚染防止対策の研究及びその応用
24	ベトナム複合農業者協会(VAC VINA)	ベトナム	1,800	第3回アジア合議シンポジウム『持続的農業:食糧増産と環境保全の両立』
25	マチャプチュレ開発協会	ネパール	3,200	ネパール国西部地域の村落住民に対する森林保全啓発・実践活動並びに住民の生活向上運動
26	マハレ野生動物保護協会	タンザニア	1,600	タンザニア国マハレ地域環境保全教育広報活動
27	リーダーズ ネパール(LEADERS-Nepal)	ネパール	2,700	ネパールにおける環境保全の調査活動とエコクラブを通じた啓発活動

環境事業団(1999):平成11年度地球環境基金助成案件の決定、地球環境基金便り

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 1) 日本の途上国支援の概要

8 - 1 - 1) 歴史、形態、実施機関

a) 援助の始まり

第2次世界大戦後における国際援助の歴史は、マーシャル・プランによって、アメリカが戦災から立ち直ろうとするヨーロッパ諸国に対して行った復興援助に始まる。日本もまた、欧米諸国からの資金、物資等の援助を受けた。やがて東西冷戦が進む中、援助対象国が両陣営の競合地域である開発途上国へと拡大されていき、経済復興を成し遂げたヨーロッパ諸国は援助国となり、援助の意見交換・政策調整のために、1960年、「開発援助グループ」が設立される。これは経済協力開発機構(OECD)の発足に伴い、その下部委員会である開発援助委員会(DAC)に引き継がれ、日本もそのメンバーとなっている。

一方、1950年に、英連邦諸国が中心となって、アジア諸国の社会・経済開発を行うためのコロンボ・プランが発足する。1954年、これに加盟したのが、我が国の政府ベース技術協力の始まりとなる。

以後、経済力をつけた日本は経済大国の国際的責務として、援助を年々拡大し、国際社会でも大きな期待と注目を集めるようになり、現在では世界1、2位を争う援助国となっている。

しかし、日本の援助はODAの対GNP比やグラント・エレメント(援助の譲許性)がDAC平均より低く、まだまだ改善が求められている。

以上は政府による援助(ODA)を中心に述べたものだが、援助を行うのは政府ばかりではない。国際機関やNGO(Non Governmental Organizations)と呼ばれる民間援助団体による援助も大きな役割を果たしている。

他の援助国に比べると、日本のNGOの活動は歴史も浅く、規模も小さなものととどまる。しかしODAではカバーできない点をNGOが協力できるなどの利点があり、両者の連携により援助が効果的に行われることが期待されている。

b) ODAとは

経済協力とは、開発途上国の貧困、飢餓など、人間の基本的な生活条件を脅かす諸問題を改善するという人道的な観点や、開発途上国の経済的、社会的な発展と安全が、世界全体の平和と繁栄に不可欠であるという相互依存の認識から行われるものである。

先進各国政府が行う政府開発援助に限らず、開発途上国相互間や国際機関、民間企業、NGOや各種のボランティア団体など、種々の機関や団体で実施されており、その形態や内容は様々である。

政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)とは、こうした経済協力のうち、各国政府が開発途上国に対して提供する資金や技術などを指す。

経済協力開発機構(OECD)の下部機構である開発援助委員会(DAC)では、1969年の援助条件勧告の中で、経済協力を「開発途上国に対する資金の流れ」として捉え、ODA、その他政府資金(OOF: Other Official Flows)、民間資金(PF: Private Flows)の3つに区分している。

このうちODAは、以下の3つの要件を満たすものとして定義されているが、近年はNGOによる贈与も加わり4区分となっている。

政府又は政府の実施機関により、開発途上国又は国際機関に供与されるものであること。

開発途上国の経済開発と福祉の向上に寄与することを主な目的としていること。

資金協力については、グラント・エレメントが25%以上であること。

c) ODA の形態と実施機関

開発途上国の経済開発や福祉の向上を支援するために日本政府が行っている政府開発援助（ODA）は、

- 1) 二国間贈与（無償資金協力と技術協力）
- 2) 二国間貸付（有償資金協力、一般的には円借款と呼ばれる）
- 3) 国際機関に対する出資・拠出

の3つの柱からなる。

一般的には、開発途上国の中でも特に貧しい後発開発途上国には、返済義務のない贈与が多く、また、より豊かで返済能力のある国々には、二国間貸し付けが多く行われている。二国間贈与の大部分は国際協力事業団（JICA: Japan International Cooperation Agency）が、また、二国間貸し付けについては海外経済協力基金*（OECF: Overseas Economic Cooperation Fund）が担当している。

援助を行うに当たっては、我が国は相手国からの正式な要請を受けて行う、いわゆる要請主義の立場を原則的に取っている。つまり、まず開発途上国政府から日本政府に対して要請が出され、それに基づく検討、協議を経て実施されるというものである。しかし、最近では相手国側からの要請を待つだけでは積極的な援助が展開できないということから、プロジェクトの発掘段階での協力にも力が入られるようになってきている。

なお、国際協力事業団以外で政府の技術協力予算により事業を実施する法人としては、国際交流基金、日本貿易振興会（JETRO）、（財）海外技術者研修協会（AOTS）、（財）海外貿易開発協会（JODC）などがある。

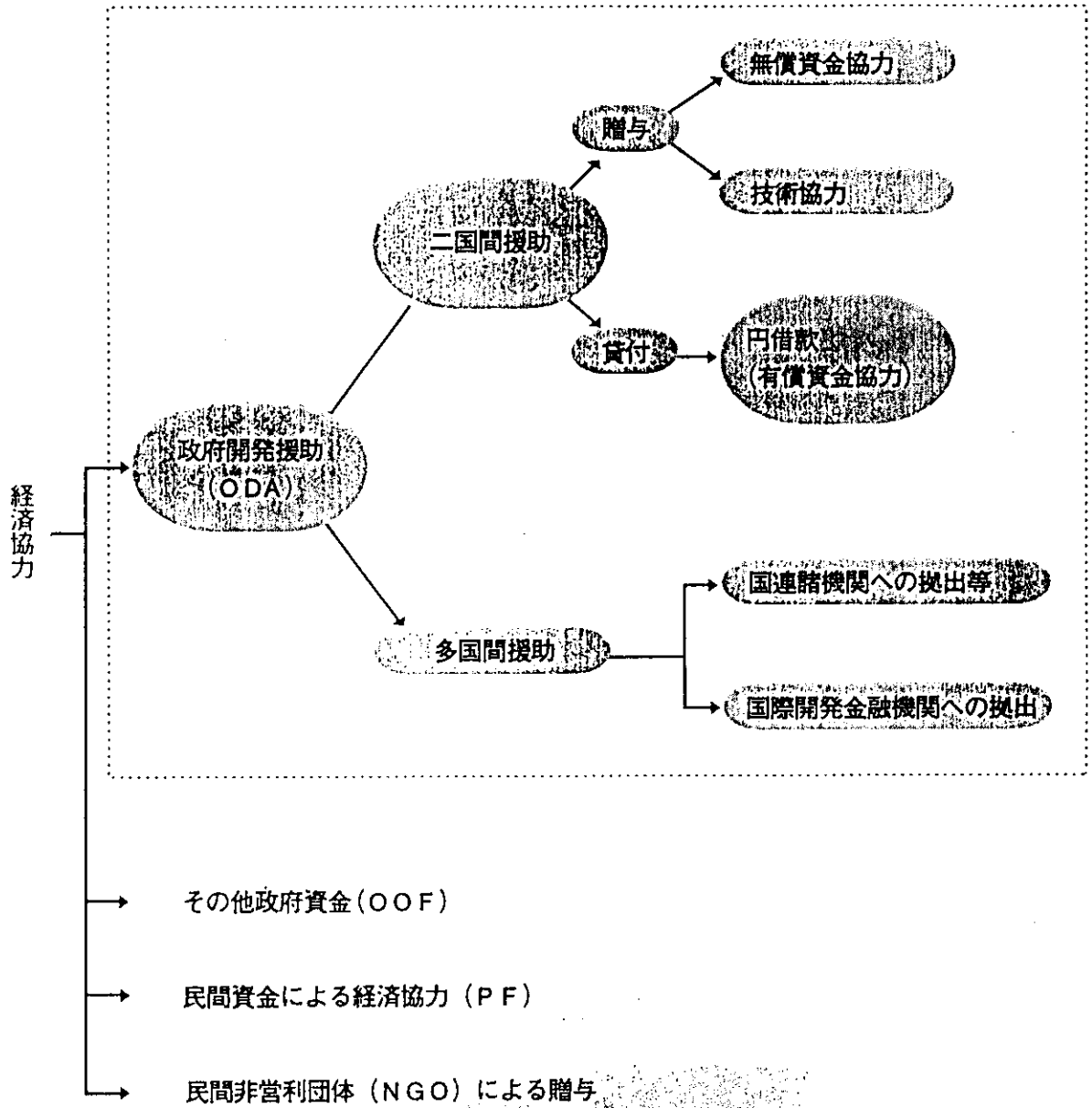
*：1999年10月、OECFは日本輸出入銀行（JEXIM: Export - Import Bank of Japan）と統合し、国際協力銀行（JBIC: Japan Bank for International Cooperation）として生まれ変わり、投融資残高で世界銀行グループに匹敵する経済協力機関となる。

国際協力事業団(1998):なぜ、援助を？、日本の援助の仕組みは？、地球の明日を見つめて

国際協力事業団(1998):コラム・ODAとは、ODAの予算と実施体制、国際協力事業団年報1998

篠沢 恭助(1999):OECFから国際協力銀行（JBIC）へ、OECF ニュースレター、No75、海外経済協力基金

わが国の経済協力におけるODAの位置付け



(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 1) 日本の途上国支援の概要

8 - 1 - 2) 日本の ODA の予算規模、実績

a) ODA の予算

我が国ではこれまで、ODA 予算(一般会計)を、総理府、警察庁、総務庁、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、国土庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省の 19 省庁に計上し、それぞれの省庁が所管していた。しかし、1998 年度は ODA の効果を最大限に発揮するために、所管の枠を超えた総合的な調整を行い、総理府と自治省所管の ODA 予算の組み替えによって、17 省庁に計上することとなった。

1998 年度の一般会計 ODA 予算は、政府全体で 1 兆 473 億円となっており、このうち外務省担当予算が 5568 億円で、JICA 分は外務省担当予算の中の約 31.6%、1998 年度の二国間技術協力予算は 3597 億円で、JICA はそのうちの 50.2%を担当した。

b) 我が国の ODA 実績

1997 年の DAC 加盟 21 カ国の ODA 総額は、475 億 8000 万ドルで前年比 14.2%減であった。このうち日本の ODA 総額は 93 億 5800 万ドル(1 ドル 121.00 円)で、DAC 全体の 19.7%を占め、DAC 諸国中第 1 位となったが、前年の 94 億 3923 万ドルに比べ、0.9%の減少となった。これに対し、他の主要国の援助額が大幅に減少したため、我が国は 91 年以来続く最大援助国の地位を維持した。

一方、国民総生産 (GNP) に占める ODA の割合では、日本は 0.22%で 21 カ国中 19 位であった。援助の質を示す指標の一つと考えられているグラント・エレメントと贈与比率は依然として DAC 諸国中低い水準にあり、改善が望まれている。

(8) 自然環境保全分野の国際協力 8-1) 日本の途上国支援の概要

8-1-2) 日本の ODA の予算規模、実績

1997 年のわが国の ODA 実績 (援助形態別)

援助形態			援助実績		ドルベース (100万ドル)		円ベース (億円)		構成比 (%)	
			実績	対前年比 (%)	実績	対前年比 (%)	ODA	二国間		
O D A	二 国 間 O D A	贈 与	無償資金協力 (東欧および卒業国向け実績を除く)	2,017.98 2,014.81	-15.8 -12.8	2,441.75 2,437.92	-6.3 -3.1	21.4 21.5	30.5 30.8	
			技術協力 (東欧および卒業国向け実績を除く)	3,021.03 2,969.78	-5.0 -5.0	3,655.45 3,593.43	5.6 5.6	32.0 31.7	45.7 45.3	
		計 (東欧および卒業国向け実績を除く)	5,039.01 4,984.58	-9.6 -8.3	6,097.20 6,031.34	0.5 1.9	53.4 53.3	76.2 76.1		
		政府貸付等 (東欧および卒業国向け実績を除く)	1,573.58 1,567.59	-43.4 -43.4	1,904.03 1,896.78	-37.1 -37.1	16.7 16.8	23.8 23.9		
		計 (東欧および卒業国向け実績を除く)	6,612.59 6,552.17	-20.9 -20.2	8,001.23 7,928.12	-12.0 -11.2	70.1 70.0	100.0 100.0		
		国際機関向け拠出・出資等 (EBRD向け拠出を除く)	2,822.67 2,805.68	125.5 127.7	3,415.43 3,395.11	150.7 153.2	29.9 30.0			
	計 (東欧、卒業国およびEBRDを含む) (東欧および卒業国向け実績を除く)	9,435.26 9,358.04	-1.8 -0.9	11,416.66 11,323.23	9.2 10.2	100.0 100.0				
	名目GNP (速報値) 対GNPI比 (%)	(10億ドル、10億円) (東欧、卒業国およびEBRDを含む) (東欧および卒業国向け実績を除く)	4,245.78 0.22 0.22	-8.6	513,739.00 0.22 0.22	1.7				

- * 1997年DAC指定レート：1ドル=121.00円 (96年比12円18銭の円安)
- * 四捨五入の関係で、各形態の計が合計と一致しないことがある。
- * EBRD：欧州復興開発銀行。旧ソ連、東欧諸国の市場経済への移行を支援する。
- * 援助卒業国 (1996年) …バハマ、ブルネイ、クウェイト、カタール、シンガポール、アラブ首長国連邦

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 2) 日本の ODA の仕組み

8 - 2 - 1) 無償資金協力

a) 総説

無償資金協力は、被援助国に返済義務を課さずに資金を供与する援助である。この形態の援助は、開発途上国の中でも比較的所得水準の低い諸国を中心として実施している。具体的な供与対象国は、その国の経済社会開発状況と開発需要、日本との二国間関係、要請案件の内容等を総合的に考え合わせ、必要な調査を実施の上決定している。同時に、援助実施対象国の決定に際しては、国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国基準を一応の目安としており、98年度に付いては、95年の一人当たり GNP が 1,505 ドル(但し文化無償については 5,295 ドル - 世銀統計)以下の国を原則的に無償資金協力の供与対象国としている。

対象分野としては、基本的には収益性が低く、借款で対応することが困難な医療・保健、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発等の基礎生活分野（BHN: Basic Human Needs）、環境、及び人造り分野が大きな柱となっている。

b) 一般無償資金協力

）一般プロジェクト無償

一般プロジェクト無償は、幅広い分野におけるプロジェクト型の無償資金協力を行うものである。対象分野は医療・保健、教育・研究、農業、民生・環境改善、通信・運輸に大別される。但し、これまで基本的に円借款で対応してきた道路、橋梁、港湾、通信等経済インフラについても、後発開発途上国（LLDC : Least among Less Developed Countries）を中心とする開発途上国の経済インフラの悪化等を考慮し、個別の状況に応じて協力の対象に組み込んできており、一般プロジェクト無償の対象分野は多様化している。

）債務救済無償

）経済構造改善努力支援無償(ノン・プロジェクト無償)

）草の根無償

草の根無償は、開発途上国の地方公共団体、研究・医療機関及び開発途上国において活動している NGO 等からの要請に対し援助を行うものである。従来の政府間における無償資金協力では対応が困難であった比較的小規模な案件に対し、当該途上国の経済・社会状況等の諸事情に精通している日本の在外公館が迅速かつ的確に対応することにより、開発途上国の多様な需要に対応できるようにすることを狙いとしている。

c) 水産無償

d) 緊急無償

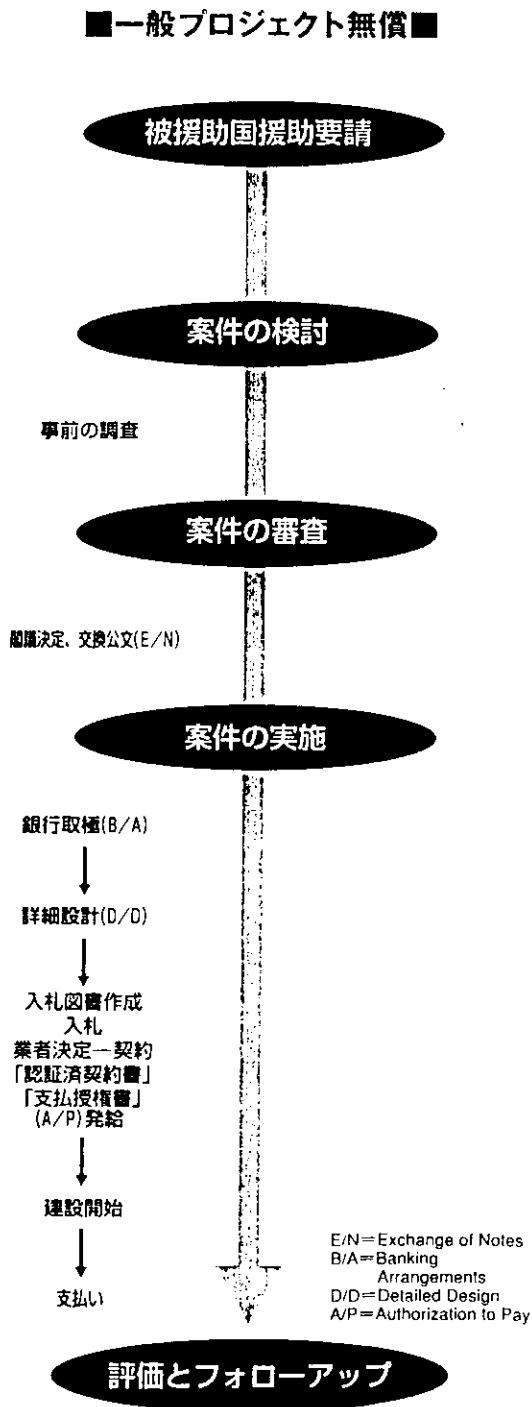
e) 文化無償

文化無償は、文化交流に関する国際協力の一環として、75 年度より開始された。これは社会の経済的な発展とともに、開発途上国等において固有の文化の維持・振興に対する関心が高まり、文化面を含む広い視野からバランスの取れた国家開発の努力がなされていることから、こうした努力に対し協力するものである。具体的には、開発途上国等における文化財及び文化遺産の保存活用、文化関係の公演及び展示の開催、並びに教育及び研究の振興のために使用される資機材の購入に必要な資金の供与を行う援助であり、1 件につき 5000 万円以内で実施されることになっている。

f) 食糧援助

g) 食料増産援助

無償資金協力はどのように実施されるのか



国際協力事業団：世界に貢献する「我が国の無償資金協力と JICA」

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 2) 日本の ODA の仕組み

8 - 2 - 2) 技術協力

a) 総説

技術協力は、途上国の国造りの基礎となる「人作り」を目的とする援助であり、日本の技術や知見を相手国の当該分野で指導的な役割を担う人々(技術協力の「カウンター・パート」)に伝え、カウンター・パートを通じてその技術が当該途上国の国内に広く普及し、その経済・社会発展に寄与するものである。現在、技術協力は、医療・飲料水の確保等の基礎生活分野からコンピューター技術や法律・制度の整備等の高度な協力まで幅広い分野に及んでいる。

政府間の約束に基づき行われる技術協力は国際協力事業団を通じて実施されている。その他、公的資金をもって実施されている技術協力事業には、開発途上国からの国費留学生受け入れ事業、各省庁付属機関等が途上国政府機関との間で実施している調査研究事業、更には、地方公共団体による研修員受け入れ等、あるいは、政府補助金を得て民間援助団体(NGO)が行う技術協力が含まれる。

技術協力は、所得水準が比較的高いため無償資金協力・有償資金協力の一般的対象にならない国や、累積債務が多く有償資金協力の対象とすることに制約がある国などに対しても行われる。

b) 研修員受入れ事業

研修員受入れ事業は、技術協力の中でも最も基本的な形態の一つである。開発途上国から、国造りの担い手となる研修員を日本や特定の開発途上国に受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、保健・医療、運輸・通信等多岐にわたる分野で専門的知識、技術の移転を行っており、最近は市場経済化や法整備といった分野での研修も実施している。

「第三国研修」は、ある程度開発の進んだ途上国において、日本の技術協力により移転された技術が定着した分野について当該途上国が、日本の資金的、技術的協力を得て、近隣諸国からの研修員に対する研修を実施するものであり、技術レベル、言語、習慣等の面に配慮した、より開発途上国の実情に即した研修を実施し得るという利点がある。

「第二国研修」は、日本の技術協力によって育った開発途上国の人材が、自らの得た技術・知識を自国の行政官・技術者にさらに広い範囲で伝えることを支援するもので、93年度から開始された。

c) 青年招へい事業(「21世紀のための友情計画」)

青年招へい事業は、技術協力の一環として日本が開発途上国から将来の国造りを担う青年を日本に約1ヶ月間招へいし、専門分野別の研修や各地方におけるホームステイ等を実施するプログラムであり、これら青年が幅広い日本側関係者との交流を通して我が国に対する理解を深め友情を培うことを目的として84年に始められた。本招へいの対象は18歳~35歳前後の各国政府に推薦された青年男女であり、公務員、教員、農村青年等のグループに大別される。

d) 個別専門家派遣事業

個別専門家派遣事業は、開発途上国にいろいろな分野の専門家を派遣して、主として政府機関において技術指導を中心とする技術協力を行うものであり、研修員受入れ事業と並んで技術協力の基本的な形態となっている。

専門家の指導分野は、農業、鉱工業、運輸、電気、通信、電子工学などの技術から、最近では市場経済、法制度整備、環境対策など、きわめて多岐にわたる。

e) 単独機材供与事業

技術協力の一環として実施される単独機材供与事業は、専門家、青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティアが任国において技術移転を行うに際して必要な機材を、また、各国からの研修員が帰国した後日本での研修により習得した技術を普及させるに際して必要な機材を供与するもので、人と物を組み合わせて技術協力の効果を高めることを目的としている。

f) 青年海外協力隊派遣事業

青年海外協力隊派遣事業は、原則として20歳から39歳までの青年男女を開発途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自らの技術を移転する草の根レベルの援助形態であり、日本政府と受け入れ国政府との間で締結される青年海外協力隊派遣取り決めに基づき実施されている。本事業は、そのボランティア性、公募制等他の技術協力とは異なる特徴がある。

なお、開発途上国の開発に係る事業に自発的に参加し協力する意志を有する日本の中高年齢層(40歳から69歳)の人員を広く募集し、派遣する「シニア海外ボランティア」が90年度に開始された。

g) プロジェクト方式技術協力事業

技術協力の基本的な形態である「研修員受け入れ」、「専門家派遣」及び「機材供与」の3つの形態を有機的に組み合わせ1つの案件として数年間(通常5ヶ年)にわたって計画的に実施する方式の技術協力を特に「プロジェクト方式技術協力」と呼んでいる。最近では、日本の無償資金協力により施設建設を行い、そこでプロジェクト方式技術協力を実施するといった無償資金協力との連携も数多く行われている。プロジェクト方式技術協力は、現在、社会開発協力事業(道路交通、電気通信、教育等)、保険医療協力事業、人口・家族計画協力事業、農林水産協力事業、及び産業開発協力事業について行われている。

h) 開発調査

開発調査は、道路、港湾、電力、通信、上下水道、農業といったさまざまな経済・社会基盤の整備を中心とした公共的な開発計画策定を目的とする調査を行い、あるいは、そのような計画の基礎となる基礎的情報の整備のための調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ相手国政府に提供することにより、開発途上国の社会経済発展に役立てようとするものである。報告書は、開発途上国政府が開発政策を立案する際の重要な指針となるとともに、開発計画実現のための資金協力・技術協力を要請する際の基礎資料として活用される。

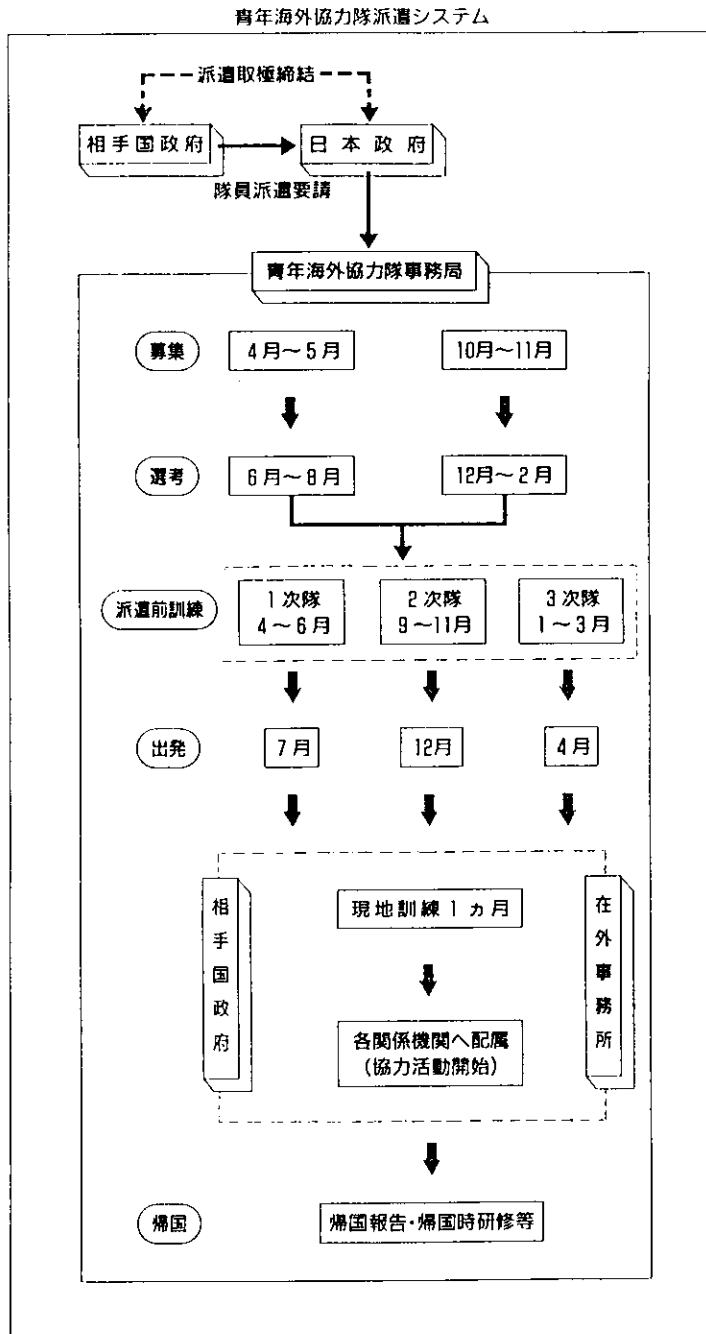
近年、中長期経済開発計画、市場経済化支援等のソフト型・政策提言型の調査も行われている。調査業務自体はJICAが派遣するコンサルタント会社の技術者等で編成されるチームによって実施される。

外務省経済協力局 編(1998):日本のODAの仕組み、我が国の政府開発援助 ODA 白書 上巻、(財)国際協力推進協会

8) 自然環境保全分野の国際協力 8-2) 日本の ODA の仕組み 8-2-2) 技術協力

青年海外協力隊: 派遣から帰国まで

青年海外協力隊を開発途上国に派遣するにあたり、まず、日本政府と相手国政府との間で「青年海外協力隊員の派遣に関する取極」が締結されます。そして、この取極に基づき相手国政府から、我が国の在外公館を通じて、日本政府に協力隊員の公式要請がなされます。協力隊員の募集は、この要請に基づいて始まります。募集は、年2回、春と秋に行われ、筆記の一次試験と面接、健康診断の二次試験に合格すると、隊員候補生として訓練に入ります。79日間の集団合宿制である訓練を終了して初めて正式な協力隊員となりそれぞれの国に派遣されます。派遣国に赴任した協力隊員たちは、まず現地訓練を経た後、各々の配属先へ派遣国政府機関の一員として配属されます。隊員の活動は、各国の JICA 在外事務所、駐在員事務所、または調整員事務所、そして東京の協力隊事務局によって支援されます。2年間の活動期間を終えた協力隊員は、日本に帰国し、健康診断や帰国面接を含む必要な帰国手続きを行います。



(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 2) 日本の ODA の仕組み

8 - 2 - 3) 有償資金協力、国際機関を通じた援助

a) 有償資金協力

有償資金協力(円借款)は、開発途上国に対し長期低利の緩やかな条件で、開発資金を貸し付けるものである。借款の供与に当たっては、開発途上国の置かれた発展段階が LLDC から中進国まで多様であることを考慮し、開発途上国の経済情勢、債務負担能力に応じ、その供与条件(金利、償還期限)を変えており、当該国の経済状況に応じた債務負担となるよう配慮している。

主な対象分野は経済インフラであるが、上下水道、保健・医療、教育等の社会セクターへの供与を増加しておりソフト分野にも対応している。

1) 年次供与国

年次供与国とは、定期的(原則年 1 回)に円借款が供与される国である。年次供与国の場合、日本と当該国との定期的な協議を通じて、政策対話、相互理解が深まり、また円借款に関するノウハウを蓄積しやすくなる等の利点がある。96 年度よりペルーが加わり 14 ヶ国が年次供与国となっている(中国、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ヴィエトナム、モンゴル、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリ・ランカ、モロッコ、チュニジア、ペルー)。

2) 債務繰延措置適用国(リスケ国)及び LLDC

円借款は元本返済及び利息支払いを前提とする融資であるため、債務繰延措置適用国や LLDC に対する円借款供与については慎重な検討が必要である。しかし、長期かつ譲許的資金の新規供与が当該国の経済を活性化し、債務返済能力も高めうるという観点から、当該国からの円借款に対する強い要請がある場合、その国の潜在的経済力、債務負担能力、日本との関係、あるいは各案件の必要性や規模等を総合的に検討の上対応している。

3) 中進国

開発途上国の中でも比較的高い所得水準を有する中進国(98 年度の目安としては、96 年の一人当たり GNP3,116 ドル以上)に付いては、当該国に対する譲許的な円借款の供与の妥当性を検討し、対象案件の性格等を勘案しつつ対応している。特に、重要分野でありながら収益率が低いために事業化の難しい環境案件については、中進国においても積極的に円借款の対象としている。

b) 国際機関を通じた援助

国際機関を通じた援助には、それぞれの機関の有する専門知識や経験を活かした援助を世界的なネットワークを通じて行ったり、複数の国や地域にまたがる援助を調整する等、二国間援助の持たない長所がある。具体的な援助方法としては、国際機関への専門家の派遣等技術協力を分類されるものを除いては、分担金、拠出金の供与もしくは出資の形で行われる。

分担金は、国連機関の設立憲章等により各加盟国が義務的に支払う資金協力分である。分担率の算定方式は、将来の事業年度における国際機関の予算総額を決定し、それに各加盟国の分担率を乗じて決定するという方法が一般的で

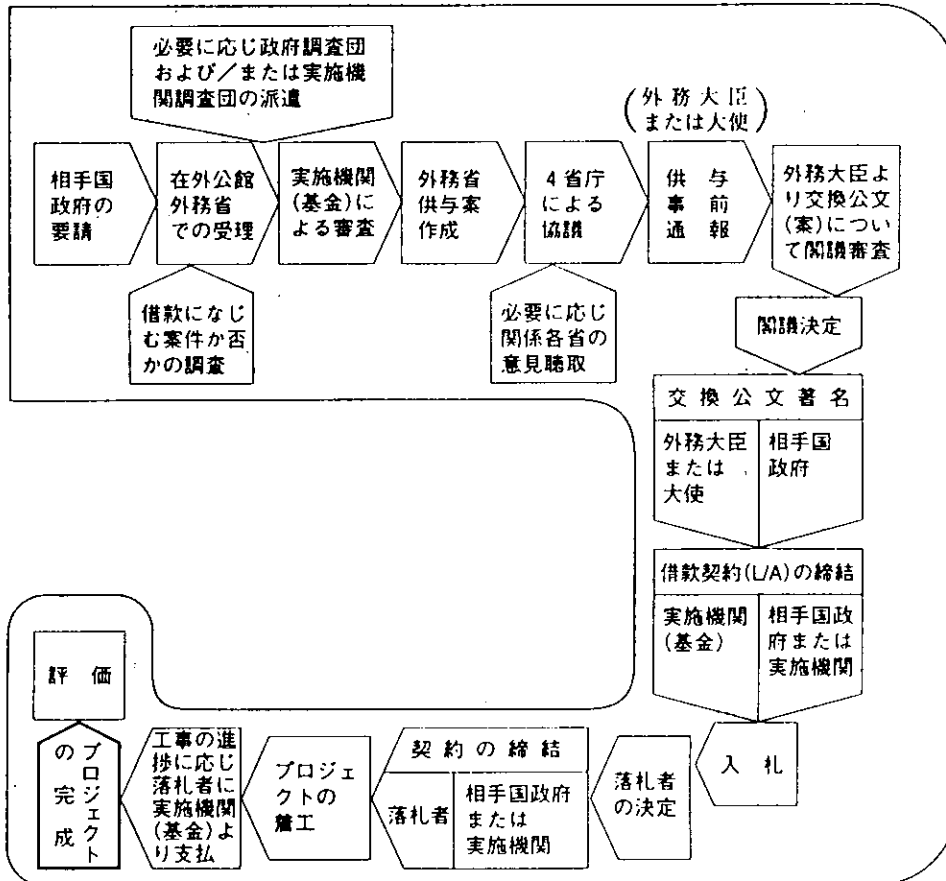
ある。拠出金は、各加盟国が当該国際機関の事業活動を益と認め、支援すべきと判断する場合、将来の事業活動規模を念頭に置きつつ、相応と考えられる金額を拠出するものである。

なお、バイの援助を行う援助国とマルチの国際機関が協力して援助を行い、情報、ノウハウ、人材、資金等を補完し合うことで援助の効率性を高めようとする援助の形態を「マルチ・バイ援助」と呼ぶ。

(8) 自然環境保全分野の国際協力 8-2) 日本の ODA の仕組み

8-2-3) 有償資金協力、国際機関を通じた援助

円借款 (プロジェクト借款) のしくみ



(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 3) ODA による環境保全への取り組み

a) 環境保全への取り組み

1997 年 6 月の国連環境開発特別総会において、橋本総理大臣(当時)は、ODA を中心とした日本の国際的な環境協力政策を包括的に示す「21 世紀に向けた環境開発支援構想(ISD: Initiatives for Sustainable Development)」を表明した。この構想は、環境の 5 分野(大気汚染・水質汚濁・廃棄物対策、地球温暖化、水問題、自然環境保全、環境意識向上)にわたる行動計画を示している。砂漠化防止についても、日本は 98 年 9 月砂漠化対処条約を締結し、引き続き国際貢献に努めている。

なお、日本は、92 年の国連環境開発会議(UNCED、いわゆる地球サミット)で「92 年から 5 年間で 9,000 億円から 1 兆円を目途として環境 ODA を拡充・強化する」との目標を表明したが、最終年の 96 年までに、これを 4 割以上上回る約 1 兆 4,400 億円(約 133 億ドル)の実績を達成した。

b) JICA 事業における環境対策・保全プロジェクト

開発援助における環境の定義は国際機関及び各国援助機関により異なるが、JICA の援助においては公害対策、居住環境(上下水道、廃棄物処理)、森林保全・造林、自然環境保全・生物多様性保全、防災、環境問題対処能力向上、省エネルギー、自然資源保全(農業資源、水産資源、土壌、砂漠化等)を環境関連の援助としている。

1) 公害対策

我が国は、公害対策については長年の経験と知識を有しているため、この分野での我が国の協力を期待する国が少なくない。大気汚染、水質汚濁等に対する公害対策技術については、地方公共団体や民間部門にも豊富な経験やノウハウが蓄積されているので、JICA はこれらの機関との連携を通じて、公害対策の専門家を途上国および東欧に派遣したり、途上国及び東欧から研修員を受け入れたりしている。また、酸性雨等の大気汚染、水質汚染対策、鉱山公害対策の計画策定、モニタリング用の機材供与などを行って、公害対策技術の移転を図っている。

2) 居住環境

開発途上国の多くは、上下水道、廃棄物処理など都市基盤の整備が追いつかず、居住環境の改善に頭を痛めている。特に上下水道の整備は、開発途上国に多い感染症対策としても効果的である。また、過酷な、女性の水汲みの労働軽減(WID 配慮)を目的の一つとした地下水開発の援助も進められている。我が国に対する協力要請もきわめて多く、この分野に関する協力は、我が国の環境関連協力のかなりの部分を占めるに至っている。

3) 森林保全・造成

我が国は、森林の保全・造成についても豊富な経験と実績を有しており、JICA の林業開発プロジェクト等を通じて、途上国の森林保全・造成に協力している。これらのプロジェクトでは、林業研究や森林技術開発に関する技術協力を行ったり、場合によっては、現地林業技術者養成のためのセンターを建設して、我が国から派遣した専門家が訓練・教育を実施したりしている。

JICA の林業分野における協力は、東南アジアでの 10 数年にわたる経験をもとに、アフリカや中南米でも実施されている。協力内容は、森林保全・造成に関する計画策定の支援、ならびに植林技術開発や人材教育が中心となっている。また、砂漠化防止の観点から、専門家や青年海外協力隊等を派遣して、乾燥に強い樹種の育苗や、住民に対する

技術指導も行っている。最近では、地域住民の植林を促進するための苗木生産体制の確立及び住民福祉のための社会林業のプロジェクトをケニアにおいて進めている。

4) 自然環境保全・生物多様性保全

自然環境保全、生物多様性の保全については、専門家派遣、研修員の受け入れ、プロジェクト方式技術協力を実施している。具体的には、野生生物保護、自然環境保全・国立公園管理を目的として専門家を派遣し、また、プロジェクト方式技術協力では植物遺伝子資源センターへの協力等を実施している。最近では、日・米・インドネシア三国の協力の下、インドネシアで生物多様性保全のためのプロジェクトを進めている。

5) 防災

我が国は、自然災害は広い観点から環境問題の一環として取り扱っていく必要があるという認識のもと、多くの国々に対して、開発調査、研修員受け入れ、プロジェクト方式技術協力等いろいろな形態の協力を実施している。主な例としてインドネシア、ネパールにおいて治水・砂防に関するプロジェクト方式技術協力を進めている。

6) 環境問題対処能力の向上

途上国においては、環境問題への対処能力(組織、制度、人材、研修・研究、モニタリング等)が十分形成されていないため、深刻な環境問題を新たに引き起こす例がある。このような環境問題対処能力の向上を目的とし、タイ、中国、インドネシアにおいて環境研究・研修センターのプロジェクトを実施している。

外務省経済協力局編(1998):環境保全への取り組み、我が国の政府開発援助 ODA 白書 上巻、(財)国際協力推進協会
国際協力事業団(1999):JICA 事業における環境対策・保全プロジェクト、環境と JICA - 環境問題に取り組む国際協力 -

(8) 自然環境保全分野の国際協力 8-3) ODAによる環境保全への取り組み

環境分野の日本の援助実績

1. 形態別実績

(単位：億円)

年度	無償	有償	技術協力	マルチ	合計
1993	377.1 (29.6)	1,526.5 (15.3)	214.1 (16.3)	162.0 (4.4)	2,280 (12.8)
1994	414.3 (33.6)	1,054.9 (12.4)	218.7 (15.9)	253.3 (6.5)	1,941 (14.1)
1995	428.2 (33.5)	1,708.2 (15.3)	222.9 (15.8)	400.3 (10.2)	2,760 (19.9)
1996	360.7 (27.8)	3,864.7 (29.7)	253.4 (16.9)	153.8 (11.3)	4,632 (27.0)
1997	360.7 (27.8)	1,623.4 (15.3)	300.7 (19.2)	158.1 (4.6)	2,443 (14.5)

- (注) 1. 無償資金協力、有償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベース。
マルチは国際機関に対する拠出金等で算定ベース。
2. 合計欄以外の()内は各形態毎のODA合計に対する割合(%)。
但し、無償資金協力にあっては、一般無償資金協力総計に占める割合(除、債務返済、ノンプロジェクト無償(経済構造改善努力支援無償)、草の根無償)。有償資金協力にあっては、プロジェクト借款、ノンプロジェクト借款(商品借款、構造調整融資等)の合計額(除、債務返済)に占める割合。
3. 合計欄の()内は、上記各形態毎を積算したODA全体に占める割合。

2. 二国間技術協力

(1)

(東欧向けを含む、JICA実績ベース)

年度	プロジェクト方式技術協力			関係国数(件)	単独機材(件)
	件数(件)	研修員受入(人)	専門家派遣(人)		
1993	47	135	452	85	13
1994	48	143	457	79	18
1995	58	176	585	90	10
1996	74	160	545	98	10
1997	80	156	562	115	31

- (注) 1. 件数、人数は新規+継続。プロジェクト方式技術協力には、協力期間終了後のアフターケア的な協力の件数等を含む。
2. プロジェクト方式技術協力：専門家派遣、研修員受入、機材供与を有機的に組み合わせた協力方式。

(2)

(東欧向けを含む、JICA実績ベース)

年度	研修員受入		専門家派遣		協力隊派遣	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1993	990	11.5	296	15.7	112	3.8
1994	1,192	12.7	325	10.9	116	10.3
1995	1,418	14.3	355	17.2	92	2.7
1996	1,559	14.5	284	9.4	116	11.7
1997	1,572	13.8	309	17.0	85	2.4

- (注) 1. 人数は、研修員受入については新規、専門家派遣及び協力隊派遣については新規+継続。
2. 割合は、それぞれの実績人数全体に占める割合。

3. 二国間分野別実績

(東欧向けを含む、単位：億円)

年度	居住環境	森林保全	公害対策	防災	その他
1993	1,374 (60.3)	169 (7.4)	391 (17.2)	136 (6.0)	48 (2.0)
1994	1,128 (66.9)	87 (5.2)	362 (21.5)	58 (3.4)	52 (3.1)
1995	1,296 (54.9)	252 (10.7)	183 (7.7)	453 (19.2)	176 (7.5)
1996	2,803 (62.6)	372 (8.3)	609 (13.6)	429 (9.6)	266 (5.9)
1997	993 (43.3)	223 (9.8)	345 (15.1)	384 (16.8)	341 (14.9)

- (注) 1. 有償、無償、技協の合計値であり、マルチは含まれない。
2. ()内は、同年度の環境のODAに占める割合。
3. その他には、自然環境、環境行政、海洋汚染を含む。

外務省経済協力局編(1998)：我が国の政府開発援助 ODA 白書 上巻、(財)国際協力推進協会

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 4) 生物多様性保全の協力

8 - 4 - 1) 政府開発援助の効果的活用

a) 基本的考え方

開発途上国の多くは、生物多様性に富んだ自然環境を有しており、それらの自然環境は世界の生物多様性の保全上重要な役割を果たしているものが少なくない。また、開発途上国では、多くの住民が生活の基盤を生物多様性(生物資源)に依存している。しかし資金的、技術的、社会経済的状况から、単独では生物多様性の保全と持続可能な利用を十分に行えない国が多い。

こうした開発途上国において、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進して行くことは、世界レベルの生物多様性の保全に不可欠である。我が国を含む先進諸国は、開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画策定・立案・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国における知見を活かし、ともに協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する責務を有している。

また、一方で、これらの開発途上国が有する伝統的な技術や知見等には、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進のために学ぶべき技術や知見がある点にも十分留意する必要がある。

我が国としては、こうした基本的認識に基づき、以下の諸点に留意し、開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に貢献して行くこととする。

b) 政府開発援助の効果的活用

我が国は、政府開発援助大綱の基本理念、原則及び国連環境開発会議における表明を受けて、環境分野の政府開発援助の拡充・強化に努めている。今までも、政府開発援助により、生物多様性分野に関する各種協力を実施してきたが、今後、以下の諸点も踏まえ、効果的な協力を推進する。

1) 政策対話の推進

生物多様性の保全に関する基本的認識を途上国との間で共有し、途上国において生物多様性の保全に適切な優先順位が与えられ、積極的な取り組みが促進されるよう、密接な政策対話を進める。

2) 技術・ノウハウ等の移転等

生物多様性保全のための制度・組織の整備、人材育成、生物多様性についての基礎的情報の整備、生物多様性の持続可能な利用に向けた研究等に関し、途上国において不足している情報・施設等の充実を支援するとともに、途上国の対処能力の向上を支援するため、我が国の有する技術・ノウハウ等の移転を図る。また、途上国の経済・社会制度及び開発計画と両立する手法を導入し、生物多様性保全のモデルプロジェクト等を途上国と共同で実施する。

3) 民間団体等の活動の支援

民間団体等によるきめの細かい活動が、生物多様性の保全に従来から有効な役割を果たしてきたことを踏まえ、開発途上国における民間団体等による取り組みを支援する。

4) 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調

生物多様性の保全に関する開発途上国の支援については、国際機関等や他の先進国の有する知識や技術を活用して行くことも効果的であり、国連諸機関、国際金融機関、他の先進国の援助機関等との間で適切な連携・協調を行う。

特に現在「生物多様性条約」の暫定資金メカニズムとして指定されている地球環境ファシリティ(GEF)については、我が国は、その試行期間(パイロット・フェーズ)の時より、積極的に参加、貢献しており、GEF1(1994年7月～97年6月)の資金規模の拡大交渉に当たっても地球規模の環境問題の重要性にかんがみ、積極的なイニシアティブを発揮してきた。我が国のGEF1に対する拠出額は約457億円(総額の約20%)であり、米国について第2位の拠出国である。我が国は、GEFが同条約の恒久資金メカニズムとなるべきと考えている。

5) 国内基盤の整備

生物多様性分野の援助を円滑に実施して行くためには、人材の確保が重要な課題であり、地方公共団体及び民間の専門家を含め幅広い人材の活用を図る。また、人材を育成するための研修を始め各種制度の充実を図る。

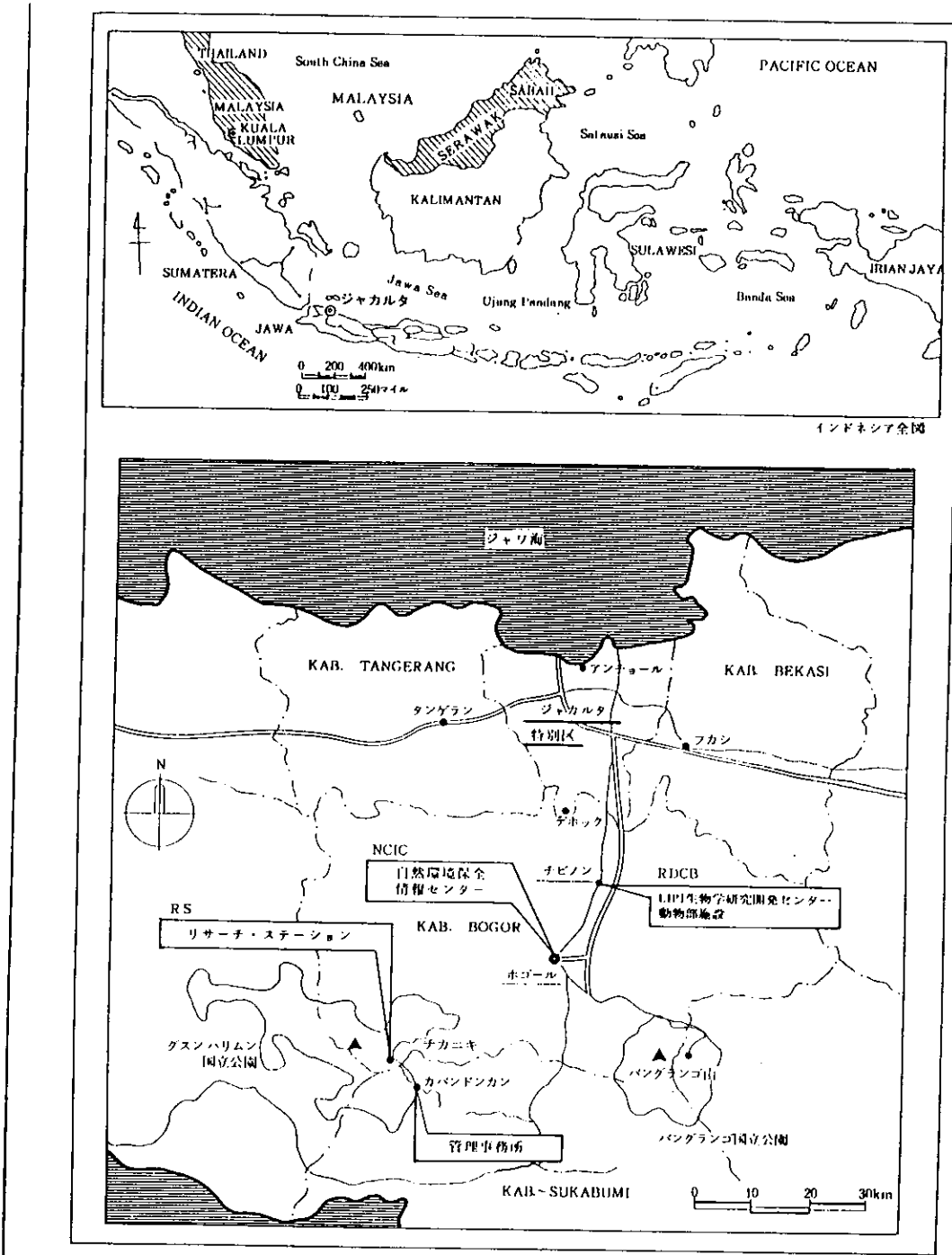
生物多様性の保全と持続可能な利用に関する情報、国内に蓄積されている技術や経験を収集・整理し、途上国の状況・ニーズに応じた適正技術の円滑な移転の基盤を整備する。

6) 援助等の実施に際する生物多様性への配慮

政府開発援助の実施に際して生物多様性への適切な配慮が実施されるよう、各機関において「環境配慮に関するガイドライン」を的確に運用するとともに、人材の育成をはじめ環境配慮の実施のための基盤を強化し、国際機関等とも連携しながら、適切かつ効果的な環境配慮を実施する。さらに、援助実施中の状況調査に加え、援助案件の完成後も評価を行う。また、その他の公的な資金による協力及び民間企業の海外活動についても適切な環境配慮が行われるよう努める。

8) 自然環境保全分野の国際協力 8-4) 生物多様性保全の協力 8-4-1) 政府開発援助の効果的活用

インドネシア生物多様性保全プロジェクト位置図



国際協力事業団、社会開発協力部(1998): インドネシア共和国、生物多様性保全計画プロジェクトフェーズ 2 事前調査団報告書

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 4) 生物多様性保全の協力

8 - 4 - 2) 個別分野における協力

a) 野生生物保護及び保護地域管理の分野

野生生物保護の分野では、これまで生息分布状況等の基礎的情報の収集や整備、普及啓発、保護管理計画の策定等に対して協力を進めており、今後とも、こうした協力の充実を図る。特にアジア地域については、共通の渡り鳥が生息する等、生物の分布や生息・生育環境の観点から相互依存関係が特に深く、重点的に協力を展開する対象地域である。また、その他の地域については、特に、生物多様性保全上重要な地域における生態系、種、個体群の保全を中心に協力を進める。

生物多様性保全の総合的なプロジェクトとしては、日・米・インドネシア三国協力の下に、インドネシアで実施している保護地域の管理と情報の整備を支援する生物多様性保全プロジェクトがあげられる。

b) 林業分野

熱帯林の持続可能な経営の推進に資するため、国際熱帯木材機関(ITT0)に対して資金提供等積極的な協力を行っているほか、同機関との共済で天然林施業、生物多様性の保全等をテーマとしたセミナーを開催し、技術的、制度的検討を実施している。

また、熱帯林の持続可能な経営の確立に資するため、植生遷移に着目した森林施業方法、野生生物の生息地保全のための森林管理手法及び地域住民の定住環境等に配慮した森林管理計画の策定方法に関する調査を実施している。

生物多様性に関連する二国間協力としては、インドネシアにおける「熱帯降雨林研究計画フェーズ 3」、ブラジルにおける「アマゾン森林研究計画」等のプロジェクト方式技術協力を実施しているほか、マラウイにおいて「コタコタ地域持続的資源管理計画調査」を開発調査として実施している。

今後は、天然林の生態系に関する基礎的な研究を積み重ね天然林施業技術の体系化を推進して行くとともに、これらを実際の現場での確に運用することができるような体制の整備とその核となる森林・林業技術者の確保・養成に必要な技術協力・資金協力を拡充強化する、代表的な生態系や景観を有した森林や、絶滅のおそれのある種が生息する森林の管理に関する技術協力、資金協力を推進する。

8) 自然環境保全分野の国際協力 8-4) 生物多様性保全の協力 8-4-2) 個別分野における協力

林業分野協力実績 (1999年3月31日現在)

国名	プロジェクト名	協力期間
インドネシア	熱帯降雨林研究	1995. 1. 1 ~ 1999.12.31
インドネシア	森林火災予防	1996. 4.15 ~ 2001. 4.14
インドネシア	林木育種	1997.12. 1 ~ 2002.11.30
タイ	東北タイ造林普及	1992. 4. 1 ~ 1998. 9.30
タイ	未利用農林植物研究	1996. 8. 1 ~ 2001. 7.31
タイ	造林研究訓練	1997.11.14 ~ 1999.11.13
ラオス	森林保全・復旧	1996. 7.16 ~ 1998. 7.15
ラオス	森林保全・復旧	1998. 7.16 ~ 2003. 7.15
ヴェトナム	刈り 粉酸性硫酸塩土壌造林技術開発	1997. 3.20 ~ 2000. 3.19
中国	福建省林業技術開発	1991. 7. 1 ~ 1998. 6.30
中国	寧夏森林保護研究	1994. 4. 1 ~ 1999. 3.31
中国	湖北省林木育種	1996. 1.15 ~ 2001. 1.14
ネパール	村落振興・森林保全	1994. 7.16 ~ 1999. 7.15
バブア・ニューギニア	森林研究	1995. 4. 1 ~ 2000. 3.31
パナマ	森林保全技術開発	1994. 4. 1 ~ 1999. 3.31
ボリビア	タリハ渓谷住民造林浸食防止	1998.10. 1 ~ 2003. 9.30
ブラジル	アマゾン森林研究	1995. 6. 1 ~ 1998. 9.30
ブラジル	アマゾン森林研究	1998.10. 1 ~ 2003. 9.30
チリ	半乾燥地治山緑化	1993. 3. 1 ~ 1999. 2.28
パラグアイ	東部造林普及	1996. 4.24 ~ 2001. 4.23
ウルグアイ	林産品試験技術	1998.10. 1 ~ 2003. 9.30
ケニア	半乾燥地社会林業普及モデル開発	1997.11.26 ~ 2002.11.25
タンザニア	キリマンジャロ村落林業	1993. 1.15 ~ 2000. 1.14

国際協力事業団 農林水産開発調査部 農業開発協力部 林業水産開発協力部(1999): 農林水産業分野協力実績、農林水産分野の国際協力、豊かな地球のために

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8 - 5) 環境庁などの取り組み

8 - 5 - 1) 概要・プロジェクト方式技術協力

a) 環境庁による国際協力

環境庁は、ODA 経費を予算に計上し、国際協力を積極的に推進している。このうち自然保護局では、主にアジア・太平洋地域を対象として、「湿地保全協力」、「アジア地域鳥類レッドデータブック作成」、「自然遺産地域の保全」、「サンゴ礁生態系の保全」等の「アジェンダ 21」の実施に向けた開発途上国の行政的基盤の整備や、「生物多様性保全モデルの検討」など、地球環境保全の観点から必要な取り組みの支援などの事業を実施している。

また、自然保護局では、自然保護の国際的 NGO である国際自然保護連合(IUCN)や国際湿地保全連合(ウェットランズ・インターナショナル)への分担金等の拠出も行っており、これらも ODA として位置付けられている。

b) 国際協力事業団(JICA)を通じた協力

開発途上国において、自然保護を推進するためには、専門的な知識経験を有する行政官、技術者等の人材育成が重要な課題となっている。このため、自然保護局では、地方公共団体、民間団体等の協力も得ながら、国際協力事業団(JICA)を通じて、「研修の実施」、「専門家派遣」、これらを組み合わせた「プロジェクト方式技術協力」、自然保護に関するマスタープラン策定等を行う「開発調査」等の技術協力を実施している。

「研修の実施」は、開発途上国の行政官や技術者等が、我が国の有する自然保護の技術や経験を習得することを目的としており、現在、「自然保護管理コース」、「サンゴ礁保全コース」等途上国に共通したニーズに基づいた集団研修を毎年開催するとともに、各途上国の個々の要請に応じた個別研修を実施している。

また、「専門家派遣」は開発途上国の行政機関・研究機関等に自然保護の技術移転を行うため、相手国に経験豊かな専門家を派遣するもので、各途上国の要請に応じ「国立公園管理」、「野生生物保護」、「自然保護教育」など様々な分野の専門家を個別にあるいはチームを編成して派遣しており、自然保護分野だけでも毎年 20 名程度の専門家がアジア、アフリカ等の国々へ派遣されている。

上述の「研修の実施」と「専門家派遣」に「機材供与」を組み合わせた「プロジェクト方式技術協力」は総合的な技術協力で、自然保護分野では、1995(平成 7)年度からインドネシアでこの方式による「生物多様性保全プロジェクト」が実施されている。特に、このプロジェクトは、地球環境保全の視点から、インドネシアの極めて豊かな生物多様性を保全する日・米・インドネシアの三国協力事業の一環として行われているもので、国際的にも注目を集めている。

プロジェクト方式技術協力事例*)

・ダム水源地域の代償措置に関する技術協力

南米大陸のパラグアイとアルゼンチン国境を流れるパラナ河に建設されたヤシレタダムにより、16 万 ha の地域が水没した。水没地域には、アカホエザル、ヌマジカ等希少野生動物も多く生息していた。これら野生動物の保全のため、水没地と同様の生息環境を持った代償保護区を確保し、動物を救出して保護区に移動させ、地域の生物多様性への影響を少なくすることが計画された。しかし、パラグアイには、保護区計画や野生動物の調査・救出のため必要な

研究者・技術が不足していたため、1991年から1995年まで代償保護区の選定、救出計画の作成、救出・移動動物の定着過程追跡(ラジオトラッキング調査)など分野において、JICAの技術協力事業が実施された。

・生物多様性情報センター(BIC-LIPI)の建設に関する技術協力

インドネシアは熱帯地域の多島国であり、生物多様性が世界で最も豊富な国の一つである。インドネシア生物多様性保全計画は日本・アメリカ・インドネシアの三国による協力事業として1995年7月から開始された。日本側は、JICAの無償資金協力和プロジェクト方式技術協力和を組み合わせてプロジェクトを形成した。このプロジェクトでは、インドネシア科学院と林業省をカウンターパート機関に、ジャワ島西部ハリムン山国立公園をモデル地域として生物分類・生態調査、同国立公園の保護管理計画の作成、生物多様性情報と地図情報のデータベース作成の協力が行われている。また無償資金協力により、インドネシア科学院生物学研究開発センターの動物学研究所、林業省自然保護情報センター、ハリムン山国立公園の管理施設とフィールドリサーチステーションが建設された。このプロジェクトは、2003年6月までの予定で、現在フェーズ2が実施されている。

環境庁自然保護局(1997)：人と自然の共生をめざして 環境庁 自然保護局 - その役割と仕事

*) 加藤 宏保(1994)：ヤシレタ野生動物保護研究協力事業 - 動物編 - (国際協力事業団派遣専門家総合報告書)

国際協力事業団(1994)：インドネシア国生物多様性保全計画基礎調査団報告書

- (財)国立公園協会(1998)：多様性保全技術を指導・移転協力する、生物多様性保全技術モデル調査報告書より -

(8) 自然環境保全分野の国際協力 8-5) 環境庁などの取り組み 8-5-1) 概要・プロジェクト方式技術協力

平成11年度 JICA 地域特設研修：野生生物保護管理（アフリカ地域） 日程

研修の実施

	日付	午前	午後	研修場所	宿泊地
1	10/26 火	来日			
2	/27 水	ブリーフィング・オリエンテーション	プログラム・オリエンテーション	TIC	新宿BH
3	/28 木	ジェネラル・オリエンテーション			
4	/29 金	ジェネラル・オリエンテーション			
5	/30 土	バスツアー			
6	/31 日	休日			
7	11/ 1 月	カリキュラムガイダンス(教員訪問)	「日本の自然保護管理概要」	環境庁	
8	/ 2 火	移動(東京-水上)	現地下見・ガイダンス		
9	/ 3 水	調査実習		サンワみどり基金 「水源の森」	水上プリンスH
10	/ 4 木	調査実習	カントリーレポート (夜学@プリンスホテル)		
11	/ 5 金				
12	/ 6 土				
13	/ 7 日				
14	/ 8 月	調査実習	移動(水上-東京)		
15	/ 9 火	予備日(資料整理、自習)		TIC	新宿BH
16	/10 水	カントリーレポート(総合討論)		TIC	
17	/11 木	パソコン基礎研修		TIC(PC)	
18	/12 金				
19	/13 土	休日			
20	/14 日	休日			TIC
21	/15 月	パソコン基礎研修		TIC(PC)	
22	/16 火	「野生生物調査法」		自然研	
23	/17 水	移動(東京-奥隅)	「いすみ環境と文化のさと概要」		
24	/18 木	調査実習		いすみ 環境と文化のさと	茂原BH
25	/19 金	調査実習			
26	/20 土	移動(奥隅-東京)			
27	/21 日	休日			
28	/22 月	調査結果の取りまとめ		TIC(PC)	
29	/23 火	休日			TIC
30	/24 水	調査結果の取りまとめ		TIC(PC)	
31	/25 木				
32	/26 金	「自然公園の指定と計画」	「野生生物保護管理体系」	TIC	
33	/27 土	移動(東京-甲府)			甲府BH
34	/28 日	「野生生物保護管理へのアプローチ」	移動(増穂-富士吉田)	自然研増穂施設	富士吉田BH
35	/29 月	「自然環境保全基礎調査」/センター見学/「国立公園管理:富士吉田」		生物多様性センター 富士箱根伊豆国立公園	
36	/30 火	富士山周辺視察	移動(富士吉田-広島)	安佐動物公園	広島BH
37	12/ 1 水	安佐動物公園		安佐動物公園	
38	/ 2 木	移動(広島-博多-阿蘇)			
39	/ 3 金	「国立公園の管理:阿蘇」/主要施設見学		九州地区国立公園野生生物事務所	阿蘇町BH
40	/ 4 土	国立公園視察(阿蘇)		阿蘇くじゅう国立公園	
41	/ 5 日	移動(阿蘇-熊本-羽田)			
42	/ 6 月	資料整理			
43	/ 7 火	「環境影響評価」	「エコツーリズム・パークボランティア」		
44	/ 8 水	「海外調査事例1(インドネシア)」	野生生物調査法 (両性類、爬虫類、昆虫類)	TIC	
45	/ 9 木	「世界の国立公園1(欧米)」	「日本の保護区系列」		
46	/10 金	「自然保護分野の国際協力」	「世界の国立公園2(アジア・極東)」	江戸川大学	
47	/11 土	休日			TIC
48	/12 日	休日			
49	/13 月	「野生生物保護管理論 1」	「野生生物保護管理論 2」	TIC	
50	/14 火	「海外調査事例2(ザンビア)」	アクションプラン準備		
51	/15 水	アクションプラン発表会			
52	/16 木	総合討論			
53	/17 金	評価会・閉講式・歓送会			
54	/18 土	帰国準備			
55	/19 日	帰国			

国際協力事業団(1999):JICA 地域特設研修「野生生物保護管理(アフリカ地域)」研修日程

(8) 自然環境保全分野の国際協力

8-5) 環境庁などの取り組み

8-5-2) カフェ国立公園管理計画作成プロジェクト(JICA チーム派遣): ザンビアの事例

a) 協力の背景

ザンビアは国土面積の約8%にあたる19地域が国立公園に指定されており、国立公園およびそこに生息する野生生物は当国における最も重要な財産の一つである。ザンビアの野生生物政策は自然生態系と生物多様性を保全することによって、野生生物や生息地等の自然資源を持続可能な形で利用すること、すなわち国立公園における観光の開発と推進をあげている。そのためには各国立公園の保護と利用を規定する管理計画書が必要不可欠であるという認識のもと、1992年より援助機関やNGOの支援を受けて国立公園管理計画の作成が開始された。

日本の四国とほぼ同じ面積を有しザンビアで最大かつ最も歴史のあるカフェ国立公園は、多様な動植物および生態系を含み、重要な集水域であるカフェ川流域に位置しており、当国を代表する国立公園の一つである。しかし1980年代以降、経済状況の悪化や公園周辺の人口増加が公園管理に大きな支障をきたすようになり、野生動物の減少や生態系の悪化をもたらしている。

日本政府は1982年から青年海外協力隊員、また環境保全の長期専門家を1993年から派遣するなど、国立公園野生生物局(NPWS: National Parks and Wildlife Service)に対する支援を続けていたため、当公園に関する知見は豊富であり、NPWSとも良好な関係を築いてきた。これらの状況をふまえ、ザンビア政府の要請により1996年1月に観光省と国際協力事業団により「カフェ国立公園管理計画作成プロジェクト」に関する取り決めがなされた。

b) プロジェクトの概要

当プロジェクトはカフェ国立公園の管理計画作成を通して、公園計画および生態調査に関わる技術移転を行なうというチーム派遣による技術協力であり、協力期間は1996年4月~1999年4月の3年間である。これによって、最終的には当公園における生態系・生物多様性・集水域の保全、自然資源の持続的利用、および環境教育の改善に資することを目標とする。

チーム派遣であるためプロジェクト技術協力に比べると規模は小さいが、専門家の派遣(長期3名、短期のべ10名)、現地業務費の活用、機材調達、国内研修を有機的に組み合わせて効果の最大化をはかった。NPWS側の実務レベルでの担当部署は野生生物調査部で、カウンターパートには調査部長、計画課長を含む職員6名が任命された。

c) 活動方針・内容

基本的な活動方針としては、カウンターパートが自ら現地での調査を実施し、計画作成に要する情報を収集・分析・評価することによって問題点を把握し、その対策を考え、管理計画書を作成するということに主眼をおいた。その中で進んだ調査手法や日本式の公園計画の応用を取り入れ、カウンターパートに対する技術移転をはかった。また会議や現地視察・調査を通して、計画作成チームの同僚としてカウンターパートと専門家がコミュニケーションをよく取ることに留意した。

活動方針と内容は以下のようにまとめられる。

- 現地との連携：専門家1名を公園内に駐在させ、カフェ国立公園コマンド（管理区域）の現地管理職4名をカウンターパートに任命する。
- 計画書の草案：基本的にカウンターパートが作成し専門家が指導・助言する。
- プロジェクト管理委員会：専門家・カウンターパートからなる委員会でプロジェクト運営や計画作成方法・内容等に関して適宜協議・決定を行う。
- ワークショップ：計画作成における関係団体・機関の参加の場とし広く意見を求める。
- 生態調査：計画作成に要する自然資源に関するデータを収集する（大型哺乳類の個体数分布調査、植生調査等）。
- 地理情報システム（GIS）の使用：植生図をはじめとする基本地図を作成する。
- 公園計画：保護と利用の観点から公園内をゾーニングし、既存施設を考慮した現実的な計画を作成する。

d) 活動成果

プロジェクトによる主な成果物としては以下のものがあげられる。

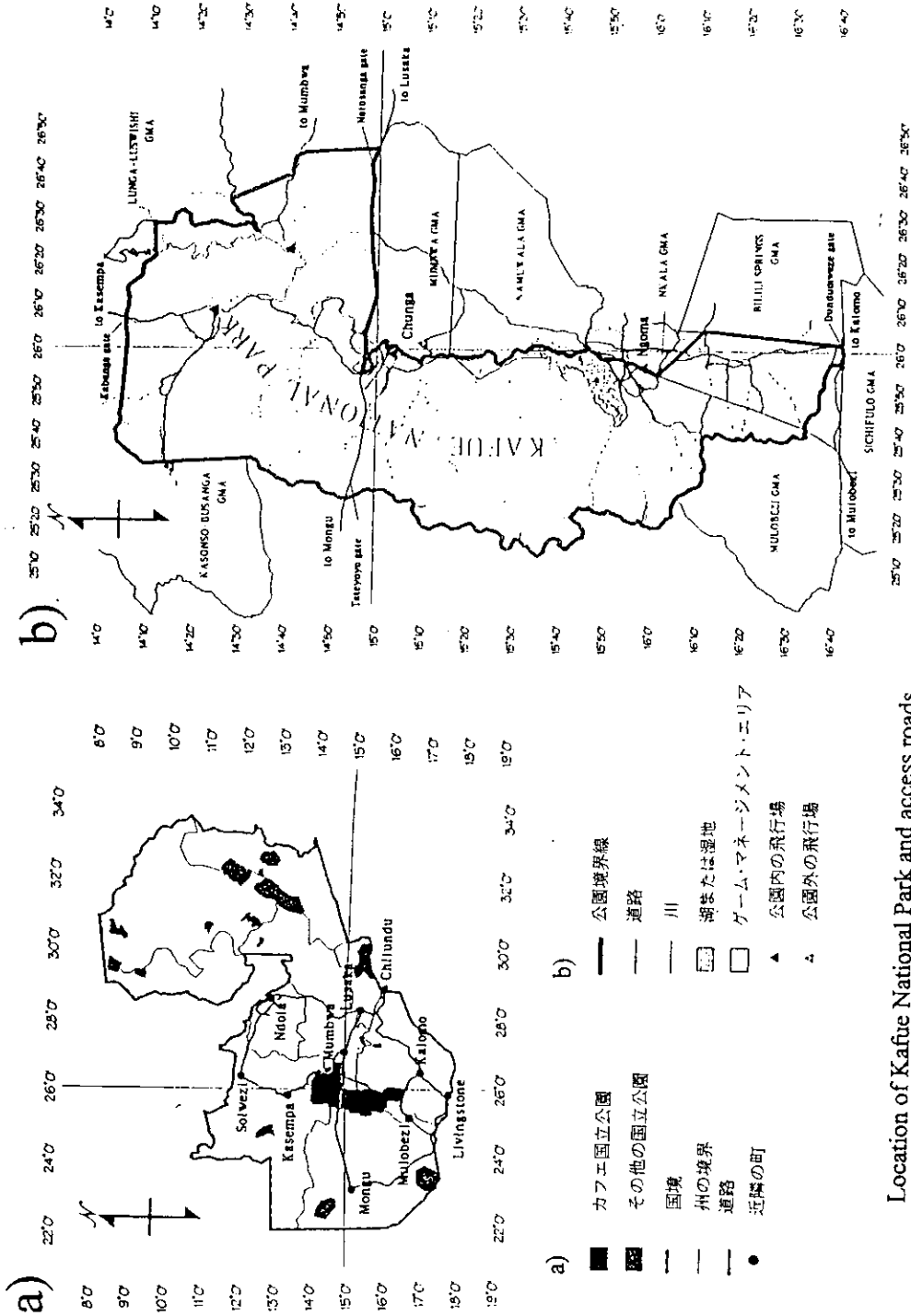
- カフェ国立公園管理計画書：中間計画書（1998年3月）および総合計画書（1999年4月）
- 自然資源、公園管理、公園施設等に関する報告書
- 植生図をはじめとする基本地図

全般的には、今後他の国立公園で同様な計画を作成したり生態調査を実施する際に必要な知識・技術をカウンターパートが習得し、技術移転という当初目的はほぼ達成されたといえる。カウンターパートがカフェ国立公園の存在意義、資源、問題点、可能性等を十分に認識し、また管理計画書に対してオーナーシップを感じていたことも評価に値する点である。これは他の援助機関の協力で作成したものでは見られないことであった。また、生態調査等を通じて収集しまとめられた自然資源に関する情報は、今後とも野生生物保全や公園管理に必要な基礎資料となる。その他二次的な成果ではあるが、プロジェクトで調達した無線、ボート等の機材によって公園管理、特に密猟対策が少なからず改善されたことがあげられる。

当プロジェクトによる計画作成は技術移転という援助の性格上、他の大部分の計画作成、つまりコンサルタント等に委託して半年から1年という短期間で作成するものとは異なるアプローチといえる。また今後は機構改革されたNPWSのもと、計画作成に際しては外部委託を取ることも考えられる。しかしそうした場合でも、職員が委託先に対して指導・監督・調整する上で関連知識や技術を習得している必要があり、プロジェクトにより得られた成果は持続的に生かされうるといえよう。

(8) 自然環境保全分野の国際協力 8-5) 環境庁などの取り組み

8-5-2) カフェ国立公園管理計画作成プロジェクト(チーム派遣):ザンビアの事例



Location of Kafue National Park and access roads

National Parks and Wildlife Service, Japan International Cooperation Agency (1999): Kafue National Park General Management Plan

本マニュアルは以下に示した編集・執筆者が、ヒアリング協力者の意見を参考に、検討委員会の指導のもとに作成したものである。

執筆者一覧

編集・執筆者名	所 属
菰 田 誠	財団法人自然環境研究センター 研究主幹
米 田 政 明	財団法人自然環境研究センター 研究主幹
鋤 柄 直 純	財団法人自然環境研究センター 上席研究員
西 川 和 夫	財団法人自然環境研究センター 上席研究員
米 田 久美子	財団法人自然環境研究センター 上席研究員

自然環境保全技術移転研修マニュアル検討委員会

氏 名	所 属
高 橋 進	南関東地区国立公園・野生生物事務所所長
佐 山 浩	南関東地区国立公園・野生生物事務所次長
塚 本 瑞 天	環境庁自然保護局企画調整課課長補佐

ヒアリング協力

氏 名	所 属
森 孝 順	財団法人自然公園美化管理財団
西 宮 洋	国際協力事業団派遣専門家(カンボジア国)